

日清・日露戦争期日本陸軍における「軍夫」と「輜重輸卒」の実態

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-07-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤岡, 佑紀 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20924

明治大学大学院文学研究科

2019年度

博士学位請求論文

日清・日露戦争期日本陸軍における
「軍夫」と「輜重輸卒」の実態

The Realities of "Military Laborers" and
"Transport Soldiers" in the Japanese Imperial
Army from the Sino-Japanese War to the
Russo-Japanese War

学位請求者 史学専攻

藤岡 佑紀

目次

序章	1
第1節 日本 of 兵站における「軍夫」と「補助輸卒」	1
第2節 先行研究の整理	2
第3節 本論の視点	4
第1章 日清戦争直前の輜重整備	8
第1節 第一回試験	8
第2節 第二回試験	12
第3節 第三回試験	16
第4節 第四回試験	20
第5節 日清戦争前の日本国内の道路事情	21
第2章 日清戦争の軍夫に関する一考察—日清戦後の軍夫騒擾から—	27
第1節 軍夫給与をめぐる騒動と新聞報道	27
第2節 請負人側の反論	30
第3節 軍夫騒擾の争点	32
第4節 各師団の事情と陸軍の対応	34
第3章 北清事変における軍夫と列国軍	44
第1節 日本軍による軍夫雇用	44
第2節 日英組によるイギリス軍への日本人軍夫供給	46
第3節 列国軍による日本人「移民」雇用	48
第4節 北清事変の軍夫をめぐる新聞報道	52
第5節 列国軍による人夫・苦力の使用	54
第4章 日露戦争の軍役夫	62
第1節 日露戦争における軍役夫規定と軍役夫の運用	62
第2節 日露戦争の軍夫熱	68
第5章 「補助輸卒」の成立	81
第1節 日清戦争での軍夫をめぐる軍紀問題	82
第2節 日清戦争初期における人馬現地調達の実態	84
第3節 1898年の輜重輸卒第一補充兵の大増員	86
第4節 北清事変における補助輸卒隊動員計画	94
第6章 「蝶々蜻蛉」と日露戦争	103
第1節 北清事変における列国軍の輜重	103
第2節 北清事変の補助輸卒隊評価と補助輸卒編成の改正	108
第3節 日露戦争における「蝶々蜻蛉」の実態	112
終章	126

序章

第1節 日本の兵站における「軍夫」と「補助輸卒」

本論文では、1894（明治27）年に勃発した日清戦争前後から1904年に起こった日露戦争までの、日本の「軍夫」と「補助輸卒」の考察を行う。

「軍夫」とは、「軍隊に従属して雑役に従う人夫」¹「戦時に雇用される傭役人夫。野戦軍に随行して弾薬・糧秣・諸資材の輸送に従事する」²などと定義されている。日本では古くから、主に多数の手が必要になる輸送任務などに従事してきた。彼らは軍の輜重・兵站を担う重要な存在であったと言える。

そんな軍夫の存在は、それぞれの支配体制や時代背景などを理由に大きく異なるものであった。

幕藩体制下の1866（慶応2）年に起こった長州戦争では、幕府軍は百姓が課される夫役の一環として軍夫を徴集した。供出される百姓は村ごとに籤引きなどで選ばれ、村や百姓も自らの負担する役であるとの認識を強く持っていたとされる³。

その後戊辰戦争では新政府軍も同様の制度を用いたが、新政府軍・旧幕府軍ともに思うように人が集まらず、前線に近い宿駅などではこうした二重徴発などに悩まされたという。こうした状況に対し、両軍は強制徴発や高額の給金などで対処した⁴。軍夫に出る者の中には、兵賦経験のある者や何度も軍夫を務める者もあり、その大半は貧農層であった。軍夫が貧農層による賃稼ぎの側面を持つようになったのである⁵。

1877年に勃発した西南戦争では、それまでのように農民を夫役として徴発することは不可能であった。そのため、動員の方法は主に「請負人を通じて全国各地から雇用する」「かつての宿駅の助郷にあたる非常夫を動員する」「九州および周辺各県からの徴発」の3種類が用いられた。2番目の方法は、幕藩体制下における助郷役の名残といえよう。3番目の方法は一見旧態依然とした手法のように見えるが、それまでと異なるのは日限を決めて募集され、賃金も支払われた点であった⁶。反面、前近代的な強制や戦争の長期化で日限が守られなくなったことなどから軍夫の放免願や脱走事件が多発、天草では軍夫拒否による武装蜂起も起こっている⁷。各部隊では、これらへの対処として増給などを行い、陸軍は出費の増大を迫られたのであった。農民の側にも、約10年前の夫役から意識が大きく変わったことがうかがい知れる。

このように、軍夫は1860年代から70年代のわずか10年強の間にも大きな変化を見せていた。

その後、1894年に勃発した日清戦争において、兵士とは別に軍に臨時雇用された軍夫が物資輸送を中心とした様々な任務にあっていたことはよく知られている。その数は陸軍がまとめた統計を見てもはっきりとしていない。師団ごとにまとめた統計では合計48,185人（うち国内の守備隊を除く戦地派遣者は39,344人）となっている⁸が、それとは別に「内国人夫職工傭役人員」の題でまとめられた統計では人夫職工等あわせて152,365人が雇用された⁹とされている。

続いて「補助輸卒」だが、まずは輜重輸卒について説明する必要があるだろう。先行研究や日記の編纂などにおいて、輜重兵と輜重輸卒についてはしばしば誤解が見られるものであ

る。日清戦争当時の輜重輸卒の回想では「余等ノ任務並ニ編成ニ就テ（中略）駄馬ヲ以テ編成シ駄馬一頭ニ輸卒一名付属スル（中略）輜重兵ヨリ成ル監視人三名之ヲ指揮ス」¹⁰と述べている。ここに記されているように、輜重輸卒は駄馬による輸送を行う雑卒、輜重兵は輸卒をはじめとした輜重部隊の指揮・監視等を行うものであり、実際の戦争でもそのような任務についていたことがわかる。

では「補助輸卒」とは何かというと、補助輸卒隊という部隊に配属された輜重輸卒のことを指す。そのため「補助輸卒」という階級はなく、彼らの階級はあくまで輜重輸卒である。補助輸卒隊は日清戦争までは存在していなかったため、「補助輸卒」もまた日清戦争までは見られないものだったことになる。彼らは基本的に馬は扱わず、徒歩車両（荷車）を用いた輸送任務についていた。

この「軍夫」と「補助輸卒」に共通しているのは、どちらも日本陸軍の兵站・輜重の末端部分を担う存在であったこと、そしてどちらも日本陸軍の「兵站軽視」の象徴として扱われることが多いことである。先行研究において、日清戦争の軍夫は多数の民間人を軍隊に組み込むという「驚くべき兵站輜重軽視の思想」¹¹を持った日本軍の前近代性の象徴と見なされてきた。そして日露戦争の「補助輸卒」は「輜重輸卒が兵隊ならば、蝶々蜻蛉も鳥のうち…」と揶揄されたとされている¹²。

ところで、兵站とはそもそもどういう性質のものだろうか。かつてマーチン・ファン・クレフェルトは、兵站術を「軍隊を動かし、かつ軍隊に補給する実際的方法」¹³と定義した。のちにクレフェルトは、兵站を「何が可能かに関わる術」と抽象的な形で定義している¹⁴。

日本軍、特に陸軍は戦後から現代に至るまで、しばしば「兵站軽視」と批判されてきた。クレフェルトの視点に立つ場合、「何が可能か」を忘れた作戦偏重に陥って戦線を過剰に拡大し、大量の餓死者や輸送船撃沈による死者を出したのはまぎれもない事実である。兵站を非常に軽視していたと言わざるをえないだろう。ただしこれは1930年代から40年代の話である。果たしてそれよりもはるか以前、日清戦争や日露戦争の陸軍に対しては、この批判はそのまま当てはめることができるのかという疑問が残る。

第2節 先行研究の整理

これまでの兵站通史においては、日清戦争から日露戦争期の軍夫や輜重輸卒が研究対象となることはほとんどなかった。そもそも日清戦争から日露戦争期を含む研究が非常に少なく、輜重兵史刊行委員会¹⁵および山本正樹¹⁶のものがある程度である。いずれも元軍人、自衛官によるもので輜重全体や輜重兵に関する内容が中心となっており、輸卒に関しては多くを割けない面もあろう。また史学の側からは保谷徹が明治期前半の通史を試みているが、これは1880年代前半までにとどまっている¹⁷。

軍夫に関する先行研究は日清戦争のものが多い。研究に進展が見られたのは、日清戦争100周年にあたる1990年代になってからであった。これ以前にも神奈川県下の自由党壮士に焦点を当てた乾照夫¹⁸や、戦地となった朝鮮での軍夫徴用について研究を行った朴宗根¹⁹がおり、大陸へ渡った軍夫の日記が紹介されたこともあったが、日清戦争の軍夫という存在そのものについて研究が行われたのは90年代の大谷正、原田敬一らが初めてである²⁰。その後も第二師団の軍夫の手紙等から国民意識の形勢について研究した大谷²¹や、

第二・第三師団による軍夫募集における強制性を徴兵忌避の視点から分析した池山弘²²らがいるほか、日本人以外についても、宮内彩希²³など、その研究内容は多岐にわたっている。ただし、国内の軍夫に関する内容に限定すると、第二、第三師団管轄下の事例にやや偏っている感は否めない。

1994年の時点で大谷は、日清戦争の軍夫に関する研究課題を5点指摘している²⁴。ここに当該論文で取り上げられていた研究内容を加えると、日清戦争の軍夫の研究課題は

- ① 軍夫の動員と組織のされ方（特に近代軍の中における近代軍と矛盾した軍夫の存在）
- ② 軍夫の被害
- ③ 日清戦争後の日本陸軍の輜重・兵站組織改革の基礎的・制度的検討
- ④ 加害者としての日本人軍夫
- ⑤ 朝鮮人・中国人の人夫の実態とその被害
- ⑥ 軍人と軍夫の戦場体験による日本の対外観・ナショナリズムへの影響
- ⑦ 軍夫の組織化と日本社会へ戻るための社会政策

以上の7点となる。先述の先行研究では、①および②が池山、⑤が朴、宮内、山村健²⁵、⑥は大谷が該当すると思われる²⁶。

しかしこうした多岐にわたる先行研究にあっても、日清戦争下の軍夫が日本陸軍の中でどのような意味を持っていたのか、そこにはどのような日本陸軍特有の性質があったのかは、それぞれの研究課題によって意見が分かれている。近年特に目立つのはナショナリズム高揚からくる義勇兵熱の派生として日本のナショナリズム形成を見る大谷、佐谷眞木人²⁷らの視点と、政府や軍による夫役的な徴発と見る池山らの視点である。その一方で、従来強く持たれていた驚くべき兵站軽視の思想により使用された軍夫という意識は、軍夫に関する研究の進展、さらに馬など日本の輜重を取り巻く環境に関する研究が進んだこともあって、研究者の中ではそうした意識は薄くなっているようである。ただし、2015年に軍夫の日記を復刻した河田宏が藤原彰の記述を引用しつつ「外征できる軍備は整備できたが、輜重関係は整っていなかったので、（中略）『日清戦争では輜重のための馬に代えて、一般国民を人夫として多数戦場に連行し斃死させた』」²⁸と軍夫を説明するなど、軍夫を兵站輜重軽視の表れと見る意識はまだ根強く残っているのも現実と言える。

それが日清戦争より後になると、軍夫に関する先行研究は非常に少なくなる。

北清事変²⁹の軍夫については、大谷正³⁰と斎藤聖二³¹による言及があるほか、当時の新聞記事に関する研究を行った片山慶隆³²が、軍夫に関する記事内容を掲載している。しかしいずれの論考も北清事変におけるごく一部の例に限定したものであり、列国軍からだけでなく、日本側から見た軍夫雇用についての全体像についても把握することはできていない。

日露戦争の軍役夫に関する先行研究は、韓国・清国における強制的な人夫徴発とそれに対する抵抗という植民地での民衆運動史視点によるもの³³がほとんどである。一方、日本人の軍役夫に関するものは皆無と断言できる状況が続いていた。ようやく2017年になって須藤遼³⁴が研究を行ったが、それ以降はまだ進展は見られない。

「補助輪卒」についてはこれまで先行研究が非常に限られており、大江志乃夫による1976年の日露戦争研究³⁵にほぼ集約されていた。これ以降も大江の研究³⁶以外は皆無に近い状況である。そのため、この他の日露戦争の先行研究においても補助輪卒に関しては大江

の研究が踏襲されており、当時の日本軍の兵站軽視を象徴する事例として描かれることが多いように思われる。

大江は「補助輸卒」の大半は第二補充兵で物資輸送などの労役に適さない体力的に劣る者が多かったとしており、軍紀の適用が難しく賃金も高かった日清戦争の軍夫にかえて導入された、兵卒の身分にとりこまれた労役夫にすぎないと断じた³⁷。その後『明治三十七・八年陸軍政史』の復刻や大江自身のボーア戦争に関する研究などもあってか、日露戦争当時の日本軍全体に対する兵站軽視の主張は若干トーンが下がっている印象があるが、「補助輸卒」に関しては記述の内容自体がほとんど変化していない。

一方、補助輸卒隊の成立について大江は、日露戦争で初めて導入されたものとしてきた³⁸。具体的な経緯についての記述はないが、日露開戦に際して急遽導入されたものであるかのような書き方になっている。これに対し、補助輸卒隊が最初に導入されたのが日露戦争ではなくその4年前の北清事変だったことを明らかにしたのが斎藤聖二である³⁹。斎藤によれば、北清事変の補助輸卒隊はそれまで「輜重輸卒補充兵団」という呼称だったものを拡充して作られたものであり、「人夫の服装への悪評ならびに清国人と誤認されないための対策として、補助輸卒として制服を着せた処置はきわめて有効であった」⁴⁰としている。ただし、この「輜重輸卒補充兵団」については具体的な記述は見られない。

これらの点から考えると、補助輸卒隊、特に日露戦争の「補助輸卒」については事実上3~40年ほど研究が進んでいないとも言える状況である。再考する必要は充分あると思われる。

第3節 本論の視点

ここまで述べてきた先行研究、特に日清戦争の軍夫研究において、それぞれの視点と問題意識の関係で個人差はあるものの、研究者の中では軍夫を兵站軽視の象徴と見る傾向が薄くなっていると述べた。しかし、たとえば大江は日清戦争の軍夫に関する研究は行っていないが、「補助輸卒」に対する大江の視点を見る限りでは、1970年代あるいはその前から「軍夫は兵站軽視の産物」という認識が強かった可能性は高い。それが、1990年代前半から2000年代のわずか10~15年程度の間に変化が生じたことになる。

クレフェルトによれば、兵站の歴史は概ね2種類の視点に分類されてきたという。一つは軍需品倉庫の時代からナポレオン時代の略奪戦争を経て普仏戦争以降の基地からの永続的補給へと続く、兵站術のシステムの近代化を一つの線としてとらえる方法。もう一つは、馬匹牽引車から鉄道そしてトラックへと続く輸送技術の向上から見る方法である⁴¹。このクレフェルトの指摘自体は1980年頃の世界史、軍事史におけるものであるが、軍夫や「補助輸卒」について見る場合には後者の視点が用いられてきたように思う。彼らに共通しているのは、日本軍が輸送のある程度の部分を人力に頼っていたという点である。鉄道やトラックどころか馬ですらない。彼らが「兵站軽視」の象徴的扱いをされてきた理由としては、こうした視点も背景にあったと考えられる。

しかし、「何が可能に関わる術」という視点に立った場合、状況は大きく変わってくる。この視点でいけば、特に兵站軽視と断定されることが多い現地徴発や略奪などの行為も、時には兵站軽視とは言えないこともあるのである。国内から確実に後送できる物品であればそう言えるだろうが、たとえば生肉や生野菜といった生ものはどうか。輸送中や倉庫で

保管している間に腐ってしまうことは容易に想像できるだろう。実際に日清戦争では、横浜から宇品の陸軍糧秣予備倉庫に送った玉菜 1,315 個が船中の熱気で腐ってしまうといった事例も起こっている⁴²。このように、国内からの永続的補給という近代化されたはずの兵站術システムのほうが非現実的かつ不可能な方法であり、後世の人間がこれらの達成を要求した場合、むしろこちらの「近代化」視点のほうが「兵站軽視」そのものと化すのである。

ここではやや極端な例をあげたが、軍夫と兵站に関する視点の変化は、以前のようなシステムや技術の近代化といった視点に対して「何が現実的に可能か」という視点を取り入れる作業が、研究者の中で彼らも気づかぬうちに行われたのが一因ではないだろうか。また日清戦争に対して特にこのような傾向が強いのは、日清戦争全体に対する研究が 90 年代以降急速に進んで政治・外交面等でも視点が大きく変化、かつ分野が多様化したこともあるのだろう。この当時の日本を取り巻く様々な要因を見る中で、それまでの視点で当時の軍や政府に要求してきた内容が不可能な要求であったと判明したためと思われる。「兵站軽視」自体に 1945 年の敗戦という結果から逆算する側面もあったかもしれない。

こうした変化が起こる一方で、日清戦争の日本人軍夫の実態については各研究者の問題意識が先行しすぎている感がある。ナショナリズム形成過程を追う視点と政府・軍による「徴発的使役思想が消えない労役供給政策」⁴³を本質とする視点に集中しているがゆえに、多く存在していたと思われる自らの生活（生存）のために応募・雇用された軍夫の存在が抜け落ちている。また北清事変や日露戦争の軍夫および「補助輸卒」についてはそもそも先行研究の数が少なく、「何が可能か」という視点を向けられる機会自体が乏しかった。

以上の点を踏まえ、本論では日清戦争から日露戦争期における「軍夫」と「補助輸卒」の実態を探るとともに、日本の兵站・輜重を取り巻く様々な環境を考慮しつつ、この当時の日本陸軍の「軍夫」と「補助輸卒」をどう位置付けるか、検討していきたい。

なお「軍夫」という呼称については、もともと江戸時代以前の夫役・賦役などに用いられた言葉であること、公文書に用いられていないこと、といった理由から用いるべきではないという主張もある⁴⁴。日清戦争時の公文書では軍夫以外にも「軍役人夫」、「人夫」など様々な用語が用いられており、『日清戦争統計集』などでは「人夫」で統一されている。また新聞等でも「軍夫」の語が統一して用いられるようになるのは開戦からしばらく経過した 1894 年 10 月ごろである。しかし本論では、対象となる時期が主に下関条約締結後の 1895 年 6 月以降であること、日清戦争に関する内容は当時の新聞記事を中心としたものになることから、基本的に「軍夫」の呼称に統一する。ただし、日露戦争で実際に雇用された者たちについては「軍役夫」の呼称を用いているが、これは 4 章で改めて記す。

1 『広辞苑第七版』（岩波書店、2018 年）p.889。

2 宮地正人・佐藤能丸・櫻井良樹編『明治時代史大辞典 第一巻』（吉川弘文館、2011 年）p.833。

3 久留島浩「近世の軍役と百姓」『日本の社会史 第 4 巻 負担と贈与』岩波書店、1986 年）pp.275-276。

4 保谷徹「近世近代移行期の軍隊と輜重」歴史学研究会編『歴史学研究 No.882』（青木書店、2011 年）p.17。

5 小林紀子「戊辰戦争時の軍夫役—その性格と位置づけ」『論集きんせい』第 25 号（近世

史研究会、2003年）p.45。

6 当時の日記史料には、夫役と違い賃金が支払われることに感動したという農民の証言が残されている（長野浩典『西南戦争 民衆の記一大義と破壊』（弦書房、2018年）p.63）。

7 保谷徹「近世近代移行期の軍隊と輜重」p.20。

8 陸軍省編『日清戦争統計集 上巻一』（海路書院、2005年）pp.41-114。

9 陸軍省編『日清戦争統計集 下巻一』（海路書院、2005年）pp.334-335。

10 小野六蔵『従軍日記』（小野六蔵、1895年）pp.10-11。小野は第一師団配属の輜重輸卒。この小野の日記は、旅順事件研究において参考文献とされることが多い。

11 大谷正『『文明戦争』とその矛盾』（石村修、小沼堅司、古川純編『いま戦争と平和を考える』国際書院、1993年）p.213。

12 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争 五〇〇通の軍事郵便から』（朝日新聞社、1988年）p.241。

13 マーチン・ファン・クレフェルト『補給戦—何が勝敗を決定するのか—』佐藤佐三郎訳（中央公論新社、2006年）p.10。初出1977年。

14 クレフェルト『新時代「戦争論」』江戸伸禎訳（原書房、2018年）p.132。

15 輜重兵史刊行委員会編『輜重兵史』（輜重兵会、1979年）。

16 山本正樹『兵站史』（山本正樹、1990年）。

17 保谷徹「近世近代移行期の軍隊と輜重」。

18 乾照夫「軍夫となった自由党壮士」地方史研究協議会編『地方史研究 第177号』（名著出版、1982年）。

19 朴宗根『日清戦争と朝鮮』（青木書店、1982年）。

20 最初の集大成としては大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史—「文明戦争」と民衆』（フォーラム・A、1994年）がある。このうち、原田「日本国民の参戦熱」、北原糸子「都市東京と軍夫」、大谷「『文明戦争』と軍夫」で軍夫が取り上げられている。

21 大谷正『兵士と軍夫の日清戦争』（有志舎、2006年）、『日清戦争 近代日本初の対外戦争の実像』（中央公論新社、2014年）。

22 池山弘「愛知県に於ける日清戦争従軍の軍役夫」四日市大学学会経済学部部会編『四日市大学論集 第18巻第1号』（四日市大学学会経済学部部会、2006年）、「愛知県中島郡下津村に於ける日清戦争軍役夫の募集」四日市大学学会経済学部部会編『四日市大学論集 第18巻第2号』（四日市大学学会経済学部部会、2006年）。

23 宮内彩希「日清戦争における朝鮮人人夫の動員」日本植民地研究会編『日本植民地研究 第22号』（日本植民地研究会、2010年6月）。

24 大谷正『『文明戦争』と軍夫』pp.224-225。

25 山村健「日清戦争韓国の対日兵站協力」『戦史研究年報 第6号』（防衛研究所、2003年3月）。

26 ただし大まかに分けたものであり、特に大谷、池山は他の論点に対しても言及されている。また④の視点に踏み込んだ研究としては原田敬一「軍夫の日清戦争」東アジア近代史学会編『日清戦争と東アジア世界の変容』（ゆまに書房、1997年）を挙げることができる。

27 佐谷眞木人『日清戦争—「国民」の誕生』（講談社、2009年）。

28 河田宏『日清戦争は義戦にあらず—秩父困民党から軍夫へ』（彩流社、2016年）p.5。藤原引用部分は藤原彰『天皇制と軍隊』（青木書店、1978年）p.74。

29 この事変は日本国内でも「清国事変」「義和団事件」「義和団戦争」など様々な呼称があるが、ここでは「北清事変」に統一する。

30 大谷正「義和団出兵／日露戦争の地政学」小森陽一・成田龍一編『日露戦争スタディーズ』（紀伊國屋書店、2004年）。

31 斎藤聖二『北清事変と日本軍』（芙蓉書房出版、2006年）。

32 片山慶隆「義和団戦争と新聞報道—『二六新報』を中心に—」『歴史評論 No.811』（校倉書房、2017年11月）。

33 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』（岩波書店、1976年）pp.556-563、趙景達「日

-
- 露戦争と朝鮮」安田浩・趙景達編『戦争の時代と社会』（青木書店、2005年）、小川原宏幸「日露戦争と朝鮮」趙景達編『近代日朝関係史』（有志舎、2012年）など。
- ³⁴ 須藤遼「日露戦争期軍役夫制度の設計と運用」三田史学会編『史学 第八六卷第四号』（三田史学会、2017年3月）。
- ³⁵ 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』pp.550-556。
- ³⁶ 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争 五〇〇通の軍事郵便から』、同『世界史の中の日露戦争』（立風書房、2001年）。
- ³⁷ 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争 五〇〇通の軍事郵便から』p.241、大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』p.553。
- ³⁸ 同前。
- ³⁹ 斎藤聖二『北清事変と日本軍』p.123。
- ⁴⁰ 同前。
- ⁴¹ クレフェルト『補給戦—何が勝敗を決定するのか—』pp.385-386。
- ⁴² 「経理局より 宇品陸軍糧秣倉庫貯蔵品更換補填の件」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06022213200、明治28年3月 「27 8年戦役日記 乙」(防衛省防衛研究所)。
- ⁴³ 遠藤芳信『近代日本の戦争計画の成立—近代日本陸軍動員計画策定史研究—』（桜井書店、2015年）pp.848-849。
- ⁴⁴ 遠藤芳信『近代日本の戦争計画の成立—近代日本陸軍動員計画策定史研究—』pp.847-848 など。

第 1 章 日清戦争直前の輜重整備

はじめに

日清戦争が勃発する 3 年前の 1891 年から、陸軍は輜重車両の制式化を目的とした輜重車両の試験行軍を断続的に行っていた。こうした試験行軍自体は数年に一度は行われるものではあったが、この時期は十数日間にわたる大規模な行軍を 3 年間毎年、計 4 回にわたって行ったことが特筆される。

この日清戦争の前に行われた輜重車試験についてはしばらくの間、『輜重兵史』に 1891 年に行われた試験の結論部分の一部が紹介されただけであり、具体的な試験内容や典拠は示されていなかった¹。これが紹介されるようになったのは 2010 年代に入ってからで、1891 年と 92 年の試験については船井和美²に、1893 年 5・6 月の試験については武田尚子³によってそれぞれ紹介されている。ただし、これらの試験は輜重車両の制式化という目的のもとに、連続した流れの中で行われていったものであるものの、両氏の研究も個別かつ簡易的な紹介にとどまっている。

本章では、これらの試験内容を明らかにすることで、日清戦争直前にあたる 1890 年代前半に、陸軍がどのような形で輜重整備を行っていたのか、これらの試験行軍から日本が輜重を整備するにあたってどのような特徴を持っていたのかについて考察したい。

第 1 節 第一回試験

試験の概要と目的

表 1-1 第一回試験予定（1891 年 3 月 17 日出発）

日割	出発地	到着地	経過路	km
1	東京	長津田	溝口、桂田	35.35
2	長津田	曾屋	下鶴間、厚木、下糟屋、伊勢原	36.98
3	曾屋	関本	松田総領	20.62
4	関本、足柄峠往復		矢倉沢	8.51
5	関本	小田原	塚原	11.78
6	小田原	熱海	吉浜	25.96
7	熱海、軽井沢往復		軽井沢峠	12.55
8	熱海滞在			0.00
9	熱海	小田原	吉浜	26.40
10	小田原	藤澤	大磯、平塚	33.60
11	藤澤	川崎	戸塚、程ヶ谷、神奈川	31.85
12	川崎	東京	品川	20.18

行軍距離は全て里を km に訂正、以下同じ。

出典：「試験材料並に試験費追加の件」JACAR:C06081448700、明治 24 年「貳大日記 1 2 月」（防衛省防衛研究所）」

この試験に関する協議が開始されたのは 1890 年 8 月 5 日、輜重兵第一大隊へ訓令が発

せられたのは 9 月 30 日のことである⁴。

訓令によれば、この試験は糧食縦列に使用する一馬曳二輪車のものであり、輸送物と車輻との関係、馬匹と車両との関係、車両および輓具の改良、道路と車両との関係を調査するのが目的だった。

試験準備

使用する民間馬は、体力に優れた馬ではなくごく平均的なものを選ぶこととされた。戦時に多数の馬を徴発することを念頭に置いたためである。この用途に合う馬の選定を行った結果、第一師団におけるそれまでの各演習の経験から千葉県東葛飾郡の駕馬を借り上げることとなった。賃金は 1 日 78 銭、馬糧は実費支給とされ、使用中に廃馬もしくは死亡した場合は予定評価額で買い上げるものと定められている。なお、徴発された馬匹 35 頭のうち、性格または体格が不適格とされた馬は 8 頭だった。

試験行軍準備の中でとりわけ目を引くのが、試験での長途行軍の準備として、訓令を受領した 9 月 30 日から翌 3 月上旬までの間に 8 回にわたる小行軍を実施している点である⁵。行軍が実施された地域は、本試験で使用される道路以外にも現在の練馬方面や市川方面など、様々になっている。これらの行軍は、車両および輓具の改良、荷物重量の増減による車両運転の実験、輪卒の駕馬使馭法の訓練を目的としていた。馬は隊内の駄馬と民間の馬を併用された。駄馬の中から駕馬として使える可能性のある馬を選抜し、まず 7 日間の訓練を行った上で各小行軍に使用したのである。もともと輸送任務を担っていた隊内の駄馬は体力には優れるが駕馬に慣れておらず、民間馬は体力こそ劣るものの駕馬として常用されていた分、やや優れていたという。

この小行軍では、道路が大きな障害となっていた。坂道では通常よく見られる 12 分の 1 未満のものでも運転に支障を来すほどで、9 分の 1 を超えた急峻な坂路では人力も用いなければ上ることができず、約 6 分の 1 で車両での運転が不可能になった。さらに雨や氷雪融解の時期は道路が泥濘し、平坦な道路でも幾分の遅滞が生じるほどであった。

本試験の景況

3 月 17 日から行われた本試験は、初日から 2 つの大きな困難に直面した。

1 つめは多摩川の渡河である。この当時の大山街道には多摩川にかかる橋がなく、渡し船を用いなければならなかった。渡し船には車 3 両と駕馬 3 匹を載せることが可能であり、作業自体は順調であったと思われるが、渡河には 1 時間を要した。

もう 1 つは、登坂である。この日の午前中は道路も平坦でこれといった支障はなかったが、坂が続く溝口村から先は、朝からの降雨で道路が泥濘したこともあって人馬が滑走してしまい、一車ずつ登坂することを余儀なくされた。特に馬絹村にある約 400m、傾斜 1/10 の登り坂では、予備兵だけでは足りずに急遽人夫 20 人⁶を召集し、一車あたり 10~16 人を用いることでかろうじて進むことができたのである。かかった時間は 6 時間。このため、長津田到着が予定されていた初日は 7km ほど手前の荏田村泊まりとなった。これにより以降の日程は繰り下げられ、4 日目に予定されていた足柄峠往復行軍の中止が決定されている。

2 日目の行程は初日の残り約 7km のみになったが、長津田周辺では坂が続いていたため、

行軍は困難を極めた。この日は晴れており、坂の勾配自体も急ではなかったが、前日の雨による道路の泥濘で馬蹄および車輪による陥没がはげしかったのである。前日のように助手を必要とするほどではなかったものの、一両ずつ坂を通過したこともあって、この日の行程 7km にかかった時間は 6 時間 10 分。1 時間に 1.33km しか進めない計算であった。

3 日目は、この日の宿营地曾屋村の手前で善波峠を登る行程になっていた。9 時 15 分に出発した一行が善波峠の麓に到着したのは 19 時 10 分。小休止と馬へ水を与えたのち登坂を開始し、峠の頂上に到達したのは 23 時のことだった。この間の距離は 820m で、傾斜 1/10 が 450m、1/8 が 280m、1/5 が 90m である。急こう配だったにも関わらず初日の馬絹村の坂よりも時間がかからなかったのは、道路が乾燥し状態が良好だったからだろう。

その一方で、この日の行軍にはさほど影響がなかったが、状況次第では行軍に大きな支障をもたらす可能性が示唆されているのが、多数の灌漑の存在である。道路の周辺は水田地帯になっているため灌漑が多く、それぞれの灌漑には 1.3~1.4m の石橋が架されていた。しかしこれらの石橋には車輪が嵌入する箇所が散見され、橋の修理をそのつど施しながら進まねばならなかったのである。報告書では、昼間であったため橋を修理することができたが、もし夜間であれば一步も行進することができなかつたであろうと記されている。

このように、大山街道では苦闘の連続だった行軍も、熱海一軽井沢峠の往復を経た後に小田原から東海道へ入ってからは順調であった⁷。道路は平坦かつ砂礫も強固なものであり、途中に架かっている橋梁は、一部の流失していた橋を除けば堅固だった。そのため、大山街道と東海道での行軍時間には非常に大きな差が生じたのである（表 1-2）。

表 1-2 東京一関本間、小田原一東京間の行軍比較

地名	距離	行進時間	休憩時間	平均速度
東京一関本	80	60:55	26:55	1.313
小田原一東京	86.2	25:10	28:10	3.425

注：距離は km、速度は km/h

出典：「試験材料並に試験費追加の件（2）」JACAR:C06081448800、明治 24 年「貳大日記 1 2 月」（防衛省防衛研究所）

8 日目に休養日があったとはいえ、それまでの行程で疲労困憊しているはずの馬でもこのような結果になったのは、道路状況の違いが大きく影響していると考えられる。

試験に大山街道が用いられたのは、この街道を野砲隊が行軍したことがあったため、野砲隊が通過可能ならば輜重車両も通過可能と判断されたのだという⁸。しかし実際には、野砲隊馬と輜重駕馬および徴発馬との腕力の差もあって、同じようにはいかなかったのであった。

徴発駕馬と車両に関する所見

この試験で使用した馬は、先述の通り駕馬の中では平均的な馬だった。曳力に優れた民間の駕馬は宿駅にわずかにいるのみで、これらで戦時の需要を満たすことは不可能だからである。この試験のために借り上げた馬には蹄鉄を施し、隊馬と同じ飼料が与えられた。

表 1-3 第一回馬匹の景況

番号	産地	年齢	尺	体重		車両重量	荷物重量	合計重量	行軍終結後の景況	
				行軍前	行軍後					
1	南部	10	4.45	70.6	64.8	50.175	66	116.175	最疲労	廃馬
2	三春	8	4.65	73.2	67.2	50.175	66	116.175	やや疲労	使役に堪える
3	三春	8	4.55	79.8	73.2	50.175	66	116.175	疲労なし	使役に堪える
4	三春	11	4.75	73	68.6	50.175	66	116.175	疲労なし	使役に堪える
5	南部	10	4.6	81	75.7	50.175	66	116.175	最疲労	廃馬
6	三春	9	4.8	75.7	66.7	50.175	66	116.175	疲労なし	使役に堪える
7	三春	10	4.7	82.4	80.7	50.175	66	116.175	疲労なし	強健
8	三春	11	4.65	70	63.8	50.175	66	116.175	やや疲労	使役に堪える
9	三春	10	4.65	73		50.175	66	116.175		10日目斃れ
10	南部	10	4.85	85.6	80.6	54.02	72	126.02	最疲労	廃馬
11	三春	10	4.7	79.7	69.9	54.02	65.45	119.47	疲労なし	やや強健
12	南部	8	4.7	72.6	69.4	54.02	47.3	101.32	疲労なし	強健
13	三春	11	4.65	79.4	73	54.02	72	126.02	最疲労	廃馬
14	三春	8	4.6	75.3	69.7	55.5	72	127.55	やや疲労	使役に堪える
15	三春	10	4.75	77.5	71.6	54.6	66	120.6	やや疲労	使役に堪える
16	三春	8	4.75	72.2	66.2	54.6	66	120.6	疲労なし	使役に堪える
17	三春	12	4.65	73.8	66.7	54.6	66	120.6	疲労なし	使役に堪える
18	三春	11	4.65	76.4	69	54.6	66	120.6	やや疲労	使役に堪える
19	三春	9	4.75	77.4	68.4	54.6	68.4	123	疲労なし	使役に堪える
20	南部	8	4.7	76.1	69.1	54.6	68.4	123	疲労なし	使役に堪える
21	三春	11	4.55	69	64	50.175	44	99.175	最疲労	廃馬
22	南部	8	4.85	81.6	79.6	50.175	44	99.175	やや疲労	使役に堪える
23	三春	9	4.55	77.2	70	50.175	44	99.175	最疲労	廃馬
24	三春	10	4.65	80.6	68.5	50.175	44	99.175	最疲労	廃馬
25	三春	8	4.56	70.4	60.7	50.175	44	99.175	最疲労	廃馬
26	南部	11	4.6	69.1	63.5	50.175	75	125.175	最疲労	廃馬
27	仙台	9	4.65	78.6	69.5	50.175	75	125.175	疲労なし	使役に堪える
28	三春	14	4.55	73	62.6	50.175	75	125.175	最疲労	廃馬
29	南部	13	4.85	77.3	71.6	50.175	70	120.175	最疲労	廃馬
30	南部	9	4.55	77	62.4	50.175	72	122.175	最疲労	廃馬
113	南部	12	4.65	94.3	90				疲労なし	強健
227	南部	10	4.15	94.8	91.9				疲労なし	強健
261	南部	8	4.65	88.8	85.7				疲労なし	強健

注：体重および重量の単位は貫

1～30 は徴発馬匹、113～261 は隊馬

出典：「試験材料並に試験費追加の件（2）」JACAR:C06081448800、明治24年「貳大日記 12月」（防衛省防衛研究所）。第二表、第五表、第六表より作成。

馬には当初荷物量3駄積分75貫+車両50貫の計125貫⁹をひかせていたが、先述のように初日は道路条件が悪いこともあって大きな支障をきたしたため、2日目からは荷物量を50貫、計100貫に減らした。それでも馬が余力を残している様子は見られず、試験行軍が終了した後の馬はみな輓具による負傷が見られ、体重を平均6.837貫¹⁰落とす結果になったのであった。報告書ではその理由を、馬の曳力は体重に比例していること、徴発駕馬は普段粗食と懶惰に慣れているため持久力がないことにあると分析し、現状の徴発駕馬に適切な重量は70～80貫¹¹と結論付けている。試験に使用された民間駕馬30頭のうち、使役に耐えられず廃馬となったのは12頭、行軍途中で斃れたのが1頭にのぼった。疲労の様子を見せず、強健と判断されたのはわずか2頭にすぎない（表1-3）¹²。

一方、車両に関しては、全体の構造に対しては堅牢かつ適切で軍用に適するとしながらも、20項目近い要望が出されている。目立った例としては、車框の幅員（66cm）が挙げられる。狭くかつ中途半端な広さだったため、米俵などの物品積載に支障が生じていたこと、轆木が馬の腹に当たり肋骨付近の負傷を招いていたことが指摘されていた。また、この轆木に対しても、副鉄を付着しなかった車両28両のうち轆木が破損した車は7両にのぼり、副鉄をつけなければ脆弱で戦用には適しないと述べられているほか、列車での大量輸送に備えて輜重車の轆木を着脱可能にする案が提示されている。

第一回試験の結論

委員会の出した結論は、一馬曳二輪車の採用は得策ではないというものであった¹³。ただし、今後も同様の試験を行うことは無益ではないとしている。

この結論に至る理由としては、次のような内容が挙げられていた。日本は大半が山脈であり、平地には水田と川が多く、道路は大半が自然の傾斜を利用したものである。既に改良されている道路でも、軍事的に利用可能なものは東海道などごく一部の主要道路にすぎず、橋の喪失などの事態に遭遇した時には他の道路で代用することができない。今回の試験で東海道と大山街道の結果に大きな差が生じたのはその証左と考えられる。一方で、国内道路に対応するために車両の重量を減らせば脆弱になり、積載量を減らせば車両を用いる価値自体が薄れる。また、道路が車両の使用に適していないため民間の駕馬数が少なく、馬産の景況も振わない現状では良馬の入手も難しい。

このように、一馬曳二輪車の不採用の理由として指摘されたのは車両本体に関するものではなかった。この決定には国内の道路事情と馬産が大きな影響を与えていたのである。

第2節 第二回試験

1891年3月の試験終了後、監軍部から陸軍大臣へ再試験の建議がなされたのは同年の6月8日、軍務局から再試験の認可がおりたのは7月7日である¹⁴。このときの軍務局の回答では、第一回の試験結果は満足できるものではなく、また車両の問題は1度の試験結果で良否を決定することができない「輜重ノ一大問題」¹⁵であると記されている。

その後8月15日に、今度の試験では輜重兵第三大隊を使用すること、第一回と同様の準備小行軍を約5回行ったのち、1892年2～3月に10泊以上の長途行軍を行うことが上申された¹⁶。

試験行軍の日程

長途行軍は、表1-4の20日間の日程が設定された。

名古屋から東海道を東へ向かい、静岡で往復するシンプルなルートである。

この日程は、参謀本部の意見によって変更が行われたという経緯があった。当初の予定では、8日目に静岡へ到着して9日目を休養日、13日目が舞坂、14日目が豊橋までで15日目を豊橋で休養とする案が提出されていた¹⁷。これに対し参謀本部は、9日目の静岡到着まで休養日がない点、全ての行程が20～24km程度で収まっている点に懸念を示し、最初の3～4日後に休憩をとり輓具等の修補等を行って人馬の疲弊を防ぐこと、戦時に1日

表 1-4 第二回試験（1892年3月1日出発）

日割	出発地	到着地	経過路	km
1	名古屋	知立	熱田、鳴海、有松	24.87
2	知立	藤川	岡崎	22.47
3	藤川	豊橋	御袖、小坂井	23.56
4	豊橋滞在			0.00
5	豊橋	舞阪	二ノ川、白須賀、新居	26.40
6	舞阪	見附	浜松	24.55
7	見附	日坂	袋井、掛川	24.33
8	日坂	藤枝	小夜中山、島田	21.82
9	藤枝	静岡	宇都谷峠、丸子	20.62
10	静岡滞在			0.00
11	静岡	藤枝	丸子、宇都谷峠	20.62
12	藤枝	日坂	島田、小夜中山	21.82
13	日坂	中泉	掛川、袋井、見附	26.29
14	中泉	二夕川	浜松、舞阪、新居、白須賀	40.58
15	二夕川滞在			0.00
16	二夕川	蒲郡	豊橋、小坂井、伊奈	28.04
17	蒲郡	西尾	桐山、家武、江原	21.05
18	西尾	岡崎	櫻井、矢作	18.76
19	岡崎	挙母	岩津、九久平	17.02
20	挙母	名古屋	諸輪、平針	28.91

出典：監軍部編『一馬曳二輪車試験行軍実施報告』（久田早苗、1893年5月）pp.4-5。

40km の行軍を行う可能性を想定した長距離里程の日を設けること、ただし設けるのは翌日が休養日の場合に限定することを主張した¹⁸。4日目の豊橋での休養日と14日目の40km超におよぶ行程は、この意見が反映されたものと考えられる。

試験の要領および準備

試験の目的は、10月24日に出された第一訓令の中で糧食縦列に用いる馬匹と車両との関係、車両挽具の改良、道路と車両との関係、各種物品積載の要領に関するものとされていた¹⁹。

ここでは小行軍を行うこと、最後の長途行軍の日程は未定であることなどが訓令されているが、一車あたりの積載量についての記載が目される。先述のように3月の試験では当初積載量は3駄積分だったが、この訓令では2駄積分を標準としたうえで3駄積における諸関係の実験も行うとされた。その方法は10月6日に監軍部から提出された甲第一二一七号に記載されており、車両30両のうち若干数を3駄積とし、他は2駄積とするというものであった²⁰。

また、この甲第一二一七号に記された試験目的では、小行軍では人員馬匹の馴致と車両挽具の改良、長途行軍ではこれに加えて道路と車両との関係、道路行進の景況とその難易、徴発駕馬の挽力と車両との関係の調査となっている。

小行軍は1892年1月下旬から計7回実施され、それぞれの日程は1日で終わるものから3泊するものまで様々であり、内容も多種の地形を用いるものであった²¹。なおこの小

行軍では徴発した民間駕馬ではなく隊馬が用いられた。

長途行軍で用いる駕馬は名古屋地方の民用馬を用いることとされ、愛知県庁によって集められた 40 頭が試験 3 日前の 2 月 27 日に検査を受けた。しかし、この検査では既に老衰した馬や病気を抱えた馬もあり、合格基準をかなり甘くしても徴雇できるのが 26 頭にすぎなかった。そのため、翌日さらに 10 頭を徴集・検査し、かろうじて残る 4 頭を徴雇することになったのである。予備馬の確保はできなかった²²。

長途行軍の景況

長途行軍では雨の日が何日もあり、さらには雪や霰の降る日も見られた。そのため道路が泥濘することもしばしばだったが、第一回のように大きな遅滞が生じる日はほとんど見られず、概ね午前 8 時に出発し昼食休憩をはさんで午後 2 時から 3 時前後には目的地に達していた。

また、名古屋市内天白川の橋²³、現・岡崎市の矢作橋²⁴、現・西尾市の米津橋²⁵は、前年 10 月 28 日に発生した濃尾地震の影響で中央部分が低下していたものの、いずれも橋自体が堅牢で幅員も広がったため、行進を大きく妨げることはなかった。

その中で、一行が非常に苦戦したと言えるのは 5 日目だった。前夜の大雨による道路の泥濘は三ツ坂の登坂がやや渋滞し、長さ 500m、傾度 1/5～1/10 の峻坂である汐見坂で縦列の長径が 400m に達した程度の影響だったが、新居から舞坂へは 4.35km の間に長さ 206～568m の橋梁 4ヶ所と土堤 3ヶ所を交互に渡るルート、すなわち浜名湖を通る道である。橋梁は粗薄な木造で幅は 3m、一部の橋は老朽化していた。土堤は幅が 2～3m だったが鉄道の側路にあたり、列車の運行に遭遇した場合には驚いた馬匹が湖中へ陥落する危険性があった。そのため渡橋は列車が運行していない時間まで待ち、各車 6～15m の距離を取って進んだ。それでも橋梁の動揺は甚だしかったという²⁶。

他にも 11 日目には、静岡の西端で誤って水田間の小道に入り、途中にある幅 1.3m の小橋で 1 両が片輪を落とし、ほかの 1 両が車馬ともに転覆するということが起こった²⁷。

全行程中最長距離となった 14 日目は、距離の関係で行軍時間こそかかったものの、大きな出来事は起こらなかった。ちょうど 5 日目を同じ汐見坂や浜名湖を通るルートであったため、前述の理由から列車の時刻を考慮して午前 5 時台に出発したことも功を奏した理由であろう。40km 超の行程で大休止・小休止をはさみながらも、かかった時間は 8 時間 40 分だった²⁸。

試験前の馬の選定に苦労したにもかかわらず行軍が第一回よりスムーズに行われたのは、輸送重量を軽くしたことに加えて、東海道の整備が比較的良好だったことが理由であろう。東海道は幅が広く概ね硬土で、一部の田畝村落を迂曲する軟土の地域を除けば、傾斜 1/4～1/8 の急峻な坂や、傾斜 1/7～1/12 程度だが 1.5～2.5km と非常に長い坂でもそれほどの困難は起きなかった。

ただし、試験中にはこれといった支障はなかったものの、岡崎―挙母間は車両に適した道路とは言い難く、蒲郡―岡崎間は里道で人力車の通行もまれであることから、車両が通過可能な道路とは言えないと報告書は結論付けている²⁹。

報告書では、積載重量を軽くしたことにより、積載重量と比較して制式車両が過重であ

表 1-5 第二回馬匹の景況

番号	産地	年齢	尺	種類	行軍前体重	行軍後体重
1	三河	11	4.58	駕馬	72	68.1
2	三河	11	4.5	駕馬	71.8	68.3
3	木曾	15	4.3	駕馬	69	66.6
4	木曾	5	4.47	耕馬	74.5	70.6
5	木曾	15	4.6	駕馬	76.4	74.7
6	三河	11	4.66	駕馬	72.4	72.3
7	三河	10	4.49	駕馬	67.5	69.1
8	三河	13	4.38	駕馬	66.5	66.7
9	木曾	5	4.4	駄馬	64.5	64.6
10	能登	10	4.46	駄馬	73	71.3
11	能登	11	4.58	耕馬	82.8	73.7
12	南部	16	4.66	耕馬	81.5	81
13	木曾	13	4.5	駕馬	75	69.8
14	仙台	11	4.7	駕馬	85.8	78.2
15	南部	11	4.66	駕馬	86.8	79.2
16	能登	5	4.49	駄馬	66.5	63.8
17	能登	14	4.83	駄馬	88.2	83
18	能登	14	4.5	駕馬	95.6	94.4
19	三河	14	4.48	駕馬	64.5	63.5
20	三河	16	4.4	耕馬	63.7	62.3
21	三河	12	4.5	駕馬	77	77.9
22	木曾	11	4.38	駕馬	71.6	67.2
23	木曾	12	4.2	駄馬	64.3	60.7
24	三河	12	4.68	耕馬	71.7	65.5
25	三河	8	4.55	駕馬	68.3	63.4
26	能登	7	4.54	駕馬	69.9	69
27	三河	9	4.37	駄馬	70	60.8
28	秋田	16	4.76	駄馬	87.4	82.4
29	木曾	14	4.36	駄馬	65.5	61.5
30	木曾	13	4.4	駕馬	70.8	67.9
31	仙台	12	4.63	耕馬	75.9	68.5
99	南部	9	4.7	駄馬	83.3	79
164	南部	8	4.88	駄馬	98.6	98.2
169	南部	8	4.62	駄馬	90.3	85.4
178	南部	8	4.72	駄馬	87	85

注：体重単位は貫

1～31 は徴発馬、99～178 は隊馬

出典：監軍部編『一馬曳二輪車試験行軍実施報告』（久田早苗、1893年5月）

り、重量を軽くする必要があると指摘している。この試験では制式車両以外に徒歩車両を改造した改造輜重車両も用いられていた。それらの改造車両は脆弱であったが積載量を2駄積にし、かつ制式車両より軽かったため、力の弱い駕馬でも他の駕馬よりかえって疲労が少なかったという。この結果から、制式車両の重量は少なくとも改造車両より軽いものにすべきというものであった³⁰。

第二回試験の結論

この試験でも、輜重車両の使用は不可という結論だった³¹。

その理由として挙げられたのは、またしても道路事情である。一般用の車両が使用可能になる程度の道路改良が徐々におこなわれてきてはいたが、特に小橋の続く水田間の道路では、輜重車両を通過させるにはまだ難しかった。また道路は狭少で土質が軟弱であり、これは車両運転の最大の障害となるものである。日本のように山路と小道が多い土地では道路の改良は容易ではなく、当時の道路・馬匹事情で輜重車両を利用可能にするためには、車両の構造を軽便にせざるをえないと述べられている。この試験では暴風雨の日があったにもかかわらず結果は良好であったが、夏の炎天下での結果を保証できるものではなく、車両の軽便化をはかりつつさらなる研究を要するとの意見が大勢だった³²。

その一方でこの報告書では、制式輜重車両を製作した際には戦時所用の車両数を専用機材と同様に格納しておくことと同時に、税制の優遇措置などを講じて民間に広く普及させ、有事の徴発・補充の助けとするべきであると主張している。また民間で使用されている輸送器具は、車両以外のものもほとんどが戦用には活用できないとも記されている。

民間の駕馬については、現状の駄馬編成を2駄積の車両編成に替えることで馬匹の徴集その他の費用を抑えることができるとしているものの、日本の民間馬は噛む・蹴るといった悪癖が多く、有事に徴発しても隊列を乱し制御が困難なため、去勢が緊要であるとの意見であった³³。

第3節 第三回試験

第三回試験は、前回の試験から1年2ヶ月後の1893年5月から6月にかけて行われた。

この回は以前に比べて、試験実施決定から実施日までの期間が短かった。第一回、第二回がともに約半年前に通達されているのに対し、第三回は試験実施決定が3月8日、試験委員が決定し訓令が出されたのは同28日のことである。試験は第二回に続いて第三師団輜重兵第三大隊が行い、輓馬は地方の民用馬が用いられるものとされた³⁴。その後4月22日に出された訓令では、試験車両は20両以内、審査内容は「車両の構造およびその運用の区域」「車両修正の点および修正方法」「糧食ほか器材運搬の用に適するか否か」の3点とされた³⁵。前2回に比べるとやや小規模なものになっている。なおこの回では準備行軍は行われていない。

試験行軍の日程

日程は表1-6の14日間に定められた。

名古屋から稲置街道を北上して中山道へ入り、妻籠まで向かったのち大平を經由して飯田へ、飯田からは飯田街道（現国道153号線）を通過して名古屋まで戻るルートである。1日の行程が短い区間と非常に長い区間に分かれており、峠越えなども多く非常に高低差があるのが特徴と言えよう。ただし、4日目の行程が短いのは馬匹休養のためである。日程的に余裕がない中で、4～5日以内に第二回と同様の休養を取らせるための苦肉の策であろう。また後述するが、10日目の47.13kmは報告書の記述が間違っている可能性がある。

表 1-6 第三回試験（1893 年 5 月 26 日出発）

日割	出発地	到着地	経過路	km
1	輜重兵第三大隊營庭	犬山		27.49
2	犬山	次月	善師野	30.55
3	次月	大井		27.49
4	大井	中津川		11.78
5	中津川	妻籠		21.60
6	妻籠	大平	木曾峠	17.02
7	大平	飯田	一ノ瀬峠	19.09
8	飯田滞在			0.00
9	飯田	波合		29.45
10	波合	稲橋	根羽	47.13
11	稲橋	足助		22.15
12	足助滞在			0.00
13	足助	上伊保		21.60
14	上伊保	名古屋		24.22

出典：「1馬曳2輪車試験委員より1馬曳2輪車試験報告の件(1)」JACAR:C06081794000、明治26年乾「貳大日記8月」(防衛省防衛研究所)。

道路に関しては、試験目的のためあらゆる性質を備えた箇所を選定したとしている³⁶。たとえば妻籠―飯田間の木曾峠や大平峠、根羽―稲橋間の杣路峠は小石などが多く険峻で曲がりくねっており幅員も狭少。落合―妻籠間や足助―平井間は土質が泥濘しており、飯田―大野間では新たな礫石が布置されていてあたかも河原のよう、逆に名古屋―犬山間や今渡―次月間は平坦で良好といった具合である。ただし、妻籠―飯田間の各峠では最初から人力での補助を想定した行程であったという。

また、行軍中は概ね1時間ごとに10～15分の小休止を行い、さらに1日1回約1時間の大休止をとっていた。

試験行軍の景況

4日目までは、さほど大きな困難を生じることはなかった。地盤は良好な地域が多く、最大傾度が1/5に達する坂や長さ約4kmの坂もあったものの、行進が遅滞することはまれであった。休止時間を除いた1日の行進時速は4.58～4.8km/hになっている³⁷。

5日目は路盤が悪く、雨が降っていたために道路が湿潤し、泥濘が深さ20cmに達する箇所もあった。途中には長さ約3km、最大傾度1/5に達する坂もあり、辛うじて人力による補助は行わず行進できたものの、平均速度は4.15km/hに落ちている。

6日目の妻籠―大平間は木曾峠に向かって標高差約800mの急な登りが続く区間だった。最大傾度は1/3、道は崎嶇羊腸かつ非常に狭く、車両の回転がままならないうえに路面は泥濘がはげしいか、巨石が階段状に敷かれているかのような状況を呈していた。妻籠から人夫6人、途中の廣瀬からはさらに26人の人夫を付属させたものの、車両の転覆は7回を数え、この日の行進速度はわずかに1.4km/h、17kmの行程に13時間20分を費やした。またこの日の結果によれば、傾度1/4の坂では長さ50mを登るのに1車両あたり10人の力が必要であるとわかったという³⁸。

7 日目午前も前日同様に行進速度が遅くなった区間（1.5km/h）である。大平―一ノ瀬は、一ノ瀬峠に向かっては最大傾度 1/4 の急な登りが、峠から一ノ瀬までは最大傾度 1/3 の下りが続き、幅は狭小で一步誤れば谷底へ転落しかねない道だった。一方で、午後の一ノ瀬―飯田間はゆるやかで路盤も良好な降坂だったため、平均速度は 4.8km/h まで戻った。この日も人夫 26 人を随行させている。

行進速度が最も短かった区間は 10 日目の午後、根羽―稲橋間とされている。途中にあった長さ 30m の橋梁では車両が通過できないほど狭かったため、また別の長さ 2m の小橋では橋柱がぜい弱だったために繁駕を脱して運搬し、それぞれ 1 時間 30 分、22 分を費やした。加えて最大傾度 1/4 の高低差約 60m、路盤が礫で曲がり口が短小な柚路峠を下った。このため午後に行進速度はわずか 0.76km/h にとどまったと記されているが、午後の行程 12km 弱（「三里」³⁹）にかかった時間が 6 時間 10 分とも記されており、計算が合

表 1-7 第三回試験使用馬匹の景況

番号	産地	年齢	尺	体重		積載物種類	積載量	車輛	合量
				行軍前	行軍後				
1	仙台	8	4.65	86	75.5	糧食	52.5	32.53	85.03
2	木曾	12	4.5	82.6	69.2	架橋材料	52.28	32.53	84.81
3	三河	12	4.4	76.1	74	糧食	52.5	32.53	85.03
4	三河	7	4.48	85.9	81.7	糧食	52.5	32.53	85.03
5	南部	12	4.54	91	87.9	糧食	52.5	32.53	85.03
6	南部	9	4.61	89.5	82.5	糧食	52.5	32.53	85.03
7	木曾	13	4.42	80.4		糧食	52.5	32.53	85.03
8	木曾	10	4.55	84.2	78	予備材料、行李			
9	木曾	12	4.22	72.4	68.9	予備材料、行李			
10	木曾	15	4.34	68	64.6	架橋材料	55.94	32.53	88.47
11	三河	6	4.67	91.2	86.5	架橋材料	58.112	32.53	90.642
12	三河	11	4.6	91.4	86.4	架橋材料	52.28	34.83	87.11
13	能登	8	4.7	97.1	91	架橋材料	55.32	34.83	90.15
14	仙台	8	4.61	98.2	90.4	弾薬	62.186	29.76	91.946
15	南部	7	4.61	91.2	78.1	弾薬	61.936	29.76	91.696
16	仙台	8	4.65	85.3	75.4	弾薬	59.389	30.843	90.232
17	木曾	11	4.38	64.7	60	弾薬	65.226	29.76	94.986
18	三河	11	4.34	73.5	63.4	弾薬	65.226	29.76	94.986
19	木曾	12	4.37	71.7	62.5				
20	能登	9	4.367	86.3	77.3				
21	三河	12	4.6	95.3	91.2				
22	南部	14	4.54	69.7	69				
23	三河	13	4.36	71.7	68				
24	三河	5	4.46	72.3	64.3				

注：体重・重量単位は貫

19～24 は予備馬

弾薬車には三日分の携帯馬糧を積載

7号は7日目に左肩擦傷のため廃馬

出典：「1馬曳2輪車試験委員より1馬曳2輪車試験報告の件(1)」JACAR:C06081794000、明治26年乾「貳大日記8月」(防衛省防衛研究所)、「1馬曳2輪車試験委員より1馬曳2輪車試験報告の件(2)」JACAR:C06081794100、明治26年乾「貳大日記8月」(防衛省防衛研究所)より作成。

わない。また、この日の午前の行程も 35.3km を時速 4.8km/h で 6 時間かけて通過したことになっており、明らかに矛盾している⁴⁰。そのため、この日の全行程の数字に関しては信頼できないが、各橋梁の記述は注目に値する内容と言えよう。

馬匹の景況

この試験で使用した馬は第二回同様、第三師管内から中等の駕馬が徴集された。主な産地は三河、木曾、触登、南部で、運搬専門の馬もいれば農業用の馬もいた⁴¹。

ここで使われた馬は全て駕馬であったため、駄載専門の馬に車両を輓曳させるために行う一週間の調教などは行われなかった。こうした運搬に慣れていることもあり、糧食車および弾薬車は繁駕することができたが、架橋車だけは積載物品の形状が他の物品と異なることや、輓行中に音響を発したため、馬はしばしば繁駕を嫌厭し、時には繁駕の後に奔逸狂躁することもあった。しかし次第に馬も慣れていき、繁駕にかかる時間も当初は 15 分前後だったのが 3 分程度になったという⁴²。

報告書は行進の景況が概ね良好であったとしているが、試験終了後の馬は体重が平均 6 貫減少していた。輓具のために肩端を傷める馬もいたが、こちらは概ね軽症で、試験中に漸次快癒した。馬は予備を含めて 24 頭が徴発されていたが、備役終了後に休業治療を必要とした馬は 7 頭、疲労が原因で廃馬となったのは 1 頭であった（表 1-7）⁴³。

試験の結果から、報告書では日本馬の輓力は最大 80 貫⁴⁴が適当と認定した。第一回の 70～80 貫とほぼ同じであり、当時の日本馬の体力をうかがい知ることができる。

試験の結論

第二回までとは異なり、輜重車両の使用は可能という結論だった。各種専用材料を運搬する際には糧食車に若干の修正を加えて用い、道路状態が良好な時は軽症患者の輸送にも応用が可能であるとしている⁴⁵。

この他に、車両を使用する際の人馬の熟練、不時の場合における人夫等の人力または予備馬匹による援助、道路の修繕に関する点が言及されている。人馬の熟練とは、試験行軍中に車両の転覆回数や登坂時の馬匹の疲労度が徐々に下がっていた点を指し、これらの理由は行軍の間に人馬が熟練してきたため、というものだ。

この行軍試験では、いくつかの補備橋板および土工工具を携帯して適宜道路の修繕を行い、車両の通過がスムーズなものになったという。そのため、車両を使用する際には工具と補備橋板を必ず備えておくべきと報告書は述べている⁴⁶。こうした備え自体は至極当然と考えられるが、見方を変えれば、荷物輸送を円滑にするために積載する荷物を増やす選択をしたことにもなるのである。兵站の難しさを示している内容と言えよう。

輜重車両審査委員の設置

第三回試験の結果を受け、1893 年 8 月 5 日に車両編制および車両の制式化を調査する委員会の設置が、参謀総長と監軍へ提案された⁴⁷。その後各兵科から委員計 28 名⁴⁸が選定され、9 月 15 日に訓令がなされている⁴⁹。

訓令の内容はおおむね次のようなものであった。

輜重車両の採用を目的とした実地試験を過去 3 度実施してきたが、最後の試験は成績

良好であり、ある程度軍用に適すると認められた。そこでこの結果をもとに輜重車両の様式および供用区域の査定を行い、輜重編制改正の基礎を定立することとする。我が国の輜重は特殊な地形と馬匹の関係を考慮せねばならない。それゆえ慎重に審査を行い多岐にわたる研究を必要とするが、大綱に沿って速やかに審査を行うべし⁵⁰

委員会（委員長：児玉源太郎）は、訓令の大綱に示された「車両様式」「駕馬」「車両供用区域」「教育」「編制」の5つの分科に分かれ、審査が行われた⁵¹。

第4節 第四回試験

この試験案は、先の輜重車両審査委員会から1893年11月21日に提出されたものである⁵²。これまでの輜重車試験では糧食、弾薬車など輜重車全般についての試験を企図していたが、ここでは架橋、電信材料運搬車を中心とした実地試験が企図されていた。

この第四回については実施報告が見つかっておらず、実施されたか否かについては不明であるが、後述の点から実際に行われた可能性がある。

試験行軍の日程

予定では表1-8のようになっていた。

表1-8 第四回試験（1893年12月1日出発予定）

日割	出発地	到着地	経過路	km
1	東京	川崎		20.18
2	川崎	藤沢		31.90
3	藤沢	小田原		33.64
4	小田原	熱海		26.40
5	滞在			0.00
6	熱海	三島		26.43
7	三島	箱根		13.06
8	箱根	小田原		16.89
9	滞在			0.00
10	小田原	曾屋		27.49
11	曾屋	厚木		19.64
12	厚木	荏田		27.49
13	荏田	東京		27.49

出典：「輜重車輛審査委員より車輛試験の件」JACAR:C06081819400、明治26年乾「貳大日記11月」（防衛省防衛研究所）

東海道を下って熱海から三島へ向かい、箱根経由で引き返したのち小田原からは大山道を通して東京へ戻るルートになっている。

ただし、正式な試験ルートについては道路偵察の上で決定するものとされた。このときの偵察箇所は、①小田原～宮の下～芦の湯～箱根宿～三島、②御殿場～竹下～矢倉沢、③関本～酒匂川～松田惣領～神山の計3ヶ所となっている。

その後11月26日に、第一師団へ人員20名、馬匹22頭（乗馬6、駕馬16）の派遣申請が行われているが、これ以降の試験に関する文書は不明である。

制式輜重車両の制定

輜重車両審査委員会が最終的な議決内容を提出したのは 1894 年 6 月、ちょうど日清戦争開戦直前であった⁵³。

訓令の大綱に示された 5 点に対する委員会の結論をここに記しておく。

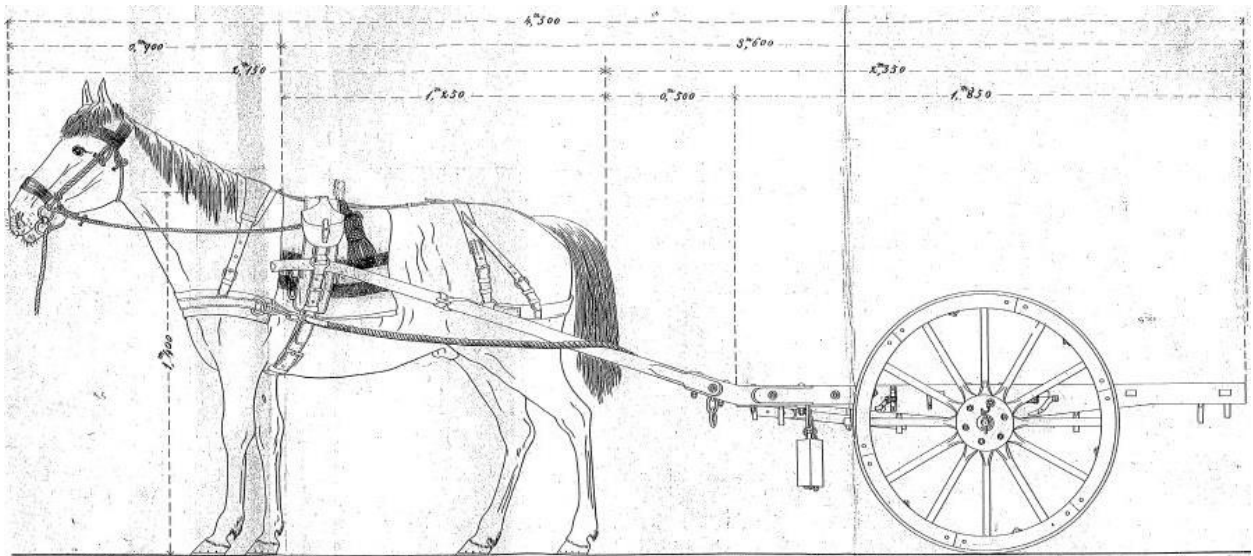
車両様式は、1893 年設計の一馬曳二輪車を基本とすること、ただし架橋、電信等の特殊な器具材料についてはこれらの搭載に必要な付属品を必ず装備すること、挽具は胸革式の挽曳具を用いることとなった(図 1)。車両編制を行うのは大小架橋縦列、野戦病院、野戦・兵站電信隊、その他の諸縦列である。なお戦列隊の大小行李および衛生隊では、国内の地形と道路事情による不利が大きいため使用不可とされた。

駕馬は、徴発する駕馬が不足する場合には耕馬、駄馬の順で徴発を行い、約 4 日間の調教を行うこととなっている。

車両を採用した際の教育は、輜重兵および輜重輸卒に対して現役年限および在營期に影響を及ぼさない範囲で行われることとされた。また戦時弾薬大隊所属の砲兵にも車両運用の教育を行うこととしている。

この結論の中に、第四回試験行軍の目的であった架橋、電信材料に関する言及がなされていることから、第四回試験は予定通り実施されたのではないかと考えられる。

図 1 輜重車弾薬大隊車並挽具制式



出典：「輜重車弾薬大隊車並挽具制式御定度件」JACAR:C06081969700、明治 27 年乾「貳大日記 7 月」(防衛省防衛研究所)より筆者作成

第 5 節 日清戦争前の日本国内の道路事情

ここまで見てきたように、一連の輜重車試験で試験されていたのは輜重車両だけではなく、特に試験報告書の中で、試験をした輜重車に関する内容とともに記述が目立つのは試験行軍を行った国内の道路事情である。

第一回の試験報告では、「車輛ハ一般ヨリ見レハ諸事便益ニシテ実用ニ適スル如キ観アル

モ本邦ノ地形ニ於テ深ク研究セサルヘカラサル一大問題ナリ」⁵⁴と述べられており、輜重車両の採用については、車両の単純な性能だけではなく日本国内の地形・道路事情についても研究する必要性が指摘されている。その内容は

① 輜重車両の利点は縦列の人馬数を減少し、行軍長径を短縮させつつ荷物の積載量を増やし積み下ろしを容易にすることであり、道路が平坦で土質が善良なときは人馬への休憩も与えやすく、行進速度が上がる

② 車両の害になる箇所は、輓力が減殺され行進を遅滞または完全に止めてしまう坂道、回転を行うことができず通過に困難を生じさせる幅員の狭小な道路および橋梁、特に夜間は馬匹の疲労を増幅させる登降が連続する地形である

③ 車両の通過に必要な道路の性質は、土質が硬固で天候による変化がなく、登坂の最大傾斜が 1/12 であることである。これより急峻だと通過する際に助力が必要になる。また橋梁は幅 2m 以上、道幅は 5m。日本の道路はまだこの条件を満たすことができていないが、傾斜角度と橋梁の構造は車両運転のために必要不可欠である

というものだった。

これに対し、一連の試験で使われた道路の事情はどのようなものだったのだろうか。

日本では、明治維新からしばらくは馬車輸送が可能な道路はほとんど存在せず、1877年に当時のイギリス領事パークスが「凡ソ日本諸国ノ大道路ハ（中略）暴雨ノ後ハ車輪殆ト通行シ難キヲ常トス尤モ否ラザルモノハ僅ニ二三道ニ過キス」⁵⁵、道路と言えるのは小田原までの東海道と宇都宮までの奥州街道、高崎までの中山道だけ、と本国へ報告するほどであった。

1885年に定められた国道の幅員では、道敷 4 間⁵⁶以上、木敷と湿援敷を合わせて計 7 間⁵⁷となっている⁵⁸。しかしこの基準値は、なかなか満たされるものではなかった。東海道も例外ではなく、中でも道路整備が整わず、1883年時点では郵便輸送に人力車が用いられていた⁵⁹という熱田付近では、幅員 4 間に改修されたのは 1909 年になってからだった⁶⁰。

国道でもこの状況であったのだから、それ以外の道路ではさらに道路改良は遅れるのも当然と考えられる。たとえば、第三回試験で結果が良好だった犬山道は 1920 年でも幅員が 2 間 5 分⁶¹であり⁶²、同じく比較的好結果が出た飯田街道のうち、日進町付近では 1882～1884 年にかけて改修工事を行い、さらに 1893 年にも工事を行った結果、ようやく幅員が 2 間⁶³に達するという程度である。

飯田街道のうち、現・豊田市付近では荷車も使われていた。伊保村では、1891 年時点で積載量 75 貫、50 貫、40 貫の計 3 種の荷車が使用されていた⁶⁴。また『豊田市史』によれば、西加茂郡では積載量 90～120 貫の荷馬車が明治 20 年代から使用されていたとされている⁶⁵。ただしそのような馬車が何両存在していたかは不明であり、また行軍や軍の輸送のように数十両単位の車両の通行に堪えられるものであったかどうかは定かではない。

第一回・第四回試験で用いられた大山街道の場合、南足柄村付近の矢倉沢往還は、仮定県道であったため 1890 年度より数年間にわたって県から土木費補助金が交付され、この補助金の一部を用いて改修工事が行われた⁶⁶。1887 年前後の時点では道幅は 2～4 間、関本一矢倉沢間では荷車の通行ができなかったという⁶⁷。このように県道であれば補助金などを用いることができたが、第三回行軍で用いられた中山道では新道の建設によって旧道

となった地区が 1892 年に国道から里道へ変わった。こうなると改修はおろか大雨などによる道路補修も財政事情からままならなくなり⁶⁸、盛んに県道への編入申請を行っている。

中山道でもう一つ目立つのが、天皇の行幸とのつながりである。現瑞浪市、恵那市、中津川市のように 1880 年前後の明治天皇の巡幸に合わせて改修工事を行った町が多いのだ⁶⁹。巡幸の誘致合戦が行われていた事例⁷⁰も見られる。そして結果として、これらの行幸が各地域の道路改修と地元での資金調達につながっていったのだ。

同様の事例は、大山道でも起きていた。渋谷から東京南西部には、日清戦争後に陸軍の施設が次々と作られ、一般大衆に加えて軍の兵卒、軍馬、車両が頻繁に行き来するようになる⁷¹。このような軍・民間の道路需要に対して、改良工事は予算不足などから日露戦争後でもあまり進んでいなかった。中でも半ば開かずの踏切と化していた渋谷の踏切にしびれを切らした陸軍は、近衛師団への天皇の行幸を理由に改良工事着工を迫ったという⁷²。

先行研究では、これを「天皇」の名を用いた陸軍の圧力であり、「天皇の軍隊」という問題意識の中に落とし込むことがほとんどのようである。しかし裏を返せば、東京の非常に混雑する生活・商業用道路であっても、「天皇」を持ち出さなければならぬほど道路改修工事が行われることはまれだった、とも解釈できよう。全体的に改修が進んでいた東海道でも例外ではなく、急坂のため人馬車両の通行に支障をきたしていた火打坂を迂回するルートを作る工事が、天皇の通輦に際して着工されたという事例もある⁷³。このような状況に至った要因について本稿では考察は行わないが、輜重車両開発の背景には、こうした日本国内の道路事情も深く関わっていたのである。

おわりに

このように、日本陸軍の輜重整備には道路や馬匹など、日本全体のインフラ・環境等が大きな影響を与えていた。これらは日本の風土そのものの問題とともらえられる。日本軍は輜重を充実させる一環として幾度にもわたって輜重車試験を行ってきたが、根本的な弱点は軍の範囲を大きく超えた部分に存在していたのである。これらの事情を考慮せずに、日本の兵站を欧米近代軍と単純比較することは不可能と言えよう。

ところで対外戦争を目的とした場合、国内で調達する必要がある馬匹などはともかく、戦地にならないはずの国内の道路事情を反映させているのはなぜなのだろうか。

考えられるのは、単純に国内が戦場になった場合、すなわち制海権を獲得できなかった際の国土防衛戦だろう。日清戦争の作戦計画でも、制海権の獲得は兵員輸送のための重要な骨子であった⁷⁴。これがなしえない場合には兵員を海外へ送ることはほぼ不可能になり、当然のことながら国土防衛をしなければならなくなる。そして、輜重車試験で用いられた東海道や大山道などは「戦略戦術上主要ナル道路ニシテ戦略上ノ目的ニ依リ縦列ノ通過ハ戦時必ズ予期スヘキモノ」⁷⁵と認識されていたのである。こうした主要な道路、それも東海道が何らかの理由で使えなくなった場合に他の道路で使用できる車両の存在は不可欠だった。

ただし海外での戦争に対しても必要性はあったと考えられる。まず、たとえ鉄道と船舶による輸送ができたとしても、停車場への輸送および停車場から港への輸送が必要という点。また斎藤聖二が明らかにしたように、日清戦争前には派兵を可能にする大型輸送船舶をまだ確保できてはおらず、朝鮮への派兵決定後に大量購入や鉄道網の編制などのインフ

ラ整備を急ピッチで行い、何とか派兵システムを確立した⁷⁶。派兵と言っても、この際に輸送しなければならない物資の中には馬や輜重車両も含まれる。まだ体制を確立できていない状況の中では、これらの輜重車両一式を大量に送り込めるかどうかは未知数であったと考えられる。この場合、制式車両を使用できるのは必然的に国内のみとなるという点である。

さらに、平時における軍用および民間での使用を企図していた可能性もある。第二回試験の結論で記されたように、当時民間で使われていた輸送具は戦用への転用が難しいと考えられており、制式車両を平時から多数格納し、戦時に工場で製作する分を考慮しても、それとともに民間で使用させ戦時には徴発できるようにすべしという意見があったのである。同様に各部隊で平時から使用しつつ車両の保管・管理を行うことも視野に入っていたのではなかろうか。となると、たとえ海外での使用が目的であっても、制式車両が平時に国内で使用できないようでは意味がないことになる。

こうした点からも、日本陸軍の輜重整備には日本国内の社会状況が非常に重要な意味を持っていたことがうかがえるのである。

1 輜重兵史刊行委員会編『輜重兵史 上』p.148。

2 船井和美「日清戦争における軍馬の一考察—『明治二十七八年戦役統計』を手掛かりに一」『文芸研究 第十号』（近畿大学大学院文芸学研究所、2013年）。

3 武田尚子『荷車と立ちん坊』（吉川弘文館、2017年）pp.128-130。

4 「試験材料並に試験費追加の件（1）」JACAR:C06081448700、明治24年「貳大日記 12月」（防衛省防衛研究所）。

5 「試験材料並に試験費追加の件（1）」。

6 馬絹村の坂を登った後は、次の登坂に備えてさらに人夫10人を召集し、この日雇った人夫は30人にのぼった。

7 「試験材料並に試験費追加の件（2）」JACAR:C06081448800、明治24年「貳大日記 12月」（防衛省防衛研究所）。

8 「試験材料並に試験費追加の件（1）」。

9 468.75kg。

10 約25.6kg。

11 262.5～300kg。

12 一方、この試験に随行した隊馬3頭はいずれも強健との判定だった。

13 「試験材料並に試験費追加の件（2）」。

14 「1馬曳輜重車試験の件」JACAR:C06081408400、明治24年「貳大日記 7月」（防衛省防衛研究所）。

15 同前。

16 「1馬曳2輪車再試験の件」JACAR:C06081516700、明治24年「貳大日記 8月」（防衛省防衛研究所）。

17 「参天第376号第1」JACAR:C07081679200、明治24年自1月至12月 参謀本部大日記 参天(防衛省防衛研究所)。

18 「参天第376号第2」JACAR:C07081679300、明治24年自1月至12月 参謀本部大日記 参天(防衛省防衛研究所)。

19 監軍部編『一馬曳二輪車試験行軍実施報告』（久田早苗、1893年）p.3。

20 「1馬曳2輪車再試験の件」JACAR:C06081529700、明治24年「貳大日記 10月」（防衛省防衛研究所）。

21 監軍部『一馬曳二輪車試験行軍実施報告』p.6。

22 同 pp.8-9。

-
- 23 同 p.14。
- 24 同 p.15。
- 25 同 p.26。
- 26 同 pp.16-17。
- 27 同 p.21。
- 28 同 pp.23-24。
- 29 同 pp.30-32。
- 30 同 pp.32-33。
- 31 同 p.43。
- 32 同 p.45。
- 33 同 p.44。
- 34 「輜重車輛試験の件」 JACAR:C06081865600、明治26年坤「貳大日記5月」(防衛省防衛研究所)。
- 35 同前。
- 36 「1馬曳2輪車試験委員より1馬曳2輪車試験報告の件(1)」 JACAR:C06081794000、明治26年乾「貳大日記8月」(防衛省防衛研究所)。
- 37 同前。
- 38 同前。
- 39 同前。
- 40 午前の行程を23.6km(6里)、1日計35.3km(9里)と考えれば、ある程度説明のつく内容にはなる。
- 41 「1馬曳2輪車試験委員より1馬曳2輪車試験報告の件(1)」。
- 42 同前。
- 43 同前。
- 44 300kg。
- 45 「1馬曳2輪車試験委員より1馬曳2輪車試験報告の件(1)」。
- 46 同前。
- 47 「輜重車弾薬大隊車並輓具制式御定度件」 JACAR:C06081969700、明治27年乾「貳大日記7月」(防衛省防衛研究所)内「式第一三五四号」。
- 48 砲兵7、工兵6、歩兵5、輜重兵4、軍医2、騎兵1、獣医1、軍吏1、監督1名。
- 49 「輜重車両審査の件訓令」 JACAR:C10060408000、明治26年 乙号訓令日記(防衛省防衛研究所)。
- 50 「輜重車弾薬大隊車並輓具制式御定度件」内「式第一五〇四号」。
- 51 「輜重車弾薬大隊車並輓具制式御定度件」。ほとんどの委員は複数の分科にまたがっていた。たとえば原田良太郎(輜重兵・中佐)は5分科全てに入っており、土屋光春(歩兵・大佐)が駕馬および教育、寺内正毅(歩兵・大佐)が車両使用区域および編製の2分科の首座を兼任するといった具合である。
- 52 「輜重車輛審査委員より車輛試験の件」 JACAR:C06081819400、明治26年乾「貳大日記11月」(防衛省防衛研究所)。
- 53 「輜重車弾薬大隊車並輓具制式御定度件」内「騎進第二四号」。ほか「参天第242号第1」 JACAR:C07082000800、明治27年 参謀本部大日記 参天(防衛省防衛研究所)に同じ文書あり。
- 54 「試験材料並に試験費追加の件(2)」。
- 55 英公使パークス等「明治十年日本内国運輸ノ性質並費用ニ関スル英国領事報告書」峰源次郎訳(1877年、大隈文書) pp.167-168。
- 56 約7.27m。
- 57 約12.73m。
- 58 「国道線ノ等級ヲ廢シ其幅員ヲ定ム・〇五条」 JACAR:A15111064900、明治18年公文類聚・第九編・明治十八年・第十九卷・運輸・津港・燈台・河渠・橋道・鉄道(国立公文書館)。

-
- 59 山本弘文「明治前期の道路輸送と道路建設」神奈川県県民部県史編集室編『神奈川県史各論編2 産業・経済』（1983年）p.576。
- 60 『愛知県史』（愛知県、1940年）p.965。
- 61 約4.55m。
- 62 『小牧町史』（津田応助、1926年）p.184。
- 63 約3.65m。
- 64 『豊田市史 三卷（近代）』（豊田市、1978年）p.519。なお、荷車の規格はまちまちである。
- 65 同 p.521。
- 66 山本弘文編『近代交通成立史の研究』（法政大学出版局、1994年）p.322。
- 67 『南足柄市史7 通史編Ⅱ近代・現代』（南足柄市、1998年）p.270。
- 68 『中津川市史下巻Ⅱ』（中津川市、2006年）p.1001、南木曾町誌 通史編』（南木曾町誌編さん委員会、1982年）p.657。
- 69 『瑞浪市史 近代編 交通・鉱工業』（瑞浪市教育委員会、2009年）p.11、『恵那市史 通史編 第3巻(1)下 近現代』（恵那市、1993年）pp.52-53、『中津川市史下巻Ⅱ』pp.999-1000など。
- 70 『南木曾町誌 通史編』p.653。
- 71 武田尚子『近代東京の地政学—青山・渋谷・表参道の開発と軍用地』（吉川弘文館、2019年）pp.104-105。
- 72 同前 pp.110-112。
- 73 『豊橋市史 第三巻』（豊橋市、1983年）p.805。
- 74 「1 海軍の戦略より制海権力の比較程度を測定す」JACAR:C08040550800、征清海戦史 征清の役中 我帝国制海権力の拡張上 発端第1期 第2期(防衛省防衛研究所)。
- 75 「試験材料並に試験費追加の件(1)」。
- 76 斎藤『日清戦争の軍事戦略』p.140。

第2章 日清戦争の軍夫に関する一考察—日清戦後の軍夫騒擾から—

はじめに

本章で考察するのは、軍夫と彼らの雇用を軍から委託された請負人との間で帰国後に起こった騒擾である。これは清国との戦争が終結したのちに暴力事件や裁判沙汰に発展したもので、当時の新聞では社会問題として盛んに取り上げられた。この一連の騒動について言及した先行研究は、大濱徹也¹と中下秀夫²のものを見ることができる。中下は2016年とかなり新しいものであるため、これまでは実質的に大濱のみであったと言っている。日清戦争での軍夫を説明する際に給料ピンハネなどの請負人による不正(軍夫の被害)が述べられる場合は、大濱の研究が参考になっていると思われる。また、中下論文は全体の構成が関西の軍夫を取り上げたものであったが、この騒擾については東京のものを取り上げている。大阪³および名古屋⁴でも東京と同様の訴訟が起こされていたことは確認できているのだが、それ以上の史料がほとんど見つからなかったためと思われる。

本章は日清戦争における軍夫の実態のごく一端を見るにすぎない。しかしこれまであまり紹介されてこなかった事例を通じて、日清戦争時に彼ら軍夫がどのような理由で戦地に渡ったのかを示す手がかりになると考えている。

第1節 軍夫給与をめぐる騒動と新聞報道

国の公文書の中に、帰国後の軍夫給与騒動に関するものは管見ではほとんど発見できていない。ここでは主に当時の新聞記事を用いて、軍夫と請負人との一連の騒動を見ていくこととする。

帰国後の軍夫と請負人との対立が新聞記事に登場するのは1895年6月にはいつてからである。6月5日の『東京朝日新聞』(以下『東京朝日』)では「軍夫の不平」と題して、請負業者の一つである田中組に雇われた軍夫たちが、負傷時に支払われるはずの特別手当が支払われなかったとして田中組へ押し寄せ、組長田中長兵衛が不在のため酒や肴を持ちこんで集団で居座ったと報じられた⁵。この件は警官数名が軍夫たちを引き取らせて事なきを得たが、これを皮切りにこのような騒擾を報じた新聞記事が次々と出てくるようになる。なおこの記事は同月9日に「酒食を取寄せ乱暴を働きたるやう記せしは無根の由に付」⁶取り消されたが、こうした軍夫が集団で請負人宅へ押しかけて居座るといった流れは一種の定型パターンともなっていた。

中でも大きな事件となったのは日本建築会社の請負をめぐる一連の騒動である。

6月13日の『萬朝報』(以下『萬』)によると同月12日に第一師団の砲廠組軍夫1,000人が帰京したが、このとき彼らは既に不穏な動きを見せていたため青山停車場には警官と憲兵が派遣され警戒にあたっていた⁷。しかし翌日になって、この砲廠組では宇品に到着した六月九日時点で砲廠組を組織した日本建築合資会社の会計係への暴力事件が起こっていたと報じられた。この事件にかかわった軍夫たちの不満については

- ・ 恩賜の煙草、陸軍から支給された足袋の大半、慰労の酒を直接支給せず酒保で販売したこと
- ・ 糧食を規定の半分しか支給しなかったこと

・鎮魂祭執行の名目で軍夫給料内から積立金を差し引いたが、実際には担当の将校に負担させたこと

が計六条にわたって説明されている⁸。さらに翌15日には日本建築会社が「戦地に於て人夫のみの酒保を設け（中略）官給の軍夫をして自己営利の酒保に従事せしめたる事などもあり」⁹と、軍夫たちが暴力事件を起こした経緯と請負人の非道が連日報道された。

その後この日本建築会社と争う軍夫は、訴訟を起こし裁判で給金を勝ち取ろうとする「法律派」と、それでは時間がかかるため直談判で給金を勝ち取ろうとする「腕力派」に分かれる。

このうち「法律派」は6月20日に弁護士森肇に依頼し、被服料および広島滞在中の増給額あわせて16円70銭を求める訴訟を起こした¹⁰。同26日の公判では日本建築会社側の弁護士が審判延期を請求したもののこれは却下され、即日軍夫側の全面勝訴となった¹¹。

一方の「腕力派」だが、「腕力派」という物騒な呼称は軍夫たちが自ら名乗ったものではなく、『東京朝日』や『読売新聞』（以下『読売』）によるものである。この呼称が示すようにこちらはまたしても暴力事件に発展した。

6月24日の『読売』によれば、「腕力派」と日本建築会社は交渉を続けて示談が成立し、6月21日に建築会社は芝区内に軍夫残務事務所を設け5～600名の軍夫への金員の受け渡しを始めた。その日は何事も起らなかったが翌22日午後、軍夫ではない予戒令中の壮士2、3名が事務所を訪れる。この壮士と150～60人の軍夫たちは瓦礫、棍棒等を携帯して整理員のいる事務所二階へ闖入、暴行をはたらいたが、その際これまでの金員受取書、帳簿、書簡、150～60円ほどあった現金の入ったかばんが持ち逃げされた（かばんは騒動の最中に玄関に投げ込まれたが、金はなくなっていた）。この後も暴行は続き、かけつけた警察官によって壮士・軍夫等20名が拘引されたというものである¹²。同様の記事は25日の『東京朝日』にも掲載されたが、『読売』はこの騒動を「法律派」によって教唆された可能性があるとした。

しかしこの報道はのちに大きく変化する。6月26日の『読売』では「軍夫中法律派が壮士を煽動せし如く掲げしは誤なるが如し」¹³と一部が訂正されたうえで、建築会社側が「軍夫一人に関して猶二十円以上の支払金あるに係はらず一人につき僅に一円三十銭宛を支払ひて」¹⁴受取書を作ろうとしたこと、くだんの壮士も本来は会社側が軍夫の攻撃を避けるために雇った者たちだったが、会社が彼らへの賃金支払いを渋ったために雇われた20人のうちの2、3人が厳談に訪れたのちに軍夫たちを教唆して起こした事件であったと報じられたのである。さらに6月28日の『萬』では壮士たちの中に賃金の上前をはねた者がおり、それらを受け取れなかったいわば下級の壮士たちが軍夫にこの件の事情を暴露し、暴行を教唆したとされた¹⁵。また『東京朝日』も6名の人物による来訪・抗議があったとして27日の朝刊で前述の25日の記事を取り消している¹⁶。これらのことからわかるが、軍夫騒擾関連の新聞記事は抗議・訂正・取消が多く、特に軍夫側に不利な記事に対してそのような対応が非常に早く行われるのも特徴である。

この事件以降は、警察の警戒が強まった¹⁷こともあってか暴力事件は減っていった。そのため各新聞社の報道も暴力事件の概要を伝える記事に代わり、6月の勝訴を見て次々と起こされるようになったと思われる、日本建築会社以外の各請負人を相手とした裁判の内容に関する記事が増えていくことになる。騒擾も東京だけにはとどまらず、名古屋でも軍

夫が弁護士青山鉞四郎¹⁸を代理人として請負人三枝光太郎¹⁹に訴訟を起こした²⁰。また大阪でも請負人に対して談判をなす者が現れている²¹。

こうした軍夫・請負人間の一連の騒擾を伝える各新聞の中で、この問題を最も大々的に取り上げたのは『國會』だった。『國會』の軍夫騒擾に関する最初の報道は6月14日に青山到着後の日本建築会社軍夫への警戒を伝えたもので、これは他紙と同じである。しかしこの記事は1点目のものだけで約1.2段、掲載された4点の合計が1.8段以上と非常に長いものとなっている²²。またこの記事では、憲兵・巡査が日本建築会社側の千人長に対して「人夫の唱ふる所強ち無理にもあらざりしを以て（中略）懇々説諭を為し」²³たとするが、この部分は『國會』以外は報じていない。

『國會』の記事内容は他新聞と同じく請負人による軍夫への非人道的行為を伝えるものが多かった。その一方で『國會』では、やや遠回しながらも軍夫請負人と周囲の実業家、現役将校との間で癒着、不正が行われていたとともとれるような記事が6月から7月にかけて連日掲載された。特に元海軍軍人で実業家の遠武秀行に対してはあたかも軍夫騒動の黒幕の1人であるようなキャンペーンがはられている。たとえば7月24日から27日にかけて3回掲載された「軍事請負業の裏面」と題する一連の記事では、前置きとして遠武ほか陸軍経理部長野田豁通、大倉喜八郎、第一師団監督部長川俣國傳等14名の実名を挙げ「右の諸氏を列記すと雖も予輩は敢て是等の人々を以て必ずしも不正不徳の徒と目して然るに非ず（中略）所謂不正不徳の徒は正さに純粹潔白なる是等以外の人に多多あるべく」²⁴としながらも、同27日には遠武、川俣及び川俣の弟に間接的に責任があるとする記事を掲載した。そのため7月4日と30日の紙上には遠武の抗議文、来書がそれぞれ全文掲載され、直接抗議された当該の記事が取り消されるという事態になっている。

この時期の各記事は裁判の判決とともに、軍夫の不当な待遇を伝える内容が大半を占めていた。これらの記事の大半は軍夫側の主張をそのまま掲載したものであり、中には軍紀を保つことはおろか、任務をこなすのが不可能なほど病死者が続出してもおかしくない常軌を逸した内容も数多く含まれている。それゆえすべてを事実と断定するのは早計と言える²⁵。またこうした軍夫の主張をより細かく掲載する傾向は『東京朝日』や『読売』よりも『國會』『萬』『都新聞』（以下『都』）に強く出ている。逆に『読売』は、7月9日に起こった有馬組の森清右衛門方を軍夫約200名が襲撃するという事件に際し、有馬組が「維新の騒動以来度々人夫請負を為したる経験として兎角軍夫は解雇後苦情の起るものなれば雇中成るべく待遇を厚くせんとし」²⁶て給与値上げなど様々な形で軍夫を厚遇していたと、森清右衛門にかなり同情的な記事を載せている²⁷。

中でも『國會』は一面を使った記事こそ少ないものの、軍夫騒擾事件を大々的に取り上げていた。先述の不正疑惑報道もさることながら、軍夫の待遇を軍夫側の主張通りに掲載する傾向も『萬』『都』以上である。しかし『國會』はなぜここまでのキャンペーンをはったのだろうか。「大衆性をほとんど持た」ず「政論・文芸面に活気を持っていた」「政論新聞」²⁸であることから、読者層が軍夫と重なっていたとは考えにくい。ただ、自由民権活動家でもあり、同時期に三国干渉をめぐる各党の有志と同志会を結成するなど活発な活動をしていた弁護士森肇²⁹らの行動に呼応していたようにも感じられる。そんな『國會』も八月以降は軍夫事件関連の記事は他紙とあまり変わらない分量に落ち着き、その関心は軍備拡張予算などに移っていった。

第2節 請負人側の反論

ここまで取り上げた新聞記事は、先述のようにそのほとんどが軍夫側の主張のみを取り上げたものとなっている。では請負人側の反論はなかったのか。この反論が記されているのが、太田道太郎なる人物による『軍夫紛擾顛末』³⁰である。

残念ながら、この太田道太郎がどういう人物なのかはわからない³¹。ただ「予輩門外漢」³²「局外者」³³と称してはいるが、その主張や取材内容などから請負人側と深いつながりを持った人物・団体の実名または筆名と考えてよいと思われる。というのも、この中には第一師団から田中組、瀬戸口組、大和組、有馬組らに下された「軍役人夫雇入命令書」の全文が記載されている³⁴ののだが、その内容が北原糸子「都市東京と軍夫」および東京都編『都市資料集成 第1巻』に掲載された有馬組・森清右衛門宛の命令書³⁵と全く一致しているのである。「此命令書ハ御一覽ノ上御還送相成度候」との附箋がつけられていた³⁶、機密事項に属するはずの書類が堂々と書籍に掲載されているあたりにも、この太田なる人物と各請負人との密接なかわりが見えていえると言えよう。もっとも先述のように各新聞記事には軍人、退役軍人の実名をあげたものも見られたことから、近衛、第一師団等が協力し、掲載許可を与えていた可能性も考えられる。

また冒頭と終わりの部分ではこの出版の目的が「恐ル可キ社会主義ノ瀰蔓」³⁷を防ぐことにあるとされ、「彼ノ欧州十九世ノ歴史上ニ於テ、一大恐慌ヲ呈セシ社会主義」³⁸「其弊害ノ極ル所ハ宛モ一種ノ社会党ヲ形成シ、労働社会ノ悪慣ヲ増長瀰蔓セシメ、実業界ノ一大恐慌ヲ惹起スルヤ疑フ可カラズ」³⁹「彼レ軍夫等ノ要求ハ啻ニ契約ヲ無視スル敗徳不義ノ脅迫ノミナラズ、其暴行ノ形跡ニ就テ之ヲ論究スレバ、宛然一種ノ暴民、否寧ロ社会党ノ行為」⁴⁰と、社会主義の蔓延と暴動への危機感を繰り返してあおっているのも特徴である。

太田は各章の注釈に「第○回の脅迫」と記し、軍夫の要求をすべて不当な脅迫と主張する。太田によれば、第一師団から命令を受けた田中組、瀬戸口組、大和組、有馬組の各組は、命令書をもとに軍夫1人あたりの官給から食糧費、募集費、被服料等の割り当てを決めた。名古屋の第三師団でも同様の任にあたっていた有馬組によると、第三師団では第一師団と違って国内待機中の食料も官給だったため、名古屋よりも東京の方が軍夫・請負人双方の実質的な給与額が少なかったという。しかし名古屋から東京の募集に応じた軍夫がその日給の違いに気づいて他の軍夫を煽動、増額を要求したため「受負人ハ万一官用ヲ欠キ醜ヲ外邦ニ流スヲ恐レ一片ノ心情自己ノ損失ヲ顧ミス止ムナク軍夫ノ脅迫ニ応ジ」⁴¹内地滞在中の日給を第三師団軍夫と同じ25銭にしたとしている。なお軍夫に支給される食料に関する第三師団と第一師団の違いは事実である。第三師団は「糧食及宿舎ハ総テ官給ス」とのみ記されている⁴²が、第一師団のほうは内地では給料の中から自弁、戦地へ向かって出発した当日より現品支給となっている⁴³。

この四組の人員不足を充填するため新たに命令を受けた日本建築会社は、大和組・瀬戸口組等と同じく自らの下に下受負人を設け、彼らの手で軍夫募集を行った。その際日本建築会社は下請負人およびその代理人との間に公正証書を作成・交換したが、この公正証書のうち軍夫への給与額の部分が、裁判所に森肇が提出したもの⁴⁴と太田書に掲載されたものとは異なっている。違うのは内地での給与額（40銭）配分の箇所、軍夫への日給は

25 銭、国内での募集費用 3 銭は同じだ⁴⁵が、下請負人への手数料がそれぞれ 1 銭—2 銭 5 厘、会社への金利手数料・社員への給料が 4 銭—5 銭 5 厘、軍夫の被服料が 7 銭—4 銭と、残る 12 銭の配分額が違うのである。一方で外地給与額（50 銭）の配分は日給 35 銭、下請負人 2 銭 5 厘、金利手数料等 5 銭 5 厘、被服料 7 銭で一致している⁴⁶。

続く「広島表ノ紛議」⁴⁷の章では広島滞在中の給与について説明している。先述の通り軍から支給される給与額は内地滞在中と戦地で異なるのだが、この内地と戦地の区分が命令書には記されておらず曖昧であった。そのため「各受負人ハ在京中ノ損失ノ如キハ素ヨリ不十分ナガラモ発京当日ヨリ外国上陸迄ノ間増給アルベキハ至当ナルガ故ニ之ヲ以テ補充スベシト歎願的ニ東京滞在中ノ損失已ムナキ事情ヲ監督部ニ上申シ」⁴⁸請負人は広島を戦地と認めさせて給与の増額を勝ち取った。これを知った軍夫たちは自らの日給増額も訴えたが、請負人は「素ヨリ夫々ノ契約アルガユエニ之ニ応ズルノ義務ナ」⁴⁹しとしてこれに応じず、折衷案として「特別ニ外国上陸ノ日ヨリ増スベキノ分ヲ船中ニ乗込ミシ当日ヨリト」⁵⁰することを認めさせ事態の收拾を図った。太田はこれも軍夫による脅迫と位置付けるが、請負人が命令書の不備と契約書を巧妙に利用して利益を得ようとしたように思える部分である。

ここで太田はいったん給金の話題から離れ、各紙で報じられた給与物品の詐取疑惑に対し反論する。その具体的な内容についてここでは触れないが、この中では部隊内での物品、恩賜品の受け渡し方法が細かく記されている。実際に部隊へ取材に行ったかその様子を軍から情報提供されたものと思われ、ここからも陸軍がこの書物に協力している可能性がうかがえる⁵¹。

後半はこれまで新聞記事で紹介した宇品上陸後の騒擾への反論である。6 月の宇品到着直後に起こった騒動について太田は、軍夫処罰法に基づいて取締等が保管していた金を死亡軍夫の遺族に義捐することを「軍夫総取締小頭組頭等協議ノ上人夫全体ニ謀リ」⁵²、野戦砲廠長ら将校の許可を得て総取締が保管し帰朝したが、これを帰国後の軍夫たちが私欲のために奪おうとして起こったものだとしている。そして帰京後の一連の騒動・事件についても一貫して請負人側に非は全くなく、すべて軍夫側の無法によって暴力事件にまで発展したのだと主張する。

太田によれば、請負人は重大な責任を負っているという。新聞や一般人は軍夫を憐れむがあまり請負人が軍夫の給料から受け取る手数料が多すぎると批判するが、軍夫が運搬する荷物など、軍に何らかの損害を与えた場合にその弁償をするのは全て請負人である。身元保証でこのような責任を請負人に負わせて「初メテ軍夫タルヲ得タリシ事ヲ忘レ今日ニ至テ種々ノ要求ニ害ヲ請負人ニ負ハシメントス是非曲直問ハズシテ明カナリ」⁵³と述べられている。たしかに「軍役人夫雇入命令書」第三条には「請負人ハ軍役人夫ノ身元ヲ保証シ該人夫ノ所為ニ依リ運搬荷物ニ損害ヲ与ヘタルトキハ其弁償ノ責ニ任ス」⁵⁴とあり、軍夫の与えた損害を請負人が弁償することになっているのは事実である。一方で太田の主張は、軍夫が何らかの失態を犯した際にその責を負うのは請負人なのだから、請負人が支給された金額の中から手数料を多くとるのは当然のことだ、とも見える内容である。

この後太田は再び各新聞記事に対する反論を載せているが、ここからは新聞記事と太田の主張の双方を見ていくことにする。

まずは 6 月 14 日の『國會』が、戦地で負傷または疾病により休業した軍夫に対しては

その休業に至った経緯から二種類に分けた上で、日当を一等 35 銭、二等 25 銭支給する規則になっていたのを、請負人が上前をはねそれぞれ 25 銭、12 銭 5 厘しか支給しなかったと報じた部分である⁵⁵。太田はこの金額は「軍役人夫雇入命令書」第十条で規定された正当なものであると主張している⁵⁶。命令書第十条では「公務ニ起因スル者ハ内地へ帰着ノ日マテ給料全額（派遣中増給ヲ除キ）ヲ給シ公務ニ起因セサル疾病傷痍ハ同給料ノ半額ヲ給ス但自己ノ不摂生其他喧嘩闘争ニ起因スル疾病傷痍ハ給料ノ支給ヲ止メ直ニ解雇ス」⁵⁷となっているが、太田はこれを内地における給与を基準にしているものと思われる。また、前述の通り太田の記載した命令書が現存していることから、この『國會』記事にあった軍夫の給与額についての内容自体は誤りであったと言える。

次は 7 月 5 日の『萬』が、請負人が困窮しているであろう軍夫の家族へ東京で下付するとの名目で陸軍省を瞞着して軍夫日給の 5 分の 1 相当額を受け取り、これを請負用の資金に流用したと報じた件⁵⁸である。この記事に対し太田は、当初は東京の軍夫家族に渡すつもりだったが、その人数が多く行き違いの懸念があるためにあきらめ、その後は戦地で軍夫に直接三十五銭ずつを支払ったので「今更之レヲ請求スベキ理由アルナシ」と主張したうえで「陸軍省ヲ瞞着シ云々トイフガ如キニ至ッテハ彼ノ新聞紙寧ロ世人ヲ瞞着セリ」と各新聞を非難している⁵⁹。しかし『萬』の主張通りであれば騙されたはずの陸軍が請負人に対し何の要求もしていないことになる。一方太田の主張を見ると、軍夫に支払ったという 1 日 35 銭は戦地における正規の日給額である。これらを合わせると、当初請負人が軍夫の日給から家族へ支払うという名目で 5 分の 1 相当額を差し引いていたことまではわかるが、それがいつまで続いたのか、差し引いた金銭がどのように使われたか、あるいは既に軍夫に支払われたのかまではわからない。双方の内容にあいまいな書き方が多いのも事実関係を断定しづらい理由の 1 つである。

このほかにも太田は、瀬戸口組の軍夫騒擾の原因が請負人による衣服代、日当の瞞着等にあったと報じた 7 月 4 日の『都』⁶⁰と、2 月に採用された軍夫に対して糧食・被服をろくに与えず、寒さと被服破損で進行不可能になるまで給与も支払わなかったと報じた 7 月 6 日の『國會』⁶¹に対し反論している。ただしその内容は、ごく一部の点で担当者の不手際を認めた以外は、現地で金を使い果たした軍夫の煽動と断じるのみである⁶²。一方の新聞記事も軍夫の主張をそのまま報じるものにすぎず、『國會』にいたっては軍夫の帰国生還すら危ぶまれるほどの内容であることもあり、ここは両者の水掛け論に終始していると言わざるを得ない。

最後に太田は『國會』を中心とした各新聞、軍夫を早急に取り締まらない警察等を批判し、社会主義への危機感を改めて煽り、締めくくっている。

第 3 節 軍夫騒擾の争点

ここまで見てきた軍夫、請負人双方の主張には、納得できる内容もあれば、先述の通り事実と断定するにはあまりに突飛すぎるもの、ただ感情的な批判に終始しているものが多数入り混じっている。これらの主張には裁判という公の場で述べていたと思われるものも含まれているが、軍夫と請負人との対立が泥仕合と化していたことは確かである。そのため実際に彼らの間に何が起こっていたのか、特に戦地での待遇についての是非を判断するのは難しいものとなっている。

しかしこの一連の騒擾・裁判の根本的な争点になっていたのはただ1点、金銭面にあったと考えられる。まず軍夫給与額中の取り分の問題があり、そこに被服料の軍夫への還元要求や、給与不払い、軍夫の手取り分からの積立金等の名目によるピンハネといった請負人による不正行為などが絡みあって発展したものなのである。これらの争点からは、先行研究で強調されてきた愛国心かられて志願した軍夫の姿も、軍と行政により半強制的に駆り出された軍夫の姿も見ることにはできない。軍夫(新聞記事)、請負人(太田)はともに、自らはその愛国心から純粋に軍の命令に従った憂国の士で、相手は私利私欲で暴利を貪ろうとする輩であると主張するが、これらの言をそのまま受け取ることはできない。むしろ日清戦争において、募集に応じ戦地に向かった軍夫にとっては一種の出稼ぎ労働であり、軍夫派遣を請け負った各請負人にとっては平時と変わらない軍からの受注だった、このように考えるほうが適当に思われる。ここにあるのは戦時という非常時でありながらも自らの生活と利益を迫る日常の姿であった。彼らの対立からは、日清戦争後頻発するようになる雇用者・被雇用者間の労働争議⁶³や、時期的にはかなり後になるが日比谷焼打に代表される都市騒擾事件の萌芽が見て取れるのである。

戦後しばらくたってからのことだが、1896年11月の『読売』に第三師団から無断で本隊を脱走したとして逃亡の罪で逮捕された軍夫の記事が掲載されている。開戦当時鳶人足だったこの男は第三師団工兵第三大隊付の軍夫となり朝鮮に渡ったが、戦後東京で井上馨邸の小使や紙箱職人、車夫などで生計を立てていたところを逮捕されたというものである。しかし実際には、朝鮮に渡った後の94年9月に近くの村落へ牛車を徴発しに向かったが道に迷ってしまい、数日さまよったのち第五師団兵站監部と遭遇し同兵站官の小使として雇用されていた。その後95年7月に解雇され帰国してからは名古屋第三師団へ赴き、改めて解雇通告と給与を受け取っていたのだった⁶⁴。逆にこちらは開戦直後の話だが、『軍夫問題』キャンペーン⁶⁵を連日報じたという名古屋の『扶桑新聞』では、8月30日の記事で第三師団の管轄下ではない鎌倉の江の島から第三師団付軍夫に応募した大工が窃盗をはたらいた事件が掲載されている。

前者の記事は、雇用した軍夫の所在が師団をまたいで管理できていないなどの、日清戦争の軍夫雇用におけるずさんな点の一例を示している。しかしそれと同時にこの2つの記事からは、1つの地域、1つの職種にとどまらず全国を渡り歩く職工、労働者の存在が確認できる。太田書に出てくる名古屋からはるばる東京での募集に応じた軍夫も同様の例であろう。ここからも、軍夫にはこうした労働者たちにとっての出稼ぎ場としての側面をもっていたことが見えてくる。

もう一つここで指摘しなければならないことがある。それは『東京百年史』において大濱徹也が、軍夫への給与規定で定められた内地40銭、外地50銭と実際の手取りである各25銭、35銭との差額分も請負業者によるピンハネであり、このような形態が当時の人夫斡旋では一般化しており、この「ピンハネ」を一連の騒擾の原因とした点である⁶⁶。しかし請負人と下請負人の間の公正証書に記された給与額の内訳によれば、軍夫1人あたりに支払われる金額には請負業者の手数料や募集・派遣のための必要経費が含まれている。そして陸軍も、請負人の必要経費等は「被雇人ノ給料中ヨリ幾分ノ手数料ヲ控除スル」⁶⁷方針だったが、手数料の具体的な配分は請負人と軍夫の契約に任せることとしていた。一連の騒擾でもこの手数料の配分をめぐる争いになっていたわけだが、軍からの支給額の中

から請負人が手数料・必要経費を受け取ることそのものは争点になっていない。このことから大濱の指摘は誤りであり、これまで請負人による不正行為とされてきた点のうち、少なくともその一部は請負人に対する正当な報酬だったと言えるのである⁶⁸。

一連の軍夫と請負人との騒擾は、8月25日の『読売』に「帰朝軍夫 とかけて 大井川の朝顔 と解く 心は 渡せ渡さぬで騒ぎ」⁶⁹という皮肉めいたなぞかけが掲載されるほどの社会問題となったが、裁判が盆の休みを迎えた8月中旬ごろには報道は下火となっていた。8月31日の『読売』および『萬』には、有馬組軍夫の1人が森肇に対して誣告事件を起こし拘留されたという内容が記されている⁷⁰が、この騒ぎもそれ以上はあまり報道されることがなかった。

この後の各裁判の判決を伝える記事は、管見では9月に出た東京のものが1件、12月に出た名古屋のものが1件あるだけである。6月と異なり、このときの判決はいずれも軍夫側が敗訴となった。東京での内容を見ると、軍夫の手取給与額が請負人一軍夫間の契約内容と一致していること、軍夫家族への送金を名目とした手取金額からの給与の天引きについては、被告側の弁明をそのまま認められるものではないが、反証する証拠も見つからないことが理由として挙げられている⁷¹。つまり、請負人の瞞着かどうかが定かではない天引きを根拠に、請負人が契約書に記された金額を超える額の給与を軍夫に支払う義務はない、というものであった。名古屋の場合もほぼ同様で、軍夫が請負人と契約を締結している以上、軍夫は契約内容を承認したものと断定せざるを得ず、その金額を超える給与を支払う必要はないとしている⁷²。これらの判決を見るに、この2件以外の訴訟も概ね軍夫側の敗訴、請負人の勝訴に終わった可能性が高いと思われる。

ところで、9月の東京での裁判結果について、判決理由を全文掲載したのは『東京朝日』と『國會』⁷³、理由を簡潔に要約し報じたのが『読売』⁷⁴だった。一方、『都』は軍夫敗訴の結果を伝えたのみである。さらに12月の名古屋の判決にいたっては、報じたのが『東京朝日』と『都』だけで、しかも『都』は「軍夫の敗訴に決定す」⁷⁵の一文にとどまっている。7月までは比較的熱心にこの一連の騒擾を取り上げていた『萬』は全く報じておらず⁷⁶、『軍夫問題』キャンペーンの扶桑は名古屋での判決にもかかわらず記事を出していない。『國會』にしても、9月の判決後はこの問題に対して全く触れなくなった。裁判沙汰になったこともあってか法曹界でもたびたび議論的になっていたという⁷⁷が、法曹界の意見が請負人有利になってきたため、特に軍夫側に立っていた新聞の論調や関心に変化が生じた、ととらえられてもおかしくない様相を見せている。

第4節 各師団の事情と陸軍の対応

これらの騒擾の最大の要因は、陸軍が軍夫雇用を各師団に一任し、陸軍全体で統一した規定がなかったことにあった。東京と名古屋において、食費をめぐる手取給与額の差から騒動が勃発したのはその一例と言えよう。なぜ陸軍は最初から統一した規定を作らず、各師団に任せたのだろうか。

この騒擾は1895年12月の第九議会で田中正造らによって取り上げられ⁷⁸、先述の通り翌年1月24日に陸軍省から文書で回答がなされた⁷⁹。その回答によると、陸軍省は出兵の際に軍隊に要する軍夫・雇夫の雇入については当該の監督部に任せ、中央官衙である

陸軍省はその必要を認めるまでは干渉しない方針だった。これはそれぞれの地方の状況によって、賃金の相場が異なるためである。賃金のほうは結果的に各師団で大きな差は発生しなかったが、一方で軍夫を管理する役職に違いが生じるようになったという。

各師団で定められた主だった軍夫・雇夫の給与額は表 2-1 のようになっていた。通常の人夫に関しては、近衛～第五師団までは変化がないものの、第六師団だけが非常に低い額になっていたことがわかる。それ以外の職業でも細かい違いは見られるものの、師団ごとの大きな差異はそれほど多くないように見える。

一方陸軍省が指摘したように、各師管での給与額は非常に大きな違いがあった。表 2-2

表 2-1 給料標準額制定前に属する各部隊軍夫雇夫給料調

種別		近衛	第一	第二	第三	第四	第五	第六	①	②	③
人夫	内地	40	40		40	40	40	22.5		40	
	外地	50	50	50	50	50	50	42.5			
石工職	内地						45		100	70	
	外地						90				
船大工	内地										55
	外地						150				70
大工	内外								100	70	85
鳶人足	外地								75		
土方人足	外地								65		
人夫取締	内地	70	90		90	90	90	90			
	外地	100	120		120	120	120	120			
同小頭	内地	48	75	80	75	75	75	75		80	
	外地	65	100		100	100	100	100			
同組頭	内地		55		55	55	55	55			
	外地		75		75	75	75	75			
請負人	外地						100				
舸子	内地									45	
	外地									70	78.3
仲仕	内地									63.3	
	外地									70	
陸揚人夫	内地										42
	外地										60
人力車夫	内地								60		
	外地								80		
馬丁	内地						22				
	外地						30				
従卒	内地						22				
	外地						30				

①：経理局第三課、②：馬関兵站兼碇泊場司令部、③：宇品運輸通信支部

単位：銭

注：馬関兵站兼碇泊場司令部の船大工、第六師団の人夫、宇品運輸通信支部の舸子および陸揚人夫等は複数回の契約のため賃金が一定していない。記載はその平均額。

出典：『衆議院議事速記録 第9回』（印刷局、1912年）pp.167-168.

表 2-2 1894 年諸職業賃金

	東京			仙台	名古屋	大阪			広島			熊本
	上	中	下			上等	中等	下等	上	中	下	
人夫									20 30	18 20	10 12	
日雇人足	35 40	30 35	20 25		20	30 35	28 32	25 30				
石工職	75 75	65 65	55 55	25	35	60 75	50 65	45 50	40 70	20 50	20 40	30
船大工	65 65	55 55	50 50	25	30	40 50	38 40	35 38	20 50	22 45	20 25	
大工	55 55	50 50	45 45	25	37	55 60	40 45	38 40	25 50	20 45	19 25	25

単位：銭

注：仙台・熊本は 1893 年、愛知は 1891 年。東京・大阪・広島は上段 1894 年 3 月、下段同年 9 月。東京府は東京府全体の平均、他は各市。

出典：

『明治二十七年 東京府統計書』（東京府庁、1895 年）pp.349-352

『宮城県統計書 明治二十六年』（宮城県、1895 年）pp.235-236

『愛知県統計書 明治 24-26 年』（愛知県、1896 年）pp.50-53

『明治二十七年 大阪府統計書』（大阪府、1895 年）pp.373-376

『広島県統計書 明治二十七年』（広島県、1896 年）pp.185-188

『熊本県統計書 明治二十六年』（熊本県、1896 年）pp.143-144

を見ると、東京・大阪と広島の人夫・日雇人足の金額が倍近く違う。その他の職人も、東京と大阪でまず大きな差があり、大阪とそれ以外の 4 都市の差がさらにはげしいものになっていることがわかる。

なお、この金額は各師管の中心都市のものである。この表には記していないが、同じ府県の中でも彼らの給与額は異なっていた。たとえば、大阪府堺市では日雇人足のコレがそれぞれ 25、20、15 銭といった具合である⁸⁰。このように、各師管区内だけでも賃金の違いが生じている中で、さらに陸軍省がそれぞれの地域の状況を顧みずに給与額を一律にするわけにはいかないというのは、納得できる理由と言っていると思われる。

またこの表からは、日清開戦後に人夫・職人の給与額が大幅に上がっていた地域があることもわかる。真っ先に出征した第五師管でその差額が特に大きいのは、徴兵や軍夫による人手不足の影響と考えられるが、第五師団の募集金額に合わせて相場が上昇した可能性もあるのではないだろうか。

しかし、こうした状況から暴力事件や裁判沙汰にまで発展したのは事実である。このような問題点に対し軍も対策を全く講じていないわけではなかった。その最たる例としては、1895 年 3 月に陸軍省から全師団共通のものとして出された「軍役人夫（職工或ハ何々）請負命令書並ニ心得書請書様式」⁸¹があげられる。先の回答文書では「終ニ法廷ヲ煩ハスノ不都合ヲ生シ（中略）是等ハ最初契約ノ条件不十分ナルヨリ生スルモノタルコトヲ認メタルニ依リ」作成したとしているが、帰国後の裁判沙汰になる数か月前にこの様式が作成されていたということは、現地では既に様々な問題や騒擾が発生していたものと考えられ

る。

ここではその請負命令書・心得書の中から、請負心得書に定められた条文を見てみよう。

第一条では、人夫および職工は 20 歳以上 45 歳以下と定められた。このような年齢規定は各師団にゆだねられていた頃からあったものの、請負業者への応募ではない各市町村によって徴用された場合であっても実際には守られておらず⁸²、年齢制限を明らかに超えた軍夫も雇用されていた。この際特に問題となったのは 20 歳未満の場合で、95 年に入ってから徴兵適年齢に達したものの渡航して不在となった軍夫の処置について、各県からの問い合わせが陸軍省へ多数寄せられていたのである⁸³。

また、その体軀についても規定があり、身長は 5 尺 1 寸以上、身体強壯で、1 人で 6 貫目以上を背負えるか、30 貫目以上の荷物を積載した車両をひき、1 日 6 里以上の行進に耐えられる者に限定されている。ただし職工はこの限りではない。なお、第一師団では体格規定は全く同じであった（第四条）⁸⁴が、年齢制限がなかった。一方、第三師団の場合は年齢制限が同じだったものの、体幹は 5 尺以上と若干低く規定されていた（第二条）⁸⁵。またこの第三師団の規定は、先述の中島郡下津村の年齢規定と異なっているのも興味深い。

雇用された軍夫は軍属となり、軍の法律規則によって取り扱われる。そのために軍夫へは読法と宣誓が行われることになっていた（第四条）。第一師団（第七条）と第三師団（第四条）でも同じ規定はあったが、両師団の条文にはそれとは別に、軍夫に遵守させるべき事項が十数条にわたって列挙されている⁸⁶。全て道徳規範や現地での犯罪行為に関わる内容である。

太田書でも取り上げられた内地と戦地（外地）との分界については、第六条で「戦地へ向かって港を出帆した日から本邦に帰着した日までが海外」と明文化された。糧食に関する規定も、第八条において海外派遣中は官給、国内の雇用地滞在中はその役務に関わらず給料から自弁とされている。

第十二条には、軍夫に必要な衣服、用具等計 11 点の項目が並べられている。これらの物品のうち、官給の可能性のあるのは追送の草鞋のみとなっており、それ以外の支給および追送は全て請負人の負担であった。この点は第一（第十四条）・第三師団（第十一条）も同様で、いずれも請負人が調達することとなっている。この点からも、軍夫の給与から請負人が差し引く手数料をピンハネとは言えないことがわかる。手数料がなければ、請負人側は無償どころか完全な持ち出しになってしまうのである。

なお、3 月 22 日に送付された心得書と、翌年陸軍省が田中らへの回答に記載した心得書では、内容が若干異なっている。これは、回答に記載されたものが「軍役職工請負人心得書」とあり、人夫以外の職工に限定されているためであろう。たとえば第一条からは身幹に関する部分以外の規定が削除されているが、原本でも身幹に関わる規定は職工には適用されないことになっていた。むしろ、身長 5 尺 1 寸以上の規定が残ったことが不思議なくらいである。また、職工の心得書は特に第十五条以降の追加が多い。一つ例を挙げると、人夫の第十五条には、請負人は請け負った人夫 1 人につき被服代その他諸費の金額を届け出ることとされていた。それが職工の場合は、被服その他諸費に要する金額について、各自給料の中から内地 6 銭、海外 12 銭以上を差し引いてはならないと記されている。

これらに加えて、各職工・人夫の給与額も定められた。陸軍省回答の八号表⁸⁷がそれで、3 月 26 日に担当各所へ送付されたものである⁸⁸（表 2-3）。職人の等級が職種によって非

常に細かく設定されているほか、人夫の等級も 2 種類に区分されており、二等のほうは近衛～第五師団の軍夫給与上限額よりも安く設定されている。軍務局長の記したところによれば、この給与額と区分は各契約担当者へ照会し、調査を行った上で決定されたものだという。そのうえで、新たに軍夫の募集をする際にはこの表に準拠し、なるべく一定の契約内容にすることを命じている。なお、こちらの規定では請負人の取り分についての記載はない。

表 2-3 給料標準額制定後に属する各部隊軍夫雇夫給料標準表

名称	等級	内地	海外
職人	一等	100	130
	二等	90	120
	三等	80	110
	四等	70	100
	五等	60	90
	六等	50	80
	七等	45	75
	八等	40	70
人夫	一等	40	50
	二等	35	45

備考：

職人：鍛冶、家大工、木挽、石工、井戸掘、桶職、鳶、鉄道職工、蹄鉄、鞍木、鍛縫、靴工、舸子、船大工、車輛工、人力車夫、井戸掘手伝い等

人夫：陸揚人夫、仲仕、担夫の類

職人の等級のうち、一等～三等：鉄道職工、電信職工、蹄鉄、鞍木、鍛縫、靴工、石工、鍛冶、家大工、船大工、井戸掘

四等・五等：木挽、桶職、鳶、舸子、車輛工、人力車夫

六等～八等：井戸掘手伝、土方

出典：『衆議院議事速記録 第 9 回』（印刷局、1912 年）p.168

新聞では他にも、第一師団における軍夫募集を日本建築会社、瀬戸口組、菅野組、田中組、有馬組の 5 組による連合とする⁸⁹案や、募集は各府県知事に依頼し陸軍は直接関与しない⁹⁰といった案が議論されていたという記事が掲載されている。『國會』によれば、台湾へ向かう近衛師団の軍夫を請け負った森清右衛門、田中経一郎、瀬戸口徳次郎らは近衛軍夫連合（請負）組なるものを結成していた⁹¹。近衛師団とともに軍夫たちも台湾から凱旋帰国する時期になると、彼らの待遇や救護会の方法などについて話し合いが行われたほか、帰国に際しては歓迎の準備を行う様子⁹²が報じられている。

しかしこれらはその場限りの一時的な策にすぎなかった。日清戦後の陸軍はこの問題の解決をはかるべく、軍夫の主要任務の一つである輸送を中心とした部分⁹³の改革に着手することになるが、この点は第 5 章で触れることとする。

なお、この陸軍省の回答についても、1 月 25 日の『東京朝日』⁹⁴と 26 日の『読売』⁹⁵は答弁書を提出したことのみを取り上げたが、『萬』は 12 月の田中の質問書を第九議会の彙報として簡単な記事を書いたのみで、『都』はどちらも一切報じなかった。1895 年 12

月から1月といえ、既に台湾が一段落して凱旋、また現地で逝去した近衛師団長北白川宮能久親王の国葬も行われた後である。これが新聞（あるいは一般大衆）の関心が薄れた後の軍夫騒擾の顛末でもあったとも言えよう。

おわりに

本章は、あくまで第一、近衛師団での大都市部の内容に限定されたものである。ゆえにこの事例は先行研究で主に扱われてきた第二、第三師団や、戦地となった朝鮮、清国での軍夫募集にそのまま当てはめられるものではない。ただし、先述のように第三・第四師団管区である名古屋および大阪では東京と同様の訴訟が起こされていたことが確認できおり、他の仙台、広島、熊本でもこうした騒擾があった可能性はある。また愛国的・義侠的精神にかられて軍夫に志願した者や、各町村等を通じて半ば強制的に軍夫として徴用された者の存在を否定するものでもない。たとえば東京府内でも、将来の軍夫徴発のために農夫・漁夫・傭夫・日雇人足といった力役労働に従事する者の人員調査が行われていたことが確認できる⁹⁶。その一方で、この当時の各師団はおおむね大都市圏や港湾地域にあった。それゆえ、先述の記事でも示したような大都市圏を行き来する労働者が多数存在していたと考えてよいと思われる。このような層にいた軍夫の存在は、10年後の日露戦争勃発に際して「日清戦役の実例に依れば、当時の普通労働者（筆者注「日傭取人足の類」）は、戦役の起りしが為に（中略）其の社会より、多数の軍夫出でたる」⁹⁷と記憶されていたのである。

ところで、一連の騒擾、特に暴力事件に関連した軍夫とはいったいどのような層であったのだろうか。一見すると、従来言われていたように請負人たちから受けてきた数々の仕打ちに不満が爆発したか、あるいは軍夫の中に少なからずいたとされる無頼漢や博徒、壮士らが引き起こしたようにも見える。しかし明治末期から大正時代の都市暴動の研究を行った藤野裕子によれば、都市暴動の中心的担い手は15～25歳の男性労働者であり、彼らは強烈な上昇願望・承認願望を持ちながらも酒・博打・女・喧嘩に明け暮れていたという⁹⁸。この時期のこのような労働者の姿は、騒擾に関わった軍夫の姿と符合する。藤野も、先行研究ではその多くが博徒とされてきた日清戦争の軍夫について、当時の都市の下層労働に就いていた日雇労働者は日常的に博打を打っており、彼らおよび請負業者と博徒の境界は曖昧で、彼らは専業博徒とは限らないと指摘している⁹⁹。

一方で、長年にわたって軍からの請負を担ってきた請負人と壮士たちが深いつながりを持っていたことは新聞記事等からもうかがえるが、逆に請負人と対立してきた軍夫に対しても同様に強い影響力を持っていたのではないかという疑問も残る¹⁰⁰。特に、当時著名な弁護士の人であった森肇への訴訟依頼（森のほうから接近してきた可能性もあるが）や各新聞社への素早い抗議など¹⁰¹は、そうした世間一般に対して何らかの力を持った層¹⁰²が少なからず軍夫側にいたことを示唆している。これらの点も、この一連の騒擾が従来の先行研究のような請負人が加害者、この騒動に関わった軍夫が弱者であり被害者、という単純な図式にはとらえにくい理由の一つと言える。

¹ 東京百年史編集委員会編『東京百年史 第三巻』（東京都、1972年）pp.280-281。

-
- 2 中下秀夫「日清戦争における軍夫の記録—大阪真田山旧陸軍墓地から—」大阪民衆史研究会編『大阪民衆史研究 70号』（大阪民衆史研究会、2016年9月）
 - 3 「大坂の軍夫騒ぎ」『萬朝報』1895年8月2日。
 - 4 「軍夫の訴訟」『大阪朝日新聞』1895年7月24日。
 - 5 「軍夫の不平」『東京朝日新聞』1895年6月5日。
 - 6 「取消」『東京朝日新聞』1895年6月9日。
 - 7 「人夫九百五十人砲廠組を襲ふ」『萬朝報』1895年6月13日。
 - 8 「軍夫が砲廠組を襲ひし続報」『萬朝報』1895年6月14日。ただしこの14日の記事は6月18日の紙面で「事実相違の旨申越しに付き」取り消された。
 - 9 「砲廠組軍夫紛擾続聞」『萬朝報』1895年6月15日。
 - 10 「建築会社と軍夫（訴訟）」『東京朝日新聞』1895年6月21日。
 - 11 「軍夫の勝訴」『東京朝日新聞』1895年6月27日。
 - 12 「軍夫及び壮士の騒擾（二十名の拘引）」『読売新聞』1895年6月24日。
 - 13 「軍夫及び壮士の大騒動余聞」『読売新聞』1895年6月26日。
 - 14 同前。
 - 15 「軍夫紛擾の続報」『萬朝報』1895年6月28日。
 - 16 「取消」『東京朝日新聞』1895年6月27日。来訪した6人のうち1人はかばんを持ち逃げたとされる人物。ただし25日の記事中にその氏名は記載されていなかった。
 - 17 警察が一連の騒動に警戒・監視を強めていた様子は当時の警視庁警務課長宛の文書に見ることができる（「軍夫請負業有馬組に給料請求の為数十名押寄の件・警視」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A05032105700、警保局長決裁書類・明治28年(国立公文書館)）。
 - 18 のち衆議院議員。この年、名古屋市議会議員に立候補するも落選している（鈴木金太『衆議院議員候補者評伝：逐鹿界之片影』（山田丹心館、1902年）p.156）。
 - 19 三枝は愛知県議会議員や金城新聞の論説客員、名古屋通信社社長など。一方で第三師団長時代の桂太郎と懇意にしており、日清戦争では2,000人の軍夫を請け負って多大な利益を上げたと言われる（長江銈太郎『東京名古屋現代人物誌』（柳城書院、1916年）pp.273-274）。
 - 20 「軍夫の訴訟」。
 - 21 「大坂の軍夫騒ぎ」。
 - 22 同日の『萬』は0.71段。『萬』ではこの件を前日の13日にも報道していたが、それを加えても合計1.27段であり、『國會』はこれと比べても極端に長い。
 - 23 「帰朝軍夫と請負人の葛藤」『國會』1895年6月14日。
 - 24 「軍事請負業の裏面（一）」『國會』1895年7月24日。
 - 25 たとえば東京都公文書館に現存する史料によれば西多摩郡だけでも数百名の軍夫の病死者を出しているが、極寒の朝鮮半島ではその数では済まないと思われるほどの内容も目立つ。
 - 26 「有馬組森清右衛門の素性と軍夫待遇」『読売新聞』1895年7月12日。
 - 27 一方で『都』には軍夫側の主張のみが掲載されている（『都新聞』1895年7月11日）。
 - 28 『東京百年史 第三巻』p.196。
 - 29 東恵仁『明治弁護士列伝：肖像入』（周弘社、1898年）pp.235-239。
 - 30 発行日は1895年7月15日、出版は太田個人となっている。印刷者は柴辻誠太郎、印刷所は忠愛社。出典は記載されていないが、中下論文 p.91にある請負人側の糾弾はこの太田書をもとにしている。
 - 31 『梅若実日記』によれば明治32年10月3日に同名の人物が梅若宅を訪問したとあるが、同一人物かどうかは不明（『梅若実日記 第6巻』（八木書店、2003年）p.231）。
 - 32 太田道太郎『軍夫紛擾顛末』（太田道太郎、1895年）p.1。
 - 33 同前 p.3。
 - 34 同前 pp.1-6。
 - 35 北原糸子「都市東京と軍夫」大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史—「文明戦争」と民衆』（フォーラム A、1994年）pp.169-174、東京都編『都市資料集成 第1巻』（東

京都、1998年) pp.252-254.

36 北原糸子「都市東京と軍夫」 p.174。

37 太田道太郎『軍夫紛擾顛末』 p.4。

38 同前 p.1。

39 同前 p.30。

40 同前 p.31。

41 同前 p.7。

42 「輜重役夫傭入命令書」 JACAR:C13110345900、雑集 明治27～28年(防衛省防衛研究所)。

43 第三師団は「糧食及宿舍ハ総テ官給ス」とのみ記されている(「輜重役夫傭入命令書」 JACAR:C13110345900、雑集 明治27～28年(防衛省防衛研究所))が、第一師団は「食料其他ハ給料ノ内ヲ以テ自弁セシメ戦地ニ向テ出発ノ当日ヨリ(中略)食料ハ現品ヲ給ス」となっている(太田『軍夫紛擾顛末』 p.3)。

44 「軍夫対建築会社の訴訟」『國會』1895年7月9日。『都市資料集成』には第1巻・第2巻ともに掲載なし。

45 公正証書の日付は9月25日であるため、軍夫への日給が第一師団でも25銭とされた後に作成されたと思われる。

46 太田の掲載部分は太田道太郎『軍夫紛擾顛末』 pp.9-10。

47 太田道太郎『軍夫紛擾顛末』 p.14。

48 同前 p.15。

49 同前。

50 同前 p.16。

51 同前 pp.18-21。

52 同前 p.22。

53 同前 pp.26-27。

54 同前 p.1。

55 「帰朝軍夫と請負人の葛藤」。

56 太田道太郎『軍夫紛擾顛末』 pp.27-28。

57 同前 p.4。

58 「愈々出でて愈々怪なり」『萬朝報』1895年7月5日。

59 太田道太郎『軍夫紛擾顛末』 p.28。

60 「軍夫の不平又起る」『都新聞』1895年7月4日。

61 「瀬戸口組の軍夫虐待」『國會』1895年7月6日。

62 太田道太郎『軍夫紛擾顛末』 p.29。

63 太田書からは、少なくとも請負業者や経営者側はこの騒擾を労働争議、社会主義運動ととらえていた可能性がうかがえる。

64 「軍夫の旧犯罪」『読売新聞』1896年10月12日。

65 大谷正『日清戦争 近代日本初の対外戦争の実像』 p.192。

66 東京百年史編集委員会編『東京百年史 第三巻』 pp.280-281。

67 1896年1月24日「衆議院議事速記録第十一号」『衆議院議事速記録 第九回』 p.161。

68 この点は、当時の人夫斡旋業全体に対しても当てはまる可能性がある。大濱の主張では、請負人に対して無償労働を強いてしまうことになる。

69 「当世なぞとき」『読売新聞』1895年8月25日。

70 「有馬組誣告事件愈々拘留となる」『読売新聞』1895年8月31日、「有馬組誣告事件」『萬朝報』1895年8月31日。軍夫の一人が「訴訟依頼をしていないのに森肇が印を偽造して訴訟に巻き込まれた」と森を訴えたが、逆に誣告と訴えられた事件である(「軍夫問題と誣告の訴」『読売新聞』1895年8月23日)。

71 「軍夫事件の新判決例」『東京朝日新聞』1895年9月6日。

72 「名古屋の軍夫訴訟(軍夫敗訴)」『東京朝日新聞』1895年12月21日。

73 「軍夫事件の新判決例」『國會』1895年9月6日。

- 74 「軍夫と請負人との葛藤」『読売新聞』1895年9月7日。
- 75 「名古屋に於ける軍夫訴訟事件」『都新聞』1895年12月21日。
- 76 最も熱心だった『國會』は1895年12月15日をもって廃刊となっている。また、『萬』は12月18日から20日まで発行停止処分を受けていた。
- 77 「軍夫事件の新判決例」、「軍夫の敗訴」『都新聞』1895年9月6日。
- 78 『衆議院議事速記録 第九回』(印刷局、1912年) p.3。12月29日に提出された「陸軍軍用品買入及ヒ軍夫雇入ニ関シ経理部ニ対スル質問主意書」の一部として取り上げられた。開会直後かつ長文のため文書による質問となっている。
- 79 同 p.161、「衆議院議事速記録第十一号」。なお陸軍省の回答案も現存している(「衆議院議員田中正造外6名提出質問の件」JACAR:C03030952600、明治29年1月「壹大日記」(防衛省防衛研究所))。内容に変更点は見られない。
- 80 『明治二十七年 大阪府統計書』(大阪府、1895年) p.379。堺市の場合は、大阪市に比べるとほとんどの職業の賃金が大幅に低い。また、3月と9月の給与額に変化はない。
- 81 「軍役夫(職工は何々)請負命令者並に心得書請書様式」JACAR:C06060170400、明治27年6月より「緊要事項集」(防衛省防衛研究所)。
- 82 池山弘「愛知県中島郡下津村に於ける日清戦争軍役夫の募集」p.2。池山によると、愛知県中島郡下津村が軍夫の雇用条件を20歳以上40歳未満に限定していたにも関わらず、同県の碧海郡棚尾村では年齢が判明している41人中20歳未満が7人、41歳以上が1人いたという。
- 83 「新潟県より出征軍夫徴否の件」JACAR:C06022202600、明治28年2月「278年戦役日記 乙」(防衛省防衛研究所)など。
- 84 太田道太郎『軍夫紛擾顛末』p.1。以降、本節第一師団条文は同書。
- 85 「輜重役夫傭入命令書」JACAR:C13110345900、雑集 明治27～28年(防衛省防衛研究所)。以降、本節第三師団条文は同文書。
- 86 第一師団では第八条に記載。第三師団は同じ第四条。
- 87 『衆議院議事速記録 第9回』p.168。
- 88 「各局より軍役人夫給料標準の件」JACAR:C06022052400、明治28年4月「278年戦役日記 甲」(防衛省防衛研究所)。
- 89 「軍夫は各組の連合請負となる」『萬朝報』1895年8月6日。
- 90 「軍夫請負人に就て」『萬朝報』1895年8月18日。
- 91 「軍夫連合組の緊急動議」『國會』1895年10月29日。
- 92 「近衛連合軍夫請負組の用心」『國會』1895年11月8日。なおこの記事のタイトルからは『國會』の請負人に対する見方自体はさほど変わっていないように思われる。
- 93 『日清戦争統計集 下巻一』p.334によれば、軍夫約152,365人中約77パーセントにあたる117,841人が人夫である。
- 94 「陸軍省の答弁」『東京朝日新聞』1896年1月25日。
- 95 「軍夫請負の質問に対する政府の答弁書」『読売新聞』1896年1月26日。
- 96 「第1種 明治27・28年戦役ニ関スル兵事事務書・雑務之部、但兵事事務始末ニ編入セサル分・自1号至133号(内務部第五課兵事掛)」東京都公文書館蔵、「第1種 明治27・28年戦役ニ関スル兵事事務書・雑務之部、但兵事事務始末ニ編入セサル分・自1号至133号(内務部第五課兵事掛)」東京都公文書館蔵など。ただしこのとき調査が行われた南葛飾郡でその後軍夫が徴発されたかは現在のところ不明。
- 97 横山源之助「戦争と労働者」立花雄一編『横山源之助全集 第三巻』(法政大学出版局、2006年) p.449。初出は1904年4月1日の『実業時論』第四卷第八号。
- 98 藤野裕子『都市と暴動の民衆史 東京・1905—1923年』(有志舎、2015年) p.301。
- 99 同前 p.149。
- 100 一方でこのような各層は軍夫に限らず労働者層の中でどこまで区分可能(または内包されている)なのか、という疑問も生じる。
- 101 本章中には、現存している文書から請負人の主張の正当性や新聞記事の間違いが証明された箇所がいくつかあり、弱者(ここでは軍夫)の主張のみを先入観からうのみにする

ことの危険性も再確認できる。

¹⁰² もちろん、この層が普段から軍夫あるいは日雇労働者たちを束ね、一連の騒擾では煽動していたという可能性も否定できない。

第3章 北清事変における軍夫と列国軍

はじめに

前章では、日清戦争における軍夫の性質について考察を行った。日清戦争での軍夫は各先行研究を見てもわかるように、日清戦争で日本人軍夫が多数海を渡ったことはよく知られている。その一方で、日清戦争以降も北清事変や日露戦争で日本人軍夫が海を渡り戦地へ赴いたことはあまり知られていないと言わざるを得ない¹。

しかも、日本人軍夫を使役したのは日本軍だけではなくた。これまでも大谷正や斎藤聖二が指摘してきたように、日本人軍夫は各列国軍に雇用され、輸送を中心とした雑役任務についていたのである。日本政府はこうした軍夫雇用に対し、日本人保護などを目的とした対策をとる必要性に迫られた。

本章では、北清事変での日本軍を含めた各列国軍の軍夫雇用について考察を行う。

第1節 日本軍による軍夫雇用

まずは日本軍の軍夫雇用についてである。

日本人軍夫の募集に関して具体的なことを記した文書は管見では見つかっていない。ただ一つ考えられるのは、国内での軍夫募集あるいは請負人への依頼を第五師団独自には行っていなかったであろうということである。1900年6月18日に陸軍省総務局庶務課長から第五師団参謀長へ、第五師団が軍夫の募集を行っているとの新聞記事が掲載されたため、その是非の確認をしたいとの電報が送られている。それに対し第五師団は師団で人夫募集はしていないと回答した。その後21日に広島、山口での軍夫募集の新聞記事が掲載されている²が、18日時点での記事の出自および内容は今のところ不明である。

それが7月5日になると、陸軍省から第五師団に対し、糧食運搬用の軍夫150名を至急募集するよう命令が出されている。これらのことから、臨時派遣隊の軍夫募集は第五師団が行ってはいるが、あくまで主導するのは陸軍省あるいは政府であったと考えられる。軍夫募集の有無そのものが各師団にゆだねられていた日清戦争との違いがうかがえる。

北清事変における出兵は他の欧米列国軍との連合作戦であり、日本及び日本軍の地位を高めるため、国際法の遵守や列国軍との無用な軋轢を避けることは必須事項であった。臨時派遣隊司令官の福島安正は、6月22日に作成した「宿营地衛兵及ヒ巡察ニ関スル規定」の中で「輪卒ハ軍紀風紀ニ慣レス従卒馬卒人夫ハ全ク軍紀風紀ノ何物タルヲ解セス」と断じた上で、「又彼等ノ仮令ヒ外人ト衝突ヲ起コスコトアルモ我兵ト衝突スルニ比スレハ稍怒スヘキ所アリ然レドモ外国兵ト衝突ヲ避クルハ今回派遣隊ノ任務ニ於ケル第一ノ眼目ナリ」³と記している。軍隊教育を受けていない軍夫らの風紀の乱れや彼らの不法行為によって、列国軍との衝突を引き起こすことを危惧していたのがわかる。他にも翌23日には大沽出張所長に対し、出張所で雇っている人夫の取締を強化し不慮の衝突を避けるよう訓令を出している⁴。

このように派遣前から懸念されていた軍夫への憂慮は、まず別な形で表面化することになる。先述の規定から10日後の7月2日に参謀本部へ送られた報告では、軍夫の服装が不潔であるため「列国兵ト伍シ貨物ヲ運搬セシムルハ国ノ威厳ニ関スルノ嫌アリ」として

おり、以降追送する軍夫には「従卒馬卒ニ準スル衣服及底革足袋ヲ雇主ヨリ供給」させ、既に派遣されている軍夫に対しても同様の装備を追送することが要求された⁵。列国の輜重兵と並んで貨物の運搬をするとその服装があまりに見劣りしているという内容で、軍服を身に着けていない軍夫の見た目の悪さを問題視したものであった。

もつとも、こうした軍夫たちの服装を憂慮していたのは軍だけではない。外国人の来航も増えたこの時期において、外国からの視線に対し政府は非常に敏感だった。8月11日に内務大臣から発議された訓令がそれを物語っている。その中では「帝国ノ文化ニ風光ニ漸ク外国ニ於テ伝称スル所トナリ」外国人の来航が増加した「今日ニ当リテハ陋醜ノ習俗ハ速ニ之ヲ矯正シテ以テ帝国ノ品位ヲ保タサルヘカラス」としたうえで、港湾等で特に外国人の目に触れやすい仲仕、船頭、人夫その他の下層労働者の「今尚裸体シテ醜体ヲ為シ憚カラサル」風体が外国人の間で話題に上り日本の品位を落とすことを危惧しており、警察で取締を強化すべきだ、というのである⁶。政府にとって連合軍における軍夫の服装問題は、清国人との誤認といった作戦上、軍紀上の問題をはるかに超えたものであり、日本全体の近代化の一部でもあったと言えよう。

このときの日本人軍夫の給与額については、契約書等が見つかっておらず、日清戦争時のような具体的な契約内容を知ることはできていない。ただし北京攻略後の軍夫給与額については、現地調査を行った陸軍二等軍吏池田重達の報告⁷から知ることができる。池田の報告によれば、北京攻略後の大沽・塘沽にある御用船や倉庫で雑役任務のため雇傭されていた日本人軍夫の給与額は1日35銭、舸子は50銭となっており、食料は自弁であった⁸。手取り金額に限って言えば、日清戦争の外地手取り額と同じになる。支払いには日本の円銀と当地の通貨⁹の両方が用いられていたが、これは現地で通貨交換が常時行われていたこと、現地で雇用した清国人人夫¹⁰にも同額の給与が支払われていたことが一因と考えられる。

日本軍は、兵站人員の補充に清国人人夫も活用していた。たとえば天津占領後の7月17日に出された兵站司令部開設命令では、居留地内の棧橋から監督部までの糧秣運搬は徴発した清国人人夫を用いること、清国人人夫を遠距離に使用する必要がある時は必ず護衛兵を申請することなどが示されている。しかし必要な人員を確保することは容易ではなかった。公刊戦史によれば、師団の到着が遅かったためその徴集が困難な時期であったこと¹¹、列国軍の暴行・略奪によって現地住民が身を隠していたこと¹²がその理由とされている。

こうした状況の中で人夫を確保するため、大沽の監督部では人夫の日給を30～50銭かつ食事つきとし、日本語と英語で書かれた標章をつけさせたいうで人夫長には国旗を持たせ、就業時間とその送迎中に護衛兵をつける、などの方策をとった。また戦火で住居が荒廃していた住民も多かったためか、傭役人夫の半数は砲台内に宿泊させている。なお日給はその一部を食料で支払うことも可能とされていたが、当初は現地で食料を得る手段がほとんどなかったことから、食料での支給を求める人夫が非常に多かったという¹³。

また天津付近では、当地のフランス教会に避難していた貧しい清国人信徒を一日あたり30～50人傭役することができた。こちらの傭役規定は大沽とほぼ同じで、毎日教会堂まで送迎すること、認識しやすい標章をつけさせ監視兵を常において保護すること、午前7時から使役し日没までには軍の手で送り帰すこと、しっかりと食物を与えること、給与は1日50銭とすることとされている¹⁴。

そして北京攻略後、日本軍は各地で清国人の人夫を雇用した。任務の内容や給与などはそれぞれの地域によってまちまちであった。天津では陸揚地や停車場に到着した物資を倉庫まで運搬する人夫が1日平均4~500人¹⁵雇用されている。給与額は1日45銭と大沽・塘沽より高く先述の清国人信徒よりは低いものになっていたが、食料に加えて荷車も自弁であった。一方この地で用いた船舶と舸子の金額もまた大沽・塘沽と異なっており、船舶使用料は1日2~3円¹⁶、舸子は1日50銭と手取給与額は変わらないが彼らには米も4~5合支払われた¹⁷。通州でも兵站倉庫での雑役や物資の陸揚・運搬、縦列の補助などに平均3~400人が雇われており、給与は天津よりも安い1日35銭、食料自弁であった。この地域も戦後の荒廃がかなり目立っていたため、給与の一部を糜米で支払う場合もあったという。

北京になるといささか状況が違っていた。この地域は副食物の集積地であったために三頭曳馬車80台を馬子とともに雇用しており、彼らには1台あたり1日3円、さらに家族生活用として1人あたり米1斗を支払っていた¹⁸。この他に倉庫や粟刈などの雑役に使用する人夫も1日150人が雇用されていたが、彼らの給与は昼食付きで1日40銭。労働時間は8時間と定められており、繁閑の場合は5~20銭の増給もなされている¹⁹。その一方で公刊戦史では、人夫および職人が30銭+玄米1升~50銭+玄米2升、牛馬車(2~4頭曳)が1円50銭+玄米2升~2円+玄米1斗と記されている²⁰。

このように北清事変の日本軍は軍夫を日本国内と現地の双方で雇用・使役していたが、国内での募集にそれほど熱心ではなかったように見える。海軍の史料によれば、大沽に上陸した日本軍の軍夫数は8月18日時点で500人²¹、9月8日の時点でも800人とどまっている²²。一方で人夫の請負会社は、日清戦争時と同様に日本軍の軍夫雇用の期待をかけていたことは想像に難くない。そんな請負を期待しての軍夫募集願が東洋移民合資会社の佐久間鋼三郎から軍に提出されているのだが、特徴的なのは7月14日に陸軍へ²³、その2日前には海軍にも出されている²⁴ことである。軍夫請負の受注に躍起になっていたことが伝わってくる。そしてここで、日清戦争の頃には見られなかった移民会社が登場する。これも大きな特徴と言えよう。

第2節 日英組によるイギリス軍への日本人軍夫供給

次に、列国軍に雇われた日本人軍夫について見てみよう。

日本国内での軍夫募集で最初に動きが出てくるのはイギリスである。6月25日に兵庫県知事から、在神戸イギリス領事が人夫500名および100名あたり馬10頭と通訳1人を本国からの命令で募集していることが外務省²⁵と内務省²⁶へ通報された。この件に関しては同日イギリス領事からも兵庫県へ報告があり、既に請負人と交渉中で、一週間以内に契約を取りまとめ翌月10日までには出発させる予定であると伝えられた²⁷。

その後、この件は『大阪朝日』によって新聞でも報じられた²⁸。第十師団は『大阪朝日』の報道を確認し、在郷軍人の不足²⁹と第十師団の管区内からの馬匹輸送の増加による輸送列車への影響を懸念する旨を伝えている³⁰。

そしてイギリスと請負人四本萬二との間に契約が成立し、7月3日の電報で外務省に報告された³¹。これが日英組である。なお「日英組」の名称は先述の『大阪朝日』の記事に登場するのが最初で、この時点ではまだ公文書内には出てきていない。

この日英組について大谷正は、四本萬二の 1910 年時点での経歴から「日英組は川崎造船所が組織したものか、あるいは川崎造船所が労働力の口入業者に命じて組織させた可能性が強い³²」と推測している。ただ『日本紳士録』によれば、この当時の四本は 1897 年および 1900 年に「日本移民合資会社社員」³³となっている。また外務省の調査で四本は正規の手続を東洋殖民合資会社業務執行社員の名義で行ったこと³⁴が判明しており、翌年の『日本紳士録』にも「日本移民合資会社社員、東洋殖民合名会社業務担当社員」³⁵と記されている。このことから日英組は、日本移民合資会社と東洋殖民合名会社によって組織されたものか、あるいは両者がともに何らかの形で深くかかわった組織と考えられる。名称は契約書第九条にある、軍夫が背中か袖に付けることを義務付けた「日英」の徽章に由来する可能性もある。その一方で四本が軍夫とともに渡清した後の業務を取り仕切った土谷仙太郎³⁶は東洋関西合資会社員³⁷とされ、急遽設立されたと考えるには 6 月 28 日時点で既に事務所が存在している³⁸など謎の多い組織で、より正確なことは不明である。

次に、日英組の契約内容について見ていこう。書面の日付が 6 月 26 日とされているので、軍夫についての交渉はスムーズに行われたようだ。なおこれとは別に馬匹 50 頭の契約がなされたとあるが、7 月 5 日の勅令で馬匹輸出が禁止された³⁹ため、こちらの契約は無効になったものと思われる。

まず日英組は契約締結から 10 日以内に 500 名の軍夫を供給し（第一条）、軍夫 100 人に対し 1 名、計 5 名の通訳を日英組側の負担で付随させることが定められた（第三条）。軍夫の契約期間は最低 2 ヶ月間、最大 6 ヶ月までの延長が可能である（第四条）。

軍夫の 1 日の労働時間は 12 時間、給与は食費等を含めて 2 円で、定時外労働を行う際は 1 時間ごとに 25 銭の増給がなされる（第二条、第五条）。ただし 2 円のうち請負人を通じて軍夫本人に支払われるのは 1 円 50 銭、残る 50 銭は神戸で日英組に直接支払われることとされた（第七条）。給与の支給は日本を出帆した翌日からである（第六条）。イギリス側は軍夫に対し被服 1 着を支給し、3 ヶ月を超えた場合には同じものをもう 1 着支給する（第九条）。また軍夫が殺害された場合には最大 200 円の賠償金が支払われ、負傷や捕虜となった場合にも相応の手当と賠償がなされる（第八条）。もし 3 ヶ月以上契約し、かつ契約を誠実に履行する軍夫がいた場合は、その者に帰国費として 15 円のボーナスが出る（第十条）。

全 11 条のうち主だったものを挙げてみたが、日清戦争の日本軍（「軍役人夫（職工又ハ何々）請負人心得書」）と比較した場合、圧倒的に違うのは給与であろう。イギリス軍の 2 円（手取 1 円 50 銭、食料は自弁）と日本軍の 50 銭（手取 35 銭、食料は官給）では大違いである。もっとも 1900 年の大阪での統計を見ると、日当額が最高で 1 円を超える業種は瓦葺職人の最高 1 円 10 銭以外になく、日雇人夫の相場は 30～50 銭⁴⁰。当時の日本の状況を鑑みれば、むしろイギリス軍のほうが破格に高いと言った方が正しい。

この契約のもとに日英組が集めたのは軍夫 507 名、事務員 25 名、賄方 18 名である。彼らは 7 月 4 日までに旅券の下付と就業中の行状への訓戒が行われた。輸送船搭乗後に給与をめぐっての行き違いから騒擾が起り 38 名を下船させる事態になったものの、残る者たちは 6 日に出帆した⁴¹。下船で不足した軍夫は広島と門司で補充することとされている。行き違いの詳しい内容は不明だが、早くも日清戦争時と同様の騒動が発生していたことがわかる。また旅券を下付された軍夫 507 名を地方別に見ると、そのほとんどは関西圏だが、

北は北海道、南は熊本まで計 20 道府県に広がっている。大都市に全国から労働者が多数集まってきている様子がうかがえる。

これに対し国内の他の業者も列国軍への日本人軍夫や物資の請負を勝ち取り、利益を得ようとしていた。最初の兵庫県知事からの通報があったのと同じ 6 月 25 日、門司の石田平吉と小西小五郎が東京のイギリス全権公使に対して人夫供給の売り込みをしたとの通報が、福岡県知事からなされた⁴²。他にも 7 月 23 日には熊本移民合資会社、森岡商会、海外渡航株式会社の 3 社が、出稼軍夫供給のため各国への紹介を願い出る上陳書を外務大臣宛に提出している⁴³。

このようにして契約し清国へ向かった日英組だが、現地到着直後から問題が起こっていた。海軍塘沽通運支部からの 7 月 20 日付の報告によると、同月 15 日に日英組の人夫が支部を訪れた⁴⁴。この人夫は、イギリス軍に酷使されているにも関わらず給与 2 円のはずが実際には 70 銭しか受け取れない。もし自分と同志約 25 名が解雇された場合には通運支部で雇ってほしいと訴えたのである。手取 1 日 70 銭が事実とすれば、請負人である四本らによってかなりのピンハネが行われていた可能性も考えられる。一方でこれを報告した松村大尉は、彼らが塘沽到着以来酷使されているようには見えなかったため懇々と説諭して帰したこと、この翌日に彼らはストライキを起こしたのち復職したこと、同様の争闘の噂が他の地域からも流れていること、軍夫 3 人がインド兵の哨兵ともめ事を起こしそのうちの 1 人が射殺されたことを記している。

さらに 8 月 2 日には、暴行・賭博・略奪が横行している日英組軍夫取締への協力をイギリス軍に要請された第五師団長山口素臣から、日本人軍夫の輸出禁止と清国内にいる日本人軍夫の帰国、軍法に基づいた厳重な制裁を求める意見の具申がなされた⁴⁵。

こうした事態を受けて外務省は日英組に対し、繰り返される軍夫の不法行為に何らかの対策をとらせるよう兵庫県知事へ通達⁴⁶する一方、天津領事にも取締への協力を要請した⁴⁷。この要請に対し四本の代理人を務めている土谷は、事務員を派遣し不法行為を行う軍夫を全員帰国させると回答している⁴⁸。

中には、軍夫の範囲を超えた活躍を見せる者もいた。公刊戦史によると、アメリカ軍の北京攻略戦において、イギリス軍に雇われていた日本人軍夫が運搬してきた梯子を城門に立てようとしたが届かなかった。そこで機転を利かせた軍夫は隣の番小屋屋上に梯子を立て、アメリカ軍の手助けをしたという⁴⁹。この事例からは、イギリス軍が日英組軍夫を前線に連れてきていたこともわかる。

しかし結局、日英組軍夫 500 名の大半は契約を更新されることなく、2 ヶ月後に解雇された。そのうち 354 名は 9 月 4 日と 14 日に帰国の途につき、60 名は第五師団糧餉部、アメリカ人、陸軍用達の豊岡組、イギリス人に雇われ天津に残ることになった⁵⁰。死者は 6 名。残る 80 名は逃亡し帰朝した者たちであった。たとえば 8 月 22 日に日英組軍夫 34 名が帰朝している⁵¹が、彼らはこの 80 名の一部と思われる。

第 3 節 列国軍による日本人「移民」雇用

このようなイギリスの動きに対し、日本は対応策を迫られることになる。現地での人手を必要とする列国軍がこの流れに追随してくる可能性は大いにあった。

7 月 7 日、外務大臣から各道府県知事、特に兵庫、神奈川、広島、熊本、山口、長崎、

福岡各県知事、大阪府知事、警視総監⁵²、北海道庁長官に対して、列国軍用軍夫への清国渡航許可および契約認可をなす際には、軍夫は移民保護法に基づいた移民として扱うよう訓令が発せられた⁵³。具体的には、列国軍に雇われて清国へ渡航する労働者は移民取扱人が取り扱っている者に限ること、各契約に認可を出す場合には必ず外務省へ許可を求めること、労働内容・賃金の支払い方法・渡航後の取締と医療体制といった契約内容を出頭した取扱人が詳細に説明することが求められている。

先述の日英組軍夫乗船・出帆とこれにまつわる騒擾の報告が寄せられたのは同じ7日である。そのため、この訓令に日英組の行状が関係しているかどうか定かではない。一方で政府は馬の輸出こそ禁止したものの、列国軍に対し出兵以外でも可能な範囲内で協力する意志はあったものと思われる⁵⁴。政府は列国軍への協力体制を模索しつつも、戦地へ向かう日本人の保護を行う必要があった。その結果が、列国軍雇用軍夫への移民保護法適用につながったのであろう。

この列国軍に雇用される軍夫を移民保護法に基づいた移民とするという決定について、先行研究では「軍夫は移民保護法による移民とされ（中略）残りの部分はほとんどそのまま残った」⁵⁵という程度の扱いであった。しかしこの決定は、軍夫の請負契約においても非常に大きな意味を持ったと考えられる。というのも、列国軍雇用の軍夫が移民保護法、すなわち外務省の管轄下に置かれたことで、これ以降の列国軍と移民会社との契約内容も外務省の許可が必要になったからだ。大谷正は「外国軍雇いの日本人軍夫の契約は共通するところが多い」⁵⁶とのみ記していたが、その契約が共通していたのは外務省が管理していたためなのである。

その管理基準となる「外国軍隊雇人夫認可標準」（以下「認可標準」）は7月28日に定められ、関連する各府県知事へ通達された⁵⁷。この作成にあたっては、現地での日英組の惨状に外務省が危機感を抱いた可能性はある。先の訓令の直後に内務省へ送られた兵庫県知事から電報で、日英組軍夫は移民ではなく四本萬二の雇用人として旅券を下付されたと報告された⁵⁸ことも危機感をあおられた要因だったかもしれない。

「認可標準」の内容を、日英組との違いを中心に見てみよう。まず、軍夫は20～45歳の予備・後備兵籍についていない者と定められた（第一条）。その役務は運搬、土木、建築、炊事、看病、給仕といった移民保護法施行細則の内容に限られることになった（第二条）⁵⁹。日英組では「運搬若クハ戦闘行動ニ関スル労働」⁶⁰とのみ記述されていたのが、移民保護法適用で厳格になったことがわかる。その反面通訳は「若干名に対して取締とこれに相当する人数」とされ、やや曖昧になっている（第三条）。

服装は野卑にならない程度のものとし（第五条）、給与の支払い方法や出国・帰国時の旅費については規程を設けず、それぞれの判断にゆだねられた（第五・六条）。

犯罪を行った軍夫に関する条項が作られたのも日英組にはなかったものである。第八条では、普通の犯罪は日本の法律に従って日本領事が裁き、列国軍の軍律を犯した者は解雇と日本への送還までに止めることとされた。

傷病者への扶助も金額が大きく異なっており、日英組では傷病死者に200円以下だったのが、「認可標準」では傷死者が700円以上、病死者500円以上、傷痍疾病者50～500円と大幅に引き上げられている。この簿冊には「認可標準」の原案と思われる史料⁶¹も収められているのだが、原案では傷病死者が一律1,000円以上となっていた。これでもかなり

引き下げられているのである。

しかし最も注目すべきは第四条の軍夫の賃金であろう。軍夫の給与は国内および休役中は1日50銭以上、在外での服役中は食料、被服、旅費、医薬等の費用を除いて1円50銭以上と定められた。日英組では1人あたり2円、軍夫本人には1円50銭だったから、軍夫の基本的な手取金額は変わっていない。重要なのは、その次に記された「右金額ハ全ク人夫ノ純収入トナシ何等ノ名義ヲ以テスルモ其中ヨリ他ノ費用ヲ扣除スルヲ得ス」⁶²という文言である。2章で見たように、請負人は「軍夫家族のため」「死傷者への積立金」などと称して、「自らの手数料等を除いた軍夫の本来の手取」の中からさらに金銭を取得しようとするのがあり、日英組でも先述のように手取額が1円50銭の半額程度まで引き下げられたとの軍夫の訴えがあった。それがこの条文では手取額1円50銭を軍夫の純収入とし、いかなる名目があってもこの金額を一切減らしてはならないとされているのである。

また斎藤聖二によれば、7月8日および12日に青木周蔵外務大臣がイギリス公使ホワイトヘッドへ、日英組軍夫への死亡保証金が少ないこと、人夫長を軍夫100人ごとに雇用すべきこと、仲介者の過大な利益が問題であることを指摘したという⁶³。このうち死亡保証金と仲介者の利益減の2点が「認可標準」に反映されていることがわかる。特に後者は、北清事変でも騒擾の原因となっていた請負人による手取額の搾取を重く見た結果と考えられる。

契約内容の管理は、自治体と外務省の二段構えになっていた。各国の担当者と交渉した移民会社は当該の自治体に認可申請をし、申請された自治体から外務省へ申請許可の伺いを立てる。この間、提出された契約内容に「認可標準」等と照らし合わせて訂正すべき箇所が見つかった場合、自治体および外務省の双方から訂正が求められる。そしてこの訂正をなさなければ、認可の申請許可が下りないのである。

「認可標準」設定後に契約認可を申請したのは、東洋移民合資会社、大倉組、帝国殖民合資会社、日本移民合資会社、東京移民合資会社、横浜移民商会の計6社⁶⁴だった。この6社が申請した契約のうち訂正・条文追加なしで認可されたのは8月24日に出された日本移民合資会社⁶⁵の1例しかない。あとは多かれ少なかれ訂正または条文の追加を要求されているのである。担当となった自治体は兵庫県、岡山県、神奈川県⁶⁶の3県および警視庁で、このうち実際に契約内容の訂正を促す文書が残っているのは警視庁のみであったが、他の3県でも外務省への伺いを出す前に訂正を指示していた可能性はある。

訂正箇所が多いのは、やはり日英組と「認可標準」で異なる給与の部分である。その中でも特に、軍夫の給与1円50銭を軍夫の純収入とする旨や休役時の支払金額、給与額引き上げの時期が乗船後か清国上陸後か、などといった点が目立つ。他にも死亡・傷痕・疾病時の補償金など金銭にまつわる条文の訂正が多い。こうした訂正指示数は8月上旬の申請に圧倒的に多いのだが、できるだけ出費を抑制したい依頼主と軍夫請負を受注したい移民会社との思惑が一致したことが理由ではなからうか。もっとも「認可標準」自体は8月上旬には新聞で報道されており、たとえ外務省や各自治体から「認可標準」の内容が移民会社、列国の担当者に伝えられていなかったとしても知ることはできたはずである。ただ唯一訂正のなかった先述の日本移民合資会社の契約では、渡航中の軍夫の給与が50銭に設定されているにも関わらず訂正がなされなかった⁶⁶。これが単なる外務省側の見落としなのか、「認可標準」をそこまで厳格に守らなくともよいと判断したのかは不明である。ま

た大倉組⁶⁷と東京移民合資会社⁶⁸は、軍夫が通過するはずの各県知事⁶⁹や天津領事からの報告がない。契約が成立しなかった可能性が考えられる。

契約成立に至らなかったことが判明しているのが横浜移民商会である⁷⁰。この商会の場合、ドイツとの契約認可申請を神奈川県に提出したのは7月上旬だったが⁷¹、申請後に「認可標準」が作成されたこともあってか交渉は難航したと思われる。その後神奈川県に再度申請を出したのは9月6日になってからであったが、その契約内容は訂正を求められた箇所が非常に多く、追加・訂正合わせて18ヶ所であった⁷²。特に軍夫の給与が2円40銭、手取1円40銭と定められていたのだが、手取が1円50銭を下回っていたのはこの商会だけである。その他にも純収入の明記や死亡・傷痕・疾病時の補償金、軍夫の犯罪時の対処法など基本的な事項の大半に訂正が指示されている。それでも外務省は当該箇所の訂正を条件に認可を出したが、結局契約締結には至らず9月下旬に申請の中止を申し出たのであった⁷³。

次に訂正箇所とは違う各契約の特徴を挙げると、まず就業時間が明確に規定されていたことである。日本の場合、日清戦争時には軍夫に対して就業時間の規定が設けられることはなかった⁷⁴。それが列国軍の場合は、日英組でも見られたように必ず労働時間が定められ、就業時間が規定を超える場合は増給がなされることが多かった。東洋移民合資会社とフランス軍との契約以外には全て就業時間に関する条項があり、大倉組が8時間⁷⁵、他は10時間、先述の日英組だけが12時間と長めになっている。このような違いが出る理由としては、作戦行動などによって就業時間が曖昧になりやすい軍側の都合以外に、外での就業に対する東西の習慣の違いが推察される。天津で日本軍に雇われた清国人信徒の就役時間が日没までに帰宅とされていたことが、この点を物語っているのではないだろうか。

他には、軍夫への給与が全て現地で支払われていたわけではないことを指摘する必要がある。その割合は各契約によってまちまちだが、現地では軍夫本人に1日あたり50銭～1円が支払われ、残りは日本国内で領事館あるいは代行会社から移民会社へ支払われるケースが多い。現地での支払額が少ないのは、軍が支払いに用いる貨幣の現地への輸送・貯蔵の負担を少しでも減らしておく狙いがあったと考えられる。一方でこうした規定が定められている場合は、日本国内で移民会社に支払われた軍夫の給与は銀行に預金し、帰国後各自に支払われる旨が必ず明記されているか、明記するよう求められている。移民会社側による給与の瞞着を防ぐためであろう。なお日英組の契約書中にこの点の明記はなく、現地での支払は70銭で残額が帰国後軍夫に支払われる契約になっていたのか否かは定かではない。

また、ドイツ領事館は移民会社との間に別な商会を経由することがあった。たとえば、9月6日の帝国殖民合資会社との契約では神戸のチエー商会およびイリス商会がドイツ側の代理となっている⁷⁶。この契約に対し外務省は、軍夫の賃金は純収入であり「何等ノ名義ヲ以テスルモ其内ヨリ他ノ費用ヲ扣除スルコトヲ得サル」旨を追加させるよう指示した⁷⁷。「何等ノ名義ヲ以テ」というのは他の訂正よりもやや強いものになっており、外務省が仲介するチエー商会、イリス商会による手数料の存在を危惧した様子が伝わってくる。

なお、それまで軍夫への給与からの天引きとなっていた移民会社に対する手数料は、契約ごとに違うものであった。たとえば、先述のフランスと東京移民合資会社との契約書では「五円」とのみ記されている⁷⁸。おそらくは軍夫1人あたり一括で5円の意味であろう。

一方、フランスと日本移民合資会社の契約の場合では 8 月 11 日提出のもの⁷⁹、同月 24 日提出のもの⁸⁰どちらも 1 日 25 銭となっている。このように、同じ国との契約でも、移民会社によって内容が異なることがあったのである。

以上のような経緯のもと清国へ向かった日本人軍夫のうち、天津到着が確認されている者は先の日英組を除くと、日本移民合資会社、東洋移民合資会社、帝国殖民合資会社からの計 2,206 名である⁸¹。

彼らの風評は、日英組同様に良いものではなかった。9 月 15 日に兵庫、岡山両県知事へ送られた命令によれば、フランス軍雇用の軍夫も通訳・監督が不適任なため「甚タ不結果」に終わっているとの在天津領事からの報告を受けたという⁸²。

その在天津領事鄭永昌は、1900 年 11 月の外務大臣宛の報告で「軍夫は略奪を唯一の目的に来ているような連中で、何かと理由をつけて任務をサボり、賭博に耽り、争鬪をし、隙あらば略奪・強姦を行い、言葉が通じないのをいいことにストライキを起こすなど、風俗を乱すこと名状しがたい」と軍夫を厳しく批判している⁸³。天津領事館では、他国の領事館から送られてくる軍夫⁸⁴が日々増加し持て余していたという。その後、情勢が落ち着き避難していた清国人が戻ってきたことなど⁸⁵もあって、日本人軍夫は契約を更新されることなく解雇されるようになった。日英組の軍夫と違い彼らの中に当地で残留する者はおらず、11 月 17 日までに全員が帰朝している⁸⁶。

第 4 節 北清事変の軍夫をめぐる新聞報道

このような列国軍への日本人軍夫雇用については、新聞でも報じられた。直近の労働者雇用に関わる問題でもあったため、再び各紙の関心を寄せられたということであろうか。

北清事変勃発に際し、日本が列国と共同出兵することに反対する記事をたびたび掲載し、列国軍に日本の軍夫を提供することにも慎重さを求めているという⁸⁷『二六新報』（以下『二六』）は、7 月 22 日に一面の論評でこの件について取り上げている⁸⁸。この中で『二六』は、日本人軍夫の供給には軍夫取扱人と軍夫希望者との約定、軍夫の監督および保護など克服すべき問題は多いが、軍夫の供給自体は「各国軍隊に対する友邦の同情としても、亦た我労働界の利益問題としても、我政府が各国軍隊の渴望に応じ、快く之が調給に斡旋せんと希望する」との姿勢をとっていた。そのうえで、軍夫の保護および彼らの素行監督の必要性から、移民保護法に基づいた請負業者によって取り扱われるべきと主張している⁸⁹。『二六』は同日の二面でも同様の主張を再度掲載しており⁹⁰、かなり強い論調であることがうかがえる。ただしこれまで見てきたように、外務省はこの記事の 2 週間前の時点で移民保護法に則った業者・契約に限定するよう全国の各知事に内訓を出している。

その後 8 月 4 日に、「認可標準」に関する記事が掲載された⁹¹。この記事を実際に定められた「認可標準」と比較すると、軍夫の年齢制限 45 歳以下が 48 歳以下とされていること、給与額の記載が渡清前と休日の 1 日 50 銭以上のみになっていること、犯罪や軍紀違反をした軍夫の処置に関する規定が省かれていることなど、実際とは異なる点がいくつか見られる。

「認可標準」については、8 月 1 日⁹²と 2 日⁹³の『東京朝日』がほぼ正確な内容を伝えている。2 日の記事で前日の負傷疾病の場合の補償金規定に訂正が加えられたが、この

訂正を加えると、少なくとも記載されている内容については正確である。そのうえで『東京朝日』では、ドイツの依頼を受けた上海在留のドイツ人パウエルが横浜のベッカー商会を通じて横浜移民商会と交渉していたが、軍夫募集が移民保護法を適用されたため交渉が難航していると報じた。横浜移民商会が代議士の新井章吾と松岡長康に依頼して実際にドイツ軍からの依頼か否かを問い合わせる一方で、パウエルのもとには東洋移民会社、大倉組、鹿島組などが請負交渉の働きかけを行い始めたという。列国軍の軍夫請負をめぐる、受注の争奪戦が勃発していた様子がうかがえる。

一方『萬』は7月29日に、このドイツ軍への軍夫供給業者選定に関してある種の圧力があつたと報じた。広島移民合資会社、熊本移民合資会社、森岡商会の三社の連合による移民協会が星亨を通じて外務省および青木周蔵外相へはたらきかけ、星の半ば脅迫に近い談判によって軍夫供給を勝ち取ろうとしているというのである⁹⁴。またこの続報として、翌30日には星とともに小美田利義が関与していること⁹⁵、さらに8月4日には、もともとの供給は横浜移民商会の請負契約で決まりかけていたところに移民協会が割り込んだもので、移民協会は星らの談判に加えて横浜移民会社への中傷を行い、横浜移民会社の2.5倍（軍夫1人1日あたり横浜2円、協会5円）という法外な給与額を提示したにも関わらず契約成立目前であるとしている⁹⁶。

こう報じた『萬』は8月4日を最後に記事が掲載されなくなったが、『東京朝日』では8月中旬まで断続的に掲載された。やはり広島、熊本、森岡の3社の受注がほぼ決まったとの内容が続いている。なお『東京朝日』にこの3社の名前は8月8日以降登場し⁹⁷、海外渡航株式会社代表日向輝武などの名前も出てくるが、星の名前は一切出てきていない。

ここで事実関係を簡単に確認してみよう。先述のように、横浜移民商会の高田平兵衛とドイツ軍との間で軍夫請負の契約交渉をしている旨は、7月27日に神奈川県知事から報告されている⁹⁸。その後9月になってから軍夫雇用認可の申し出があり、9月12日に契約書改訂の上での許可が下りたが、先述のように結局契約締結には至らなかった。この最大の要因は、契約内容と「認可標準」との差を埋められなかったことにあると考えられる。

また森岡らが外務省へ軍夫請負の上陳書を提出しているのは先述の通りである。しかし、森岡商会、熊本移民合資会社、海外渡航株式会社⁹⁹のうちの一社以上が、ドイツをはじめとした列国軍と契約を結んだという情報はない。また『萬』が「星等の怪腕の致す所¹⁰⁰」として挙げた軍夫募集契約は、給与額以外に「認可標準」との違いが見られない。そもそも「認可標準」を大きく上回る金額の出費をドイツ側が受け入れるとは思えず¹⁰¹、外務省もこれを認めるとは考えづらい。これらの点から見ると、報道内容の事実関係は非常に疑問と言える。特に『萬』の記事にある「例の強盜的性根」「軟骨無能なる外相」といった言葉の選び方¹⁰²からは、むしろ星や青木、大手移民会社らの糾弾自体を目的とした報道ではなかったかという疑念も生じる。

それ以外にも、自由党壮士で日清戦争では「玉組」軍夫の取締として従軍した経験を持つ森久保作造¹⁰³とジャーナリストの小室重弘がフランス軍の軍夫請負を引き受けたが、「移民会社に結託せざれば取扱い難き」ために先述の3社と交渉を行っているとの報道があつた¹⁰⁴。この記事は約1週間後に須磨で病氣療養中の小室からの抗議で取り消されている¹⁰⁵。小室の状況からはありえない内容であつたことになる。

このような報道が続いた背景には、「軍夫の請負をめぐる何らかの不正や圧力」という内

容が当時の読者層の関心をひくものだったことが考えられる。また当時は、同年に制定された 1900 年基本法のハワイ移民への影響やこれにまつわる紛擾¹⁰⁶、同年 9 月に結成となる立憲政友会をめぐる自由党の動向¹⁰⁷といった報道もしばしば行われていた。こうした報道側の関心とも合致した結果なのであろう。

なお、一連の報道に出てくる軍夫への給与額には日清戦争時と同様に請負人への手数料が含まれているのだが、一連の報道ではあたかも全てが軍夫の取り分であり、請負人への手数料は請負人による瞞着であるかのような書き方がなされている¹⁰⁸。

一方、新聞紙上での日本人軍夫の評判はどうだったかという点、やはり芳しいものではなかった。その悪評のほとんどは日英組に対するものである。

8 月 30 日の『萬』に掲載された「日英組人夫の大罪」と題する記事では、軍夫の目的を「法外の賃金を貪ること。賭博を為すこと。掠奪を為すこと」と断じ、彼らが白昼堂々と掠奪、強姦、暴行を繰り返していると報じている¹⁰⁹。さらに 9 月 16 日には、イギリス軍軍医が黄色人種の顔色を見分けるのが困難なのをいいことに、日英組軍夫がことあるごとに仮病を用い軍医を閉口させているとした¹¹⁰。よほど多くの悪評を見聞したのか、それともこうした論調のほうが読者層へのうけが良かったのかは定かではないが、これらの記事では日本人軍夫のことを「人夫の日本人中最劣等の民たるは言ふまでもなく」¹¹¹「日本の苦力は世界第一の悪苦力なりとの嘆声を発せしめたり」¹¹²と言いつつほどである。また 9 月 2 日の『東京朝日』でも、やはり日英組軍夫が頻繁に同様の蛮行をはたらいており、彼らは「日本人の面に泥を塗った」者たちであると、こちらは署名付きの記事が掲載された¹¹³。現地の従軍記者たちの中で、日英組軍夫の悪評は共通認識となっていたことがうかがえる。

そんな中でこうした報道に対して最も関心を持ったのは、他ならぬ労働者たちだったと思われる。9 月 7 日の『東京朝日』によれば、ドイツ軍の軍夫募集に対して「横浜移民会社にて引受けたりと某々新聞に誤られて陸続横浜に出掛け」¹¹⁴、移民会社前はさながら門前市のような状況だったという。また 9 月 13 日の『東京朝日』では、岡山移民合資会社社員を名乗る男がドイツ軍軍夫募集を謳り、集まった 170 人から手付金 5 銭ずつを徴集して行方をくらますという詐欺事件も報じられている¹¹⁵。9 月は既に北京攻略から半月以上が経過していたが、こうした軍夫雇用の募集に彼らは殺到した。ここからもまた、ナショナリズムの高揚でも前近代的な強制的傭役でもない、あくまで一雇用形態としての軍夫の姿を見ることができるのである。

第 5 節 列国軍による人夫・苦力の使用

最後に、列国軍による日本人以外の軍夫の雇用についても見ておこう。

イギリス軍は、「パンジャブ」苦力団と呼ばれる部隊を連れてきていた¹¹⁶。大谷正によると、彼らはパンジャブ地方で集められたイスラム教徒であったという¹¹⁷。一部隊はイギリス人の将校・下士と五十人長 20 人、二十五人長 40 人、輸送係の苦力 1,000 人、掃除人 8 人および野戦病院の一部によって編成されており、北清地方には計 4 隊が派遣された。ただ苦力団の第一隊が大沽に到着したのは 8 月 6 日であったから、イギリス軍の大沽上陸後もしばらくは使えなかったわけである。日本で軍夫を募集したのはこういった事情もあったからだろう。

フランス軍も植民地であるインドシナから苦力を派遣していた。彼らが当初日本人を軍夫として雇用していたのはここまでに見たとおりだが、彼らは 10 月までに解雇される。代わりに使用されたのがインドシナ苦力で、出身はアンナンやトンキンであった。しかしこの苦力たちは出身地が出身地なだけに北清の厳冬に耐えることができず、11 月中には帰郷させることになる。

この他にも、ドイツ軍とオーストリア軍が自ら軍夫を送り込んでいた。9 月 8 日までに大沽に上陸した人夫の数は、ドイツ軍が 223 名、オーストリア軍が 30 名である¹¹⁸。彼らがどこで雇われ大沽にやってきたかは不明だが、ドイツ軍はこの当時すでに天津での日本人軍夫が 400 名に達している¹¹⁹。日本ではないことはたしかだろう。

そんな列国軍の兵站の末端を最終的に担うことになるのは、清国人苦力である。各国は上陸当初から清国人苦力を雇用する予定だったが、彼らの大半は遁逃して列国の宿営地には近づけなかったため、募集は困難を極めた。しかし戦いも終わり、列国軍も募集のために彼らの扱いを寛裕にしたことから、苦力たちが集まるようになったのである¹²⁰。

フランス軍は日本人軍夫解雇後、インドシナ苦力以外に韓国人人夫も雇っていた。インドシナ苦力が帰国した後も残っていた韓国人人夫はよく働いたが、清国人苦力に比べると賃金が高いことから翌年 1 月に解雇された¹²¹。その額は清国人の 0.65 フランに対し韓国人 1.04 フラン、インドシナ人が 1.17 フランで 1.5~2 倍弱、日本人は 6 倍の 3.90 フランである。遠方ではなく輸送費もかからないのが最大の要因であろうが、いかに清国人苦力の相場が手ごろだったかがうかがえる。

フランス軍は天津で苦力を雇用する際、当初は都統衙門に苦力の請求を行った。日給は 25 銭である。ただ衙門は苦力を半ば強制的に徴発したため逃亡者が絶えず、また軍への引き渡し時刻も正午と遅く使役できる時間も短くなってしまった。そのためフランス軍は 9 月 2 日以降、衙門を仲介させずに直接口入業者や苦力長と交渉し、朝から午後 5 時まで使役することに成功した。賃金は 25 銭のほかに米 800g、塩 10g と茶 4g が支給されたという¹²²。表 3-1 を見ると、人夫 1 人あたりの賃金が 11 月、翌 1 月と大幅に減少していることがわかる。

表 3-1 フランス軍の天津における人夫使用人数

	人	フラン	平均賃金
1900年9月	27,270	29,010.15	1.06
10月	59,470	111,991.06	1.88
11月	59,530	44,721.04	0.75
12月	28,905	25,390.19	0.88
1901年1月	12,713	8,416.59	0.66
2月	7,480	4,984.46	0.67
3月	4,198	2,817.36	0.67
4月	4,085	2,674.80	0.65

出典：『明治三十三年清国事変戦史附録第四 経理業務』（防衛研究所図書館所蔵） p.287

他の列国軍も、清国人苦力の雇用では概ねフランス軍や日本軍と変わらない状況であった。ただしロシア軍だけは大半の苦力を強制的に徴用したため、兵卒による監視も他国に

比べて厳しく、もっぱら逃亡防止を目的としたものになっていた¹²³。

おわりに

ここまで見てきたように、外務省は列国軍雇用の軍夫に対し移民保護法を適用した。この移民保護法適用には、日本人の保護以外にどのような目的があったのだろうか。残念ながら外務省の具体的な意図を示す史料はなく、類推するしかない。しかしここで考えられるのは、日本そのものの地位の向上であろう。そのためには列国と対等な立場で軍夫を送り出すこと、列国軍と無用な軋轢を起こさず軍紀・風紀を厳格に保つこと。これらを通して、日本全体の地位を列国に近づける。福島が持っていた意気込みは、軍だけではなく日本政府全体が共通して抱いていたものと考えられる。

列国と対等な立場に立つという意図が端的に現れているのは、「認可標準」における軍夫への給与や傷病死者への補償金といった金銭面であろう。当時の日本国内や日本軍の水準に対し、「認可標準」ははるかに高い対価を列国に求めている。もっとも先に示したように、まずイギリス軍（日英組）の日給 1 円 50 銭がかなりの高額であった。これは、日英組軍夫たちが主張していたように実際の手取額が 7～80 銭としても同じことが言える。おそらく外務省は、この日英組の前例を利用する形で「認可標準」を作成したのだろう。イギリスとそれ以外で契約に大きな差が生じては困るという側面もあったかもしれない。そのうえで、これまで騒擾の主要因となってきた軍夫の手取金額を明確化することにより、日本のイメージを貶める事態を、省が関与しうる限りの範囲で排除する狙いがあったのではなかろうか。

しかし、列国軍における軍紀・風紀の厳格化という点では、狙いが当たったとは言えない。列国軍に雇用された軍夫は、日英組のみならず移民保護法適用後に送り出された者たちも各地で風紀を乱し、問題を引き起こした。

その要因は二つ考えられる。まずは移民会社の監督能力への認識不足である。外務省は、移民の監督に慣れている経験豊富な移民会社ならば列国軍に雇用された軍夫を統御できると考えていた節がある。しかし日英組の四本萬二は移民取扱人ではなかったが、日英組自体は移民会社が関与していると考えられる組織であり、移民の監督経験が豊富な会社の関連会社なのである。日英組の実態を本当に踏まえていたとは思えず、外務省の認識が甘かったと言わざるを得ないだろう。

二つめは、応募してくる軍夫そのものの性質の問題である。新聞記事にあったように、軍夫募集には日雇労働者が殺到した。2 章で見たように、こうした日雇労働者には、宵越しの銭を持たず酒・博打・女・喧嘩に明け暮れる、無頼漢とも呼ばれる者たちも多かったのである。また兵庫県知事の大森鍾一は、元来軍夫に応募してくるのは無頼漢であるため、たとえ軍夫が移民として雇用されたとしても、その性質が日英組軍夫と変わるところはないと外務省へ具申していた¹²⁴。外務省もこの点については認めていたようで、8 月 22 日に各県知事に発した訓令では「軍用人夫ハ其募集速ノ運ビヲ要スル場合多ク勢ヒ人員ノ選択ヲ顧ミザル」きらいがあり、また応募するのは概ね無頼の徒であると記している¹²⁵。そして結局は、危惧していた通りの結果になったのであった。移民保護法の適用や経験豊富な移民会社の監督でどうにかなる問題ではなかったと言えよう。

また、彼らは全て純粋な出稼ぎ労働者であった。現地での分捕・略奪などを目的として

行った者もいたかもしれないが、少なくとも金銭目的で他国の軍隊に雇用された者たちであることは間違いない。つまり、日清戦争などで指摘されるような「徴発的使役思想が消えない労務供給政策の本質」¹²⁶は、列国軍雇用の日本人軍夫には存在し得ないのである¹²⁷。

ここでもう一つ指摘しなければならないのは、列国軍がしばらくの間軍夫供給を日本に頼り、さらに現地苦力も雇用しなければならなかったという事実である。イギリス軍は6月の段階で日本国内での軍夫請負業者の選定に奔走し、のちにフランスやドイツもこれに倣った。日英組の行状がどこまで伝わっていたかは定かではないが、7月の時点でも彼らの素行に対する噂を全く聞かないということはなかっただろう。さらにイギリスとフランスは植民地であるインド、インドシナからも苦力を連れてきている。それでも彼らは、軍夫を現地の清国や日本、韓国に求めたのである。

列国軍は日本軍と全く同じかそれ以上の形で軍夫を活用していた。移民保護法適用後は職務範囲が限定されたため不可能になったが、日英組軍夫が北京の前線にまで随行していたのは先述の通りである。これはすなわち、当時の近代軍がこのような軍夫の存在なくしては成り立たなかったことを意味している。日清戦争と北清事変の軍夫について研究した大谷正は、北清事変のイギリス軍が大量の「followers と coolies(Punjab & Japanese)」を連れていたことに驚き「日清戦争時の日本軍と似た問題を抱えていたから、一層興味深かった」と記している¹²⁸が、この姿が近代軍の現実だったのである。

1 たとえば日清戦争に従軍した軍夫の日記を復刻した河田宏は「その後の戦争に軍夫は存在しない」と記している(河田宏『日清戦争は義戦にあらざ一秩父困民党から軍夫へ』p.5)。

2 「軍夫募集」『大阪朝日新聞』1900年6月21日。同日の『東京朝日』にも同様の記事がある。

3 「明治33年陣中日誌第1号(1)」JACAR(アジア歴史資料センター)

JACAR:C09122613300、明治33年 臨時派遣隊陣中日誌 第1号(防衛省防衛研究所)p.520。斎藤聖二によれば、福島は外国軍との衝突を避けること、そして日本が列国と同等の国家・国民であることを示そうという意図を持っており、特に軍紀と衛生に強い関心を抱いていたという(斎藤『北清事変と日本軍』p.54)。また、1900年12月4日の山縣有朋宛の書簡にも軍紀に関する文言が少なくなく、福島の熱の入れ具合がうかがえる(尚友倶楽部編『山縣有朋関係文書 3』(山川出版社、2008年) pp.158-159)。

4 「明治33年陣中日誌第1号(1)」p.532。ただし、大沽出張所の雇っている人夫が出稼ぎの日本人なのか、清国人苦力なのかは定かではない。

5 「7月3日 福島少将より団匪再ひ天津砲撃に対する情況」JACAR:C09122670300、一九〇〇年「明治33年自6月18日至7月22日 福嶋少将報告綴 臨時派遣隊」(防衛省防衛研究所)。

6 「仲仕人夫其他下等労働者の裸体等醜状取締方訓令(発議)」JACAR:A05032408700、内務省・警保局・その他・内務大臣決裁書類・明治33年(国立公文書館)。

7 「清国内へ於ける一般の状況見聞概要(1)」JACAR:C09122653500、明治33年 特号書類 第3号 3/3冊(防衛省防衛研究所)。

8 同前。

9 具体的にどの貨幣が使われていたかは記されていない。この当時の清国では通貨の価値が地域によってまちまちであった。たとえば天津付近ではまともに通用するのが現地の北洋機密局造円銀のみで、少し前に製造された北洋造円銀でも割り引かれてしまっていた。安徽省や奉天機密局製造のものにいたっては日本円並の価値しかなかったという(「大須賀臨時派遣隊監督部長報告書中要項」JACAR:C09122671800、「明治33年自6月18日

- 至7月22日 福嶋少将報告綴 臨時派遣隊」防衛省防衛研究所))。
- 10 大沽・塘沽では1日平均2~300人の清国人人夫が雇用されていた。
- 11 『明治三十三年清国事変戦史附録第四 経理業務』(防衛研究所図書館所蔵) p.143。
- 12 同前 p.77。
- 13 同前 p.78。
- 14 「大須賀臨時派遣隊監督部長報告書中要項」。7月6日発、天津攻略中の報告である。
- 15 9月中旬の天津全体では1日平均600人の支那人夫が雇用されていた(『明治三十三年清国事変戦史附録第四 経理業務』 p.146)。
- 16 大沽・塘沽での船舶使用料は1日1~2円。
- 17 「清国内へ於ける一般の状況見聞概要(1)」。
- 18 馬子1人に対する陸軍の出費は1日約5円であった。
- 19 「清国内へ於ける一般の状況見聞概要(1)」。
- 20 『明治三十三年清国事変戦史附録第四 経理業務』 p.144。
- 21 簿冊「軍令部長宛電報 明治28.7~明治34.4」内「各種 清国事件費 電報電訊 33年7月30日~33年9月8日」。
- 22 「(極秘)(第105集)明治33年9月20日刷 清国事件通報」
JACAR:C08040911800、明治33年 義和団事件に関する報告 第101集~第120集(防衛省防衛研究所)。
- 23 「移民会社 運搬夫募集願の件」JACAR:C08010100300、清国事件書類編冊 明治33年09月 臨清(防衛省防衛研究所)。
- 24 「33年8月11日 初普第13号の2初瀬回航委員屯在所掃除人足備入の件」
JACAR:C10126949900、明治33年 公文雑輯 卷1 官職 儀制1(防衛省防衛研究所)。
- 25 「分割1」内「電受第二六五号」JACAR:B08090181800、義和団事変ノ際外国軍隊ニ於テ本邦人雇入並ニ馬匹借入一件(馬匹輸出禁止ノ件)(5-3-2-0-27)(外務省外交史料館)。
- 26 「分割1」内「機密受第1449号」。
- 27 「分割1」内「兵発秘第三二五号」。
- 28 「英国領事の軍夫募集」『大阪朝日新聞』1900年6月28日。
- 29 『大阪朝日』によれば、神戸在郷軍人会の人物が動いて在郷軍人を数名雇い入れようとしていた。
- 30 「第10師団 英国領事軍夫募集の件」JACAR:C08010049100、清国事件書類編冊 明治33年自06月至07月 臨清(防衛省防衛研究所)。この書類に添付されているのは1900年6月29日の『大阪朝日』である。
- 31 「分割1」内「兵発秘第三五〇号」。
- 32 大谷正「義和団出兵ノ日露戦争の地政学」 p.84。
- 33 1897年版は『日本紳士録 第4版』(交詢社、1897年) p.869、1900年版は『日本紳士録 第6版』(交詢社、1900年) p.855。
- 34 「分割1」内「四五号」。
- 35 『日本紳士録 第7版』(交詢社、1901年) 乙 p.211。
- 36 「分割1」内「兵発秘第三七一号」。
- 37 『日本紳士録 第6版』 p.914。正確には「洋酒、食料品商、東洋関西合資会社員」だが、前年の『日本紳士録 第5版』(交詢社、1899年) p.795では「洋酒商、東洋貿易合資会社専任業務担当社員」、翌年の『日本紳士録 第7版』 p.277では「明治屋、洋酒食料品商、東洋関西合資会社専任業務担当社員、海栄商会専任業務担当社員」となっている。
- 38 「英国領事の軍夫募集」。
- 39 「御署名原本・明治三十三年・勅令第二百九十四号・馬匹ノ輸出禁止ノ件」JACAR:A03020470600、御署名原本・明治三十三年・勅令第二百九十四号・馬匹ノ輸出禁止ノ件(国立公文書館)。
- 40 東洋経済新報社編『明治大正国勢総覧』(東洋経済新報社、1927年) pp.578-581。
- 41 「分割1」内「保発第三〇三号」。
- 42 「分割1」内「高秘第六四三号」。

- 43 「分割1」内「出稼軍夫取扱ニ関スル上陳書」。
- 44 「松村海軍大尉の塘沽派遣報告(2)」JACAR:C08040837100、明治33年 清国事変海軍戦史抄 巻2(防衛省防衛研究所)。同様の内容は「諜報綴(2)」JACAR:C08040940300、明治33年 清国事変 (3) 通運本部(防衛省防衛研究所)の7月21日付第九回報告にも見られ、こちらは斎藤『北清事変と日本軍』pp.101-102、p109で紹介されている。
- 45 「第5師団 日英組人夫の件」JACAR:C08010044100、清国事件書類編冊 明治33年自11月至12月 臨密(防衛省防衛研究所)。
- 46 「分割2」内「機密送第五四号」。
- 47 「分割3」内 JACAR:B08090182000、義和団事変ノ際外国軍隊ニ於テ本邦人雇入並ニ馬匹借入一件(馬匹輸出禁止ノ件)(5-3-2-0-27)(外務省外交史料館)「送第六一号」。
- 48 「分割2」内「保収内第四八号」。
- 49 『秘 明治三十三年清国事変戦史 巻四』(防衛研究所図書館所蔵) p.83。
- 50 「分割4」JACAR:B08090182200、義和団事変ノ際外国軍隊ニ於テ本邦人雇入並ニ馬匹借入一件(馬匹輸出禁止ノ件)(B-5-3-2-27)(外務省外交史料館)内「公信第五九号」。
- 51 「英国用人夫帰朝」『東京朝日新聞』1900年8月23日。
- 52 「移民保護法施行細則」により、東京府は警視總監が担う(『官報 第三八七一号』1896年5月27日)。
- 53 「分割1」内「機密送第42号」、「機密送第二〇号(警視總監)」、「機密送第一六号(北海道庁長官)」。
- 54 一連の「義和団事変ノ際外国軍隊ニ於テ本邦人雇入並ニ馬匹借入一件」の編者は、列国が日本で軍夫を募集することに対しては「可成便宜ヲ与フヘキ旨ノ訓令ハ外務大臣内閣ニ於テ起草發電セラレタル趣」だったことを杉村濬通商局長から聞いたと記している(「分割1」内「機密送第四〇号」右上注釈)。
- 55 大谷正「義和団出兵ノ日露戦争の地政学」pp.76-77。
- 56 同 p.76。
- 57 「分割1」 pp.79-81。
- 58 「分割1」。
- 59 「移民保護法施行細則」では、移民保護法における労働の種類は「耕作、栽培、牧畜、漁業、鉱業、製造、土木、運搬、建築等ニ従事」「炊事、洗濯、裁縫、給仕、看病等ノ為メ家事ニ使役」とされている(『官報 第三八七一号』)。
- 60 「分割1」内「兵発秘第三五〇号」。
- 61 「分割1」 pp.69-72。
- 62 「分割1」。
- 63 斎藤『北清事変と日本軍』p.101。
- 64 このうち、帝国殖民合資会社と日本移民合資会社は複数回申請している。
- 65 「分割3」内「送第七七六号」。
- 66 同前。
- 67 「分割2」内「第一二七号ノ二」。
- 68 「分割3」内「官秘第七〇号」。
- 69 清国行き軍夫が寄港したという報告は、主に長崎県からのものが多い。
- 70 「分割3」内「申及第九〇号」。
- 71 「分割1」内「広第三十一号」。なおこのとき申請された契約内容は簿冊の中に無く、詳細は不明。
- 72 最も多いのは大倉組の20ヶ所であるが、8月中旬以降の他の申請では訂正を求められても1~2ヶ所であり、時期的に見ると横浜移民商会だけが圧倒的に多いことになる。
- 73 「分割4」JACAR:B08090182200、義和団事変ノ際外国軍隊ニ於テ本邦人雇入並ニ馬匹借入一件(馬匹輸出禁止ノ件)(B-5-3-2-27)(外務省外交史料館)内「往及第四一二号」
- 74 「軍役夫(職工は何々)請負命令者並に心得書請書様式」JACAR:C06060170400、明治27年6月より「緊要事項集」(防衛省防衛研究所)。

-
- 75 「分割2」内「第一二七号ノ二」
- 76 「分割3」内「広甲第一四一八号」。
- 77 「分割3」内「電送第二六〇号」。
- 78 「分割3」内「官秘第七〇号」。
- 79 「分割2」内「保収内第四八号」。
- 80 「分割3」内「保収第六九五五号」。区分としては軍夫の給与が1日1円75銭、うち会社への手数料25銭と軍夫の手取（純収入）1円50銭となっている。またこの契約では軍夫手取の国内外分割も行われないものとされた。
- 81 「分割4」内「公信第五九号」。
- 82 「分割4」内「電送第二六九号」「電送第二七〇号」。
- 83 「分割4」内「公信第五九号」。
- 84 「認可標準」第八条にあった、列国軍の軍律に違反し解雇された軍夫と考えられる。
- 85 『明治三十三年清国事変戦史附録第四 経理業務』p.284。
- 86 「分割4」内「公信第五九号」。
- 87 片山慶隆「義和団戦争と新聞報道—『二六新報』を中心に—」pp.39-41。
- 88 「軍夫の調給」『二六新報』1900年7月22日一面。
- 89 同前。なおここで紹介した文面からもわかるように、『二六』は列国軍への軍夫供給自体にはむしろ積極的であったことに注意する必要がある。
- 90 「移民保護法と軍夫」『二六新報』1900年7月22日二面。
- 91 「軍夫募集規程」『二六新報』1900年8月4日。
- 92 「独逸軍夫募集の交渉」『東京朝日新聞』1900年8月1日。
- 93 「独逸軍夫募集事件余聞」『東京朝日新聞』1900年8月2日。
- 94 「移民会社と星亨の奸策（独逸軍夫請負の魂胆）」『萬朝報』1900年7月29日。
- 95 「外国軍夫請負余聞」『萬朝報』1900年7月30日。
- 96 「軍夫請負事件の続聞」『萬朝報』1900年8月4日。「横浜移民商会」「横浜移民会社」と社名が異なる部分はあえて原文通りとした。
- 97 「独逸軍夫募集の続聞」『東京朝日新聞』1900年8月8日。
- 98 「分割1」内「受第1956号」。
- 99 記事中の広島移民合資会社は上陳書中の海外渡航株式会社をさすと思われる。当時の通称五大移民会社の中の広島海外渡航会社がこれであろう（中嶋久子『ハワイ・さまよえる楽園』（東京書籍、1993年）p.147）。
- 100 「軍夫請負事件の続聞」。
- 101 9月提出の横浜移民商会は1日あたりの軍夫手取1円40銭、手数料1円の計2円40銭、森岡商会は1日あたり軍夫手取1円50銭、計3円50銭。計5円は通弁への給与額である。
- 102 「移民会社と星亨の奸策（独逸軍夫請負の魂胆）」。
- 103 乾照夫「軍夫となった自由党壮士」地方史研究協議会編『地方史研究 第三二卷三号』（名著出版、1982.06）pp.52-59。
- 104 「仏国軍夫一千人を請負」『東京朝日新聞』1900年8月18日。
- 105 「取消」『東京朝日新聞』1900年8月27日。
- 106 『東京朝日新聞』1900年7月4日ではハワイでの紛擾が報じられている。また『萬朝報』1900年7月26日にはハワイ移民に絡む五大移民会社を糾弾する記事が掲載されている。
- 107 たとえば『萬朝報』1900年9月1日には政友会創立に関して星亨を糾弾する記事がある。
- 108 特に『萬』はその傾向が強い。
- 109 「日英組人夫の大罪」『萬朝報』1900年8月30日。
- 110 「英国軍医の大閉口」『萬朝報』1900年9月16日。
- 111 「日英組人夫の大罪」。
- 112 「英国軍医の大閉口」。

-
- 113 「日英組の人夫」『東京朝日新聞』1900年9月2日。著者は小川樵僊。原文は傍点部のみ拡大されている。
- 114 「独逸軍夫引受」『東京朝日新聞』1900年9月7日。
- 115 「移民会社員と称する詐偽者」『東京朝日新聞』1900年9月13日。
- 116 『明治三十三年清国事変戦史 卷六』pp.383-384。斎藤聖二の作成した輸送表にある各部隊の中では、ボンベイをそれぞれ7月14日、21日、8月1日、7日に出港し香港経由で大沽へ向かった第1～第4人夫隊がこの部隊と考えられる(『北清事変と日本軍』p.363、365)。
- 117 大谷「義和団出兵／日露戦争の地政学」p.69。
- 118 「(極秘)(第105集)明治33年9月20日刷 清国事件通報」。
- 119 「分割4」内「公信第五九号」。
- 120 『秘 明治三十三年 清国事変戦史 附録第四 経理業務』(防衛研究所図書館所蔵) p.285。
- 121 同前 pp.284-285。
- 122 同前 pp.285-286。
- 123 同前 p.288。
- 124 「分割3」内「送第六一号」。
- 125 「分割3」内「機密送第五八号」など。
- 126 遠藤芳信『近代日本の戦争計画の成立—近代日本陸軍動員計画策定史研究—』pp.848-849。
- 127 日本軍雇用の軍夫については史料がなく断定できない。また、鹿児島県川辺郡加世田村では「義勇軍夫」200名の募集広告が郡内各所に掲示されており、ナショナリズムの高揚による軍夫熱の存在も確認できる(『東京朝日』1900年7月22日)。地理的に軍の命令による徴発とは考えにくい。
- 128 大谷正「イギリスにおける義和団出兵関係資料の調査」『専修大学法学研究所所報 No.23』(専修大学法学研究所、2001年) p.19。

第4章 日露戦争の軍役夫

はじめに

3章冒頭で述べたように、日露戦争においても軍属である日本人の軍役夫がこうした任務に就いていたことはこれまであまり知られていなかった。実際には、陸軍はロシアとの開戦にあたって「戦時軍役夫備役規則（以下「備役規則）」を制定し職工、人夫などの軍役夫を雇用した。その数は日清戦争に比べて大幅に減ったものの、最も多い時期で25,000人強とそれなりの規模であり、そのうち約半数は大本营直属であった¹。

本章ではこの「備役規則」と、陸軍省に寄せられた軍役夫募集願について考察する。これらに注目するポイントは二点ある。一つは日露戦争における軍役夫の実態である。日露戦争の日本人軍役夫に関してはこれまでほとんど研究が行われてこなかった。「備役規則」自体は須藤論文および『明治三十七八年戦役 陸軍政史』（以下『陸軍政史』）に全文が記載されており²、この史料の紹介・解説は須藤のほか楠裕次のものがある³。ただし楠は軍役夫を政府・軍による被害者と位置付けているものの、具体的な検証は行っていない。また軍役夫応募に関する史料も管見の限りでは、須藤論文に一通⁴と日清戦争の軍夫に関する池山弘の研究で一通⁵、計二通が見られるのみである。この実態を知ることは、日露戦争における日本陸軍の輻重形態を知る一助となるとともにこの当時の社会状況を示す材料にもなりうると考えている。

もう一点は日清戦争における軍夫の実態である。序章で述べたように、日清戦争の軍夫に関する近年の先行研究は、開戦直後から起こった義勇軍志願とそれに追随する軍夫志願（いわゆる軍夫熱）などから日本におけるナショナリズム形成過程を追う視点と、軍夫を前近代的な夫役・賦役の一環と見なす視点のいずれかでとらえられることが多い。これらは互いにその存在を否定するような対立軸ではないものの、一方で視点がこの二点に特化されているがゆえに、軍夫が出稼ぎ労働の一環であったという視点が等閑視されている感は否めない。これら三者はあくまで並立軸に立っているものであり、その中でほとんど取り上げられてこなかった三点目も見ることが、日清戦争における軍夫の実態の解明のためには重要であると考えられる。

なお本章ではこうした軍役夫の呼称について、日露戦争において実際に備役された者たちを「軍役夫」、日清戦争で備役された者および同戦役の記憶から日露戦争に際して応募しようとした者たちを「軍夫」としている。

第1節 日露戦争における軍役夫規定と軍役夫の運用

「戦時軍役夫備役規則」の制定

ロシアとの開戦を前にして「目下ノ時局ニ関シ海外ニ派遣ノ軍役夫募集ノ場合」⁶に用いる一連の軍役夫備役規則案が提示されたのは1904年1月27日のことである。この草案は「軍役夫供給請負ニ関スル事項」「軍役夫雇用受負契約書按」に分かれているが、このうち「軍役夫雇用受負契約書按」はこれより前の同年1月5日に第六、第十二師団の二師団へ「軍役夫徴集準備表」とともに通知された⁷もので、それが27日に「軍役夫供給請負ニ関スル事項」を追加して全師団へ通牒された。その後3月1日にこれらをほぼ同じ内容で

整理したものが「傭役規則」として通達されたが、その際「従来ノ達及通牒中本規則ニ矛盾スルモノハ自然消滅スル義ト心得ヘシ」⁸とされている。1月の草案に対しては、日清戦争時に第二師団監督部長だった第六師団経理部長黒川秀行から「日清戦争の際に第二師団では、地方庁へ依頼して募集と百人長・小頭の選定を行った結果、軍紀・風紀が請負人に委託した他師団より良かった。この例にならない今回の軍役夫募集も地方庁に募集を委託すべきではないか」という意見が出されたが、これは却下された⁹。日清戦争において他師団でも地方庁に依頼した軍夫募集が行われていたことは先行研究でも指摘されているが、第二師団はこれらの募集方法に頼る傾向が他師団より強かったことがうかがえる。

続いて各条項について見ていくこととする。最初の第一条から第三条は請負人に関する規定である。請負人の条件は第一条で「成ルヘク職工人夫ノ使用ニ経験アルモノニシテ一ヶ年以上引続き左ノ割合ノ直接国税ヲ納付スルモノニ限ル」¹⁰と定められており、その雇傭可能な人数が500人未満（10円）から10,000人以上（120円以上）まで10円ごとの十二段階に分けられた。また第二条では国民兵役を除いた兵役に関係する者や禁固刑以上の前科のある者、監視、予戒命令執行中の者などは禁止とされ、さらに「第一條ノ資格ニ付テハ市町村長第二條ノ資格ニ付テハ地方長官ノ証明」¹¹が必要であると規定されている。ただし「成ルヘク」と書かれていたようにこの第一条は必ずしも厳格に守られてはおらず、陸軍の信頼を得た業者が、人夫の使用歴がないにも関わらず軍から直接依頼を受けて軍役夫募集・派遣を行ったと思われるケースもある。そのためこれらの条項は、自ら軍役夫請負を願った業者に対する選定材料として盛り込まれていた可能性が考えられる。なお2月7日にはこの条項とは別に、内務大臣から「目下ノ時局ニ関シ軍役夫募集ノ必要アルトキハ供給請負人ノ身元ニ就テハ貴官ノ証明又軍役夫ノ身元ニ就テハ警察署長ノ証明ヲ要スル事ニ陸軍省ニ於テ規定ヲ設ケラレ候間右証明出頭ノ際ハ精密調査ヲ遂ケ不都合ナキ者ト確認セラルル者ニ限り証明ヲ与ヘラルヘシ」¹²との訓令が各庁府県長官へ出されている。

次に軍役夫の規定および軍役夫の採用条件（第四条～第十一条）である。第四条では軍役夫の年齢が「年齢二十年以上四十五年未満」¹³と定められた。日清戦争時の「軍役人夫（職工或ハ何々）請負命令書並ニ心得書請書様式」からは、年齢の上限45歳以下が45歳未満に変化している¹⁴。また請負人同様、国民兵役を除いた兵役に関係する者は採用が禁止された。

このほか監視、予戒命令執行中の者などが採用不可となったのも請負人と同じだが、前科に関する規定が「重罪及賭博犯ノ刑ニ処セラレタルモノ」¹⁵とされた点にも注目したい。日清戦争では、賭博罪で検察処分、軍中・師管軍法会議にかけられた軍夫の数が兵卒に比べて非常に多かった（表4-1）。軍夫として従軍した労働者層には日常的に賭博を行っていた者が少なくなかったため¹⁶と考えられ、陸軍もその対策としてこのような措置を講じたのであろう。表4-2を見ると日露戦争での賭博罪で処分を受けた人数は日清戦争時に比べて減少し軍属の処罰者の数もかなり減っている。しかし軍役夫そのものの数が圧倒的に少なくなったことも考慮する必要があり、この措置に効果があったとは一概には言えないだろう。こうした規定の関係もあってか、先述の通り請負人には市町村長、地方長官の証明書が必要とされていたが、軍役夫に対しては第八条で「戸籍謄本ニ警察署ノ身分証明ヲ要スルモノトス但シ期日切迫ノ為メ戸籍謄本ヲ得難キトキハ警察署ノ身分証明書ノミヲ以テ

表 4-1 日清戦争中、刑法その他の法令のうち賭博罪で処分された人員

		総計			賭博罪			計
		①	②	③	①	②	③	
軍人	兵卒（諸卒）	1,256	231	551	117	36	55	208
	計	1,363	253	586	121	38	55	214
軍属	判任官及び判任官待遇	2	0	1	0	0	0	0
	雇員	7	3	1	0	0	0	0
	傭員及び傭役	856	798	86	287	407	24	718
	計	865	801	88	287	407	24	718
	常人	15	57	4	6	7	0	13
総計		2,243	1,111	678	414	452	79	945

①：検察処分 ②：軍中軍法会議 ③師管軍法会議

出典：『日清戦争統計集 下巻2』pp.785-903.

表 4-2 日露戦争中、刑法その他の法令のうち賭博罪で処分された人員

		①	②	③	計
軍人	兵卒	149	60	59	268
	計	151	60	60	271
軍属	判任官及び判任官待遇	2	1	0	3
	雇員	0	0	0	0
	傭人	102	109	0	211
	軍役志願者	34	0	5	39
	計	138	110	5	253
	常人	20	16	0	36
総計		309	185	65	559

①：検察処分人員仮定罪名身分別 ②：軍中軍法会議処断人員罪名罪数身分別

③：師管軍法会議処断人員罪名身分別

出典：『日露戦争統計集 15』第二十一編刑罰（東洋書林，1994年）p.42, 166, 298

ルコトヲ得」¹⁷と警察による身分証明が必要とされた。

第五、第六および第十条では軍役夫の身体的条件と職工、人夫それぞれに採用前の検査が行われることが記されている。身体能力については「人夫ハ身体強壯ニシテ六貫匁以上ノモノヲ担荷シ及車輛ニ依リ參拾貫匁以上ノモノヲ輓行シ共ニ一日八里以上ノ行程ニ堪エ又雑役ニ従事スルトキハ十二時間以上連日ノ労働ニ堪ユルモノ」¹⁸（第六条）と書かれており、現代の視点から見ると労働時間の部分ではかなり厳しい条件が課せられていたことがうかがえる。日清戦争でもこのような身体能力条件は設けられていたが、このときとは「一日行程六里以上」¹⁹という点と雑役従事の際の労働時間が追加された点が異なる。採用検査も日清戦争で実施されてはいたが、こちらでは検査の具体的な内容は記されていない。それが日露戦争では職工は「身体強壯技術ニ熟練ノ者ニシテ募集検査ニ合格シタルモノ」²⁰（第五条）、人夫は「一、担荷量二十貫匁 二、車輛輓力五十貫匁」²¹（第十条）の負担力検査に合格した者のみと、具体的な検査内容まで記されている。いずれも日清戦争時より採用条件が厳しくなっていることが特徴と言えよう。ただし身長約5尺1寸

以上（職工の場合は斟酌の余地あり）とされた日清戦争での体格条件は日露戦争ではなくなっている。

軍役夫の給与

軍役夫の給与はその職ごとに表 4-3 のように定められた。備考には「一、本表各給額ハ最上限ヲ示シタルモノニ依リ職工ニ在テハ其技術ニ依リ本表給額内ニテ適當支給スルコトヲ得」²²と記されており、これらはいくまで最高額であることに注意する必要がある。1月の草案からの変更点は鉄道職工への給与が追加されたことと、備考のうち「一、取締トシテ小頭（五十人ニ付一人）ヲ置ク又五十人未滿ノトキハ之レニ準ス」の項目が削除されたことで、各金額についての変更部分はなかった。この表を見ると、外地の給与額は内地

表 4-3 軍役夫給料標準額表（一日の給額）

名称		内地給料	海外給料
舻子		520	650
仲仕		520	650
大工		680	850
船大工		800	1,000
鍛工		720	900
石工		880	1,100
鳶人足		520	650
土方人足		400	500
坑工		680	850
井戸職		760	950
桶職		640	800
井戸職手伝		520	650
車輛職工		680	850
家根職		680	850
杣工		480	600
木挽職		760	950
人夫		320	400
鉄道職工	木工	800	1,280
	鋳工	900	1,440
	鍛工	900	1,440
	保線組長	600	960
	保線工夫	500	800
	建築工夫	600	960
	組立工夫	1,100	1,760
	製罐工	1,000	1,600
	電気工	900	1,440

注：単位は厘と推測される。本文中には記載なし

出典：「戦時軍役夫傭役規則設定の件」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C03025497500, 明治37年「満大日記 3月 坤甲」(防衛省防衛研究所)

の 1.25 倍、後から追加された鉄道職工のみ一律 1.6 倍となっている。ここでの内地と外地については「外国港湾ニ上陸ノ日ヨリ同港湾出発ノ日マテ」²³が海外、それ以外が内地とされた（第十九条）。給与は就業日（航海中および軍の都合で就業できない日を含む）は全額、傷痍疾病で就業できない日は半額（任務に起因する場合は全額支給）、拘留以上の処分を受けたり自己の不摂生や喧嘩等による傷痍疾病あるいは勝手に任務を休んだりした場合は無給と、就業状況によって支給金額が変わるものとされた（第十八条）。請負人には手数料として軍役夫給料額の 10 分の 1 が別に支給される（第二十六条）。また糧食は備入当日より官給（第二十条）、被服装具は概ね官給（第二十一条）だが、履物と寝具は自弁かつ寝具持込みは毛布一枚のみ可（第二十二条）であった。

ここで重要なのは、給与額の規定が陸軍省全体で一括して定められたことであろう。2 章で見たように、日清戦争開戦当初の軍夫募集は各地方の状況を考慮する意味もあって師団に一任されており、給与額の規定も師団ごとに異なっていた。一律の規定が制定されたのは戦役終盤になってからのことである。また日清戦争時の給与額は請負人の手数料等を含んだ軍夫 1 人あたりの総額だったが、その具体的な配分は請負人と軍夫の契約に任せ、軍は干渉しないこととなっていた²⁴。北清事変での「外国軍隊雇人夫認可標準」では、列国軍雇用の日本人軍夫への手取給与額の明確化を外務省が行ったが、陸軍省もこの流れを踏襲したことになる。日清戦争後のような軍役夫と請負人等との相乗を防止するのが目的であろう。第二十六条で請負人の手数料が制定されたことや第十九条で内地と海外の区分が行われたことも同様の理由と思われる。なお第十九条は「戦地ニ向ツテ本邦某港出帆ノ

表 4-4 各地域日給表（明治 36～37 年）

	①	②	③	④	⑤
大工	850	850	800		588
船大工	820	820	702	503～720	610
鍛工		613	795	378～720	523
石工		1,188	846		680
鳶人足	550		774		
土方人足	550		544		
桶職		700	509	～555	465
車輛職工	630～650	640	390	373～570	485
家根職	900	950	702		565
木挽職		800			
人夫		525	450	340～468	400

①：東京市内諸職業賃銀年別高低表（大蔵省調）・明治三十六年

②：東京業別平均賃銀累年表（東京商業会議所調）・明治三十七年

③：大阪業別平均賃銀累年表（大阪商業会議所調）・明治三十七年，指数から計算したもの

④：全国諸備上下等平均賃銀累年表・明治三十六年（農商務省調）

⑤：全国諸備中等平均賃銀並指数累年表・明治三十六年（農商務省調）

出典：東洋経済新報社編『明治大正国勢総覧』（東洋経済新報社，1927 年）

①：pp.569-570. ②：pp.571-572. ③：pp.576-577. ④：pp.585-586. ⑤：pp.587-588.

日ヨリ本邦某港ニ帰着ノ日迄ヲ海外」²⁵とされた日清戦争時と比べると外地の範囲が若干狭まっている。

この給与額についてだが、表 4-3 の中の最低額となる人夫の内地 32 銭、外地 40 銭は、日清戦争時の近衛、第一、第三、第四、第五師団での給与額である内地 40 銭、外国派遣中 50 銭、第二師団の一律 50 銭²⁶と比べて、一見すると安いように思える。しかし実際の各軍夫の手取り日給は先述の理由から、たとえば第一および第三師団の場合では、内地 25 銭、外国派遣中 35 銭²⁷となっていた。そのため第二十六条が第 3 表の給与額＝軍役夫の手取り最高額であることを示しているとするれば、日清戦争時よりも給与額は上昇したことになる²⁸。またこの給与額を当時の東京・大阪・全国平均における職工・人夫の賃銭と比較する（表 4-4）と、東京を基準にした場合は安いと思われるものも多いが、全国平均に対してはその平均額を下回るのは人夫のみとなっている。それでも規定された各軍夫の日給は最高額であるため、冷静に見るとかなり割安に感じられるだろう。しかし食事と宿泊が官給である²⁹ことも踏まえれば、気候や衛生状態の異なる外地勤務であっても、軍役夫の募集は労働者たちにとってそれなりにうまみのあるものにとらえられたのではないかと考えられるのである。

日露戦争での軍役夫運用

ここまでは「傭役規則」の制定とその内容について見てきた。次に見るのは日露戦争では実際にどのような軍役夫雇用が行われていたかである。須藤論文では制度設計における各範囲内、範囲外の部分で起こった問題点について検証が行われた³⁰が、本稿では当時の請負人の回想録をもとに実際の軍役夫雇用の様子を見ていく。

日露戦争の日記、回想録は現代にも多数遺されている³¹。しかし、公表・公刊されている各史料のうち軍役夫やその請負人が記したものはほとんど見られておらず、こうした軍役夫の実態を知る手がかりは非常に少ない。ここではその中から日露戦争で軍役夫派遣・指揮を行った原田商会の原田猪八郎の回想³²をもとに、日露戦争での軍役夫運用の一端を追うこととする。

この当時の原田商会は筑豊炭田の各種資材、門司港に出入する船舶用品の納入などで業績を伸ばしつつ、1903 年 3 月の京釜鉄道建設開始に際して釜山に支店を作り鉄道建設資材を扱っていたが、日露関係の悪化から釜山の支店を人に譲って下関に戻り陸軍補給廠の仕事を請け負っていた。日露戦争開戦にあたっては陸軍補給廠から官衙組織に必要な調度品、陣営具等の資材の調達を命じられたが、これを指定の納期より早く納品したことから軍当局の信頼を得、陸軍碇泊場司令部から第二軍の上陸作戦に要する「舸子（船頭）、運搬夫・舟大工・建築大工等軍役夫二千」人の供給命令を受けたという³³。しかしこの回想を見る限りでは、それまで原田が「傭役規則」第一条に記された職工・人夫等の使用経験があったとは思えない。このことから、「傭役規則」第一条の規定は軍の信頼を既に得ていた場合には適用されず、むしろ応募してきた請負人選定の目安として用いられていた可能性が高いと考えられるのである。

原田は軍役夫募集にあたって玄洋社にいる先輩³⁴に相談し、その人物の奔走もあって福岡・佐賀・山口・大分の四県から 2,000 名を集めることができた。また資格検査も行ったものの、「船頭や、建築大工、船大工等に経験者か未経験者かを聞き、その熟練の程度を早々

に見るだけ³⁵」だった。集まった軍役夫には「無頼漢あり、食ひ詰め者あり、前科を持つ者ありで喧嘩はする、博奕はうつ、血を見れば収まらない凶暴な者」³⁶もおり、出発前に「雑軍といふか、烏合の衆といふか、とに角みな相当なもの」³⁷をまとめあげるために原田が腐心する様子がこの『四十年史』に描かれている。しかし、前科者や博徒が少なからずいたというのは「傭役規則」第四条に反する内容である。わざわざ「性行の点に於ては良民の指弾を受ける徒輩もあつたことは止むを得ない次第」³⁸と記すほどであったから、彼らが出発前集積地や現地であつたこと、少なからず問題を起こしていた可能性がある。また軍から事前にどういった金額が支払われたかは不明だが、原田の場合は軍役夫用の衣服等や渡航などに必要な1人あたり30～50円程度の仕度金も自ら負担したという³⁹。集めた軍役夫の数が2,000名であることから、計6万～10万円を負担したことになる。事実だとすればかなりの金額である⁴⁰。

さて「傭役規則」第十二条には「軍役夫供給受負人ハ自ラ軍役夫ヲ引率シ現地ニ出張シ其義務ヲ尽スヘシ（中略）受負人自ラ出張シ難キトキハ其理由ヲ契約担任官ニ申出認可ヲ受クヘシ」⁴¹とある。請負人は自ら軍役夫を率いるか代理人に引率させるかを選択しなければならないのだが、このときの原田は前者を選んだ。引率に適当な人材が見つからなかったのか、わざわざ神社に頼みこみ軍役夫たちを手厚く詣でさせて自ら団結力を強めたためか定かではないが、こうした人夫使用が不慣れなはずの人物が軍役夫を率いていた例があるのは注目すべきであろう。

原田と軍役夫2,000名は門司からまず鎮南浦に向かい、1か月待機したのち第二軍とともに塩大澳へ行って物資の揚陸・運搬やバラックの建設等にあたった。さらに大連では、ロシア軍によって建設途中だった大連港の建設に携わり、その際には日本から引率した2,000人のほかに清国人苦力3,000人を指揮している⁴²。その後は敷設水雷や船舶の座礁など何度か危機にあいながらも、原田は軍からの依頼をこなしつつ満州への物資輸送航路開拓に自らあたった。このときの経験は、彼がのちに大連に拠点を作り事業を拡大するうえで非常に重要なものになったようである。

日露戦争に際して定められた「傭役規則」は日清戦争の経験を踏まえて制定されたものであり、特に何らかの支障を来したであろうと思われる部分の改善をもくろんだものが目立つ。もっとも実際の運用を見ると、需要に対して供給を急ぐ必要性のある戦役序盤では守られていたとは言い難い部分があった。また須藤論文で指摘された各点や、清国・韓国在留を禁止された者を規制していなかった点などの問題点も見られる⁴³。しかしこのような問題点は残っていたものの、軍が日清戦争当時に軍夫の評判が悪かった点を少しでも是正しようとするむきがあったことはたしかである。この「傭役規則」制定からは日露戦争での陸軍の軍役夫募集への対応とともに、日清戦争での軍夫雇用の実態とその経験をうかがい知ることができよう。

第2節 日露戦争の軍夫熱

ロシアとの開戦に際して一般庶民に見られた様々な反応の中には、戦争に伴う働き口への期待もあった。そこには日清戦争の経験からくる軍夫募集も含まれていたが、これは軍夫希望者、請負人双方に当てはまるものであった。2月10日の『萬』では軍夫募集を期待

した深川周辺の人夫が前祝と称して居酒屋に入り浸り居酒屋が繁盛する様子が報じられている⁴⁴。その一方で同月16日の『東京朝日』では「企望者より陸海軍省へ出願し其許可を受けたる者ならでは事務所は勿論出張所を設くるを得ず従つて下請負等の如きも夫々許可を受くべき筈」「宣戦交付以来無許可の者にして軍夫募集の看板を掲げ何組事務所などいふ札を出せしもあり是等の者は許可者と志願者との中間に立ちて一人に付十銭乃至十五銭の利益を得んとする計画に出でしもの由」⁴⁵と報じられた。ここからは請負人となって軍夫募集で利益を得ようとする動きと、これらの募集を新聞記事によって暗に抑制しようとする様子が見て取れる。この記事によれば日清戦争では第一師団から直に軍夫請負を依頼されていた有馬組も軍夫募集中止を厳命されたとされ、こうした動きが大手の請負業者にも見られたことがうかがえる。また同18日の『読売』によれば「請負者の中には尚ほ詐欺に均しき企てを為す者なしとも測られねば其筋に於ても頗る注意を加へつつあり」「軍夫の賃金は出発前一日一円と定め愈々戦地に赴きたる暁は一日一円五十銭と改むる由」といった実際の募集内容とは明らかに異なる噂⁴⁶も流れていたようで、東京の各区役所では戸籍証明を願ひ出る者が後を絶たなかったという。

この軍夫応募を狙う層を相手に商売を行おうとする者もいたのか、「従軍希望の人は必らず読め」とのうたい文句がなされた『軍夫志願者案内附日用支那朝鮮語従軍手帳』なる書物の広告⁴⁷などもこの時期に見ることができる。また6月に出版された『戦地職業案内』⁴⁸という書籍にも、通訳や医師・看護人、鉄道および電信工夫から商人、酒保、芸人、写真師、散髪師といった様々な戦地での職に混じって軍夫の項目が見られる。そこには「今回の戦争に於ては、多数の労働者は之れを清韓人に採るの考なるよしなれども、戦線漸く広まり鉄道電信以下凡ての雑役追々に着手せらるるに至らば、如何に少くとも二三万の軍夫は是非共必要なる可く、徒らに内地に不景気を託つ手合はどしどし出掛く可きなり」⁴⁹との一文があり、軍役夫応募を煽る一方で、軍夫募集への期待が6月になっても続いていたことがうかがえる。

そうした世間の流れを批判的にとらえる者もいた。2月25日に岐阜県の士族・山本重雄が陸軍省へ建白書を提出しているが、この建白書の中で山本は軍夫を各府県に割り当てて募集することを主張する。その理由としては「軍夫ヲ精選シ得ルコト」「軍事思想ヲ喚起シ軍隊上等ニ於ケル便益多キコト（中略）軍人同様ノ思想ヲ以テ能ク命令ニ服従シ堅忍勇進ノ志気ヲ養成喚起スルニ至ラン」「地方財源ノ枯渴ヲ医スルヲ得ルコト」の3点が挙げられている⁵⁰。特に3点目で山本は、軍夫を選抜することで彼らが賃金を浪費せず本籍地へ送るようになり、軍費が一般国民に還元されることで不況や犯罪の防止にもつながるはずというかなり楽観的な見立てをしている。一方で、日清戦争の際にこうした軍夫の問題点が世間一般に広く知られていたこと、地方経済が疲弊していたことを改めて示す史料とも言えよう。

こうした日清戦争時とほぼ同じ「軍夫熱」の中でもう一つの動きとして見られるのが、陸軍省へ届けられる軍夫募集願の嘆願書である。現存が確認できたものを見ると、これらの大半は陸軍省へ直に届けられたものではなく府県を通じて出されたもので、各知事からの身元照会が付与されたものが多数を占めている。このことから「備役規則」制定前の嘆願書も含めてこの規定に沿ったものであることがわかる。筆者が確認できたのは40通程度だが、提出されたものの規定をクリアできず各府県止まりだった嘆願書はもっと多かつ

た可能性がある。

これらの嘆願書は「備役規則」制定前どころか開戦前からすでに何通も寄せられていた。管見の限りで最も早いのは、開戦前年の 1903 年 10 月 15 日に福岡県遠賀郡若松町の吉田磯吉から提出されたもの⁵¹である。既に港町である若松町の顔役・侠客としての地位を確立していたと思われる吉田がどのような目的でこの嘆願書を出したかは不明だが、港で働く人足たちを動かせる立場にあった彼らしい行動ともとれる。

また嘆願書ではないが、1904 年 1 月 27 日には大阪において関西軍夫同盟会なる組織が軍夫を募集し、訓練を行おうとしているとの電報が大阪府知事から寄せられている⁵²。これに対し陸軍省は当初「軍事上特に関係なし」と回答する予定であったが、開戦後の 2 月 13 日になって「今後必要に応じて軍夫を募集する際に障害を及ぼす懸念があるため設立させることは好まない」と回答した⁵³。

ロシアとの交渉が暗礁に乗り上げ最終的に開戦に向かう中でその空気を敏感に感じ取った者たちは、ある者は自らの利益を求めて、またある者はその義侠心・愛国心から軍夫募集を自ら手掛けようと嘆願書を提出していったのである。これらの嘆願書はその推察される実際の目的から

- ① 自らの収益を期待したと思われるもの（利益追求型）
- ② 愛国心、義侠心が優先されたと思われるもの（愛国心型）
- ③ 生活困窮、将来への不安への救済を求めるもの（貧民救済型）

の三種類に分類することが可能と考える。もっとも嘆願書はすべて愛国心に基いた滅私奉公であると主張しており、①②の区別を正確に為すのは非常に難しいところではある。その中において③は珍しく貧民の救済も同時に訴える文言が書かれているため区分しておいた。ここでは軍夫募集の嘆願書をこの三種に分け、その中の主だったものを見ていくこととする。

利益追求型

先の吉田磯吉の例を見てもわかるように、大陸に近い福岡は大陸との動向に非常に敏感な地域であった。吉田の嘆願から 4 日後には 5 人の人物の連名で同様の書類が提出されているが、これも福岡市 3 人に粕屋郡箱崎町、筑紫郡千代村と全員福岡の人間である⁵⁴。こうした福岡からの嘆願書で少し目立っているのが福博商工会で、1904 年 1 月 8 日⁵⁵と同年 9 月 8 日⁵⁶の 2 回提出されている。9 月の嘆願に記された「既ニ本会募集ノ軍夫志願者ハ県下沿岸各群ノ農夫漁夫ニシテ既ニ数千人ノ多キニ達シ是レ等ハ西南ノ役ヨリ二十七八年日清ノ役ニ山ニ夫ニ経験アルノミナラス他県下軍夫ニ比シ抽テ任務ニ堪ヘタルコトハ各将校閣下ノ御実験之処加之我県下ハ地勢上渡海ニ至便ナルヲ以テ是迄軍隊及軍夫ノ輸送モ門司博多ニ於テセラレ居次第ニ付」⁵⁷という部分からは、愛国心などよりも許可の下りる前から軍役夫募集をしてしまったことや、他県から派遣された軍役夫に対する焦りすら感じるのは穿ちすぎであろうか。

この福博商工会と同様に嘆願書を複数回提出している者は他にもいた。たとえば東京府京橋区にあった建築業者河村組の河村隆實は 1904 年 2 月⁵⁸、3 月⁵⁹、9 月⁶⁰と 3 度提出している。河村は日清戦争でも共伸社名義で軍夫派遣を請け負っていたとしているが、事実とすればこのような嘆願書の提出もその時の経験がもとになっていると見てよいのでは

ないか。

次は池山論文に掲載された土木工事請負業者の橋本忠次郎⁶¹を取り上げる。橋本は仙台で第二師団の各種物品調達等を担っているほか北海道殖民鉄道や京釜鉄道など様々な請負工事を全国規模で展開している人物であった。日清戦争でも第二師団の軍夫請負を担っており、先行研究ではこの1904年1月に出された嘆願書のうちその時の経験を記した部分の一部が引用されている。一方で2月には福岡の松鶴仁平次から、この橋本や佐賀市在住の山口某なる人物が軍役夫募集を行っていることに対して陸軍省が認可を与えたのか確認を求める照会がなされており⁶²、橋本が自らの工事請負同様に軍役夫募集を全国規模で行っていた様子が見て取れる。

また嘆願書を提出した人物の中には、日清戦争において請負人ではなく軍夫として大陸・台湾に渡った者もいた。こうした人物の中で現代にも知られている名前を挙げると、日清戦争では台湾征討戦で軍夫に志願し三十五人長、五十人長、百人長をつとめた丸尾千代太郎がいる⁶³。のちの1907年に起こった露探の疑いをかけられていた前田清次が刺殺された事件において、同じ青森出身である彼の店で働いていたのが犯人の今村勝太郎で、彼自身も露探追求に協力させられていたという人物だ⁶⁴。この嘆願では軍夫長を願い出るとのみ書かれているため、一般の軍役夫の1人としてなのか請負をしつつ自ら引率するつもりでの願書なのかは不明である。彼がこの当時どういう仕事をしていたのかも判然としないが、1907年当時の商売の内容などを考えると軍役夫への雇用の要望とは考えづらい。

3章で見たように、北清事変ではいくつかの移民会社が連合軍各軍に対して日本人軍夫を派遣していた。そうした経験を見た彼らは日露戦争でも軍夫請負に従事しようとしたのである。1904年2月3日には森岡真や井上敬次郎ら5名の連名で、海外移住希望者の中から軍夫を募るといった内容の嘆願書が「現在移民取扱人一覧表」とともに提出⁶⁵している。そこには「且満韓殖民ノ一端ト相成リ兩便ナラン」⁶⁶という記述も見られ、戦後の移民・殖民にもつなげていきたいとの狙いがうかがえる。

ここまで見てきたのは嘆願書のごく一部だが、この項に分類したのは大半が普段から各種人足、職工の派遣を請け負っている者たちである。またその範囲は、西は九州から北は仙台どころか北海道の函館⁶⁷、室蘭⁶⁸まで、ほぼ日本全国と言っていいほど広範である。先述のように嘆願書中に自らの利益を求める箇所は全くなく、中には私益度外視で軍役夫を募集し国のために尽力しようとした者もいたかもしれない。しかし大体は、ロシアとの開戦を軍からの請負事業の好機としてこれらの嘆願を行ったと見てよいと思われる。

最後に嘆願書ではないが詐欺の事例も挙げておこう。仙台で元陸軍大尉を名乗る男が陸軍省の許可を出願中であるとして軍役夫を募集し、集まった志望者から予約金を徴収しているが本当に出願されているのかという宮城県知事からの照会が1904年2月になされた⁶⁹。3章でも見たように、軍夫応募にかこつけた同じ手口の詐欺事件は北清事変や日清戦争の際にも起こっており、東京の新聞記事にもそれらしき内容がいくつか確認できる。軍夫募集に殺到する層がこうした詐欺を成立させるだけの数に上っていたことを示しているが、軍夫募集においてはありえない予約金というシステムは当時の労働者雇用では果たして一般的であったのだろうか。少なくともこの照会に対して陸軍省はこの人物からの出願はなく、また予約金を徴収することもないと回答している。

愛国心型

まずは再び福岡からの嘆願を取り上げる。原田猪八郎の軍役夫募集に際して彼が玄洋社社員の力を借りたことは先に述べたが、嘆願書の中にも玄洋社社員⁷⁰の名前を見ることができる。須藤論文で取り上げられた「福岡組」の小野隆介と野村祐雄⁷¹や、玄洋社初代社長である平岡浩太郎⁷²がそれである。もっとも、彼ら玄洋社社員全てが愛国心、義侠心といった立場のみからこうした行動に出たかどうかは定かではない。しかし日露戦争に際しては平岡らが積極的に主戦論を唱え、戦地での諜報・ゲリラ活動などを行った満州義軍の一端を担ったという玄洋社社員らしい行動とも言える。また利益追求型の例同様に、地理的条件や元寇などの過去の記憶の伝承といった福岡の特徴を垣間見ることができる。

次にこちらでも再び移民業界を取り上げたい。移民事業には商売として行われる移民業者だけではなく、日本人の海外進出の後押しとして推進する向きが少なくなかった。この時期に見られるようになる植民学校の設立もそうした事業の一環であろう。開戦前の1月26日には、そんな植民学校の一つである帝国植民学校からの嘆願書が学校理事の神林虎雄から出されている⁷³。戦後の植民事業の手助けとするために大日本帝国植民議団なる組織を作り軍夫として戦地に派遣したいという申し出だが、帝国植民学校自体はまだ開校されていなかった。神林によれば学生募集は1904年3月で4月開校予定、設立認可は1902年10月に受けたとのことだったが、同名の学校の認可は2年後の1906年6月26日になされており⁷⁴、どのような経緯でこの時期のずれが生じたかは不明である。ただし本文中に添えられた紀要・綱領は詳細なものであり、また146名にのぼる創立員及び賛同者には榎本武陽、大隈重信、河野広中などの政治家から福島安正、児玉源太郎などの軍人、頭山満や大井憲太郎といった活動家、徳富猪一郎、新渡戸稲造等々、非常に多種多様な人物の名前が並んでいる。移民事業支援に熱心であったり、のちに自らも移民事業を手掛けたりした人物の名前が多く、この当時の移民事業への関心の高さと日露戦争に対する移民・植民事業推進への期待感が表れている史料と言えよう。なおこの学校は1918年1月29日に私立学校令第十条第三号（「六箇月以上既定ノ授業ヲ為ササル」⁷⁵）にもとづき閉鎖となった⁷⁶。

近代以前から戦争の際、伝統的に物資運搬任務につく存在だったのが力士である。開戦直後の2月14日には東京大角力協会から、協会取締役の雷（元横綱初代梅ヶ谷）と高砂（元関脇高見山）の連名による「力士中身体健強ノ者五百名ニ対シ本願御採用被成下度（中略）兵器弾薬運搬等ノ御用相勤候ニ於テハ普通一般軍夫以上ノ労働ニ堪ヘ候奉」⁷⁷という嘆願書が提出された。力士の場合はもともと藩のお抱えで戦の際にこうした輸送任務につく立場であったことや、明治以降は有力政治家の支援のもと存続してきたことなど政界とのつながりも深い⁷⁸ためもあってか、外交の動きには非常に敏感であったと思われる。東京相撲の力士たちは、日清戦争⁷⁹だけではなく1885年の甲申事変⁸⁰でも従軍願を提出したほか、1890年には徴兵を免除する代わりに有事の際には輜重兵として軍役に服したいという建白書を出している⁸¹。また日清戦争では、協会とは別に⁸²近衛師団付軍夫として遼東、台湾を転戦した年寄・力士らが北白川宮の国葬で棺を担ぐ⁸³などいくつもの事例があり、当時の新聞でも取り上げられた。こうした歴史的経緯を踏まえるとやや特殊な例と言えなくもないが、一方でこのような伝統的要素にもとづくナショナリズム・備役をただ前近代的と断定してよいのかという疑問も残る。

また日清戦争時と同様に、義勇兵団を組織しようとする者もいた。このタイプの嘆願書は山田次郎吉・松岡古武の武術家2人による連名のもの⁸⁴と、宮城県の佐々木定之助によるもの⁸⁵を確認することができる。この2通については、日清戦争と同様のナショナリズムの高揚が起こっていたと同時に、日清戦時の義勇兵禁止の勅令の記憶が少なくとも彼らからは忘れられていた事例とも言えるだろうか。もちろん、日露戦争でも同じように却下されている⁸⁶。

このほかにも神理教教祖である佐野経彦⁸⁷のような宗教家や、日清戦争にも従軍した元輜重輸卒組長⁸⁸、名古屋で征清軍役夫招魂記念碑の管理人をしている者⁸⁹といった例がある。さらにこちらは愛国心ともまた少し違った例だが、歩兵として従軍している長男に刺激され自らも衛生隊、軍夫または輸卒に志願したいと願い出た者⁹⁰など様々な種類の嘆願が陸軍省に寄せられた。

貧民救済型

ここに当てはまる嘆願書は少なく、三通のみである。

一通目は1904年6月に出された千葉県安房郡大山村の竹澤太一による房総・九十九里地方の漁民救済を訴えたもの⁹¹である。竹澤によれば、当地の漁村では「減少不漁ノ為メ著シク困窮ニ陥リ之詎地方ノ人口ハ益繁殖シ其情況傍觀スルニ忍ヒザルモノ」⁹²があるという。同封された千葉県知事石原健三からの副申にも「本県海岸ノ漁村ハ出願者上申ノ如ク年々不漁打続キ候為困窮最モ甚シク為ニ当庁ニ於テハ救済方法ニ付特ニ調査委員ヲ設ケ過般来孜々トシテ調査講究罷在候」⁹³とあり、県としてもこの問題に憂慮していた様子が見て取れる。またこの前年に出された横山源之助のルポでは「九十九里浦の漁業が、昔日に比べて衰頹しているのは抑々何故であるかといへば、その網主が何れも資本に困しんでいるのが重なる原因」⁹⁴とされており、こうした漁民を雇っている網元自体が困窮しているために救済策がとりづらい状況にある様子もうかがえる。なおこうした状況は九十九里地方に限らず他の漁場にも共通した問題であったという。

一方で竹澤が彼らの救済策の一環として軍役夫への応募を思いついた理由は、彼が『墨西哥探検実記』⁹⁵やのちに『南米の宝庫伯刺西爾』⁹⁶などの著作を出していることから想像できる。本来彼が考えていた漁民救済策は海外移民であり、これまでに紹介した各移民事業とほぼ同一のものであった。この文書では「其貧民ヲ利用シツハ以テ焦眉ノ急ヲ救済シツハ以テ海外的志想ヲ発展セシメ将来滿韓地方ノ移殖ヲ奨励セシムルノ手段トシテ」⁹⁷の軍役夫雇用が求められている点も移民会社が提出した嘆願書と共通している。移民事業が貧民救済策の重要な一環としてとらえられていたことを改めて示す内容だが、移民事業を推進する人たちにとって軍役夫は、人々に日本国外に出る経験を与える絶好の機会と考えられたのだろう。

二通目は翌1905年1月に大阪労働協会から提出されたもので、大阪労働協会員の総代金丸鐵、武内毅の連名となっている⁹⁸。この文書には「射利ヲ主トスル営業者トハ大ニ其趣ヲ異ニシ奉公ノ精神ヲ以テ御採用ヲ願フ義ニ御座候」「身体ノ虚弱ナルモノ又ハ軍ノ名声ヲ傷ツクルガ如キ無頼ノ徒等ハ断ジテ之ヲ斥ケ忠良ナル労働者ノミヲ撰ミテ従軍致サセ」⁹⁹といった、これらの嘆願書にありがちな文言が並んでいるが、その中で目を引くのが「開戦以来労働者等ノ業ヲ失ヒテ悲境ニ沈淪シタル慘状ハ頗ル甚シキモノニ有之」¹⁰⁰の部分

である。この大阪労働協会がどのような労働者を対象としたものか、文面からは判然としないが、日露戦中の労働状況の一端が垣間見える史料と言えらるう。

最後に紹介するのは同じく 1 月に人力車夫鈴木友吉ほか 16 名の連名で出された東京車夫救済会によるもの¹⁰¹である。この文書には東京府知事千家尊福からの「従来東京市並市街付近ニ於テ営業シ来候人力車稼業ノ者輒近市街電気鉄道延長ノ為メ火行向衰退シ困難ナル状況ヲ具シ戦地ニ於ケル軍夫ニ採用方出願候ニ付取調候処事情無余議相聞候」¹⁰²という副申が添えられており、電車鉄道の発展で衰退の色が濃くなっていた人力車夫の救済策としての軍役夫雇用を願っている。

日露戦争勃発後の東京において電車鉄道はその勢力を増していた。東京中心部の電車鉄道は 1904 年 3 月時点で計 9 路線 32.12km だったのが、わずか 1 年ほどの間に 17 路線 94.96km と路線数は 2 倍弱、総営業距離は 3 倍弱にまで急激に拡大していたのである（表 4-5）。一方すでに貧困層の代表格の一つとして知られていた人力車夫は、1900～1904 年の 5 年間で見るとこの中で最も多い 1901 年の 45,803 人から 1904 年には 32,100 人まで減少し、車体数も 1900 年の 44,584 台から 32,652 台に減っていた。特に 1903 年から 04 年にかけての 1 年間では車夫数が 10,565 人も減少¹⁰³している。これらを比較すると日露開戦の生活への影響も少なからずあるだろうが、それ以上に電車鉄道の相次ぐ開通が彼らの生活に多大な影響と不安をもたらしていたことが示唆されている。ポーツマス条約締結に際して発生した日比谷焼打事件で電車鉄道が襲撃された原因の一つに失業車夫の存在が挙げられる¹⁰⁴のも、こうした点が背景にあるのであろう。

表 4-5 1904～1905 年にかけての東京の電車鉄道

	路線数		停留所数		線路単軌		線路複軌	
	①	②	①	②	①	②	①	②
東京市街鉄道	3	9	42	88	2.11	2.25	9.82	54.1
東京電車鉄道	6	7	58	80	6.39	6.39	13.8	27.81
東京電気鉄道	0	1	0	18	0	0	0	4.41
計	9	17	100	186	8.5	8.64	23.62	86.32

	路線数	停留所数	線路単軌	線路複軌
	増加数	増加数	増加数	増加数
東京市街鉄道	6	46	0.14	44.28
東京電車鉄道	1	22	0	14.01
東京電気鉄道	1	18	0	4.41
計	8	86	0.14	62.7

①：明治 37 年 3 月 31 日時点、②：明治 37 年（月日の記載なし）

注：線路距離は全て km に統一

出典：『東京府統計書 明治 36 年』（東京府庁、1905 年）p.327、『東京府統計書 明治 37 年』（東京府庁、1906 年）pp.393-394 をもとに作成

日露戦争における軍役夫応募は、以上の三点から見る事ができる。特に三番目の貧民層救済嘆願からは、軍役夫が貧民層の雇用の場として機能していた様子がうかがえる。しかし日清戦争に比べて員数を大幅に減らした日露戦争の軍役夫が、東京や大阪でその機能

をどこまで果していたかは疑問が残る。とするならば、これらの嘆願は軍役夫が貧民層の雇用の場として機能していた経験と記憶から生み出されたものと考えられるが、ここまで大規模に軍夫が雇用されたのは日清戦争において他にない。このことから、日清戦争の軍夫がこうした貧民層、あるいは労働者層雇用の場として重要な役割を担っていたことがうかがえるのである。

おわりに

ここまで日露戦争における軍役夫の「傭役規則」と軍役夫の実際の運用、軍夫熱について見てきた。これらからは、ロシアとの開戦に際して軍役夫雇用の必要性があると考えられていたことと、軍夫雇用への期待があったことが改めてわかる。そしてそこには、日清戦争において同様のことが行われたという経験と記憶があったのである。陸軍・政府はその経験をもとに「傭役規則」を制定したが、これも軍における軍役夫運用の必要性と同時に、軍役夫請負と応募が殺到することを想定したものだだった。

公文書・新聞以外で、日露戦争当時の一般大衆の中にあつた日清戦争での軍夫雇用の経験、記憶をよく伝えているのは横山源之助である。彼の戦中のルポには「蕎麦職人の親方——寄子專業者の許を尋ねて（中略）如何した事と質せば、軍夫に為りそこねで御座います、互いに相顧みて苦笑していた。開戦前は、渠等職人は戦争を以て、積年の不景気を挽回し得る好機会なり、と信じていたらしかつた」¹⁰⁵といった市井の言葉や「当時は、軍夫の募集盛んにして、俄に普通労働者に減少を致せるのみならず、米麦等を入るる兵糧袋の縫仕事多かりし」¹⁰⁶などの横山の評価が散見される。いずれも日清戦争での軍夫が都市部の労働者層にとって重要な稼ぎ場であつたこと、日露戦争でもこの雇用に期待をかけていたものの実際には軍役夫募集が激減したため目算が狂つたことを伝えている。

また日比谷焼打事件では主に職人や日雇い人足、人力車夫が処罰されていることが指摘されている¹⁰⁷。日比谷焼打事件については様々な視点からの先行研究があり、原因についても旧来からの増税や物価の高騰などによる「(都市貧民層の) 辛苦にみちた戦時下の生活に対する民衆の怒り」¹⁰⁸や日露戦争時の国民形成・都市地域社会の矛盾の爆発¹⁰⁹など多数の評価がなされている。本稿はこれらに新しい回答を与えるものではない。しかし、少なくとも彼ら都市貧民層が、日清戦争では軍夫という形で職を得られたものの、日露戦争においては軍役夫になれず職を得られなかった層でもあつたことだけは指摘できよう。当時東京で逮捕され、かつ大会関係者や大会で雇われた人夫、その他無罪になった以外の人たちを見ると半数近くが20代であり、職業別では軍夫になっていた可能性のある職人・職工、人足・車夫・馬力、無職の三種だけでも全体の6割以上に達する¹¹⁰。2章で見たように、こうした労働者層は騒擾や暴力事件に近い層でもあつた。日比谷事件の背景には、軍における日清戦争と日露戦争での雇用形態の変化にもその一因があつたと考えられる。すなわちこうした労働者層が戦時に多く雇用されるはずの軍夫という職を得られなかったこと、彼らが軍夫として従軍せず国内にとどまっていたことである。これは裏を返せば、日清戦争時の軍夫には戦争の経験からくるナショナリズムの高揚でも、各自治体を用いての前近代的な徴発傭役でもない、出稼ぎ労働の職としての要素が非常に強かつたことを示している。もちろん本稿でも紹介したように、ナショナリズムや自治体による徴発傭役もその一側面ではあつた。特に「愛国心型」の軍夫募集願からは、日清戦争時のナショナリ

ズム高揚と類似した光景を見ることが出来る。改めて日清戦争の軍夫は、この三要素がそれぞれ大きく混合した存在だったと言える。少なくとも前近代的な徴発備役のみを当時の軍夫の本質と見ることはできないのである¹¹¹。

- 1 陸軍省編『日露戦争統計集 第八巻』(東洋書林、1995年) pp.344-345、1905年8月から9月。これ以外に清国・朝鮮では計238,864人の人夫が使役されているが、合計人数か延べ人数かは不明(『日露戦争統計集 第五巻』(東洋書林、1995年)第六編兵站 pp.58-61)。
- 2 同前 pp.24-28、陸軍省編『明治三十七八年戦役 陸軍政史第五巻』(以下『陸軍政史』)(湘南堂書店、1983年) pp.126-135。
- 3 中澤一太郎『日露戦役従軍略記』(中澤敬止、1996年) pp.92-93。
- 4 須藤遼「日露戦争期軍役夫制度の設計と運用」 p.17。
- 5 池山弘「愛知県に於ける日清戦争従軍の軍役夫」四日市大学学会経済学部部会編『四日市大学論集 第十八巻第一号』(四日市大学学会経済学部部会、2006年) p.12。
- 6 「軍役夫募集契約等の件」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C03020020900、明治37年「満密大日記 明治37年 2月」(防衛省防衛研究所)。
- 7 「軍役職工募集準備の件」JACAR:C03020011600、明治37年「満密大日記 明治37年 1月」(防衛省防衛研究所)。なお文書中に別紙表とされている「軍役夫徴集準備表」「軍役夫雇用受負契約書按」は掲載されていないが、この部分は『陸軍政史第一巻』pp.153-161で見ることが出来る。
- 8 「戦時軍役夫備役規則設定の件」JACAR:C03025497500、明治37年「満大日記 3月 坤甲」(防衛省防衛研究所)。
- 9 「軍役夫募集方に付質議の件」JACAR:C03025466600、明治37年「満大日記 2月 坤乙」(防衛省防衛研究所)。
- 10 「戦時軍役夫備役規則設定の件」。
- 11 同前。
- 12 「軍役夫募集に付身元証明方の件」JACAR:C03020041400、明治37年「満密大日記 明治37年 2月」(防衛省防衛研究所)。
- 13 同前。
- 14 「軍役夫(職工は何々)請負命令者並に心得書請書様式」JACAR:C06060170400、明治27年6月より「緊要事項集」(防衛省防衛研究所)。なおこのときは20歳以上45歳以下となっている。
- 15 「戦時軍役夫備役規則設定の件」。
- 16 藤野裕子『都市と暴動の民衆史 東京・1905—1923年』 p.301。
- 17 「戦時軍役夫備役規則設定の件」。
- 18 同前。
- 19 「軍役夫(職工は何々)請負命令者並に心得書請書様式」。
- 20 「戦時軍役夫備役規則設定の件」。
- 21 同前。
- 22 同前。
- 23 同前。
- 24 『衆議院議事速記録 第九回』 p.164。
- 25 「軍役夫(職工は何々)請負命令者並に心得書請書様式」。
- 26 『衆議院議事速記録 第九回』 p.167。一方、第六師団は他師団に比べ非常に安くになっている(内地22銭5厘、外地42銭5厘)。
- 27 太田道太郎『軍夫紛擾顛末』(太田道太郎、1895年) p.9。なお第一師団では当初内地15銭の予定だったが、請負人が軍夫に折れる形で内地25銭に増額された(pp.6-7)。
- 28 二十六条の「軍役夫給料額」は軍役夫への「現支給額」をさすが、第3表の「本給料日額」または「該給料額の最上限」を請負人に支払っていた部隊もあった(『陸軍政史 第五巻』 pp.203-204)。

- 29 この当時の賄い金額は概ね 15～25 銭でまとまっている。
- 30 兵役関係者や他人名義での軍役夫応募に加え、台湾における軍役夫雇用や鉄道作業局の供給する軍役夫について検証が行われている（須藤「日露戦争期軍役夫制度の設計と運用」 pp.5-11）。
- 31 2012 年に延廣寿一がまとめた「日露戦争従軍日記一覧」には 120 冊が掲載されている（横山篤夫・西川寿勝編『兵士たちがみた日露戦争—従軍日記の新資料が語る坂の上の雲』 pp.36-40.）。なおここに載っていない日記も数多い。
- 32 『原田商事四十年史』（原田商事四十年史刊行会、1944 年） pp.17-37。原田猪八郎からの聞き書きの形をとっている。
- 33 『原田商事四十年史』 pp.17-19。
- 34 原田猪八郎自身は玄洋社社員ではないと思われる。少なくとも石瀧豊美『玄洋社発掘：もうひとつの自由民権 増補版』（西日本新聞社、1997 年）に彼の名前は見当たらない。
- 35 『原田商事四十年史』 pp.19-20。
- 36 同 p.20。
- 37 同前。
- 38 同前。
- 39 同前。
- 40 原田は前述の開戦時の資材調達発注価格を約 7、8 万円と回想している（『原田商事四十年史』 p.18）。これとほぼ同じかそれ以上の金額を負担したことになる。
- 41 「戦時軍役夫備役規則設定の件」。
- 42 『原田商事四十年史』 pp.24-26。このときの原田は、真面目に働く清国人苦力に対して褒賞の銅銭を与え作業能率を向上させたという。日本人軍役夫に対する一件も含めて彼の人柄と人心掌握術が垣間見えるが、一方でいささか美談すぎるきらいもある。
- 43 これについては外務省からの照会ののち、4 月 14 日に各師団へ通達された（「軍役夫及供給請負人の証明に関する件 陸軍省副官」JACAR:C06040617600、「明治 37 年自 3 月 17 日至 4 月 23 日副臨号書類綴 大本営陸軍副官管 第 3 号自第 601 号至第 900 号」（防衛省防衛研究所））。
- 44 「種々の影響」『萬朝報』1904 年 2 月 10 日。
- 45 「軍夫募集の取締」『東京朝日新聞』1904 年 2 月 16 日。
- 46 「軍夫の取締」『読売新聞』1904 年 2 月 18 日。3 章で見たように北清事変では列国軍雇用の軍夫が 1 日 1 円 50 銭であったため、この金額での風説が広まった可能性もある。
- 47 『二六新報』1904 年 2 月 18 日。広告によるとこの従軍手帳は一冊 15 銭で発行所は志田東湖堂とある。
- 48 1904 年 6 月 16 日発行、発行者は星岡書院。
- 49 『戦地職業案内』（星岡書院、1904 年） p.81。
- 50 「従軍願外 1 8 件」JACAR:C03026255300、明治 38 年 「満大日記 2 月下」（防衛省防衛研究所）、同文書内 p.2280。
- 51 「軍夫募集願の件」JACAR:C04014032500、明治 38 年 「壹大日記」（防衛省防衛研究所）。
- 52 「軍夫募集に関する件」JACAR:C03025437000、明治 37 年 「満大日記 2 月 乾」（防衛省防衛研究所）。
- 53 同前。
- 54 「軍夫募集願の件」JACAR:C04014032400、明治 38 年 「壹大日記」（防衛省防衛研究所）。
- 55 「軍夫募集に関する上願の件」JACAR:C03025422000、明治 37 年 「満大日記 1 月 乾」（防衛省防衛研究所）。
- 56 「軍夫請負に関する再願」JACAR:C03025918200、明治 37 年 「満大日記 9 月自 1 日至 15 日」（防衛省防衛研究所）。
- 57 同前。
- 58 「軍用人夫請負願の件」JACAR:C03025438900、明治 37 年 「満大日記 2 月 乾」（防

衛省防衛研究所)。

⁵⁹ 「軍役夫採用方転出の件」 JACAR:C03025879200、明治37年 「満大日記9月自1日至15日」(防衛省防衛研究所)。

⁶⁰ 「工夫使用願の件」 JACAR:C03026129900、明治38年 「満大日記 1月下」(防衛省防衛研究所)。

⁶¹ 「軍夫請負願の件」 JACAR:C03025421900、明治37年 「満大日記 1月 乾」(防衛省防衛研究所)。

⁶² 「軍役夫募集に関する件」 JACAR:C03025487500、明治37年 「満大日記 3月 乾」(防衛省防衛研究所)。

⁶³ 「軍夫長願出の件」 JACAR:C03025879400、明治37年 「満大日記9月自1日至15日」(防衛省防衛研究所)。

⁶⁴ 事件については奥武則『露探一日露戦争期のメディアと国民意識』(中央公論新社、2007年)を参照。

⁶⁵ 「軍夫募集願 東京森岡真外」 JACAR:C06040094700、「明治37 8年戦役に関する満受書類 補遣 陸軍省 4冊の内式」(防衛省防衛研究所)。「現在移民取扱人一覧表」には計29名(社)が記載されているが、アジア歴史資料センターの公開史料では「人夫供給願 東京牧野逸馬」(JACAR:C06040094800、「明治37 8年戦役に関する満受書類 補遣 陸軍省 4冊の内式」(防衛省防衛研究所))のうち6社分が掲載。

⁶⁶ 同前。

⁶⁷ 「土木事業請負及軍役夫採用方の件」 JACAR:C03026698400、明治38年 「満大日記 9月」(防衛省防衛研究所)。

⁶⁸ 「軍役夫志願の件」 JACAR:C03025945700、明治37.9.16~37.9.30 「満大日記」(防衛省防衛研究所)。

⁶⁹ 「軍役夫募集受負願書提出有無の件」 JACAR:C03025442600、明治37年 「満大日記 2月 乾」(防衛省防衛研究所)。

⁷⁰ 玄洋社社員については石瀧豊美『玄洋社発掘：もうひとつの自由民権 増補版』pp.333-368を参照。

⁷¹ 「軍役夫及諸職工夫に関し願出の件」 JACAR:C03025438700、明治37年 「満大日記 2月 乾」(防衛省防衛研究所)。小野は代議士や香川県知事などを務めたことがあり、野村は筑陽社社長で福岡市議、県議も務めた人物である。

⁷² 「工夫使用願の件」 JACAR:C03026129700、明治38年 「満大日記 1月下」(防衛省防衛研究所)。

⁷³ 「軍夫採用願の件」 JACAR:C03025421700、明治37年 「満大日記 1月 乾」(防衛省防衛研究所)。

⁷⁴ 『官報 第六八九六号』、1906年6月26日。開校場所が前掲文書中の学校紀要に記されたものと同じである。

⁷⁵ 「御署名原本・明治三十二年・勅令第三百五十九号・私立学校令」 JACAR:A03020416400(国立公文書館)。

⁷⁶ 『官報 第一六四五号』、1908年1月29日。

⁷⁷ 「兵器弾薬運搬用トメカ士採用方の件」 JACAR:C03025486600、明治37年 「満大日記 3月 乾」(防衛省防衛研究所)。

⁷⁸ 文面中にも「先年前陸軍大臣大山閣下ヨリ一朝有事ノ際ニハ何分ノ御沙汰有之ベク旨御指令拝受致居候」との文言があり、有力者とのつながりが深い様子が見て取れる。

⁷⁹ 加藤隆世『大相撲鑑識大系・4』(国民体力協会、1942年) pp.226-228。

⁸⁰ 同 pp.131-132。文中には「輜重隊の一部に差加へられ」との文言も見られる。

⁸¹ 「高砂、雷の再願」『毎日新聞』1890年2月23日。徴兵忌避ではなく、体格が肥大な力士は徴兵検査に不合格の者が大半だったための建白書である。

⁸² 「力士五十名召集の内命」『読売新聞』1895年2月28日。年寄君が濱が協会力士の軍夫募集の内命を受けたというもの。協会は君が濱個人の請負として拒絶したが、君が濱は力士他計50名を集めて従軍した。なおこの一件に関する現代の書籍での紹介としては、

小池謙一「年寄名跡の代々 109 上 君ヶ濱代々の巻」『相撲 47 卷 11 号 (通算 634 号)』
(ベースボール・マガジン社、1998 年 10 月) pp.161-162、武田尚子『荷車と立ちん坊』
pp.140-144 などがある。

⁸³ 「力士十六名」『読売新聞』1895 年 11 月 11 日。

⁸⁴ 「2 義勇隊御編入願 山田次郎吉・松岡古武」JACAR:C12121364500、義勇兵団編
入組織に関する書類綴 明治 37 年 2 月(防衛省防衛研究所)。

⁸⁵ 「3 義勇団組織従軍志願建言書 明治 37 年 2 月 26 日 佐々木定之助」
JACAR:C12121364600、義勇兵団編入組織に関する書類綴 明治 37 年 2 月(防衛省防衛
研究所)

⁸⁶ 「1 大本営陸軍副官ヨリ案 義勇兵志願者ニ与フル回答書」JACAR:C12121364400、
義勇兵団編入組織に関する書類綴 明治 37 年 2 月(防衛省防衛研究所)

⁸⁷ 「軍夫従軍願の件」JACAR:C03025879700、明治 37 年 「満大日記 9 月自 1 日 至 1
5 日」(防衛省防衛研究所)。

⁸⁸ 「従軍願外 18 件」JACAR:C03026255300、明治 38 年 「満大日記 2 月下」(防衛
省防衛研究所)、二十二年輜重輸卒組長菅谷慶次郎と清田治助の連名。ただし日露開戦当時
に彼らが何の職に就いていたかは不明である。

⁸⁹ 「工夫使用願の件」JACAR:C03026130100、明治 38 年 「満大日記 1 月下」(防衛
省防衛研究所)。

⁹⁰ 「37. 7. 24 東京市在住者 軍夫又は輸卒志願の件」JACAR:C06040003400、「明
治 37. 8 年戦役に関する満受書類補遺 陸軍省 4 冊の内の 1」(防衛省防衛研究所)、東
京市京橋区の醤油商猪俣広吉によるもの。

⁹¹ 「工夫使用願の件」JACAR:C03026130200、明治 38 年 「満大日記 1 月下」(防衛
省防衛研究所)。ただし竹澤自身は東京市在住とある。

⁹² 同前。

⁹³ 同前。

⁹⁴ 横山源之助「漁村雑記」立花雄一編『横山源之助全集 第三巻』(法政大学出版局、2006
年) p.358。初出は 1903 年 11 月 15 日の『公民之友』第一巻第一号。

⁹⁵ 竹澤太一、福田頭四郎、中村政通『墨西哥探検実記』(博文館、1893 年)。

⁹⁶ 竹澤太一『南米の宝庫伯刺西爾』(ジャパン・タイムス社、1924 年)。

⁹⁷ 「工夫使用願の件」。

⁹⁸ 「軍役夫採用願の件」JACAR:C03026207200、明治 38 年 「満大日記 2 月上」(防
衛省防衛研究所)。

⁹⁹ 同前。

¹⁰⁰ 同前。

¹⁰¹ 「軍夫採用願の件」JACAR:C03026139900、明治 38 年 「満大日記 1 月下」(防衛
省防衛研究所)。

¹⁰² 同前。

¹⁰³ 人力車夫、車体数に関しては警視庁編『警視庁統計書 明治 37 年』(クレス出版、
1997 年) p.260 を参照。

¹⁰⁴ 社会問題資料研究会編『所謂日比谷焼打事件の研究』(東洋文化社、1974 年) p.70
など。

¹⁰⁵ 横山源之助「戦争と手工業者」『横山源之助全集 第三巻』pp.441-442。初出は 1904
年 4 月 1、15 日の『実業世界 太平洋』第二巻第七~八号。

¹⁰⁶ 横山源之助「戦争と貧民部落」『横山源之助全集 第三巻』p.431。初出は 1904 年 4
月 1 日の『中央公論』第十九年第三号。

¹⁰⁷ 最近のものでは小川原宏幸「日露戦争と朝鮮」p.297 など。

¹⁰⁸ 大濱徹也『明治の墓標』(秀英出版、1970 年) p.266。

¹⁰⁹ 能川泰治「日露戦時期の都市社会一日比谷焼打事件再考一」『歴史評論 No.563』(校
倉書房、1997 年 3 月) p.36。

¹¹⁰ 社会問題資料研究会編『所謂日比谷焼打事件の研究』pp.110-111、附録 pp.8-27 より。

それ以外の分類にも軍夫適性がありそうな者が多数いると考えられるため、実際の比率はもっと高くなる。

¹¹¹ この点は朝鮮・清国における軍役夫雇用に対しても指摘できる。先行研究の視点があくまで民衆運動・抵抗史に置かれているため仕方のない部分もあるが、これらの先行研究から、戦地における軍役夫の現地雇用全てを軍および請負業者による強制と断じるのは禁物であろう。

第5章 「補助輸卒」の成立

はじめに

年配の方々に「旧日本軍の兵站軽視」と言うと思ひ起こされるものの一つに、「輜重輸卒が兵隊ならば、蝶々蜻蛉も鳥のうち…」という俗謡¹がある。大江志乃夫は、この歌は輜重兵全体、あるいは輜重輸卒全体を意味するかのよう受け取られているむきがあるが、実際には日露戦争で補助輸卒隊という部隊に配属されていた輜重輸卒を嘲った歌であるとした²。序章で記したように、輜重輸卒の中でも補助輸卒隊に配属されていた兵たちは、一般に「補助輸卒」とも呼ばれる。大江は補助輸卒隊が日露戦争で初めて導入されたとしたが、北清事変の際には編成されていたことが斎藤聖二によって示されている。

さて、これらを踏まえて表 5-1 を見ていただきたい。これは 1895～99 年に陸軍が徴兵する各兵科人員数の予定表をまとめたものである。日清戦争終結後の 1896 年から全体の員数が激増しているのがわかる。そんな中で、1898 年からは輜重輸卒の員数だけが 3 万人強と大幅に増えている。この後、日露開戦前の 1903 年までの間に徴集人員がこれほど増えた兵科は他になく、各兵科の比率も変わることはなかったのである。これほどまでに

表 5-1 各年度徴集兵員数表

	1895	1896	1897	1898	1899
歩兵	42,001	121,692	89,183	92,972	90,220
騎兵	2,145	2,463	2,573	2,806	3,224
砲兵	4,176	8,137	12,523	14,601	12,590
工兵	2,382	8,412	4,756	4,885	4,911
輜重兵	1,355	2,376	2,316	2,352	2,555
砲兵助卒	0	2,875	416	589	743
砲兵輸卒	0	7,788	4,540	4,799	4,174
輜重輸卒	26,468	27,790	20,795	52,903	54,085
陸軍総数	79,295	185,013	138,281	176,706	179,851
輜重輸卒割合	33.40%	15.00%	15.00%	29.90%	30.10%

出典

1895 年：「御署名原本・明治二十八年・勅令第五十号・明治二十八年徴集現役兵補充兵員数表」JACAR: A03020199900、明治 28 年勅令御署名原本・明治二十八年・勅令第五十号・明治二十八年徴集現役兵補充兵員数表(所蔵館：国立公文書館)

1896 年：「現役兵及補充兵の員数各師団へ配賦の件」JACAR:C06082235500、明治 29 年乾「貳大日記 4 月」(防衛省防衛研究所)

1897 年：「現役兵補充兵配賦員数表中改正の件」JACAR: C06082608500、明治 30 年乾「貳大日記 7 月」(防衛省防衛研究所)

1898 年：「4 月 21 日 陸軍常備団団配備表中改正削除の件」JACAR:C10061968900、明治 31 年 送乙号(防衛省防衛研究所)

1899 年：「現役兵及補充兵徴集人員の件」JACAR:C06083119400、明治 32 年乾「貳大日記 7 月」(防衛省防衛研究所)

輜重輸卒の徴集が増加した要因は何だったのだろうか。

第1節 日清戦争での軍夫をめぐる軍紀問題

1898年以降の輜重輸卒増員に触れる前に、まずは日清戦争での輜重の状況について改めて確認しておきたい。

これまで見てきたように、日清戦争において、主に後方での物資輸送をはじめとした雑務を担った存在として挙げられるのは、日本国内で雇われ派遣された軍夫である。しかしこの軍夫は、軍や政府にとって大きな問題を抱えるものだった。

その中でも軍が最も憂慮したのは、やはり軍紀の問題である。この軍紀の乱れに対する懸念は、開戦直後の新聞記事からもうかがい知ることができる。1894年8月9日の『読売』は社説の中で、もし現地で日本軍の名誉を傷つける者がいるとすればそれは軍夫であろうから、警察などの力をもって取締を強化せよと主張している³。日本側の目的や日本軍兵士に対する評価は置いておくとしても、『読売』の軍夫に対する評価が実際に清国へ向かう前から非常に低いことが見て取れる。

また8月22日の『扶桑』は「人夫といへば迷惑」と題し、募集にやってきた軍夫たちが無銭遊興・喧嘩・口論・強姦を繰り返していると伝えている⁴。第三師団による軍夫募集が行われた名古屋では、こうした軍夫が引き起こす犯罪に加えて請負人と軍夫に絡んだトラブルが多発しており、この模様は東京の新聞でも報じられた⁵。

戦地での不法行為については、『日清戦争統計集』からひも解いてみよう。日清戦争中の陸軍において、検察・軍中軍法会議・師管軍法会議で刑事罰に問われた人数の合計を示し

表 5-2 日清戦争中の刑事罰

	罪名	軍人		軍属		総計
		兵卒 (諸卒)	計	傭員及傭役	計	
陸軍刑法	計	2,481	2,673	937	940	3,615
	逃亡	1,488	1,542	891	893	2,435
刑法	計	2,038	2,202	1,740	1,754	4,032
	窃盗	851	889	328	333	1,228
	賭博	208	214	718	718	945
	暴行	152	170	150	156	326
動員総計			198,890		48,201	247,091
陸軍刑法	計		1.30%		2.00%	1.50%
	逃亡		0.80%		1.90%	1.00%
刑法	計		1.10%		3.60%	1.60%
	窃盗		0.40%		0.70%	0.50%
	賭博		0.10%		1.50%	0.40%
	暴行		0.10%		0.30%	0.10%

注：刑法のうち、暴行は軽罪、窃盗と賭博は重罪の項に含まれる

出典：動員総計は『日清戦争統計集 上巻1』pp.41-114、他は『日清戦争統計集 下巻2』pp.785-903.

たのが表 5-2 である。陸軍刑法に問われた軍人は 2,673 名、軍属は 940 名となっており、そのうち軍人の 57.7%、軍属の 95.0%が逃亡罪であった。一方、通常刑法等それ以外の法違反での刑事罰に問われたのは軍人 2,202 名、軍属 1,754 名と軍属の数そのものが増えていく。また表 5-2 に示した窃盗罪、賭博罪および暴行罪は通常刑法で裁かれた人数の上位 3 種であるが、賭博罪に問われる軍属が兵士に比べて極端に多い数字になっている。

この他にも、危険な戦地に赴くことや軍夫を半軍人と考えようとするなどから軍に無断で刀を携帯する者⁶、帰国後分捕り品と称し衣類などを国内で売却しようとした者⁷など、不法行為を働く軍夫は後を絶たなかった。

中にはまじめに働き功をあげる者も少なからずおり、そうした軍夫をたたえる新聞記事なども時折見られていた。『日清戦争統計集』によれば、雇人傭員および傭役者の中で戦後旭日章、瑞宝章を授与されたのは計 1,035 名、一時賜金を受けたのは 3,329 名、慰労金を支払われたのは 14,221 人にのぼる⁸。人数から考えると、この中には軍夫もそれなりの数がいたと考えられる。しかし一方で怠惰、賭博、暴行といった不規律や犯罪行為などの軍紀を乱す者も目立っていたのである。

このような弊害を抱えていた軍夫であったが、日本軍にとって彼らは必要不可欠な存在でもあった。理由の一つとして戦地の道路事情が挙げられる。当時の朝鮮では、輸送に馬車がほとんど使われていなかった。それは馬車を通すことができる道路が極めて少なかったからなのである。

日清開戦前年の 1893 年に川上操六の清国・朝鮮視察に随行した坂田巖三は、釜山周辺および仁川—京城間の道路について調査を行っている⁹。彼の報告によれば、日本人を含め外国人も非常に多い釜山市内は道路が整備されており、車馬の並行も可能だった。しかしいったん市内を離れると、北東部は山脚に沿った海岸にも近い一本道で、村落の道路は車両を転回することが困難なほど狭少。北西部は岩骨の突起した険しい道で、とても車両を通すことはできなかった。釜山—京城間には 3 つの道路があったが、いずれも道は険しく溪流などもあり、物資運搬に馬車は使われていなかった。一方で仁川—京城間の道路は概ね平坦で幅も広く貨物運搬に車両を用いることは可能だったが、一ヶ所だけ起伏の激しい場所があり、ここだけは車両を通すのが難しかった。これらの状況から、坂田は朝鮮での車両の使用は不相当と結論付けている。

また公刊戦史の記述では、朝鮮の道路はそのほとんどが徒歩道で、「大街道ト称スルモノト雖モ山地ヲ経過スルニ至レハ幅員忽チ狭縮シテ三四十珊米」¹⁰だった。これでは人間の肩幅程度の広さにすぎない。人間の肩幅を優に超えると思われる馬車や大八車を通すことは不可能で、駄馬を辛うじて通せる程度であった。また河川には堤防はなく、橋梁もないに等しい状態だったという。1 章で日本国内の道路について記したが、この当時の朝鮮の道路は明治初期の日本と同等かそれ以下という極めて劣悪な状況であった。

こうした環境のため、朝鮮では物資輸送に馬車はおろか荷車も使用するの難しかった。とすれば用いることが可能な輸送手段は駄馬か人のいずれかということになる。また、輜重車試験中にもたびたび見られたように、たとえ普段なら輜重車両を通すことができる道路でも、雨による泥濘や急な坂が続いた場合は人力による補助が不可欠であり、しかも随行している輜重輸卒だけでこと足りるとは限らなかった。このような必要な数の馬を確保できない場合や輜重車両に多数の補助が必要になる場合、使うことができるのは臨時雇用

の人夫、すなわち軍夫であった。彼らの荷物を背負う力、車を押す力がなければ物資の輸送は不可能だったのである。

第2節 日清戦争初期における人馬現地調達の実態

日本人軍夫を用いる以外には、輸送に用いる人馬を現地での雇傭・徴発で賄うのも一つの手である。事実、多数の軍夫や輸卒を戦地に送ることが出来なかった戦役序盤では、実際に人馬の大半を現地調達するケースがしばしば見られた。日清戦争中に朝鮮、清国、台湾で雇用された人夫および職工の延べ人数は 12,113,419 人に達している¹¹。しかし、北清事変での日本を含めた列国軍の事例を見てもわかるように、現地での軍夫調達は非常に多くの困難を伴うものである。

現地での輸送手段に関しては、1893年に川上操六の清国・朝鮮視察に随行した坂田巖三の調査報告がある¹²。朝鮮では輸送に馬車や荷車が使われることはなく、用いられるのは駄馬・駄牛か、負械と呼ばれる日本での背負子に近い運搬具であった。運搬する担夫は負械軍と呼ばれ、彼らの積載可能重量は最大で 15、6 貫から近場なら 20 貫 (56.25～75kg)、雇賃は 1 日 20～25 銭となっている。

清国の担夫は日本と同様に天秤棒を用い、米の陸揚げの際には米俵を肩に担いでいた¹³。積載量は通常 15、6～20 貫だが、強壯な担夫だと遠方であっても 32 貫を担ぐことができたという。雇賃は 1 日 35～40 銭だった。

次に朝鮮馬である。朝鮮馬は身体が小さいがそれに対して負載量は多く、強壯な馬なら遠方でも 24、5 貫、それ以外では 30～40 貫を背負うことができた。性格は純良かつ柔順で、京城道・仁川附近の駄馬の価格は 1 頭 3～40 円。乗用・運搬用・耕作用には馬もしくは牛が使われ、馬の飼育が盛んな慶尚道では村落の戸数の 5～3 分の 1 程度の馬匹がいるものと推測されている。

一方、清国では馬・ロバ・ラバが全て活用されていた。清国全土にそれぞれの産地が広がっているため、地域の特色に合わせて用いられるのが強みと言えよう。馬の負能力は 32 貫、ラバは馬より若干力が強く、ロバは 24～25.6 貫でこれらに比べるとやや劣る。

このように、日本軍は朝鮮での人馬徴発・使用に際し調査を行った上で清国との戦争に突入することになった。しかし馬も人夫も行軍に慣れていないことなどもあってか、思うように事は運ばなかったのである。輸送に用いる人馬を現地での雇傭・徴発に頼った場合は具体的にどのようなことが起こるのか。ここではそれらの事例の中から、7月29日の成歙の戦いに際しての輜重司令部の行動を「輜重司令部報告」から一部抜粋し見ることとする¹⁴。

ここで戦地の道路事情も確認しておこう。朝鮮半島の道路事情は極めて良くなかった。公刊戦史によると、朝鮮の道路はそのほとんどが徒歩道で、「大街道ト称スルモノト雖モ山地ヲ経過スルニ至レハ幅員忽チ狭縮シテ三四十珊米」¹⁵しかなかった。輜重車両を通すことは不可能であり、辛うじて駄馬を通すのが精一杯な広さである。また河川には堤防はなく、橋梁もないに等しい状態であったという。しかし朝鮮半島の場合は日清戦争から 15 年以上前の日本と同等かそれ以上に劣悪な環境だったと言えよう。もともと、この「輜重司令部報告」に出てくる地域の道路は「京城ヨリ果川、水原、振威、七原、素沙場、成歙、天安、公州ヲ経テ全羅道全州ニ至ル道路アリ此道路ハ半島ノ南部ニ於ケル最良ナルモノニ

属シ其幅概ネ二米突以上アリ」¹⁶と朝鮮半島の中ではかなり良好な部類ではあった。

ここで紹介するのは7月25日から29日までの5日間だが、この中の初日である25日には早くも不測の事態が生じた。前日受けた命令では午後1時に出発する予定だったが、所要の駄馬が揃わなかったことと、輸送する糧秣と弾薬のうち駄馬不足の懸念から弾薬の受領が遅れてしまう。そのため任務が午後6時出発の夜行に変更されたが、結局駄馬をそろえることは出来ず、またその駄馬も貧弱なものが多かったため、輸送する物資を一部減らして¹⁷出発することになった。

この報告の中でまず目立つのが、当初予定されていた輸送物資の携行量の変更である。駄馬の整備が進まなかった25日は先述の通りだったが、27日にはまたしても駄馬の不足のため、弾薬箱30箱を残して出発することになった。さらに翌28日にも必要な駄馬が全くそろわず、前夜に旅団へ渡した2箱を除く弾薬箱79箱すべてを振威に残しておく事態となった。

こうした事態を作り出した最大のポイントは、傭役した人馬の逃亡にある。この詳報によると、現地で徴発した馬にはこの馬を所有する馬夫も同行しており、彼らには給与として駄馬1頭あたり1貫文が毎日支給されていた。しかし、馬は26日までに早くも2頭が逃亡する。続く27日には8頭が逃亡し、他に疲労で行軍が困難になったのが2頭、自分の馬を捨てて逃亡した馬夫も数人出た。

28日になると逃亡する人馬はさらに増加し、駄馬の逃亡が23頭、馬夫にいたっては半数以上が自らの馬を捨てて逃げてしまう事態となった。詳報には「監視ノ厳ナル為メ駄馬ヲ棄テテ逃亡セシ馬夫」¹⁸とあることから、一連の駄馬の逃亡は馬夫が自分の馬と共に逃げたものと考えられる。しかし監視を強めたこともあってか、自分だけでも逃げ出そうとする馬夫は後を絶たなかった。その結果、翌29日出発前に残った馬夫はわずか7人となり、その7人も銃声を聞くや否や全員が逃げってしまったのである。

このように、現地での駄馬徴発自体は何とかなれたとしても、せっかく徴発した馬と馬夫が逃亡してしまう事例は他にも見られた。この報告と同時期の7月27日に、配属させた徴発人馬がすべて逃亡して出発に支障をきたした責任を取り、歩兵第二十一連隊第三大隊大隊長の古志正綱が自決するという事件が起こった¹⁹ことはよく知られている。

現地の馬夫や馬の逃亡が続出した理由としては、詳報にも挙げられた疲労、銃声への恐怖心などのほかに、食事の問題も考えられる。

まず馬であるが、日清戦争後の朝鮮馬に対する評価は「平素凸凹ノ悪路ノ駄行ニ慣レ随分健脚ナレドモ体格ノ矮少ナルハ日本産ノモノニ比シテ其劣ナルハ素ヨリ論ヲ待タサル所ナリ」²⁰「韓馬ノ食平素大豆ヲ煮テ之ヲ与フ故ニ肉肥エ力強シ」²¹などと、書き手によって分かれている。しかしこれらに共通する日本軍にとっての朝鮮馬の問題点は、馬糧の違いである。煮た大豆を主食とする朝鮮馬は日本馬と同じ大麦などを食べようとしないうえ、数日で体力が著しく低下してしまうのだった²²。そのため戦後の意見書の中には今後朝鮮馬を使用する際は彼らにあった馬糧を与える手段を講じるべきとするものも見られ²³、既にそうした方策を実行していた部隊もあった²⁴。ただし、この馬糧の違いについては先の坂田の報告で既に指摘されていることだった。しかもそこには馬糧の食べさせ方や代用品など具体的な用法も記してある²⁵。こうした有用な視察情報が各部隊に行きわたっていなかったとすれば問題と言えよう。

一方の馬夫に対しては、先述のように給与として毎日銭一貫文が支給された。しかしこれは食費込みのものであり、糧食の支給はなかった。そのため、人家または住民がいない場所では食事をとれない馬夫が相次いだのである²⁶。

また、この他に現地人夫を用いる際の弱点として、定量の補給を受けられないという指摘もあった。戦役中盤以降の例になるが、『陸軍衛生紀事摘要』には、朝鮮の人夫は監視者の目を盗んで自分が背負う吠に穴を空けて自分の負担を軽減しようとするだけでなく、地面に穴を掘ってその中に米をわざとこぼし、後で回収して自家用にしようとする者も多かったと記されている²⁷。他には第三師団の参謀だった木越安綱も同様の回想をしており、彼らによれば日本から後送されてきた二斗入りの米俵のうち現地まで届くのは「其实一斗四五升」²⁸から「東京で送ったものの半分位」²⁹という有様だったという。

こうした不正を現地の人夫だけではなく日本人の軍夫も行ってたかは定かではない。ただ、軍による監視の目が日本人軍夫以上に現地の人夫へ行き届かなかった可能性はありそうである。初の外征を行った日本軍が、日清戦争の中で輸送用人馬調達を現地に依る際の弱点や管理法など教訓を得たことは間違いないだろう。

こうした事態に対処すべく、陸軍も輜重輸卒の育成と充実を図ろうとした。一例として、12月3日に示された「臨時輜重輸卒教育教令」³⁰が挙げられる。これは、当時輜重輸卒を徴集中だった第六師団以外の全師団に対して通達されたもので、第一・第三・第五師団が1,400名、近衛師団が1,230名、第二師団が910名、第四師団は610名を12月20日までに入営させ臨時輜重輸卒として教育を行う、という内容である³¹。輸卒の教育期間は2ヶ月と非常に短く設定されていたが、当初3ヶ月の予定だったものを直隸決戦に備えるために短縮されたものだった³²。

この教令の教育科目の内容を見ると興味深い点が見えてくる。術科には「各種物品梱包作業」「各種物品車輛積載作業」といった訓練に加えて「各個教練（徒歩及駕馬ノ部）」「部隊教練（徒歩及駕馬小隊ノ部）」が存在しており、学科でも「馬体ノ名称、手入飼養及馬匹急救法ノ概略」を学ぶことになっていた。さらに備考では「本表ノ外時間ニ余裕アレハ汽車船舶ノ搭載法及駄馬積載作業ノ大要ヲ教育ス」とある³³。つまりここで想定された輜重輸卒とは、日清戦争開戦時に駄馬編成だった輜重部隊を輜重車両編成に改めた上で、新しく編成された輜重車両の運用が可能な輸卒を育成しようとするものだったのである。これは第六師団に出された「輜重ノ編制ハ制式輜重車両ニ改メラルベキ内定ニ付（中略）為シ得ル限り予メ輜重車両運用ノ方法ヲ教育スベシ」という訓令からも裏付けられる³⁴。そのため各師団は輸卒の召集と共に、演習用として一馬曳荷車と輓具のセットおよび輓馬の徴発も行うこととされていた。徴発輓馬の予定数は、第一、第三、第五師団が367匹、近衛師団322匹、第二師団242匹、第四師団160匹であった³⁵。

ただこうした一連の改革案は、下関会議中に停戦協定が結ばれたこともあって、戦役中にはそれほど進まないまま終戦となった。出征後に補充された車両数も徒歩車両が約2,900両だったのに対し、一馬曳二輪車はわずか72両にとどまったという³⁶。

第3節 1898年の輜重輸卒第一補充兵の大増員

日本国内から派遣した軍夫や現地調達した人馬に頼った輜重体制は、日清戦争の中で様々な問題をもたらした。そのため、こうした末端部分での輜重体制の改善は軍にとって

も重要課題の一つであったと考えられる。

たとえば、日清戦後に書かれたと思われる「兵站勤務ニ関スル将来改正意見原稿」³⁷には、人夫・輸卒の改正案が次のように記されている。

既往ノ経験ニヨリ将来ヲ推スニ上陸ノ当初地方ノ人馬使用スルノ望ナキハ火ヲ賭ルヨリモ明カナリ（中略）蓋シ兵站輜重ニ輸卒及車馬ヲ配布シ其編成ヲ完全ニスルハ最モ望ム所タリト雖モ此ノ如キハ軍費ノ増加甚シク国幣ノ堪へ得ル所ニアラス故ニ人夫ノ配属ヲ以テ満足セサル可ラス人夫ノ配属ヲ以テ至当ノ意見トス³⁸

すなわち、現地の人馬の雇用・徴発を主とするのは不可能であり、輸卒と馬曳輜重車両による編成を完全にするのが最善だが、それでは軍費が膨れ上がってしまうため、当面は軍夫の雇用で対処するしかない、という意見である。陸軍は1898年をめぐりに六個師団の増設に着手しており、96年から98年にかけて徴兵人員の大幅な増大がはかられていた。この増設に伴う軍事費の増大に対して、輜重体制整備による軍事費の増加を懸念するのは矛盾しているようにとられるかもしれないが、ロシアに対抗するための軍拡を押し進める必要に迫られた日本にとって、このようなさらなる出費の増加は避けたいというのが、当時の陸軍軍人に共通した見解であったと推察できる。

こうした輜重輸卒増員の必要性和軍事費大幅増の懸念の中で、輜重体制充実のために陸軍が出した答えは輜重輸卒補充兵の大幅な増員だった。

補充兵役の制度は、日清戦争がまだ終結していない1895年3月に設けられたものである³⁹。陸軍の補充兵役は第一補充兵と第二補充兵に分けられ、期間は第一が7年4ヶ月、第二が1年4ヶ月とされた⁴⁰。先行研究では、この補充兵役新設には現役兵以外を戦時徴集する前に最低限の教育を施す必要があると判断したこと、一年に教育できる人数は限られているため従来の予備徴員制度（兵役期間1年）では能率が悪いことなどが指摘されている⁴¹。

参謀本部の構想は、戦時に雇用する軍夫に代えて輜重輸卒の第一補充兵を動員し、これを補助輜重輸卒としようというものだった。4月8日に参謀本部から陸軍省へ提出された参日第一九五号には「戦時諸縦列ノ欠員ヲ補ヒ且ツ兵站勤務ニ充フル為メ第一補充兵役者ニ補助輜重輸卒ヲ置クヘキ件」⁴²と記されていることから、動員計画が輜重輸卒の第一補充兵を対象としていたのは明らかである。

参謀本部によれば、これまで西南戦争と日清戦争では、兵站には臨時の軍夫を徴募し使役してきた。またアジア諸国は農業・工業・商業が未発達なうえ交通路が粗悪で車馬の使用が難しく、将来日本の縦列編制が完備しても状況は変わらないと思われる。

しかし一時雇傭にすぎない軍夫は統御が非常に困難で軍紀を乱し、ひいては軍隊全体の風紀にも影響を及ぼすことがある。しかも募集に時間と手間がかかるため支出の増大を招く。日清戦争では約1,450万円にのぼり、解雇後にもまた種々の弊害⁴³が見られた。またこの戦争では連戦連勝のため問題にならなかったが、もし日本軍が不利になった時は軍夫への襲撃が相次ぎ、その後の軍夫への応募者もいなくなってしまう⁴⁴。

このような「将来ノ顧慮ヲ除キ及ヒ従来ノ弊害糜費ヲ改正」し「不規律以下諸種ノ弊害顧慮ヲ除キ併セテ軍費ノ糜耗ヲ減」ずる「一举兩得ノ方法」の方法として、参謀本部は「第一補充兵役者ニ補助輜重輸卒ヲ置キ以テ従来ノ雇役軍夫ニ代ル」案を提出したのであった。その数は一師団あたり年2,500人、陸軍全体では第七師団を除くため計30,000人として

いる⁴⁵。

この案に対し、陸軍省は4月27日に「第一補充兵トシテ徴募シ教育ノ為メ召集ノ義ハ之ニ充ツヘキ経費ノ余裕無之」く施行は難しいが、軍夫から兵役者に代えること自体は有利にはたらくと認め、この年度より輜重輸卒第一補充兵として徴募することを了承すると回答した⁴⁶。

そして陸軍省は、戦時における輜重輸卒第一補充兵の徴募に際して、出来る限り現役兵の古服を応用させること、刀は佩用させないことを通達した⁴⁷。その理由に挙げられたのは、もっぱら財政上の問題である。まず被服の問題だが、教育召集を行わない輜重輸卒補充兵に対し、平時に制服を与える必要はない。その一方で、数が非常に多い彼らの被服を戦時用に常時準備しておく余裕は財政上見込めないため、当分の間は現役兵の古服で対応せざるを得ないという。刀についても理由はほぼ同様で、経済的に大量の刀を調弁できる見込みがたつまでは帯刀をさせることはできないということであった。

なお、教育は点呼を行う地方に召集しての巡回教育を行うとされた。ここで示された輜重輸卒補充兵の徴募にかかる費用の試算では、軍隊手帳の支給が毎年2,700円⁴⁸、簡閲点呼を行うための旅費が約2,200円⁴⁹となっている。また、1898年当時での試算はないが、輜重輸卒第一補充兵の三週間教育召集を行った場合の試算が1903年に行われている（表5-3）⁵⁰。

表 5-3 第一補充兵輜重輸卒三週間教育召集に要する諸費概算

	人員数	金額
給料	2,000	1,680
糧食費		5,358
被服保続料		1,260
陣営具永続料		150
消耗品料		312
兵器弾薬費		1,850
患者費		96
旅費		8,400
合計	2,000	19,106

注：第六師団・第十二師団は1,000人ずつの召集

出典：「図表 全国所要輜重器具師団別定数表（戦時用） 他」JACAR:C14010823600、動員計画一部改正訓令 明治36年度(防衛省防衛研究所)

この試算では1師団2,500人のうち2,000人が教育召集されることになっているが、その金額は計19,106円である。三週間の教育召集に対して1人あたりの給与が4週間分の84銭という試算になっているが、駐屯地往復等の拘束期間を含めてということであろうか。その旅費と糧食費による支出が非常に多くなっている。第六・第十二師団の召集人数は1,000人と半数に抑えられているものの、陸軍全体での総額は210,000円以上ということになる。明治時代の陸軍軍事費について研究した渡部邦昭によれば、陸軍全体の一般会計と特別会計の合計金額は1898年度が62,247,000円、1903年度は59,347,000円となっている⁵¹。ここからさらに新品の服および徒歩刀を1年あたり約30,000人分常備させる場

合の金額の試算は行われていないが、それらの作成・維持費の追加が非常に大きな出費になるであろうことも想像できる。

輜重輸卒補充兵徴募費用についての話が出たついでに、今後予想される戦争の際に日清戦争と同様に軍夫を用いるとどのようになるか見ておこう。

まず人数の試算である。陸軍による輜重輸卒補充兵の算出⁵²は次のようになっていた。日清戦争（1895年1～3月の計五個師団、台湾方面を除く）での軍夫数を第一軍約18,700人、第二軍約23,400人、南部兵站部1,800人、計43,900人。これを単純に平分すると一個師団あたり約8,800人。これと同じ数を北海道・台湾を除く計12師管で徴募すると計105,600人となる。しかし現実には、物資輸送にこれをはるかに上回る人員が必要であった。事実、日清戦争でも現地での人夫・牛馬車雇用の例⁵³があり、他には国内の運輸通信部等でも軍夫は必要不可欠となっていた。陸軍省経理局の調査による日清戦争での軍夫総数は126,000人。これは複数の徴募に応じた軍夫も全て含まれているため正確な人数では

表 5-4 日清戦争における軍夫に要した経費一覧⁵⁴

科目	金額	百分比例
運送費	33,953,197.77	20.60%
糧食費	24,875,824.88	15.10%
被服費	20,836,650.57	12.70%
□給	18,184,435.00	11.10%
俸給及諸給	15,393,743.82	9.40%
兵器弾薬費	11,213,766.06	6.80%
馬匹費	7,788,896.11	4.70%
一時賜金	6,226,490.80	3.80%
□□費	5,632,381.86	3.40%
雑品費	3,963,586.61	2.40%
汽船購買費	3,697,865.65	2.20%
旅費	3,174,085.55	1.10%
台湾総督諸費	2,420,044.87	1.50%
雑件	2,058,508.12	1.30%
病傷費	1,445,021.20	0.90%
大隅台湾間海底電信線布設諸費	1,247,769.25	0.80%
陣具費	866,166.45	0.50%
郵便電信費	553,304.18	0.30%
機密費	369,282.97	
民政庁諸費	200,144.23	
台湾航路灯標建設費	128,982.73	
従軍記章費	61,377.29	
広島軍用水道布設費	10,820.27	
靖国神社臨時大祭費	10,000.00	
台湾縦貫鉄道及築港調査費	7,925.09	
計	164,520,371.32	

出典：「戦時に於ける人夫要員の計算」 JACAR:C15120300500、補助輸卒調査資料 明治31.4(防衛省防衛研究所)

ないが、戦役において非常に多くの軍夫が必要なことは明白だ。それゆえ、想定する人員数は1師管あたり10,000人、12個師団で計120,000人と算出している⁵⁵。日清戦争の約2.73倍にあたる。

一方、日清戦争時に軍夫にかかった経費の一覧が表5-4だ。もし軍夫の雇用のみで頼るとすれば、単純に人数増加分をかけた場合、約450,000,000円まで膨れ上がる計算である。正直なところこの人員数の試算もかなり甘い印象はぬぐえず、実際に戦争となればこの120,000人をはるかに上回る人員数を必要とするだろう。そうなれば経費のさらなる増大は当然避けられないと思われる。

この試算をもとに軍夫を全て輸卒に変更したとしても、最も比率の高い運送費や糧食費といった費用は軍夫・輸卒に関係なく発生するものである。そうしてみると、給与以外にはさほど費用を削減できる要素が見当たらない。日清戦争で軍夫に支払われる日当は内地40銭、戦地50銭⁵⁶であるのに対し、この当時の輸卒の給与は月額90銭である⁵⁷。差し引きすると1人あたり月額11円10銭から14円10銭、単純計算では給与にかかる費用を7.5%から6%にまで抑えることが可能ということになる。これらの試算からは、今後飛躍的に増加していくと考えられる戦時軍事費を、その一部だけでもなんとか抑制しようとする意図が改めて見てとれる。

この動員計画作成には他にも特徴があった。それは戦時ではないにも関わらず、動員計画遂行が急ピッチで進められたことである。というのも、3月時点で決められていた1898年度の動員計画⁵⁸を、1ヶ月もたたないうちに破棄しているのだ。

これらの点を踏まえた、1895年から99年までの徴兵人数員数表が表5-5である。98年3月の時点では、全体的に徴集する補充兵の人員数が増えてはいるものの、徴集予定の人数と各兵種への割り当ては前年までの2年間とほとんど変わっていない。それが同年4月になって、輜重輸卒第一補充兵の員数が約30,000人増加したことがわかる。先述のように、平時に一兵種に限定された員数の増加数としては、日清戦争から日露戦争の戦間期においては最多の数字であった。この増員計画が意図的かつ長期的なものであったことは、のちの参謀本部総務部長による「将来ノ作戦ニ於テハ之（筆者注：人夫）ニ代エルニ兵役義務者ヲ使用スル主旨ヲ以テ三十一年以来年年二千五百人ヲ徴集シ来レリ」⁵⁹という発言からも明らかである。

ここで一つ補足しておかなければならないのは、第一補充兵の教育召集についてである。1895年の補充兵役創設に際しては、改正徴兵令第十七条で「第一補充兵ハ平常ニ在テ百五十日以内教育ノ為メ之ヲ召集ス」⁶⁰とされていた。しかし3年後、先述の補充兵要員表とともに提出された「教育ヲ為シ置クヘキ第一補充兵要員表」には、歩兵・砲兵・工兵以外の表が掲載されていない⁶¹。また、その1年後の1899年12月に出された「軍隊教育順次教令」改正の通達を見ても、やはり補充兵役の教育順次表には歩兵・砲兵・工兵以外の表がない⁶²。つまり、歩兵・砲兵・工兵以外の兵すなわち騎兵・輜重兵・砲兵助卒・砲兵輸卒などは、輜重輸卒と同様に第一補充兵の教育召集が行われなくなっていたことがわかるのである。この点については第四師団参謀長からも陸軍省へ「歩、砲兵、工兵以外の第一補充兵には教育召集を行わないということなのか」という問い合わせがあった。これに対し陸軍省は「その通りである」と回答している⁶³。

表 5-5 1895～99 年各年度徴集現役兵・補充兵配賦員数表

年度		1895	1896	1897	1898.3	1898.4	1899
歩兵	現役兵	14,536	30,546	30,704		33,192	30,529
	第一補充兵	581	6,158	7,167	8,268	8,268	7,653
	第二補充兵	26,884	84,988	51,312	51,512	51,512	52,038
騎兵	現役兵	1,043	1,236	1,448		1,666	1,991
	第一補充兵	59	85	105	120	120	87
	第二補充兵	1,043	1,142	1,020	1,020	1,020	1,146
砲兵	現役兵	2,086	3,862	4,826		5,902	5,965
	第一補充兵	84	248	305	397	397	782
	第二補充兵	2,006	4,027	7,392	8,302	8,302	5,843
工兵	現役兵	780	2,251	2,268		2,289	2,330
	第一補充兵	42	349	408	463	463	461
	第二補充兵	1,560	5,812	2,080	2,133	2,133	2,120
輜重兵	現役兵	442	776	770		816	851
	第一補充兵	29	48	48	48	48	25
	第二補充兵	884	1,552	1,498	1,488	1,488	1,679
砲兵助卒	現役兵		285	399		569	723
	第一補充兵		10	17	20	20	20
	第二補充兵		2,580	0	0	0	0
砲兵輸卒	現役兵		705	1,170		1,425	1,311
	第一補充兵		33	40	44	44	33
	第二補充兵		7,050	3,330	3,530	3,330	2,830
輜重輸卒	現役兵	2,400	2,520	3,420		5,460	5,984
	第一補充兵	68	70	95	165	30,163	30,150
	第二補充兵	24,000	25,200	17,280	17,280	17,280	17,951
総数	現役兵	21,672	42,894	45,791		52,040	51,090
	第一補充兵	890	7,076	8,288	9,601	39,601	39,255
	第二補充兵	56,733	133,326	84,202	85,065	85,065	89,506
陸軍総数		79,295	185,013	138,281		176,706	179,851

注：1898 年 3 月は補充兵の員数のみ

出典

1895 年：「御署名原本・明治二十八年・勅令第五十号・明治二十八年徴集現役兵補充兵員数表」

1896 年：「現役兵及補充兵の員数各師団へ配賦の件」

1897 年：「現役兵補充兵配賦員数表中改正の件」

1898 年 3 月：「各兵第 1 補充兵第 2 補充兵要員の件」JACAR:C06082837400、明治 31 年 乾「貳大日記 4 月」（防衛省防衛研究所）

1898 年 4 月：「4 月 21 日 陸軍常備団体配備表中改正削除の件」

1899 年：「現役兵及補充兵徴集人員の件」

教育召集が行われる歩兵・砲兵・工兵にしても、その召集は全ての第一補充兵に行われるものではなかった。召集率は歩兵が 83.9%、工兵は 79.9%であるが、野戦砲兵は 36.7%にとどまっている⁶⁴のである。なぜこのような召集率になったのか理由は記されていないが、ここから歩兵・工兵重視、あるいは砲兵・輜重軽視といった考察を行うのは短絡的で

あろう。むしろこの召集率の差を生んだ理由として考えられる砲・騎・輜重に共通する点、それは馬ではないだろうか。

この馬が、輜重輸卒補充兵を大量に動員しなければならない理由の一つだったと考えられる。先述のように、将来の戦場と予想される朝鮮・清国は馬車が通れるような道路整備がなされていない。しかも、戦時に国内で民間馬を徴発するのは困難を極めることだったのだ。

単なる偶然かもしれないが、輜重輸卒第一補充兵の大幅増員が決まった 98 年 4 月は、農商務省と陸軍省によって断続的に開催されてきた馬匹調査会が終了⁶⁵した月でもある。1895 年に始まった馬匹調査会では、種馬牧場及種馬厩の設置、外国種馬の購入、官有種牡馬の種付、種牡馬検査法、産馬組合法、産馬奨励、去勢実施、秣場維持の方法など、馬匹改良に必要な種々の議論が行われた⁶⁶。このうち 95 年から 96 年にかけて議論された種馬牧場及種馬厩の設置、外国種馬の購入、官有種牡馬の種付は既に実施されており、種牡馬検査法は 97 年に成立・公布されている⁶⁷。しかし、これほどの馬匹改良政策が立て続けに行われたということは、軍用に用いることの出来る馬匹がそれだけ少なかったことを意味していると言えよう。以上の政策の成果が短期間で出るはずもないことから、輜重輸卒補充兵の増員は必要不可欠であったことが改めて見えてくる。なお陸軍大臣および農商務大臣から馬匹調査会廃止案が提出されたのは 4 月 4 日⁶⁸、参謀本部から陸軍省へ補助輜重輸卒徴募案が提出されたのは同月 8 日である⁶⁹。

また、これは 98 年 5 月以降すなわち輜重輸卒補充兵の増員が決定した後に書かれたものだが、将来の戦争における国内での馬匹徴発を非常に憂慮している意見書がある。「馬匹ノ徴発ハ動員業務ノ最難事」と題されたこの意見書によれば、「一般必任義務ヲ採用スル」日本の兵制では「経費上平時ヨリ戦時所要ノ人員馬匹ヲ保持スルヲ許サ」ないため、兵器材料を貯蔵しつつ「開戦ニ先タチ動員ヲ行ヒ多数ノ人馬ヲ充足」する必要がある。人は帰郷している者を召集するためそこまで難事ではないのだが、馬は「動員ニ際シ咄嗟ニ民間ヨリ軍用ニ適スルモノヲ夥シク徴用セサル可ラス」なため、この馬の動員が「動員ニ於ケル難事中ノ難事」としているのである⁷⁰。

これには、師団数の増加も大きな影響を及ぼしていたと思われる。1898 年 5 月 10 日にまとめられた、戦時において軍に要する馬匹の員数を比較した表が表 5-6 である。表にある「旧制」「現制」については、本文中に「今ヤ軍備拡張ニ依リ（中略）旧編制（中略）ハ七師団ニ於テ（中略）現行戦時編制（第七師団及台湾ヲ除ク）」との文言があるため、それぞれ師団拡張前、拡張後を指していると考えられる。この表によれば、師団を六個、約 2 倍に増やしたことで、必要な馬匹の員数は総計で約 74,500 頭、2.5 倍に増加したことがわかる。乗馬が約 3 倍の 26,000 頭弱増えているのも目を引くが、それ以上に重要なのは輓馬および駄馬の数であろう。表では「現制」の輓馬と駄馬それぞれの具体的な数字を見ることができず、この数字だけで「現制」と「旧制」を単純に比較することは難しいが、出征する諸部隊に約 2 倍、後備隊に約 3 倍、留守官衙及び補充隊に約 10 倍と、これらの部隊が必要とする馬匹数の増加が著しい。またその一方で輓馬および駄馬の大半が砲兵部隊と輜重兵部隊に属す予定であることもうかがえる。次に想定される戦争を見据えた時、馬匹の単純な員数だけではなく、より力のある質の高い馬の増加が必要不可欠な状況になっ

表 5-6 戦時全軍（第七師管管内ノ諸部隊並ニ台湾ノ諸部隊ヲ除ク）ニ要スル馬匹員数比較一覽表

		現制			旧制				
		乗馬	⑥	⑦	計	乗馬	輓馬	駄馬	計
①	計	3,188	1,588	5,448	10,224	3,462	984	8,113	12,559
②	計	25,620	10,368	54,857	90,845	10,094	2,688	29,692	42,474
③	計	337	0	0	337	0	0	0	0
④	計	5,616	2,232	5,832	13,680	1,512	576	2,124	4,212
⑤	計	7,673	6,456	5,100	19,229	1,815	420	688	2,923
合計		39,246	19,056	65,789	124,092	13,421	3,680	32,504	49,609

- ①：平時一師団の戦時に当り編成すべき諸部・諸隊
- ②：出征諸部隊
- ③：内地守備諸部隊
- ④：後備隊
- ⑤：留守官衙及び補充隊
- ⑥：砲兵輓駄馬
- ⑦：輜重兵輓駄馬

出典：「1 馬匹の徴発は動員業務の最難事なる理由」JACAR:C15120300700、補助輸卒調査資料 明治31.4(防衛省防衛研究所)

ていること、後備隊や留守官衙、補充隊などの単純な前線部隊以外の戦力の必要性や、戦域もより広範囲になるとの見通しを立てていることなどがうかがえる。

他にも陸軍が特に関心を寄せていたと思われるものの、先述の馬匹調査会で議論はされたが98年4月までに施行されなかった案件の一つに馬匹の去勢がある。ただでさえ力のある馬の不足に悩む陸軍にとって、牝馬を使用できず牡馬に頼らざるを得ない当時の状況は死活問題であった。騾馬法すなわち去勢法の施行を強く求める意見書⁷¹によると、1898年度の調査では全国の馬匹総数は1,497,036頭いたが、牡馬は665,021頭のうち五歳以上かつ体格が四尺五寸以上の馬は275,541頭。一方、各師団から任意の郡村へ派遣された委員が先述の年齢・体格基準を満たしている計101,583頭を検査したところ、軍用に適すると判断された馬匹数は21,041頭、20.7%にとどまった。この比率から、軍馬として使用可能な民間馬の最大数は58,808頭と考えられる。しかし戦時編制において必要な馬匹数は124,093頭とされており、さらに補充用の馬数を加えると必要な民間馬数は約140,000頭⁷²になる。平時から陸軍が所有している19,000頭を足しても全く足りていない。

こうした状況を打開するため、牧畜の発達や馬匹を要する産業の奨励以上にこの意見書が主張しているのが騾馬法の発布であった。ここでは騾馬を行う利点として「馬性ヲシテ順良ナラシメ」ること、「牝馬ヲ混用スルヲ得ル」ことの2点が掲げられている。そして世界の中で騾馬を行っていないのはペルシャと「アルゼリー」ほかごく一部の国だけであり、また一度去勢法を行えば馬がおとなしくなりしかもその力が減殺されることはないことを知るはずである。平時の農民の生業に対して法律による制裁を加えるのは苛酷だと主張する者もいるが、非常時には国防あってこそ国民の生命財産は守られるのであり、そのための兵役や徴発の義務を馬だけが負わない理由はないはずだと、かなり強い論調で締め

くくられている⁷³。最後の主張は強圧的に過ぎる印象を受けるが、当時の陸軍にそれだけ強い危機感を持っていた人物がいたことは確かであろう。

こうした意見を受けたこともあってか、陸軍省は 1899 年の第十四議会への馬匹去勢法案提出を図った⁷⁴。しかしこれはかなわず、法案は翌 1900 年の第十五議会に提出され⁷⁵、議会を通過して馬匹去勢法が発布されたのは 1901 年⁷⁶となった。去勢法の施行⁷⁷は必要な臨時職員の雇用⁷⁸や日露戦争などもあって大幅に遅れ、実際に施行された⁷⁹のは発布から 15 年後の 1916 年 11 月のことだった⁸⁰。

第 4 節 北清事変における補助輸卒隊動員計画

先述のように、日本軍が六個師団を増設する際には、必要な人員の徴集に 3 年を要した。このことから、輜重輸卒補充兵の動員に必要な最低限の人員の確保にもやはり 3 年が必要だったと推察される。1898 年から始まった輜重輸卒第一補充兵の増員がその 3 年目となったのが 1900 年。ちょうどこの年に勃発したのが北清事変であった。

義和団鎮圧のための臨時派遣隊編成が完結したのは同年 6 月 18 日⁸¹である。当然輜重輸卒も召集が行われており、臨時の余剰人員もしっかりと確保されていた⁸²。

その後、これらの輜重輸卒とは別に補助輸卒隊を編成するため、「補助輸卒隊編成要領」が作成されたのである。その第一案は 6 月 30 日に参謀本部から提出され⁸³、7 月 3 日の第二案⁸⁴による修正を経て 7 月 7 日に制定された⁸⁵。

制定された「補助輸卒隊編成要領」では、補助輸卒隊は兵站部、運輸通信支部および碇泊場司令部等で軍需品の運搬、患者の輸送、その他雑役に従事する（第一条）と定められ、補助輸卒隊の給養は隊を使役する諸部の担任（第六条）とされた。運搬用具は輸卒 7 人あたり 2 両の徒歩車両が割り当てられ（第十三条）、その車両は民間所有のものを臨時に買い上げて支給することとなっている（第十四条）⁸⁶。

この要領に定められた内容の中で、特徴的な点が三点ある。

まずは武器の携帯についてである。第十一条において補助輸卒隊配属の輸卒は「武装ハ行李附輜重輸卒ノモノニ準ス」とされたが、「但武器ヲ携帯セサルモノトス」との文言が加えられており、武器の携帯はやはり認められなかった。また、小隊長（下士）は当該兵科の武装と拳銃を携帯（第八条）、分隊長（上等兵）は拳銃および徒歩刀を携帯することとされた（第九条）⁸⁷。

続く二点目は、今記した「当該兵科」の部分である。すなわち、補助輸卒隊の上官は輜重兵科の者とは限らなかったのだ。編成要領第四条では、補助輸卒隊の幹部はなるべく予備・後備役憲兵科尉官、下士および上等兵とし、憲兵科の者が不足した場合に騎兵、砲兵、輜重兵科の者を据えることができると定められた⁸⁸。しかもこの条文は当初の案から緩和されたものであり、第一案では憲兵科不足により他兵科の者で補う場合もその補足者が憲兵の資格を有していなければならないとされていたのである⁸⁹。先述のように、輜重輸卒補充兵は教育召集が一切行われず、簡閲点呼のみとなっている。そのため軍としては、彼らが軍夫同様に軍紀の乱れを起こすことを危惧していたのが理由ではなかろうか。

三点目の特徴は第三条にある。ここで補助輸卒隊所属の輸卒は、「成ルヘク輸卒各自ノ職業ニ従ヒ適當ノ勤務ニ服セシムル如ク編成スヘキモノ」⁹⁰とされた。しかもこの条文には碇泊場司令部に「漁夫、舟夫又ハ仲仕等」、陸路の兵站線上では「主トシテ車夫農夫等⁹¹」

を配置すべきと、わざわざ具体例まで記されている。なお第一案では車夫・農夫に関する例がなく、代わりに縫工・木工・鍛工等を兵站部内の当該勤務に使用、筆算が得意な者を各部の計手または書記の補助とする旨が記されていた。各項目の削除および追加がなされたのは第二案である。

この「編成要領」に基づき7月11日から16日にかけて動員された補助輸卒隊1,000名は、実際に彼らの職業によって配属が決まった。それをまとめたのが表5-7である。軍が補助輸卒隊輜重輸卒を職業によって区分していたことがよくわかる。またこの流れは翌年

表 5-7 補助輸卒隊職業区分

隊号	分隊号	人員	職業区分		配属区分
第一	第一	60	農夫		兵站監部
	第二	60	農夫		兵站監部
	第三	60	農夫		兵站監部
	第四	60	農夫		兵站監部
	第五	60	農夫		兵站監部
	第六	60	農夫		兵站監部
	第七	60	農夫		臨時鉄道隊
	第八	60	農夫		臨時鉄道隊
第二	第一	50	商		
	第二	50	商	32	電信増加員
			官吏公吏	18	貨物廠
	第三	50	農夫	50	徒歩砲兵隊
	第四	50	農夫	16	徒歩砲兵隊
			大工	1	宇品通信部
			舟夫	3	
			車夫	8	
			雑業	22	
	第三	第一	63	漁夫	63
第二		58	舟夫	58	大沽運輸通信支部
第三		52	農夫	52	大沽運輸通信支部
第四		27	木工	10	大沽運輸通信支部
			鍛工	9	大沽運輸通信支部
			雑業	8	大沽運輸通信支部
第四		第一	30	鍛工	15
			農夫	4	宇品運輸通信支部
			土工	11	宇品運輸通信支部
	第二	30	土工	30	宇品運輸通信支部
	第三	30	大工	30	宇品運輸通信支部
	第四	30	石工	12	宇品運輸通信支部
			駄夫	2	宇品運輸通信支部
			大工	11	宇品運輸通信支部
			農夫	5	宇品運輸通信支部

動員は1900年7月11日開始、同月16日完結

出典：「第5師団補助輸卒隊職業区分」JACAR:C09122818900、明治34年5月 参謀長会議書類(防衛省防衛研究所)

表 5-8 1901 年度各師団補助輸卒隊兵卒職業区分

師団	陸運業	海運業	馬匹操業	獣医・蹄鉄工	縫靴工・鞍工	鍛工	建築業	鉄道通信員・技術者	その他
近衛	3,919	226	0	0	8	77	165	0	1,210
第一	3,437	247	0	0	0	64	218	0	
第二	3,945	269	0	0	0	0	0	0	786
第三	3,819	310	0	0	9	27	417	0	1,035
第四	3,082	126	0	0	12	94	226	14	1,444
第五	3,537	511	0	0	0	66	336	0	898
第六	3,544	578	5	1	4	68	289	13	498
第七	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第八	3,756	357	6	5	3	36	288	10	539
第九	4,511	438	51	0	0	0	0	0	0
第十	3,837	490	10	1	44	86	406	39	707
第十一	3,279	526	0	0	0	54	198	0	943
第十二	3,245	340	15	1	16	106	373	36	868
総計	43,897	4,428	87	8	96	678	2,936	108	9,950

出典：「34年度各師団補助輸卒隊兵卒職業区分及人員表」JACAR:C09122818800、明治34年5月 参謀長会議書類(防衛省防衛研究所)⁹²

以降の動員にも継続され、輜重輸卒補充兵の職業区分が毎年調査されるようになった。ここではそのうち、1901年度の調査表を表5-8に記載しておく。

北清事変において「補助輸卒編成要領」が作成され、動員された輸卒の配属先が彼らの元々の職業によって決められていたこと自体は、既に斎藤聖二によって明らかにされている⁹³。ここで改めて確認しておきたいのは、この職業による配置区分を行う旨が編成要領で明文化されていたこと、条文の中で斎藤が強調した特別な技能を持った専門家だけではなく、部隊の半数以上を占めることになった農夫にあえて言及したことであろう。車夫と同列に記されていることから考えると、この農夫はその他大勢という扱いではなく、むしろ徒歩車両の扱いに長けた専門家という位置づけにされていたのではなかろうか。他にも、宇品運輸通信部から独立徒歩砲兵中隊へ補助輸卒63名を転属させる命令が下された際、転属させる輸卒に「輸卒六十三名（成ルヘク農夫）」⁹⁴と但し書きがつけられていた例がある。徒歩砲兵中隊という重量負担の大きい部隊へ配属する輸卒にわざわざ農夫を指定してきたことは、この仮説を裏付ける一例と言って良いと思われる。また1901年度の調査表には車夫や農夫の記載がないが、人数から類推すると彼らは陸運業者の中に含まれている可能性が高い。

教育召集を行っていない輜重輸卒補充兵を活用するにあたって、このようにあらかじめ任務に多少なりとも慣れている者を選び出すのは必要不可欠だった。先述のように、日清戦争では輜重輸卒の教育期間に2ヶ月を要している。そして、補助輸卒隊第一隊（残部）が西大沽へ上陸したのは8月9日、第二・第四隊の大沽到着は9月14日のことだった⁹⁵。召集後に訓練を行ったのでは、補助輸卒隊の清国到着は黄海の結氷後になっていた可能性すらあったのだ。

なお、これらの補助輸卒隊の任務に必要な徒歩車両は、編成要領のとおり7人あたり2両ずつを「其地方ニテ買上」げることが7月10日に第五師団へ命じられた⁹⁶。20日に調達された計300両は、第一隊150両、第二隊25両、第三隊25両、第四隊60両の配分で

交付されている⁹⁷。300両を10日間で購入できたことを考えると、この「地方」は日本国内のことではないだろうか。

その一方で北清事変では、各列国軍も大八車などを日本で調達していた⁹⁸。たとえば、前述の命令が出たわずか4日後に、長崎から旅順港へ向けて出航したノルウェー汽船にはロシア軍の軍需品が搭載されていたが、その中には荷車60両も含まれていた⁹⁹。さらに同月28日の大阪府知事からは、神戸イギリス領事が大阪の陸軍用達商人のもとを訪れてイギリス軍用荷車1,000両調達の契約を結んだこと、イギリスが同様に荷車1,500両を神戸日英商会から調達予定であることが報告されている¹⁰⁰。なお調達された1,000両は8月2日に神戸へ寄港したのち現地へ向け出航した¹⁰¹。

このように北清事変では、日本軍も列国軍も荷車を日本で調達するという現象が起こっていたのである。列国軍で荷車をひく役割を担った者の中には、列国軍に雇用された日本人軍夫も含まれていたことだろう。こうした背景にはこの事変が列国軍共同で行われたため敵国でも戦火にまみれたわけでもない日本が重要な補給基地となっていたこと、当時の欧米各国軍が輜重に必要な人員・物資を現地や近隣諸地域から調達していたことなどを改めて読み解くことができる。

清国到着後、補助輸卒隊は現地にとどまり清国駐屯隊に組み込まれることになった¹⁰²。彼らの復員が完了したのは、第一隊が翌年7月14日および22日、最後の第三隊復員は8月4日のことであった¹⁰³。

おわりに

最後に、補助輸卒隊所属の輜重輸卒、通称補助輸卒がいかんして誕生したかを改めて確認しておこう。

まずわかるのは、補助輸卒隊の導入は1898年から行われたもので、日露戦争あるいは北清事変といった戦時になってから急遽決まったものではないことである。大江の描き方はこのあたりが曖昧になっており、日露開戦であわてて導入したと考えていたか平時からの輜重輸卒補充兵の動員を知っていたかは不明だ。しかし少なくとも補助輸卒隊の成立は日露戦争が初めてではないことは斎藤が既に指摘した通りであり、その編成を可能にする措置は急遽変更されて決まったものではあるが、平時に何年もの年月をかけて計画的に行われていたのだった。

この補助輸卒隊設立の主な目的が、日清戦争での軍夫に代わる役割を期待されたこと、経済的な負担を軽減するためであったことは、大江の指摘した通りである。ただそれ以外にも、輸送用人馬を現地調達に頼ることの困難さや、輸送任務に用いることができる日本馬の少なさといった点も指摘しておかなくてはならない。また陸軍の計画では、補助輸卒隊に割り当てる輜重輸卒は大江の述べた第二補充兵ではなく第一補充兵で、第二補充兵動員はあくまで第一補充兵が足りない時の次善の策だった。事実、そのために輜重輸卒第一補充兵を大幅に増やしているのである。少なくとも、陸軍が第二補充兵を補助輸卒隊輜重輸卒に予定していたという大江の指摘は誤りと言える。

日清戦争後の陸軍は、六個師団増設など軍備の強化にあたっていたが、兵站においてもそれは例外ではなかった。輜重輸卒補充兵の増員という手段を選んだのは、軍や日本全体、予想される戦場などが抱えていた当時の様々な状況を勘案しての判断と言える。そして北

清事変はこの軍の計画が功を奏した実例となった。「蝶々蜻蛉」は、陸軍が場当たりのに生みだしたものでなかったのである。

1898年から行われた輜重輸卒補充兵に関する改革は、経済的な側面から教育召集を行わないなどの点からも大掛かりなものとはまでは言えない。しかし、日本陸軍の輜重体制の歴史において無視することはできない改革であったと考える。

- 1 俗謡なだけあってか、具体的な歌詞は書籍によってまちまちである。
- 2 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争 五〇〇通の軍事郵便から』p.241。
- 3 「在韓の人夫取締」『読売新聞』1894年8月9日。
- 4 「人夫といへば迷惑」『扶桑新聞』1894年8月22日。
- 5 「人夫請負人を斬る」『東京朝日』1894年8月18日、「名古屋募集人夫の紛擾（二人を斬る）」『読売新聞』1894年8月20日など。
- 6 「軍夫に刀類の携帯せしめざる様諭達の件」JACAR:C06021773700（「乙 278年戦没日記」防衛省防衛研究所）。
- 7 「香川県より人夫中分捕品と称し衣類等売却せんとするに付伺の件」JACAR:C06021991100（「278年戦役日記 甲」防衛省防衛研究所）。国際法上人夫には分捕の権利がないという陸軍側の見解が示されている。
- 8 陸軍省編『日清戦争統計集 下巻2』pp.707-725。
- 9 「参謀次長隨行韓清兩國派遣中の調査事項報告書進達の件（1）」JACAR:C10060276900、明治26年分 雑 陸軍省(防衛省防衛研究所)。
- 10 参謀本部編『明治二十七八年日清戦史 第一巻』（東京印刷，1904年）p.14。
- 11 『日清戦争統計集 下巻1』pp.334-335。
- 12 「参謀次長隨行韓清兩國派遣中の調査事項報告書進達の件（1）」JACAR:C10060276900、明治26年分 雑 陸軍省(防衛省防衛研究所)。
- 13 「参謀次長隨行韓清兩國派遣中の調査事項報告書進達の件（2）」JACAR:C10060277000、明治26年分 雑 陸軍省(防衛省防衛研究所)。
- 14 「8月8日 輜重司令官 発 旅団長 宛 輜重司令部報告」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06062044300、自明治27年7月下旬至明治27年12月中旬 第1軍戦闘詳報 其1(防衛省防衛研究所)。
- 15 『明治二十七八年日清戦史 第一巻』p.14。
- 16 同前 pp.18-19。
- 17 糧秣は当初の予定通りとし、弾薬を41.75%、韓銭を60%に減らして対処した。
- 18 「8月8日 輜重司令官 発 旅団長 宛 輜重司令部報告」
- 19 『明治二十七八年日清戦史 第一巻』p.132。
- 20 「歩兵第11連隊第3大隊長の意見書」JACAR:C06062043700（「自明治27年7月下旬至明治27年12月中旬 第1軍戦闘詳報 其1」防衛省防衛研究所）
- 21 「7月7日～8月5日 報告（2）工兵第1小隊」JACAR:C06062044100（「自明治27年7月下旬至明治27年12月中旬 第1軍戦闘詳報 其1」防衛省防衛研究所）一一頁
- 22 「8月8日 輜重司令官 発 旅団長 宛 輜重司令部報告」
- 23 同前。
- 24 「7月7日～8月5日 報告（2）工兵第1小隊」
- 25 「参謀次長隨行韓清兩國派遣中の調査事項報告書進達の件（1）」。
- 26 「8月8日 輜重司令官 発 旅団長 宛 輜重司令部報告」。このうち7月28日および29日に宿泊した村落では住民が皆逃亡していたため、どちらの日も村の中で徴発した馬糧の対価を支払うことが出来なかったと記されている。一方、兵士の糧食は縦列用に携行してきたものを用いた。
- 27 『明治二十七八年戦役陸軍衛生紀事摘要』（大本営野戦衛生長官部，1900年）p.17。

- 28 同前。
- 29 徳富猪一郎編『公爵桂太郎伝(乾巻)』(故桂公爵記念事業会、1917年) p.611。
- 30 「臨時輜重輸卒教育教令」 JACAR:C08070414200 (「明治27～28年 送乙達」防衛省防衛研究所)
- 31 「監軍部より 臨時輜重輸卒教育教令規定の件」内「朝密第六三九号」 JACAR:C05121551000 (「明治27年12月 戦役日記」防衛省防衛研究所)
- 32 「監軍部より 臨時輜重輸卒教育教令規定の件」内「密発第五二三号」。「三ヶ月若クハ二ヶ月」のうち、「三ヶ月若クハ」の部分が削除されている。先行研究では斎藤「日清戦争の軍事戦略」 p.209 にこの文書への言及があり、3ヶ月では95年2月の輜重部隊輸送開始に間に合わなかったことが指摘されている。
- 33 「臨時輜重輸卒教育教令」
- 34 「監軍部より 臨時輜重輸卒教育教令規定の件」内「朝密第六三九号」
- 35 同前。
- 36 輜重兵史刊行委員会編『輜重兵史 上』 p.12。
- 37 「明治27年 『兵站勤務に関する将来改正意見原稿』」 JACAR:C06062209200、明治27年 「兵站勤務に関する将来改正意見原稿」(防衛省防衛研究所)。著者、日付などは書かれていない。
- 38 「軍兵站監部」 JACAR:C06062209500、明治27年 「兵站勤務に関する将来改正意見原稿」(防衛省防衛研究所)
- 39 法案提出は1894年12月(「徴兵令中ヲ改正追加ス」 JACAR: A15112991500、国立公文書館内閣公文類聚明治第19編・明治28年公文類聚・第十九編・明治二十八年・第二十三卷・軍事一・陸軍一(国立公文書館))
- 40 「御署名原本・明治二十八年・法律第十五号・徴兵令中改正加除」 JACAR: A03020193100、御署名原本・明治二十八年・法律第十五号・徴兵令中改正加除(国立公文書館)
- 41 加藤陽子『徴兵制と近代日本 1868-1945』(吉川弘文館、1996) pp.140-141。
- 42 「参謀本部より 戦時軍吏に代ふる補助輜重輸卒徴募の件」 JACAR:C03023111800、密大日記 明治31年(防衛省防衛研究所)
- 43 この弊害とは、戦後軍夫から陸軍省に寄せられた戦役当時何らかの理由で不払いとなっていた給与の支払い要求や、司法の場や国会でも取り上げられた軍夫騒擾のことを指していると思われる。
- 44 「参謀本部より 戦時軍吏に代ふる補助輜重輸卒徴募の件」。
- 45 同前。
- 46 同前内軍事密第四七号。
- 47 同前内「密発第五七号」。
- 48 1898年度分に関しては在庫の現品支給が可能だが、翌年度以降はまた別に詮議する必要があるとしている。
- 49 給与令改正案によれば約3,900円に増加するとあるが、どの改正案による試算なのかは不明。
- 50 「図表 全国所要輜重器具師団別定数表(戦時用) 他」 JACAR:C14010823600、動員計画一部改正訓令 明治36年度(防衛省防衛研究所)。
- 51 渡部邦昭「明治・大正期日本の軍事費—『昭和財政史IV』批判を中心に—」日本歴史学会編『日本歴史6月号 第769号』(吉川弘文館、2012年6月) p.101。
- 52 「戦時に於ける人夫要員の計算」 JACAR:C15120300500、補助輸卒調査資料 明治31.4(防衛省防衛研究所)
- 53 1894年11月上旬の第一軍順安兵站司令部では一日あたり1,200～4,300人の朝鮮人人夫を雇用したこと、1895年1月から3月にかけて第二軍柳樹屯一金州一蓋平間の兵站線路で一日100～200両の清国牛馬車を使用したことが挙げられている。
- 54 「□給」、「□□費」は原本が破れているため確認できず。
- 55 この試算では、この各師管10,000人を5年間で毎年2,000人ずつ徴集する(第一補充兵の兵役は7年4ヶ月)としている。

- 56 2章で説明したようにこの金額は請負人に対して支払われる金額の総計であり、軍夫個人にはそこから必要経費等、請負人の取り分を引いた金額が支給される。
- 57 「御署名原本・明治二十三年・勅令第六十七号・陸軍給与令」JACAR:A03020066800、御署名原本・明治二十三年・勅令第六十七号・陸軍給与令(国立公文書館)。各兵二等卒と同額になる。
- 58 「各兵第1補充兵第2補充兵要員の件」JACAR:C06082837400、明治31年乾「貳大日記4月」(防衛省防衛研究所)
- 59 「33年北清事変の際軍馬に関する所見(4)」JACAR:C09122820400、明治34年5月 参謀長会議書類(防衛省防衛研究所)。文書には「明治三十五年五月一日」と記されているが、「昨年北清事変」との言があることから1901年の誤りと思われる。総務部長の名前も記されていないが、1901年とすればこの発言者は田村怡与造であろう。
- 60 「御署名原本・明治二十八年・法律第十五号・徴兵令中改正加除」
- 61 「各兵第1補充兵第2補充兵要員の件」
- 62 「軍隊教育順次教令」JACAR:C08070536600、明治32年 陸軍省達書 記録(防衛省防衛研究所)。
- 63 「教育召集に関する件」JACAR:C07071635500、明治33年 「肆大日記 1月」(防衛省防衛研究所)。
- 64 「各兵第1補充兵第2補充兵要員の件」
- 65 「御署名原本・明治三十一年・勅令第七十五号・馬匹調査会規則廃止」JACAR:A03020337400、御署名原本・明治三十一年・勅令第七十五号・馬匹調査会規則廃止(国立公文書館)
- 66 「馬匹調査会規則ヲ廃止シ〇明治二十八年勅令第七十八号・(水産調査会及馬匹調査会ノ会長委員等旅費支給方)・中ヲ削除ス」JACAR:A15113206500、公文類聚・第二十二編・明治三十一年・第十二卷・官職四・官制四・官制四(海軍省～貴族院衆議院事務局)(国立公文書館)。
- 67 「御署名原本・明治三十年・法律第十二号・種牡馬検査法」JACAR:A03020270300、御署名原本・明治三十年・法律第十二号・種牡馬検査法(国立公文書館)
- 68 「馬匹調査会規則ヲ廃止シ〇明治二十八年勅令第七十八号・(水産調査会及馬匹調査会ノ会長委員等旅費支給方)・中ヲ削除ス」
- 69 「参謀本部より 戦時軍吏に代ふる補助輜重輸卒徴募の件」
- 70 「1 馬匹の徴発は動員業務の最難事なる理由」JACAR:C15120300700、補助輸卒調査資料 明治31. 4(防衛省防衛研究所)
- 71 「国防の為め驢馬法勵行を要する理由」JACAR:C15120300800、補助輸卒調査資料 明治31. 4(防衛省防衛研究所)。日付や署名は記されていないが、筆跡などから「1 馬匹の徴発は動員業務の最難事なる理由」とともに同一人物が書いたものと考えられる。
- 72 民間馬の「三乃至四分ノ一」、約35,000頭が想定されている。
- 73 「国防の為め驢馬法勵行を要する理由」
- 74 「馬匹去勢法制定の件」JACAR:C04013695400、明治33年 「壹大日記」(防衛省防衛研究所)
- 75 「馬匹去勢法案閣議へ提出の件」JACAR:C04013736700、明治33年 「壹大日記」(防衛省防衛研究所)
- 76 「御署名原本・明治三十四年・法律第二十二号・馬匹去勢法」JACAR:A03020488500、御署名原本・明治三十四年・法律第二十二号・馬匹去勢法(国立公文書館)
- 77 1899年時点では1903年4月1日施行とする予定であった(「馬匹去勢法制定の件」)が、最終的に議会に提出された法案では施行日は未定とされた(「馬匹去勢法案閣議へ提出の件」)。
- 78 「御署名原本・明治三十五年・勅令第百十三号・馬匹去勢法施行準備ニ関スル臨時職員ノ件」JACAR:A03020532800、御署名原本・明治三十五年・勅令第百十三号・馬匹去勢法施行準備ニ関スル臨時職員ノ件(国立公文書館)
- 79 それまでは奨励金を出しての勵行にとどめられた(「馬匹去勢施行奨励ニ要スル経費ヲ

臨時事件予備費ヨリ支出ス」 JACAR: A01200948100、公文類聚・第二十八編・明治三十七年・第十卷・財政四・会計四・臨時補給二(国立公文書館))。武市銀治郎は、この奨励によって去勢に対する理解が進んだことで、去勢法施行への世間の感情が良好になったとしている(武市銀治郎『富国強馬』(講談社、1999年)p.103)。

⁸⁰ 「御署名原本・大正五年・勅令第二百三十二号・馬匹去勢法施行期日」 JACAR: A03021082900、御署名原本・大正五年・勅令第二百三十二号・馬匹去勢法施行期日(国立公文書館)

⁸¹ 『明治三十三年清国事変戦史 卷2』(参謀本部、1904年) p.7。

⁸² 「第5師団 輸卒の残余を当該隊に編入の件」 JACAR: C08010012500、清国事件書類編冊 明治33年06月 臨密(防衛省防衛研究所)。「臨時派遣隊編成のために召集した砲兵輸卒・輜重輸卒の残余のうち、派遣隊内員数の十分の一までを補欠として派遣隊に編入したい」との申請が第五師団長よりなされている。

⁸³ 「輜重輸卒補充兵ノ使用区分及補助輸卒隊ノ編成要領(第1案) 明治33年6月30日 参謀本部調」 JACAR: C12121435200、輜重輸卒、補助輸卒隊関係 明治33年6月(防衛省防衛研究所)。

⁸⁴ 「補助輸卒隊ノ編成要領(第2案) 明治33年6月30日参謀本部調査 明治33年7月3日修正」 JACAR: C12121435400、輜重輸卒、補助輸卒隊関係 明治33年6月(防衛省防衛研究所)。

⁸⁵ 「補助輸卒隊編成要領制定の件」 JACAR: C02030423400、軍事機密受領編冊1 / 3 明治33. 07 ~ 33. 12(防衛省防衛研究所)。

⁸⁶ 第一案第十八条では輸卒3名につき徒歩車両1両ずつだったが、第一案に比べると割り当てが若干減っている。

⁸⁷ 同前。

⁸⁸ 同前。

⁸⁹ 「輜重輸卒補充兵ノ使用区分及補助輸卒隊ノ編成要領(第1案)」七条。

⁹⁰ 「補助輸卒隊編成要領制定の件」

⁹¹ 同前。

⁹² 一部かすれがひどく確認できない箇所がある。

⁹³ 斎藤『北清事変と日本軍』 pp.114-115。

⁹⁴ 「参謀 補助輸卒分遣隊長乃補助輸卒を徒歩砲兵中隊に配属の件」

JACAR: C08010032900、清国事件書類編冊 明治33年08月 臨密(防衛省防衛研究所)

⁹⁵ 『秘 明治三十三年清国事変戦史 卷3』 pp.26-27表。

⁹⁶ 「軍務 補助輸卒隊編成に関する件」 JACAR: C08010021300、清国事件書類編冊 明治33年07月 臨密(防衛省防衛研究所)

⁹⁷ 『秘 明治三十三年清国事変戦史附録第一 動員編成及補充』(防衛研究所図書館所蔵) p.82。

⁹⁸ 先行研究では大谷正による言及がある(大谷正「義和団出兵 / 日露戦争の地政学」 p.78)。

⁹⁹ 「義和団事変ノ際外国軍需品等本邦ニ於テ買入及船積一件」 JACAR: B08090180100、義和団事変ノ際外国軍需品等本邦ニ於テ買入及船積一件(B-5-3-2-24)(外務省外交史料館)内「高秘第二四四号」。正確には、ノルウェーの汽船をロシア御用商人「ギンスボーク商会」が借り上げていた。

¹⁰⁰ 「義和団事変ノ際外国軍需品等本邦ニ於テ買入及船積一件」内「特甲第二六八号」。イギリス領事はこの他にも人夫1人あたりの賃金の照会と1,000トン以上の汽船一隻買入れの申し出を行った。

¹⁰¹ 「義和団事変ノ際外国軍需品等本邦ニ於テ買入及船積一件」内「保内第四三号ノ一」

¹⁰² 「参謀 清国駐屯隊編成の件」 JACAR: C08010040500、清国事件書類編冊 明治33年09月 臨密(防衛省防衛研究所)。

¹⁰³ 『秘 明治三十三年清国事変戦史附録第一 動員編成及補充』第二十五表。ただし、鉄道隊配属の下士以下計108名は4月3日に復員している(「留守第5師団 補助輸卒隊の一部復員完結の件」 JACAR: C08010183400、清国事件書類編冊 明治34年 復受(防

衛省防衛研究所)。

第6章 「蝶々蜻蛉」と日露戦争

はじめに

前章で見たように、かつては日露戦争で窮余の策として設けられたと見られ、「輸卒が兵隊ならば蝶々蜻蛉も鳥のうち…」と囃されていた補助輸卒隊は、1898年から計画的に導入されたものであった。そしてその直後に勃発した北清事変が、結果として最初の実戦の場となったのである。

それでは、この補助輸卒隊は日露戦争までの3～4年の間にどのように規定されていたのか。この点については、北清事変の研究書である斎藤書には記されておらず、これまで日露戦争の補助輸卒隊についての論考を行った大江も全く触れていない。

また、日露戦争における補助輸卒隊の先行研究自体も、ほとんどが30～40年前に行われたものである。しかもその論拠の大半は『日露戦争実記』や一部の回想にとどまっており、その後公表された日記および大江自身が出版の監修を行った『日露戦争統計集』などの史料も、1970年代の研究で用いられたもの以外はあまり用いられてこなかった。

本章では、北清事変から日露戦争開戦までの間に補助輸卒隊がどのような形で戦時編制に組み込まれていったのか、日露戦争での補助輸卒隊がどのような特徴を持っていたのかについて考察する。

第1節 北清事変における列国軍の輜重

ところで、北清事変での各列国軍の輜重はどのようになっていたのだろうか。軍夫雇用については3章で述べたとおりだが、ここでそれ以外の列国軍の兵站状況についても、日本側の史料から判明する範囲で見てみよう。

兵站輜重全般に対する日本側の評価

兵站監の秋山好古は、「外国軍には兵站輜重を有する軍は皆無と言っていい」と記しており、日本の兵站輜重に近いのは兵器庫、野戦兵器廠およびイギリスの輸卒隊のみであると述べている¹。これは兵站業務の多くが臨時編成であり、兵站部に使用する人数が日本のように規定されていないという意味であろう。一方で、1890年時点でのドイツ軍の編成には、6ヶ月服役の輜重輸卒が1期あたり2,900名いるとされている²。人数の面から見ても、かなりのものが作られていることは間違いない。

推定されるのは、ほとんどの軍隊が日本と同様かそれ以上の兵站輜重を有してはいたが、これらを遠く離れた北清の地まで輸送することが不可能だったということである。また、今述べた点は日本の輜重を見る際にも重要と考えられる。日本の場合、陸続きになっているのは日本国内の一部だけであり、国外での戦争に対しては常に船舶での輸送が必要になるのである。

輜重車両

北清事変で列国軍が用いた馬車については、大鈴弘武の報告に一覧表(表6-1)がある³。

表 6-1 各国輜重車両の挽力及び挽馬

国別	イギリス	アメリカ	フランス	イタリア	ロシア	ドイツ
挽馬数	二馬曳	四馬曳	一馬曳	一馬曳	一馬曳	二馬曳
制式	二輪	四輪	二輪	二輪	二輪	四輪
轍間	1m40	1m50	1m30	1m40	1m30	1m53
挽具	胸革式	頸圈式	胸革式	頸圈式	頸圈式	頸圈式
車重	40,000	423,500	?	?	34,688	106,400
荷重	96,800	484,000	205,700	186,200	74,120	199,500
挽馬種類	ラバ	ラバ	ラバ	ラバ	馬	ラバ
挽馬産地	インド	アメリカ	アフリカ	イタリア	シベリア、 ノムスキー	アメリカ、 オーストラリア
馱式	乗車	乗車	徒歩	徒歩	乗車	乗車

注：ロシアは弾薬車馬がシベリア産、行李車がノムスキー産。

ドイツは九十五年式糧食車。

重量の単位は貫と記されているが、正確には匁と思われる。

出典：「教育総監部 列国輜重実況視察報告の件」JACAR:C08010181700、清国事件書類編冊 明治34年自01月至12月 臨密(防衛省防衛研究所)

各国の輜重車両の大きな特徴は、馬ではなくラバが用いられていることだろう。ロシア以外はすべてラバである。大鈴はこの理由について、ラバは馬よりも体格が強健で風土の変化への適応力が高く、粗食にも耐えられるからではないかと推測している。さらに表を見ると、このラバの産出地がアメリカとイタリアは自国であるが、イギリスはインド、フランスはアフリカとなっている。アフリカもおそらくフランスの植民地のことだろう。一方、そうした植民地を持っていなかったと思われるドイツはオーストラリアおよびアメリカで購入していることもうかがえる。またイギリスとフランスは、北京周辺ではラクダも使用していた⁴。

この表を見ると、車重と荷重にも大きな違いがあることがわかる。二馬曳以上の馬車を比較すると、イギリスのものはドイツ・アメリカのそれより小さく、重量が軽いのである。秋山によればこれらの違いは、フランス、ドイツ、アメリカが平地で用いることを前提としていたのに対し、イギリスは日本同様に山地で用いることを前提としているために生じたものであった。そのうえで秋山は「馬車を二馬曳に改正することを主張する者もいるが、たしかに大陸上で用いることのみを考えれば可能ではあるものの、崎嶇の多い我が国でこれを採用するのは不可能」と述べ、列国の一馬曳二輪車の中ではロシアのものに近い形に改正すべきと主張している⁵。一馬曳を用いた三ヶ国では轍間距離がまちまちであるものの、ロシアのものはフランス、イタリアよりかなり軽い。外地での単純な輸送量効率のみで輜重車を制定することができない日本の事情が改めてうかがえる。

なお 1900 年当時の日本の輜重車両についての詳しいデータは見つかっていない。ただ秋山の意見書では、フランスの「一騾曳大二輪車」の轍間は日本の 1.5 倍、ロシアの一馬曳二輪車は日本のものよりやや大きいと記されている⁶。また、1902 年に行われた改造輜重車両の行軍試験では轍間が 1.2m と規定されており⁷、こちらも各国の輜重車両よりも若干小さいものになっている。大鈴も、日本の車両は同じ一馬曳二輪車であるロシア、フランス、イタリアに比べて車重および荷重は少なかったが、「車重及荷重ノ多少ハ車両構造ノ

大小ニ比例スルモノ」⁸と記しており、日本の車両が列国より小さいことを暗に匂わせている⁹。1章で述べたように、1894年の段階で日本の輜重車両の積載重量は80貫。これは馬の体力から算出されたものであるが、試験行軍の際には100～125貫を積載すること自体はできている。よって、これらの積載量も車両の性能以上に輓馬の能力に依存した数値であろう。馭式は通常の二輪車がフランス、イタリアと同じ徒歩式、砲兵車両は乗馭式で、乗車式のものはない。大鈴は、徒歩式は他2つに比べて明らかに不利であるとし、地形や積載容積、馭法教育の難易度などを考慮しつつ乗馭式と乗車式のいずれかに変更すべきと述べている。

輜重部隊の武装

北清事変での列国軍輜重兵の武装（表6-2）を見ると、輜重を担っている兵卒・輸卒が歩兵と同じく歩兵銃に銃剣を携えた武装をしているのはフランス、ロシアの2か国、拳銃と歩兵銃を装備しているのはイタリアであった。一方で、イギリス軍（インド兵）は長刀のみ、アメリカ軍は武器を一切有していないとしている。アメリカ軍に関する原文では「備役者ニ武器ヲ有セス」¹⁰と記してあるため、日本の輜重輸卒にあたる部隊ではない可能性がある。イギリス軍のほうも、このインド兵が公刊戦史における「パンジャープ」苦力団なのか、それとは別に編成されたインド兵輸卒部隊なのかは判然としない。また先述のように、北清事変でのロシア軍に日本軍の輸卒にあたる兵科はなく、輜重任務を行っていたのは一般の兵卒と清国人苦力である。それゆえ、ここに書かれたロシア兵は輜重兵や輜重輸卒ではなく歩兵であった可能性が高い。

表6-2 北清事変における各国輜重兵の武装

国別	下士	兵（輸）卒
イギリス	輜重兵の下士なし 随時他兵科のものを使用	輸卒はインド兵 服装は歩兵と同じで長刀のみ
アメリカ	歩騎兵の下士を随時付属	備役者に武器なし
フランス	拳銃と刀	歩兵銃装備、銃剣付
ロシア	同上	同上
イタリア	同上	拳銃と銃剣、背囊を背負う

注：ドイツ軍については報告せず

出典 「教育総監部 列国輜重実況視察報告の件」JACAR:C08010181700、清国事件書類編冊 明治34年自01月至12月 臨密(防衛省防衛研究所)

ここからは、これまでに述べた点以外の列国軍輜重の特徴を国別に記しておく。

アメリカ

このうち列国軍中の評判が最もよかったのはアメリカだった。アメリカ軍はマニラから四頭曳馬車19両と駄驢50頭を後送させて用い、さらに清国人人夫を各中隊に8人ずつ、規定外の糧食・炊具のためさらに8～12人を配置して糧秣輸送にあたっている。イギリス軍から激賞されたという充実した陸上輸送手段に加えて白河の水路も活用し、人員と必要

物資そのものもあまり多くなかったアメリカ軍が糧秣に困ることはなかった。しかしそれでも運搬用具は不足気味で、楊村から通州へ向けて出発する際には各兵に5日分の携行糧秣を持たせたため、疲労から日射病になる兵士が続出したという¹¹。兵站基地はマニラの他にサンフランシスコ、シアトルにも置かれていたが、途中からはマニラのみで切りかえた。また糧食・兵器の補充および患者の集合地としては長崎も活用されている¹²。これにより、アメリカからの追送される兵器・材料は直接清国へ運ぶことが可能になった¹³。

フランス

3章でも見たように、フランス軍は植民地であるインドシナを活用していた。しかしフランスは輜重を伴っておらず、白河を用いた船舶輸送も整えることができなかった。そのため北京へ進軍する際には糧食輸送の関係で楊村に留まらざるを得ず、北京攻略戦は不参加であった。公刊戦史によれば、フランス軍およびロシア軍は給養が困難であったため、物資調達を地方での徴発に頼ることになり、略奪も横行していたという¹⁴。

ドイツ

ドイツ軍は糧食縦列二個と野戦蒸麩縦列、野戦病院を連れてきていた¹⁵が、歩兵・騎兵・砲兵隊に配属される輜重兵はおらず、それぞれの輸送任務は当該兵科の兵卒が行っていた。またドイツ軍は馬匹を5,579頭必要としていたが、本国からの輸送は紅海、インド洋などの熱帯地方を通過するため不可能、南アメリカからの調達は大風でこちらも不可能だった。馬匹調達が可能だったのはオーストラリアと北米で、ドイツ国内の民間会社と軍からの派遣委員とが連携して軍馬購入にあたった。最終的には、オーストラリアからは馬匹3,048頭、アメリカからは馬匹1,967頭、ロバ1,114頭を確保している¹⁶。また本国から持ち込んだ輜重車両は、清国の悪路に耐えられずほとんど活用することができなかった¹⁷。

ロシア

ロシア軍は列国軍の中でも特に兵力配置を秘匿していたため、日本軍が彼らの兵站業務の内容を知ることは困難であった。だが少なくとも日本側の知る限りでは、陸軍部隊を最初に送ったロシア軍の後方輸送は遅れており、動員部隊の多くは正式の輜重を持っていなかった。弾薬などの大きな輸送には騎兵があたり、輸送に用いる二輪車は地方から徴集されている¹⁸。ロシア軍は日本軍の補助輸卒隊、イギリス軍のパンジャブ苦力団にあたるような輜重部隊をサポートする部隊を持っていなかった。そのため細かい運搬・労働作業には一般の兵卒と清国人苦力があたったという¹⁹。

日本

ここまで見てきたように、日本軍には他国より優れた馬車も、それをひくことができる馬匹もおらず、馬を用いた陸上での輸送では列国軍に比べて優れたところはないと言っていいだろう。それを補ったのは水路輸送の活用であった。たとえば7月2日に福島から送られた電報では白河輸送に用いる小蒸気を3~4艘²⁰、翌3日には人員の揚陸に用いる伝馬船の追送を要求している²¹。さらに天津落城の際には、支那船四十艘の鹵獲に成功したという。一艘あたり一師団一日分の糧秣を運べるというこの船団の確保²²が日本軍の兵站

の大きな助けになったことは想像に難くない。伝馬船の追送に関しては到着当時すでに他国軍に徴集されていた²³ことが主な要因だが、支那船鹵獲は当初から水上輸送手段の確保を狙って目を光らせていた可能性があり、その点「白河南岸砲台ノ下ニアリシ支那船ヲ奪ヒ暴殺セシ多数ノ死体ト共ニ之ヲ焼タリ」²⁴した挙句、進軍の際にも糧食の後方輸送が遅れたロシア軍とは違いがあった。なお公刊戦史では日本軍に次いで水路を活用したのはイギリス軍であるとしている²⁵。日本の場合は都市部などで日常的に水運が活用されていたこと、国内からの船の輸送が他国よりはるかに容易であったことが大きかったと言えよう。

イギリス

インドという一大拠点を持っていたイギリス軍は、ボーア戦争中ということもあってか主にインド兵を派遣した。さらに大量の馬匹・ラバ・人夫をインドから香港経由で大沽に送り込み²⁶、それ以外はインドや香港²⁷を中心に、衣服はカナダやロシアにも注文、日本では軍夫募集や馬²⁸、荷車 1,000 両の買い付け²⁹なども行った。このように、イギリスは世界中から物資・材料を集めている。

イギリス軍は輜重には二馬曳の二輪馬車を用いていたが行李は駄馬編成であり、インド兵の輸卒が 1 人 3 頭ずつを受け持っていた。馬車のほうは輸卒 1 人につき 1 両で、予備員はいない³⁰。またイギリス軍の鞵鞍は、他国には見られない鞵馬・駄馬両用のものだった。

清国の道路事情

さて、1 章では日本国内の道路事情について取り上げたが、列国軍を悩ませたものの 1 つが道路であった。たとえば通州から北京への道路であっても「本街道ハ石道ニシテ明朝以来修理ヲ怠ル為メ路面凹凸参差或ハ離間シ或ハ墜落」³¹しているような舗装の状況で、特に馬や車の通過は困難を極め、「反テ之ニ沿フ畑地ヲ通過スルヲ便ナリ」³²とすら書かれるありさまだった。道路左右の田畑はあまりにも人馬車両の通行が頻繁なため、しまいには雨水などの作用も手伝って道路のようになってしまったという。運河もあるにはあったが普段の水量は少なく、北京への貢米船運航の際にはわざわざ閘門で調整しながら閘門ごとに積替えて使用されるものだった。清国内で白河の水運が広く用いられたのは先述の通りだが、こちらの運河はとても白河と同じように使えるものではなかったという³³。このような状況に対処するため、日本軍は 9 月に工兵に城北から通州北門へ通じる車道を開設させたが、雨が降った時は車輪が泥濘に沈んでしまい役に立たなかった³⁴。さらにロシア軍にいたっては、同じ 9 月に敷石道に沿った畑地を開拓して新しく道路を作ってしまったという³⁵。当地の道路事情が兵站輸送に与えた影響の大きさを物語っている。

このような道路事情に気候の問題も重なり、馬車は破損し続けた。清国では雨期以外には雨がほとんど降らないため空気が乾燥し、金属と木材の接合が離れてしまうのである。それゆえ、たとえば広島で徴発した車両などはことごとく使い物にならなくなったという³⁶。日本としては、将来の予想戦場となる清国の事情に合致し、かつ日本国内でも使用・保管・整備が可能な輜重車の開発が不可欠であった。

以上の内容から、重要な点を二点指摘できる。一点目は、列国軍の輸送に必要な馬車、馬といった各種装備が日本に比べてはるかに優れていたことである。これは、各国国内の

地理的要因が大きいと考えられる。広大な土地を有するアメリカや道路整備が発達していたと思われるフランス、イタリア、ドイツ、地理的事情がやや日本に近く世界各地に植民地を抱えるイギリスなど、これらの国々を簡単に比較しただけでもそれぞれの特徴が非常に良く表れているのがわかる。しかし、優れた装備が清国の中では必ずしも有効というわけではなかった。どの軍も清国の道路事情の前に苦戦を強いられ、ドイツ軍のように馬車がほとんど役に立たない例すら見られたのである。その中で、おそらく東アジア地域での展開には最も慣れているであろうイギリス軍の装備がやや小型というのは、興味深いポイントと言える。

もう一点は、日本軍よりもはるかに充実していた各国の軍隊もまた、多くの軍夫を必要としたという事実である。3章でも見たように、彼らは敵国かつ戦地でもある清国内で軍夫の確保をもくろみ、それがうまくいかないと見るや日本や朝鮮で軍夫を雇用し、日本から大八車その他さまざまな物資を調達しようとした。

この当時の輜重は、全世界からグローバルな形で人馬物資を調達することでかろうじて成り立つものであったと言えるだろう。フランスはインドシナ、アメリカはフィリピン、イギリスはインド・香港と戦地に比較的近い植民地を活用し、北清事変に対応した。この点はポーアにおけるイギリス軍も同様であった。Kieran Webbによれば、戦争で使用した519,000頭の馬のうち159,000頭、151,000頭のラバ・ロバのうち45,000頭は南アフリカで調達し、さらに牛はその全てを南アフリカで調達、そのうち150,000頭は最初の15ヶ月で使われたという³⁷。イギリス軍は物資輸送に必要な人馬を世界中から南アフリカへ送り、現地でも多数の馬匹などをかき集めた。しかしそれだけ集めても、まだ実際に運用するには不足していたのである。これが、この当時の軍隊の現実であったと言えよう。

第2節 北清事変の補助輸卒隊評価と補助輸卒編成の改正 補助輸卒隊の評価

公刊戦史は、補助輸卒は「概シテ勤勉其業務ニ服シ軍夫制度ノ如キ弊害ヲ生セズ大ニ良好ノ成績ヲ挙ゲタリ」³⁸と高い評価をしている。他にも5章であげた田村怡与造と思われる総務部長は「北清事件ニ就キ第五師団ニ於テ右補充兵ノ内一千人ヲ動員シ之ヲ以テ補助輸卒隊ヲ編成シ（中略）意外ナル好結果ヲ奏シタリ」³⁹と述べている。この「意外ナル好結果」をもたらしたのは補助輸卒隊を各自の職業に応じて編成したことが理由として挙げられた。

また従軍記者の坪谷善四郎は、補助輸卒について「軍夫の使用が日清戦争に比べて少なく済んだのは白河の水運を利用したことと、補助輸卒を使用したことだ。軍夫は往々にして乱暴を働き軍の面目を傷つけることが多かったが、補助輸卒は義務服役だから規律のもとに働き統一も容易で、軍の面目をつぶすようなことがなかったのは補助輸卒のおかげである。また、必要な時に徴集して古服を給し必要がなくなれば帰郷させればよいため費用も安く済むそうだ」⁴⁰という趣旨の内容を記している。

一方で批判の声もあがっていたようである。池田重達によれば、それらの声には輸送力が軍夫に劣ること⁴¹、帯剣していないため現地の苦力を監督する際に軽んじて見られることが多かったこと、軍事教育を受けていない者を他の兵卒と同一視することが疑問視されたことなどが挙げられている⁴²。

5章で見たように、1900年時点では既に他兵科の第一補充兵もかなりの数が教育召集を受けていないはずである。それゆえ最後の批判は補助輸卒隊のみに対するものとしてはいささかの外れと言える。しかし、陸軍内部でも補充兵制度、とりわけ第一・第二補充兵の相違に関する理解度がまちまちだった可能性がある⁴³。こういった教育召集を受けない兵の能力を疑問視していた例としては、北清事変で派遣隊司令官を務めた福島安正を挙げることができよう。3章で見たように、列国軍との衝突を招くことになりかねない不法行為について、福島は従卒・馬卒・人夫に加え、輸卒も軍紀・風紀に慣れていないとしてその要因の中に含めているのである⁴⁴。しかもこの「輸卒」は時期的に考えると「補助輸卒」ではなく、通常の輜重輸卒をさしていることになる。軍隊教育の短さに対する懸念や偏見が、多くの軍人の中に少なからず存在していたのはたしかなのだろう。

補助輸卒隊特別規定

このように補助輸卒隊は、全体としては軍内外でおおむね好評であったとは思われるが、批判される向きがあったのも事実であった。こうした流れを受けて1901年9月27日、補助輸卒隊動員のための「補助輸卒隊編制及動員計画特別規定」案（以下、「補助輸卒隊特別規定」）が示される⁴⁵。わざわざ特別規定を設ける理由としては、「輜重輸卒補充兵を用いた補助輸卒隊の編成が北清事変の第五師団で実験され、補助輸卒隊に関する編制および動員計画を規定する必要を認めた。しかしまだこの事項に関してはなお考究を要する点が少なからずあるため、しばらくは戦時編制と陸軍動員計画令ではなく、特別規定を設けて対処するのが適当と考える」と記されている。わざわざこのような理由書をつけたのは、補助輸卒隊の意義を疑問視する声が決して小さくなかったのも一因であった可能性がある。

なお日露戦争では、人員・物資の不足などが先述の「補助輸卒隊特別規定」に基づいて多数報告されていた。そのため、実際の補助輸卒隊の運用に関してはこの「補助輸卒隊特別規定」が適用されていたと考えられる。

「補助輸卒隊特別規定」第一条では、「補助輸卒隊ハ戦時特別勤務ニ使用スル使用輸卒第一補充兵ヲ以テ之ヲ編制ス」⁴⁶と記されている。この規定が日露戦争で適用されていたことから、第二補充兵を補助輸卒隊にあてがうよう編制されていたとする大江の主張は誤りである。

補助輸卒隊の任務は、軍需品の運搬、患者の輸送、水上の勤務および一般の雑役とされた。また補助輸卒隊は兵站部、運輸通信支部、碇泊場司令部、戦地停車場、要塞において用いられるとある（第二条）。基本的には完全な後方部隊での任務と言えよう。

補助輸卒隊は、勤務場所によって陸上、水上、建築、特種、要塞の5種に区分される（第四条）。一隊は200～500人で編成され、各隊には隊長、軍医、上等計手各1人、看護長または看護手1～2名が配属される。さらに小隊が100～200人、分隊が25～50人の構成となり、隊長はそれぞれ下士、上等兵が担う（第六条）。隊長および小隊長には乗馬が1頭支給される（第九条）が、行李付人馬は付属しない（第十条）。

この特別規定では、補助輸卒隊の装備が大きく異なっている。服装は下士・上等兵が原兵科、輸卒が輜重兵科のものとなされ（第十四条）、陸上勤務に用いられる徒歩車両は7人あたり2両（第十六条）と、この2点に関しては変更が見られない。一方、武装に関しては、小隊長と分隊長には下士用刀と拳銃が支給される（第十二条）ほか、衛生部・軍吏部

下士・看護手・輸卒には徒歩刀の携帯が認められているのである（第十三条）。後方勤務とはいえ、輸卒にも武装が必要との認識を陸軍上層部が持っていたことがわかる。

補助輸卒隊の各上官は当該師管在郷の憲兵科があてられ、数が不足した場合には騎兵、野戦砲兵、輜重兵科の者も可能とされた（第二十二條其一）。衛生部、軍吏部師管、下士、看護手には後備役の者が配属されるが、やむを得ない場合には適応の技能を持っている陸軍軍属、雇員を、士官以外であれば輸卒の中から代用することができた（同条其二）。輜重任務ではあるが、上官を輜重兵科ではなく憲兵とする点に変更されていない。

北清事変の際に用いられた職業別区分は、この「補助輸卒隊特別規定」にも設けられた（第二十三條、表 6-3）。水上・建築・特殊にはそれぞれの特殊技能と経験を持っている者、陸上勤務には農夫や運送夫などの物資の輸送に慣れている者や体力の高い力士などが挙げられている。またこのような職業のほか、医師・薬剤師・官公吏などをなるべく各隊に分配すること、職業の類別が明確でない者は全て陸上勤務に配属すべきことが定められた（第二十四條）。陸上勤務には特に多くの人員数を必要とすることが理由であろう。

このほか雑則として、補助輸卒隊の行李はその隊の者が運搬し、その運搬材料は臨時に徴用すること（第二十六條）、補助輸卒隊が用いる徒歩車両と要具は徴発または購買によって確保すること（第二十七條）などが定められている。

表 6-3 任務別補助輸卒隊職業規定

陸上勤務	農夫、坑夫、鉦夫、運送夫、車夫、樵夫、角力業
水上勤務	舟夫、漁夫、水夫、仲仕
建築勤務	大工、左官、石工、屋根師、建具職、木挽職、セメント職工、土方、鍛冶職
特殊勤務	鉄道電信役員技手・工夫、電話・電燈技手・工夫、測量手、器械職、印刷師、写真師、火工など
要塞勤務	要塞防御計画に所要の職工および雑役に使用する各種職業

出典：「補助輸卒隊編制動員計画特別規定、動員計画訓令起章の件」JACAR:C02030471300、軍事機密受領編冊 4 / 4 明治 34. 07 ~ 34. 12 (防衛省防衛研究所)内「補助輸卒隊編制及動員計画特別規定制定之件」

陸軍動員計画令の改正

先述のように、特別規定を設けるにあたっては動員計画令改正までまだ考究の余地があるためとの認識が示されていた。しかし、陸軍動員計画令の改正案は特別規定制定直後の 1901 年 10 月に早くも示された。この改正案では、動員される諸部隊の中に補助輸卒隊が追加されている（第二十五條）⁴⁷。改正案は 11 月 1 日から施行されるものの、既に実施されている明治三十四年度陸軍動員計画にはまだ組み込まないこと（第百八十五條）とされており、補助輸卒隊は翌三十五年度からということになる。

また同第九十三條には、補助輸卒隊の「武器及被服ハ陸軍大臣之ヲ定ム」⁴⁸ことが定められた。それが翌三十六年度の動員計画令では、「武器ハ之ヲ携帯セシメサルモノトス」⁴⁹と改められている。ここで、補助輸卒隊は武器を携帯しないことが改めて示されたことになる。

戦時編制改正

戦時編制については、1902年1月の時点でそれまで雑則が記されていた第七篇を第八篇に移し、第七篇を補助輸卒隊の項とする起案が提出されていた⁵⁰。しかしこのときはまだ具体的な条文案が示されていない。条文が追加されたのは1903年9月の戦時編制改正案で、第7節第107条に「補助輸卒隊」の項目が正式に追加された⁵¹。この条文では「補

表 6-4 1901～05年各年度徴集現役兵・補充兵配賦員数表

年度		1901	1902	1903	1904	1905
歩兵	現役兵	30,786	31,798	31,090	31,632	31,764
	第一補充兵	7,830	17,060	16,924	102,763	180,864
	第二補充兵	54,162	47,346	39,455		
騎兵	現役兵	2,811	2,915	2,956	3,035	3,035
	第一補充兵	192	481	481	3,130	3,136
	第二補充兵	1,661	1,454	1,218		
砲兵	現役兵	6,448	7,025	6,998	7,296	7,296
	第一補充兵	985	2,850	2,982	20,704	20,522
	第二補充兵	11,058	9,541	7,961		
工兵	現役兵	2,432	2,477	2,545	2,541	2,541
	第一補充兵	497	861	881	4,431	10,162
	第二補充兵	2,226	1,904	1,619		
輜重兵	現役兵	948	940	942	996	996
	第一補充兵	52	327	329	3,071	1,572
	第二補充兵	1,642	1,410	1,174		
砲兵助卒	現役兵	884	902	912	918	918
	第一補充兵	89	89	90	91	717
	第二補充兵	0	0	0		
砲兵輸卒	現役兵	1,560	2,286	2,286	2,286	2,286
	第一補充兵	63	849	849	8,001	2,120
	第二補充兵	2,900	3,927	3,282		
輜重輸卒	現役兵	6,164	6,320	6,500	6,560	6,560
	第一補充兵	31,119	34,556	35,588	66,735	22,692
	第二補充兵	18,492	16,249	13,924		
総数	現役兵	52,253	55,183	54,749	55,784	55,916
	第一補充兵	40,938	57,268	58,319	210,746	244,216
	第二補充兵	93,165	82,728	69,387		
陸軍総数		187,396	195,179	183,455	266,530	300,132

出典

1901年：「現役兵補充兵配賦の件」JACAR:C06083418700、明治34年乾「貳大日記4月」（防衛省防衛研究所）

1902年：「現役兵及補充兵配賦の件」JACAR:C06083574100、明治35年乾「貳大日記4月」（防衛省防衛研究所）

1903年：「現役兵及補充兵配賦の件」JACAR:06083734300、明治36年乾「貳大日記3月」（防衛省防衛研究所）

1904、05年：「現役兵及補充兵配賦の件」JACAR:C06084044300、明治38年乾「貳大日記3月」（防衛省防衛研究所）

助輸卒隊ハ戦時各師管ニ於テ臨時ニ輜重輸卒第一補充兵ヲ以テ編成スルモノ」と記された。

補助輸卒隊は陸上、水上、建築、特種、要塞の 5 種に区分し、一隊は 200～500 名で編成される。さらに各部隊は 100～200 名の小隊、25～50 名の分隊に区分されることとなる。

補助輸卒隊には、行李所要の人馬は配属されないものとされた。隊長・小隊長・分隊長は在郷の憲兵科尉官・下士・上等兵が担い、憲兵科が不足した場合は他兵科の者で補う。このあたりは、北清事変との差異は見られていない。各隊長のうち陸上勤務および要塞勤務の隊長は乗馬とし、馬卒は隊中の輸卒が任にあたる。

また、隊名は師団に合わせて番号で振り分けられた。ただし、要塞勤務の補助輸卒隊は各要塞の名称、対馬配属の隊には対馬補助輸卒隊の名前がそれぞれ与えられるものとされる。

主だった内容を一通り記しておいたが、これでわかるように、こちらの内容は「特別規定」とほぼ同一になっていた。ただし職業区分と装備規定については記載がなかった。

表 6-4 は、1901 年から 1905 年までの現役兵・補充兵員数表である。1902 年からはどの兵種も動員数および現役兵数は変わらないが第一補充兵の数が増え、そのぶん第二補充兵が減少している。そして日露開戦後の 1904 年になると第一補充兵と第二補充兵の区分がなくなり、補充兵で統一された。ほとんどの兵種は補充兵が約 2 倍に増員されている中で、輜重輸卒は 17,000 人程度と増加数こそ歩兵に次いでいるが、倍率は約 1.36 倍とやや低い数になっている。さらに翌 1905 年は歩兵および工兵の補充兵が大幅に増加している反面、騎兵と砲兵の動員数はほとんど変化しておらず、輜重兵、砲兵輸卒および輜重輸卒の動員数は大幅に減少している。損耗数の差がこのような違いを生んだのであろう。

第 3 節 日露戦争における「蝶々蜻蛉」の実態

4 章で日露戦争の日記・回想史料はそれなりの数が残されていることは述べたが、その中には輜重輸卒の日記がいくつかある。そして現状公開されている輸卒の日記は補助輸卒隊所属だったものがほとんどとなっている。

本節では、『日露戦争統計集』やこれらの日記・回想史料からいくつかの項目をピックアップし、日露戦争での補助輸卒隊、「蝶々蜻蛉も鳥のうち…」と揶揄された彼らの実態について見ていく。

補助輸卒隊の任務

補助輸卒隊の任務を簡単に説明すると、物資・患者等の輸送、および雑役全般となる。日露戦争で「補助輸卒」として従軍した西村真次⁵²は、補助輸卒の特色は「万能である」⁵³としている。各日記の中には、工兵中隊の補助を行った事例⁵⁴や、隊から数人が選抜され一時的に他部隊へ異動するといった事例⁵⁵のほか、各地の雑役にそのつどかり出される様子が記された日記もあり、この「万能」に補助輸卒隊の一面を見ることができる。補助輸卒隊は部隊としての専門性は他兵科に比べて劣り、輸送力等の任務においても決して水準が高いとは言えないところであるが、一方で兵站到必要とされる柔軟性⁵⁶の側面を結果として持つ形になったと解釈できるだろう。

もちろん西村の言う「万能」が、「補助輸卒」を揶揄する風潮への反発や自負から来る表現でもあることは言うまでもない。西村自身は軍隊生活等に全くなじめず、数ヶ月で肉体・

精神ともに調子を崩して帰国したが、軍隊そのものとはともかく、軍隊時代の自分や仲間に対する自負自体は持っていたのであろう。

また雑役に関しては注意しなければならない点がある。まず雑役には、直接戦闘に関らない他兵科の部隊も携わっていたことである。日記史料には、後備歩兵部隊が道路の改修に連日かり出された実例が見られる⁵⁷。後方の、工兵が活動できる範囲を超えた地域であれば、近くにいる部隊がこのような任務につくことは充分考えられることと言える。

もう一点は、こうした史料に出てくる雑役の内容についてである。西村は「補助輸卒」が行う主な雑役を「炊爨、裁縫、鍛冶、看病、牧畜、屠殺、掃除、薪割、炭焼」⁵⁸などのありとあらゆる作業と記しているが、炊爨や裁縫、屠殺⁵⁹、掃除、薪割などはどう見ても各部隊がそれぞれの滞在地で個別にも行うものであり、補助輸卒隊特有の任務とは思えない。こうした自らの部隊のための任務も、西村にとっては苦痛に感じられたのかもしれない。また既に何冊かの書籍を出版し、日露戦争では新聞に日記の寄稿も行っていた⁶⁰知識人でもある西村の感覚は、他の従軍記者の関心や取材対象と共通している可能性があり、新聞・実記などを参照する際に注意すべき点と言えるのではないか。

第一補充兵と第二補充兵

先行研究では、補助輸卒隊は第二補充兵が主とされてきた。大江志乃夫は、通常の輜重輸卒を「現役または第一補充兵役（教育召集なし）」、補助輸卒隊付輜重輸卒を「主として体格その他肉体的条件の面では一段落ちる第二補充兵役から召集」したものと規定している⁶¹。典拠となったのは1904年8月13日の『日露戦争実記』に掲載された馬周子による記事⁶²で、ここには補助輸卒隊を「元来第二補充兵として兵籍に入れるもの」⁶³と記されている。一方、『日露戦争実記』に補助輸卒隊が初めて登場するのは、3月13日の尾上新兵衛によるものである⁶⁴。この中で尾上は、補助輸卒隊所属の輜重輸卒を「歩、騎、砲、工の各兵種の抽選には外れたが、正に合格は為た者で、第一補充兵に編入された常備軍の補充員である」⁶⁵と記した。

補助輸卒隊の数は、補助輸卒隊の一部を転用した各要塞補助輸卒隊を除くと、その数272部隊に達する（表6-5）。述べ121,549人が配属され、そのうち87.3%にあたる106,059人が補充兵であった⁶⁶。日露開戦後に第一補充兵と第二補充兵の区別はなくなったため、彼らの大半が馬周子や大江が指摘したような第二補充兵役であったか否かは、『日露戦争統計集』だけではわからない。しかし表6-4で見ても明らかだが、1903年までに召集された輜重輸卒は大半が第一補充兵である。また、補助輸卒隊以外の部隊に配属された輜重輸卒補充兵は述べ14,135人となっている⁶⁷。合計すると120,194人となり、単純に計算しても1901年から1904年までに召集されたと考えられる⁶⁸輜重輸卒第一補充兵を下回ってしまう。ここから召集不可能になった者や召集後の身体検査で不合格になった者を除いたとしても、そこへ補充した第二補充兵が第一補充兵の数を上回るとは考えづらい。記事が書かれた時期に5ヶ月のずれがあることを考慮しても、取材した補助輸卒隊が第二補充兵のみで構成されているとも思えない。つまり、補助輸卒隊を第二補充兵中心に構成すること自体が不可能と言えるのである。

なお、大江の記述も書籍によってばらつきがある。たとえば1987年の『日露戦争と日

表 6-5 補助輸卒隊総数

師団	隊数	輸卒数	現役	予備	後備	補充	補充兵率
近衛	13	5,794	1,000	0	0	4,794	82.70%
第一	26	11,540	3,600	0	0	7,940	68.80%
第二	24	10,190	0	3	0	10,187	100.00%
第三	26	11,551	0	1	0	11,550	100.00%
第四	26	11,089	0	0	0	11,089	100.00%
第五	20	9,966	466	0	0	9,500	95.30%
第六	26	10,848	0	0	0	10,848	100.00%
第八	24	10,006	1,920	0	0	8,086	80.80%
第九	23	10,576	0	0	0	10,576	100.00%
第十	22	10,500	3,462	1,524	14	5,500	52.40%
第十一	20	9,510	3,500	0	0	6,010	63.20%
第十二	22	9,979	0	0	0	9,979	100.00%
総計	272	121,549	13,948	1,528	14	106,059	87.30%

注：第十師団第二十四補助輸卒隊は調査資料なし

出典：陸軍省編『日露戦争統計集 第1巻』（東洋書林、1994年）pp.166-451.

本軍隊』では「(第一補充兵役)に属する者は服役第一年目に九十日間の教育召集を受けて軍隊教育の初歩課程を修了(中略)戦列部隊の欠員補充は第一補充兵役から補充する予定であった(第二補充兵役に属する者は戦時の臨時編成の後方兵站部隊である補助輸卒隊の輜重輸卒要員などに予定されていた)」⁶⁹と書かれており、歩兵の補充は第一補充兵役全体から、補助輸卒隊輜重輸卒は第二補充兵から動員されるかのような書き方になっている⁷⁰。反面、その翌年出された『兵士たちの日露戦争』には「第一補充兵役(教育召集なし)」⁷¹という記述がある。5章で見たように、第一補充兵の教育召集は歩兵・砲兵・工兵の一部にしか行われなくなっており、記述としては後者が正しい。大江の主張は、教育召集のない第一補充兵役と第二補充兵役を混同していたか、あるいは馬周子の記述に合わせて教育召集がない第一補充兵役の存在を失念していた可能性が考えられる。

このような誤解をしていたのは、当時の従軍記者だけではなく上官である軍人も同様であった。しかもこうした誤解は、日露戦争よりも前、北清事変の時点で既に存在していた。1900年8月4日の大沽から海軍にあてられた報告書には、この日に補助輸卒隊第三隊が大沽に到着した旨が記されているが、ここには補助輸卒隊が「人夫ノ代リニ第二補充兵ヲ募リ之レニ補助輸卒ノ名ヲ」与えられたと書かれている⁷²。しかもこれを伝えたのは、第三隊隊長である陸軍憲兵少尉茨木謙造⁷³自身と思われる。すなわち、補助輸卒隊輜重輸卒が第二補充兵であるという誤解は、当の補助輸卒隊幹部自身すらも持っていたと考えられるのである。おそらくは、教育召集を受けておらず、動員されたのち初めて訓練を受ける兵士をみな第二補充兵と錯覚していたのだろう。

「補助輸卒」の出自

「補助輸卒」の出自に関する記述も同様の危険性をはらんでいる。

彼らの出自に関する記事は、新聞や『日露戦争実記』に時々見ることができる。まず新聞記事では1904年4月の『東京朝日』に「此団隊は実に玉石混淆にして当世の高襟より

百姓もあれば土方人足もあり（中略）中には判事あり検事あり学士あり弁護士あり医師あり僧侶あり豪家の一人子息あり学校教員に至るまで社会のあらゆる人物を含有」⁷⁴という記述がある。

『日露戦争実記』には先述の尾上新兵衛や馬周子らの記述が見られる。尾上の記事では弁護士、漢学教師、銀行員、小学校教員、医者などが記されている一方で、字が書けない者や先頭部隊に加われず慚然としている者も描かれており、玉石混合な様子が見てとれる⁷⁵。一方で馬周子のほうは「文士もあり、医師あり、僧侶あり、富豪の子息もあり、門地高き人もあるべく、所謂箸より外には重き物を持ちし事なきもの少なからず」⁷⁶と、インテリ層や富裕層の存在が強調されている。馬周子の4ヶ月後に掲載された東山生の記述も「大家の若旦那あり大地主あり、僧侶あり教員あり神主あり議員あり、役者あり、落語家あり、千差万別種々雑多、米のなる木をまで知らぬお坊っちゃん育ちなきにしもあらず」⁷⁷となっており、戦役が長くなるにつれてこうした層の存在が強調されていることがわかる。

また現存する日記を残した補助輸卒隊配属の輸卒を見ると、鉄道員⁷⁸、大学を卒業したばかりの者⁷⁹、木材業者⁸⁰、裁判所書記⁸¹など、たしかに普段は肉体労働をほとんど行っていない層が目立つ。もっとも、ほぼ毎日しっかりと日記をつけ、なおかつ帰国後もそれを保存するのはどういった層か、また従軍記者からの取材に答えられるのはどういった層なのかも考慮に入れる必要があるだろう。

一方、第一師団第二補助輸卒隊第二小隊に憲兵として配属されていた岡野寅蔵⁸²は、補助輸卒隊配属の輜重輸卒の出自を「学士アリ属官アリ教師、神官、僧侶、商人百姓土方ゴロツキ職人学生等アリ」と記している⁸³。こちらは尾上の記述と近いものになっており、インテリ層以外に百姓や土方、職人なども多数含まれていることがわかる。他にも、中澤一太郎の部隊が松を伐採し燃料となる木炭の製作を行った際に、工具が不十分なために難儀したが郷里で従事していた者が多かったため作業自体は順調に進んだという記述が見られる⁸⁴。農村出身・在住のインテリ層は決して少なくなかったと思われるが、木材の伐採作業にも慣れてきた層がどの程度いたのかは疑問が残る。これらを総合すると、補助輸卒隊には先行研究や従軍記者らが強調しているインテリ層だけということではなく、彼らも含めたありとあらゆる職種が混合されていたと見るのが適切と考えられる。この点は、「特別規定」第二十四条が反映されたものである。

ただし輸卒が大量に動員されたため、特に多数の人員を必要とする陸上輸卒隊はその他大勢という扱いに近くなったものと思われる。そのうえで上層部がある程度屈強な者が500名集められたという前提のもとに輸送任務を振り分けていたため、その中で負担量に耐えられない一部の輸卒の存在ばかりが目立ってしまったのではないだろうか。たとえば岡野の日記では鎮南浦上陸後の初日に、道路が険悪でありかつ商人、役人、学生らが役に立たないため任務が困難を極めたことが記されている⁸⁵。また新聞・雑誌記事を見る場合には、言葉（特に方言）などを考慮すると、従軍記者が取材可能だったのはどのような層だったのか。インテリ・富裕層も戦地で苦勞しているという様子を強調したい意図が各誌や軍にはなかったか。こうした可能性も視野に入れる必要があるだろう。

馬

馬は全く支給されなかった。『日露戦争統計集』によれば、補助輸卒隊に支給されたのは

上官が乗る乗馬のみであり、輓馬および駄馬は1頭も支給されていない。

このような構成になった最大の要因は、日本全体で力のある馬が絶対的に不足していたためと考えられる。日露戦争では、輓馬は馬車が必須となる部隊に集中していた。これは砲兵、工兵、輜重兵、架橋縦列といった輸送重量が非常に大きい部隊である。一方で人員数では多数を占めていた歩兵部隊の輜重は全て駄馬編成になっており、輓馬は1頭も支給されていない。

また、国内で馬が不足しているということは、馬を使う習慣が発達していない。ということは、もともと馬を扱ったことのある人員が非常に少ないということでもある。欧米の一般大衆がどの程度馬を用いた経験があるか定かではなく、この点については推測の域を出ないが、多少なりとも馬の扱い経験がある兵士と馬を全く扱ったことのない輸卒では、その教育内容や必要な教育期間には大きな差が生じると考えられる。

ただし馬車や輓馬、駄馬を各部隊独自に雇用、徴発することは可能だった。たとえば近衛師団第八補助輸卒隊では、車両の破損が相次いだ1904年3月19日に牛馬車を⁸⁶、さらに5日後の24日にも牛車を3両備入しており⁸⁷、また翌年にも支那馬車を用いた運搬任務を行ったこと⁸⁸や、清国人が使用していたロシア軍の馬車を押収した事例⁸⁹などを見ることができる。どのように運用したかの記述は見られないが、おそらく日清戦争時と同様に馬車の持ち主を馬卒として牛馬と共に雇用、使役したものと考えられる⁹⁰。

車両

一例をあげると、近衛師団第八補助輸卒隊では、1904年3月17日の現地到着直後の時点で車両131両が支給された⁹¹。第八補助輸卒隊は輸卒430人と人数が少なめの部隊で、輸卒7人につき2両という原則からするとやや多めの支給となっているが、これは誤差の範囲内だろう。基本的にはこの輸卒7人につき徒歩車両2両の基本が維持されていたと考えられる。

これらの車両は基本的に徴発・購買で賄われた。1903年度の陸軍動員計画令経理規程では、補助輸卒隊に要する戦用品のうち、糧秣が定数の1/5準備される以外は動員にあたって調弁すべき「非準備品」とされている⁹²。平時から保管しておくにはあまりにも量が多すぎ、維持にかかるコストも莫大になるからであろう。

日露戦争中、具体的にどれほどの数の徒歩車両が動員されたかは不明である。これは、師団によって書類が失われていたり（近衛・第八・第十二師団）、材料が不備であったり（第四師団）したためだ⁹³。『日露戦争統計集』で判明しているものだけを見ると、1903年度および1904年度動員計画に基づいて徴発・購買した徒歩車両の数は第一・第三・第五・第六・第九・第十・第十一各師管から計4,846両。これらは全て各々の師団の補助輸卒隊に支給された⁹⁴。一方、それとは別に臨時に徴発・購買した一人曳荷車の数は計45,421両にのぼる。そのうち約78%にあたる35,580両は第一師管から調達されており、そのほか第二・第三・第四・第六・第十一師管が供給源となった。こちらは補助輸卒隊だけではなく、各軍兵站監部や宇品碇泊場など様々な部隊に分配されている。なお先述の原則に基づいて想定された輸卒の数を計算すると、両者の合計50,267両は168,609人分に相当する。

このほかには、具体的にどのように準備され、どの部隊に対して配備されたかは不明だ

が、兵器本廠からも一人曳徒歩車が支給されている。その数は、第一軍 1,000、韓国駐軍 2,530、満州軍総司令部とその直属部隊へ 117、独立第十三師団へ 22,684 両⁹⁵である。

なお、これらの車両に付随する用具についてはあまり情報が無い。統計集によれば、荷車用の轄や網、小袋などが野戦兵器本廠から支給されているが、そのほとんどは第一軍への支給品であり、それ以外への支給が少ない⁹⁶。こうした徒歩車両に必要な用具で兵器廠から支給されなかった分は車両と共に徴発・購買したか、それらとは別に各師団などで独自に調達したものと思われるが、詳細は不明である。また日露戦争では第七碓泊場司令部に配属されていた中島銑之助は、車両が破損した際の修理工具や車両用の油が非常に不足しており、戦地の悪路の中で破損が多かった車両を修理することが難しかったために実際に使用できる車両の数は少なかったと回想している⁹⁷。

恩賞

補助輸卒隊に限らず、輜重輸卒が高い勲章を授与されることは極めてまれだった。兵卒および雑卒に授与された勲章の一部をまとめたのが表 6-6 である。この表を見ると、旭日章勲八等すなわち白色桐葉章は歩兵と輜重輸卒にほとんど差がないが、勲七等以上となると旭日章勲七等は歩兵だと 4.04%に対し輜重輸卒は 1.21%。金鵄勲章ではその差がさらに広がり、金鵄勲章功七級は歩兵 7.05%に対して輜重輸卒 0.23%。死没者を加えると 9.90%:0.27%という比率になる。金鵄勲章を授与された輜重輸卒は、功六級が 4 名、功七級 436 名、死没者 78 名であった。

表 6-6 歩兵・輜重兵科等の恩賞授与比率

	歩兵	輜重兵	輜重輸卒	砲兵輸卒、助卒
金鵄勲章功六級	0.12	0.02	0	0
金鵄勲章功七級	7.05	1.47	0.23	0.33
金鵄勲章死没者	2.85	0.06	0.04	0.16
旭日章勲六等（金鵄勲章併賜除く）	0.06	0.02	0.01	0
旭日章勲七等（金鵄勲章併賜除く）	4.04	1.67	1.21	1.13
勲七等死没者（金鵄勲章併賜除く）	0.09	0.03	0.02	0.02
旭日章勲八等（金鵄勲章併賜除く）	63.01	30.26	60.11	39.13
勲八等死没者（金鵄勲章併賜除く）	3.68	1.4	2.05	1.53
瑞宝章勲六等	0.01	0	0	0
瑞宝章勲七等	1.02	0.27	0.42	0.1
瑞宝章勲八等	32.74	26.29	39.77	22.22
瑞宝章勲八等（甲乙のみ）	29.71	23.6	37.31	20

単位は%、輜重兵は一等卒と二等卒合計、輜重輸卒には補助輸卒隊を含む。

0.00 のうち、金鵄勲章功六級に輜重輸卒 4 名、砲兵輸卒・助卒 1 名。瑞宝章勲六等に輜重輸卒 3 名。

出典 陸軍省編『日露戦争統計集 第 14 巻』（東洋書林、1995 年）第二十編 恩賞 pp.6-266.

その数少ない輜重輸卒の叙勲のうち、補助輸卒隊配属の者がどの程度いたのか、その統計はないため数字を出すことはできない。ただ、勲章授与者の員数に関する史料で確認できたものを挙げると、補助輸卒隊の旭日章勲七等授与者は表の割合の通り各部隊に 5～10

名程度いるのだが、金鷄勲章授与者になると第三師団第十補助輸卒隊の1名のみである⁹⁸。

一方、新聞記事や日記・回想資料などからは、そうした数少ない補助輸卒隊輜重輸卒への金鷄勲章の例を確認することができる。中でもとりわけ数少ない事例となったのが、1906年11月1日の『東京朝日』に写真が掲載された大野和平次である⁹⁹。大野は熊本県飽託郡広畑村の者で第六師団第十七補助輸卒隊に所属していたのだが、なんと功六級を授与されている。つまり、陸軍全体でたった4人しかいない輜重輸卒のうちの1人なのである。記事には写真しか掲載されておらず、他の史料も管見では確認できていないため、どのような功績で功六級にまで評価されたかはわからない。補助輸卒隊から功六級を授与されるとは、いったいどのような功績によるものなのだろうか。

日記資料に見られる事例には、中澤一太郎のものがある。彼は日露開戦と同時の2月6日に召集令状を受け¹⁰⁰、近衛師団第八補助輸卒隊第三小隊第十分隊に配属された。大陸に2年弱いたのち1905年12月に帰国。帰国後は各種調査表・考科表・陣中日記整理等の残務処理のため他10名の兵士とともに東京の宿舎に残り、郷里に帰ったのは翌96年2月になってからのことだった¹⁰¹。どのような理由で金鷄勲章授与に至ったか、正確な内容は定かではないが、彼の『従軍略記』出版を監修した楠裕次は、彼が補助輸卒隊で果たしたリーダー的役割の功績が認められたのではないかと推測している¹⁰²。

別な例としては、当時現役力士であった雷ヶ浦¹⁰³がいる。この人物は第一補充兵から近衛師団補助輸卒隊に入隊し、戦後その功績が認められて金鷄勲章と旭日章勲八等白色桐葉章を授与された。こちらは単身での渡河、伝令などといった危険な任務を志願し、立派にこなしたことが評価されたのであろう。彼の回想するところでは、同じ部隊で金鷄勲章を授与したのは彼を含めて2人しかいなかったという。表6-5で見たように輜重輸卒の金鷄勲章授与率は0.23%であるから、2人というのは分隊・小隊ではなく補助輸卒隊1隊での数字と思われる¹⁰⁴。また日露戦後のことだが、雷ヶ浦は彼が付け人をつとめていた常陸山の紹介で、偶然同じ列車に乗り合わせていた大山巖と対面することができた。その際大山からは「輜重輸卒で金鷄勲章は珍しい」と言われたという¹⁰⁵。この大山の発言は、補助輸卒隊ではなく輜重輸卒全体に対するものであろう。

これらのエピソードからは、補助輸卒に限らず輜重輸卒自体が恩賞を授与される確率が非常に低かったこと、それを陸軍トップも把握していたことがうかがい知れる。一方で、補助輸卒隊配属の輜重輸卒がそれ以外の輜重輸卒に比べて勲章・恩賞の面で差別されていたかどうかは、少なくともこれらの例から判断することはできない。

なお、輜重輸卒から輜重兵二等兵に進級した者は計1,130名。うち248名が補充兵役だった。補助輸卒隊から進級した者がいたかどうかは不明である¹⁰⁶。

補助輸卒の体格と補充兵の条件

先述のような力士たちの事例は、この当時の徴兵制の実態もよく示している。4章でも見たようにかつては各藩の輜重の担い手として期待され、または軍夫として実際に従軍しており、体格・体力等が恵まれているはずの力士は一見兵士向きに見えるが、実は徴兵される力士はさほど多くはなかった。もちろんその体格の良さから砲兵や工兵として徴兵された者も少なくはない。中には日清戦争で功績をあげて話題となり、帰国後それにあやかっただけで四股名を変えた鴨緑江¹⁰⁷のような例もある。その一方で前述の雷ヶ浦の場合は、兵

士としては体格が大きすぎたため通常の軍服や靴はおろか最も大きい軍服でもサイズが合わず、もう少しで帰されるどころだったという¹⁰⁸。またこれは大正時代の話だが、のちに横綱になった常ノ花の事例も興味深い。徴兵適正年齢当時の常ノ花は既に十両に昇進しており、5尺8寸5分(177.3cm)・22貫2百(83.25kg)という兵士としても恵まれた体格であったが、力士として十両まで出世していたことを理由に丙種合格とされた¹⁰⁹。この他にも肥満や第二乙種などを理由に不合格になったものが多く、合格者は40数人中4、5人と低い数字にとどまっている¹¹⁰。

他にも、長谷川一郎のいた部隊には米40貫、約150kgを背負う者もいたという¹¹¹。もちろん、このような者は補助輸卒隊全体のほんの一部にすぎないか、例外的な存在であるがために日記に残されたということも充分考えられる。

こうした例に当てはまる壮丁がどの程度いたかは定かではないが、徴兵検査においては、体格・体力が平均より劣る者だけではなく、身体能力は優れていても体格が良すぎる者、兵士として適した体格・体力を持っていてもある分野で立身出世の見込める者なども、常ノ花と同じく検査官の判断で甲種合格にはならなかった可能性が高かったと考えられるのである。輜重輸卒補充兵の出自が多種多様なのも、体格が他の輸卒より劣るからではなく、既にある程度出世が見込まれるがゆえにあえて現役兵からは落とされたのが一因ではないだろうか。

そして現役兵と補充兵というのは、先述のように最後には抽選で決まるものである。旧来言われていたような第二補充兵中心であれば抽選とは別の話になるのだが、これまで見たように補助輸卒隊は第一補充兵が主体となる。とすれば、他兵科との規定の違いによって体格の差が生じることはあっても、輜重輸卒の現役兵と第一補充兵では差は生まれないことになるのである。

体格や輸送力に違いが生じるとすれば、むしろ日清戦争などでの軍夫と比較した場合だろう。北清事変でも実際にそのような不満が聞かれていたことは前節で述べたとおりである。普段全員が肉体労働に従事しているとは限らない「補助輸卒」に対し、軍夫は日常的に肉体労働に従事している労働者層が多数いた。こうした点から「補助輸卒」の体格の悪さ・非力さといった意識が余計にクローズアップされ、各記事や回想につながっていった可能性が指摘できよう。少なくとも補充兵卒、特に補助輸卒隊付の輜重輸卒補充兵すべてが体格・体力等の面で劣っていたとみなすのは危険と思われる。

武装

前節で見たように、補助輸卒隊の武装に関しては「補助輸卒隊特別規定」と陸軍動員計画令で規定が異なる。「補助輸卒隊特別規定」では徒歩刀の装備が認められていたが、1903年の動員計画令では、一般の輸卒には武装が認められなかった。一方、西村の回想では「剣のない兵隊」「無帯剣輸卒」¹¹²と揶揄されていたとあり、中澤の日記にも「武器一切を所持せざる輸卒も亦憐れにあらざや」¹¹³という記述がある。やはり北清事変と同様に、拳銃や刀などの武装は支給されなかったものと思われる。

ただし牛馬車の例と同様に、鹵獲品などがあった場合には武装は可能だった。中澤の日記には、まだ戦役序盤の1904年6月にロシアから鹵獲した銃を用いた小銃使用法の教授が行われたことが記されている¹¹⁴。

また、1904年11月ごろからは兵站線の延長に伴って各地の守備兵を減らさざるを得なくなつたため、守備兵の補助要員として補助輸卒隊の中から数名ずつに軍事教育を実施する方策もとられた。近衛師団第八補助輸卒隊の場合は、11月12日にまず50名¹¹⁵が選抜されたのち、翌月12日からはさらに50名が選抜、1週2日ずつの教育が行われることになった¹¹⁶。

一方で、輜重兵・輜重輸卒の武装に関しては、そこに極めて合理的な理由があった可能性を大鈴弘武の報告¹¹⁷から見る事ができる。

大鈴によれば、北清事変での輜重輸卒の武装は「三十年式歩兵銃銃剣（徒歩刀）ヲ帶フルノミ」であつたため、通常は歩兵・騎兵を後方に置いて彼らの護衛を行つていた。しかしこの護衛が配置できなかつた際には、敵襲を受けても輜重輸卒のみで抵抗する手段を持っていない。それゆえ北清事変においても、敵兵、現地住民の奇襲で部隊が危機に瀕し、人馬が負傷する事態に陥ることが少なくなつたのである。大鈴はこのことを危惧し「銃器ヲ携帯セシメンコトヲ望ム」と提言しているが、その際には「将来乗馭若クハ乗車式ニ改ムルニ於テハ騎銃若クハ拳銃ヲ携帯セシムルモ馬匹ノ使御ニ障害ヲ生スヘキニアラサル」が故に「車輛改正ト共ニ」銃器を携帯させるべきとしているのである¹¹⁸。

この記述から、輜重輸卒や補助輸卒隊の武装が他兵科に劣る理由の別な一端が見えてくる。すなわち輜重輸卒は、武装することによって彼らの輸送任務そのものに大きな支障が出る事が指摘されているのだ。

大鈴がその理由として挙げているのは輜重車両である。大鈴によると、各国の輜重車両の運転法は表6-7のようになっている。日本はフランス、イタリアと同じ徒歩式で、輸卒が馬車をひく馬をひいて歩く形になっている。しかしこの徒歩式では、輸卒が馬匹を使馭する際に銃器を携帯することが難しいという。それゆえ輜重輸卒の武装を強化するためには、輜重車両を乗馭式か乗車式に改めることが必須なのであつた。

表 6-7 各国輜重車両の運転法の詳細

国別	車両	馭式	方法
イギリス	二馬曳二輪車	乗車式	車台上方前部に約30cmの長方形の板を架して馭者台とし、馭卒を置く
アメリカ	四馬曳四輪車	乗車式	馭者台に馭卒を置く
フランス	一馬曳二輪車	徒歩式	日本と同一
イタリア	一馬曳二輪車	徒歩式	日本と同一
ロシア	一馬曳二輪車	乗車式	馭者台に馭卒を置く
ドイツ	二馬曳四輪車	乗車式	馭者台に馭卒を置く

出典 「教育総監部 列国輜重実況視察報告の件」JACAR:C08010181700、清国事件書類編冊 明治34年自01月至12月 臨密(防衛省防衛研究所)

大鈴の報告書には、補助輸卒隊の武装に関する意見は記されていない。しかし、補助輸卒隊の主要任務が徒歩車両を用いた輸送であることを考えれば、銃器、徒歩刀などの武装が彼らの任務に重大な支障をきたすことは想像に難くない。この点は輓馬車両の馬をひく役割を担つた輜重輸卒と同様と思われる。つまり、彼らの武装をおろそかにせざるを得なかつた理由には、こうした実務に沿つた合理的な点もあつたことが指摘できよう。

おわりに―「蝶々蜻蛉」の俗謡はいつ生まれたか―

最後に、「輜重輸卒が兵隊ならば、蝶々蜻蛉も鳥のうち…」などという俗謡はいつごろ誕生したものなのかを考察してみたい。

「補助輸卒」の日記や回想には、この歌について記している箇所がいくつか見られる。たとえば西村真次は回想の冒頭で触れており、補助輸卒がいかに軽んじられているかを嘆いている。そして、軽んじられる理由は軍人として最下級にあるからだろうが、あくまで軍人である以上は侮慢・嘲笑される所以はないはずだと記した¹¹⁹。

長谷川一郎は、1904年9月18日の日記に「俗謡ニ云フ輜重輸卒兵士タラハ則チ電柱モ亦應ニ花ヲ発クヘシ」¹²⁰と書いている。どちらの記述からも、兵士であることの自負、特に他の兵士と輸卒との間に大きな違いはないはずだという自負がうかがえる。そして長谷川の日記から、1904年9月の時点で「蝶々蜻蛉」の俗謡が広まっていたことがわかるが、この「俗謡」という表現にはいささかひっかかりを覚える。「俗」とはいったい誰のことを指すのか、もし日本軍の兵士である場合、果たして「俗謡」という書き方をするのだろうか。しかも長谷川は大陸へ上陸したのが8月25日で、この時点での清国滞在期間はわずか1ヶ月にも満たないうえ、入営直後から営中書記を任じられたため肉体労働任務には就かず終日営口で勤務していた。となると、この「俗」は兵士ではなく民間人のこととは考えられないだろうか。だとすればこれは、渡清後だとすれば営口に滞在している日本人¹²¹ということになるが、むしろ渡清前の日本国内の可能性も高い。その場合は、長谷川が配属されていた第八師団第七補助輸卒隊が宇品を出発する8月21日までに国内に広まっていたか、あるいは長谷川が弘前に向けて出発した1904年6月15日までに、長谷川のいた現在の福島県相馬市で広まっていたものと考えられるのである。

一方で、第一師団第十四補助輸卒隊の隊長を務めた塩谷五十四郎は、この唄を日露戦争ではなく日清戦争でもたびたび耳にしたという¹²²。塩谷の記述は日露戦争から30年後のことであるため、記憶違いの可能性も否定はできない。しかし、この回想が事実だとすればどうなるか。日清戦争ではまだ補助輸卒隊は存在していないのだ。であれば、「蝶々蜻蛉」は補助輸卒をあざけるために作られた唄ではないことになる。

そして日清戦争での輜重輸卒の任務は、前章で述べたように駄馬をひくことである。また大鈴の報告でもふれたように、補助輸卒隊ではない輜重輸卒は帯剣をしている。大江が言うような「軍服とは名ばかりの破れ服を着せられ、軍人の身分をしめず帯剣さえすることなく、満州の寒気のなかを裸同然で、あるいは膝上までを没する泥のなかを裸足ではいまわり、過酷な労働に従事していた、甲種合格にはほど遠い小柄で痩せた」¹²³姿とは大きく異なるのである。

塩谷の回想が記憶違いでなければという条件はつくが、これらのことから、「蝶々蜻蛉」とは本来、補助輸卒隊の武装の有無や風貌を嘲ったものではない可能性が出てきた。であれば、輸卒の何が揶揄されたのか。残る可能性は、直接の戦闘行為ではない兵站という後方任務そのものということになる。日露戦争で補助輸卒隊の輸卒が「蝶々蜻蛉」と囃したてられたのは、「補助輸卒」の回想などからも間違いのないところである。しかしその起こりは、輜重に従事する者たちに対する「軍役夫にかわって（中略）兵卒の身分にとりこまれた純然たる労役夫」¹²⁴という認識そのものだったのではないだろうか。

- 1 「兵站事務調査及外国軍比較して将来改正意見（1）」JACAR:C09122729100、明治34年 特号書類 第1号 3冊の内1(防衛省防衛研究所)。
- 2 野島丹蔵訳編『欧洲六大国軍制現況 卷一 独逸国之部』（参謀本部、1890年）p.221。
- 3 「教育総監部 列国輜重実況視察報告の件」JACAR:C08010181700、清国事件書類編冊 明治34年自01月至12月 臨密(防衛省防衛研究所)。
- 4 「兵站事務調査及外国軍比較して将来改正意見（2）」JACAR:C09122729200、明治34年 特号書類 第1号 3冊の内1(防衛省防衛研究所)。
- 5 「兵站事務調査及外国軍比較して将来改正意見（1）」。
- 6 同前。
- 7 「軍務局 4輪輜重車制式中改正に関する件」JACAR:C03022807800、密大日記 明治36年10. 11. 12月(防衛省防衛研究所)中「明治三十五年十二月施行改造輜重車両試験行軍記事」。
- 8 「教育総監部 列国輜重実況視察報告の件」。
- 9 なお、のちに制式となる三六式輜重車の轆間は1.3mである（「二輪輜重車及同輓具の制式図」JACAR:C08070634000、明治36年 陸達綴(防衛省防衛研究所)。
- 10 同前。
- 11 『秘 明治三十三年 清国事変戦史 卷三』 p.384。
- 12 『秘 明治三十三年清国事変戦史附録第二 兵站業務』(防衛研究所図書館所蔵) p.126。
- 13 『明治三十三年清国事変戦史 卷六』 p.459。
- 14 参謀本部編『秘 明治三十三年 清国事変戦史 卷三』 p.379。
- 15 『明治三十三年清国事変戦史 卷六』 p.428。
- 16 『明治三十三年清国事変戦史 卷六』 pp.439-441。
- 17 大谷正「義和団出兵／日露戦争の地政学」 p.73。
- 18 参謀本部編『明治三十三年清国事変戦史 卷四』 pp.358-359。
- 19 『秘 明治三十三年清国事変戦史附録第二 兵站業務』 pp.128-129。
- 20 「7月3日 福島少将より団匪再ひ天津砲撃に対する情況」。
- 21 「7月8日 福島少将より混成旅団出兵に付馬船請求の件」JACAR:C09122671000、「明治33年自6月18日至7月22日 福嶋少将報告綴 臨時派遣隊」(防衛省防衛研究所)。
- 22 「7月22日 福島少将より天津陥落後の情況」JACAR:C09122673500、明治33年自6月18日至7月22日 福嶋少将報告綴 臨時派遣隊」(防衛省防衛研究所)。
- 23 「由比少佐より独逸公使殺害の件」JACAR:C09122670400、明治33年自6月18日至7月22日 福嶋少将報告綴 臨時派遣隊(防衛省防衛研究所)。
- 24 「福島少将より6月23日天津塘沽間連絡シシーモールの率ゆる連合軍敵圍を解き帰津に関する状況」JACAR:C09122669400、「明治33年自6月18日至7月22日 福嶋少将報告綴 臨時派遣隊」(防衛省防衛研究所)。
- 25 『秘 明治三十三年 清国事変戦史 卷三』 p.385。
- 26 斎藤聖二『北清事変と日本軍』 pp.362-369。
- 27 「北清駐屯の英米伊の兵力」JACAR:C09122819000、明治34年5月 参謀長会議書類(防衛省防衛研究所)。
- 28 3章で見たように、日本が馬匹輸出を禁止したため実現しなかった。
- 29 「義和団事変ノ際外国軍需品等本邦ニ於テ買入及船積一件」JACAR:B08090180100、義和団事変ノ際外国軍需品等本邦ニ於テ買入及船積一件(B-5-3-2-24)(外務省外交史料館)。
- 30 「北清駐屯の英米伊の兵力」。このインド兵たちは、1日の食事が午後2時頃に1回とるだけで、時にはその1食を抜いてもそれほど苦痛を感じていなかったという。にわかには信じがたい話ではあるが、こうしたインド兵の使い勝手の良さも、日本人軍夫への評価に影響した可能性はある。
- 31 参謀本部編『明治三十三年清国事変戦史 卷一』(川流堂、1904年) p.52。
- 32 参謀本部編『明治三十三年清国事変戦史 卷四』 p.14。

- 33 参謀本部編『明治三十三年清国事変戦史 卷一』p.52。
- 34 参謀本部編『秘 明治三十三年 清国事変戦史 卷四』p.169。
- 35 同前。
- 36 「兵站事務調査及外国軍比較して将来改正意見（1）」。
- 37 Kieran Webb, “The Continued Importance of Geographic Distance and Boulding’s Loss of Strength Gradient”, *Comparative Strategy*, 26, 2007 p.297.
- 38 『秘 明治三十三年清国事変戦史附録第二 兵站業務』p.27。
- 39 「33年北清事変の際軍馬に関する所見（4）」JACAR:C09122820400、明治34年5月 参謀長会議書類(防衛省防衛研究所)。
- 40 坪谷善四郎『北清観戦記』(文武堂、1901) p.16。
- 41 ただ「軍夫ニ劣レリ利益ナシ」とのみ記されているが、体力的な部分ではないかと推察される。
- 42 「清国内へ於ける一般の状況見聞概要（2）」JACAR:C09122653600、明治33年 特号書類 第3号 3/3冊(防衛省防衛研究所)。
- 43 現地で実際に運用する際には必要のない区分であったからかもしれない。
- 44 「明治33年陣中日誌第1号（1）」JACAR:C09122613300、明治33年 臨時派遣隊陣中日誌 第1号(防衛省防衛研究所)p.520。
- 45 「補助輸卒隊編制動員計画特別規定、動員計画訓令起章の件」JACAR:C02030471300、軍事機密受領編冊4/4明治34. 07～34. 12(防衛省防衛研究所)内「補助輸卒隊編制及動員計画特別規定制定之件」。
- 46 同前。
- 47 「軍事機密受第三五八号」。
- 48 「補助輸卒隊編制動員計画特別規定、動員計画訓令起章の件」。
- 49 「36年度動員計画訓令及同付録、動員計画に係る経理規程の件」JACAR:C02030488900、軍事機密受領編冊1/4明治35. 07～35. 12(防衛省防衛研究所)。
- 50 「陸軍戦時編制改正案 明治35年起案/第7篇 雑則 補助輸卒隊」JACAR:C12121354100、戦時編制改正案 明治36年(防衛省防衛研究所)。
- 51 「陸軍戦時編制改正案 明治36年9月/第7篇 補助輸卒隊」JACAR:C12121356500、戦時編制改正案 明治36年(防衛省防衛研究所)。
- 52 西村真次『血汗』(精華書院、1907年)。西村の所属部隊については第二軍ということ以外に記された箇所がないが、同書には蘇胡堡兵站司令部倉庫係の上官の写真が掲載されている。応召から約半年後の9月に病氣療養のため帰国したが、「最う凱旋も近い」という記述(同 p.105)などから応召は1905年と考えられる。
- 53 同 p.7。もっともこの「万能」は、様々な職業の者がいるためどのような命令にも誰かが応じられるという意味であり、肯定的な意味合いとは言えない。
- 54 中澤一太郎『日露戦争従軍略記』p.145。
- 55 清水喜和『日露戦役従軍記』(八ヶ岳ジャーナル社、2009年) p.70。
- 56 クレフェルトは、兵站のシステムには部隊の任務が急に変わっても対応できるような柔軟性を十分に確保する必要があるとしている(クレフェルト『新時代「戦争論」』pp.136-137)。
- 57 山口正作『父の従軍記一日露戦争出征日誌一』(山口兄弟の会、1978年) p.41。
- 58 西村真次『血汗』p.93。
- 59 西村は特に牛・羊の屠殺作業が精神的にこたえたようである。
- 60 「奉天の北陵(輸卒日記の一節)」『読売新聞』1905年9月3日別刷。
- 61 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争 五〇〇通の軍事郵便から』p.240。
- 62 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』p.553。
- 63 馬周子「滞陣録」『日露戦争実記 第二六編』(博文館、1904年8月13日) p.67。
- 64 尾上新兵衛「戦時通信」『日露戦争実記 第四編』(博文館、1904年3月13日)pp.97-99。
- 65 同 p.98。

- 66 陸軍省編『日露戦争統計集 第1巻』pp.166-561。なお『日露戦争統計集 第10巻』pp.1878-1880に「現役及補充兵役徴集人員」数が記載されているが、ここで記した補助輸卒隊の現役・補充兵数が徴集人員数を上回ってしまっている。
- 67 同前。
- 68 1904年は類推の域を出ないが、ロシアと開戦していなかったとしても35,000人前後の第一補充兵が動員されると見ていいだろう。
- 69 大江志乃夫『日露戦争と日本軍隊』（立風書房、1987年）p.229。
- 70 しかしこれまで見てきたように、第一補充兵・第二補充兵の定員は兵種ごとに決められており、また輜重輸卒の第一補充兵は日露戦争前の段階でも非常に多い。そのため、この大江の説明も誤りであると言える。
- 71 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争 五〇〇通の軍事郵便から』p.240。
- 72 「諜報綴(3)」JACAR:C08040940400、明治33年 清国事変 (3) 通運本部(防衛省防衛研究所)。
- 73 「留守第5師団 補助輸卒隊将校全相当官職員表並編成表」JACAR:C08010029800、清国事件書類編冊 明治33年07月 臨密(防衛省防衛研究所)。
- 74 「補助輸卒隊の労苦」『東京朝日新聞』1904年4月26日。著者は雲外生。補助輸卒隊を取り上げた新聞記事としてもかなり早い時期の記事である。新聞記事自体は前日の『読売』により早い記事があるが、こちらには輸卒の出自等は記されていない。
- 75 尾上新兵衛「戦時通信」p.98。
- 76 馬周子「滞陣録」p.67。
- 77 東山生「戦袍余塵」『日露戦争実記 第四二編』（1904年12月3日）p.111。
- 78 中澤一太郎『日露戦争従軍略記』。
- 79 西村真次『血汗』。
- 80 清水喜和『日露戦役従軍記』。
- 81 長谷川一郎編『日露戦役小史・従軍日録一年十箇月』（広益社、1906年）。
- 82 岡野寅蔵『征露従軍日録』（豊島区郷土資料館所蔵）。岡野は本籍地が茨城県、憲兵上等兵からのち軍曹。師団名は記されていないが、日記中にある補助輸卒隊員数が500名であることから、第一師団と推測される（近衛師団は480名）。
- 83 同 pp.2-3。
- 84 中澤一太郎『日露戦争従軍略記』p.84。
- 85 岡野寅蔵『征露従軍日録』pp.8-9。
- 86 中澤一太郎『日露戦争従軍略記』p.24。
- 87 同 p.26。
- 88 同 pp.124-125。
- 89 同 p.116。
- 90 長南政義は、大本営で輸送手段をめぐる人夫論と支那馬車論とが激しい応酬を繰り広げた例を取り上げ、このとき支那馬車論者だった福島安正の「先見性」を高く評価している（長南政義『新史料による日露戦争陸戦史～覆される「通説」』（並木書房、2015年）pp.202-203）。人夫論者はおそらく、大半の日本人が馬の扱いに慣れていないため馬卒も同時に多数雇う必要があること、日清戦争時の朝鮮で馬匹や飼い主がことごとく逃亡した例の二の舞になることや、多数の馬車の通行に清国の道路が耐えられない可能性を危惧したものと思われる。一方の福島は北清事変の際に司令官として現場を見ていたことも自論への自信につながったのではないだろうか。
- 91 同 p.22。
- 92 「36年度動員計画訓令及同付録、動員計画に係る経理規程の件」中「軍事機密 参謀本部籌第四七二号ノ一 陸軍動員計画ニ係ル経理規程」。
- 93 『日露戦争統計集 第十二巻』pp.25-26。このほか、第二師団では徴発後に陸軍省が別に荷車を準備したため全て返還され、第七師団では徴発自体が行われなかった。
- 94 同前。第一・第三・第五・第十・第十一師管では一人曳馬車、第六師管では二人曳馬車、第九師管では「普通荷車」が徴発・購買されている。

- 95 『日露戦争統計集 第12巻』 p.1020。
- 96 同 pp.819-821。
- 97 軍事研究会編『戦陣叢話 第4輯』（軍事研究会、1931） pp.295-296。中島は日露戦争時歩兵大尉。
- 98 「送勲章種類区分員数表 第3師団第10補助輸卒隊（368人）」 JACAR : C06041512800、「自明治39年9月至明治40年5月 明治37.8戦役に於ける賞賜御沙汰書及勲章に関する綴臨号1分 参謀本部副官管」（防衛省防衛研究所）。
- 99 「功六級輜重輸卒」『東京朝日新聞』1906年11月1日。記事には「第六師団第十七補助輸卒」とのみ記されている。
- 100 同 p.12。第一・第二補充兵のいずれかは不明。中澤はこの当時鉄道省に勤めていたと思われるが定かではない。当時は岩手県一関市に在勤しており、仙台にある自宅から連絡を受けた。
- 101 同 pp.170-171。
- 102 同 p.189。
- 103 最高位は十両。引退後は年寄濱風を襲名。
- 104 近衛師団の補助輸卒隊は一隊480人となっており、このうち2人は0.42%にあたる。
- 105 『相撲 第二巻第十号』（日本大相撲協会、1937年12月） pp.34-41。
- 106 『日露戦争統計集 第8巻』 p.320。
- 107 『相撲 第一巻第一号』（日本大相撲協会、1936年5月） pp.81-84。本名は田岡熊三郎、戦後に四股名を熊響から鴨緑江渡右衛門に改める。日露戦争にも出征。なお鴨緑江の場合は力士になったのが徴兵満期後であることに注意。
- 108 『相撲 第二巻第十号』。またこのエピソードからは、補助輸卒隊に対して規定通り一律に古服が給与されていた可能性が見えてくるが、他の補充兵等の事例が不明なこともあり断定はできない。
- 109 『大相撲鑑識大系 第7巻』（国民体力協会、1941年） pp.106-107。
- 110 同 p.108。
- 111 長谷川一郎『日露戦役小史・従軍日録一年十箇月』 p.47。
- 112 西村真次『血汗』 p.2。傍点は原文ママ。
- 113 中澤一太郎『日露戦争従軍略記』 p.42。
- 114 同 p.48。
- 115 同 pp.84-85。
- 116 同 p.88。
- 117 「教育総監部 列国輜重実況視察報告の件」。
- 118 同前。
- 119 西村真次『血汗』 pp.1-2。「軍人」の表現は原文ママ。
- 120 長谷川一郎『日露戦役小史・従軍日録一年十箇月』 p.32。
- 121 営口では清国人のほか、日本人、アメリカ人、イギリス人、インド人が商売を行っていたという（『日露戦役小史・従軍日録一年十箇月』 p.29）。
- 122 「附表・附録」 JACAR:C13110573900、第1師団第14補助輸卒隊の行動 明治37～38年(防衛省防衛研究所)。書籍自体は1932年に軍人勅諭五十年を記念して発刊されたもの。塩谷は輜重兵。
- 123 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争 五〇〇通の軍事郵便から』 p.241。
- 124 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』 p.553。

終章

「軍夫」から「補助輸卒」へ

本論では、日清戦争前から日露戦争期にかけての日本の兵站・輜重について、「軍夫」から輜重輸卒、特に「補助輸卒」に焦点を当て考察を行った。まず各章の内容をもう一度振り返っておきたい。

第1章では、1891年から93年にかけて毎年行われた輜重車両の行軍試験について考察した。これらの試験の結果を踏まえて1894年に輜重車両の制式化がなされることになる。しかし一連の行軍試験遂行と試験結果に関わったのは単なる輜重車両の性能の多寡だけではなかった。試験は戦時における馬匹の徴発などを見越した形式で行われており、日本国内の平均的な駕馬が、必ずしも舗装が進んでいるとは言えない日本国内の道路で曳くことのできるかが重要なテーマだったのである。

第2章は、日清戦争からの帰国後に軍夫と請負人の間で起こった騒擾を取り上げた。帰国前から軍夫と請負人が対立しており、帰国後は暴力事件や訴訟に発展し、のちに国会でも取り上げられたものである。また軍夫側は『國會』『萬』等の各新聞を用い、請負人側は『軍夫紛擾顛末』という書籍を出版して、互いに非難の応酬を行った。東京で巻き起こったこの騒擾はその後、大阪や名古屋にも波及している。しかし、時に非現実的とも言える非難の内容を取り除くと見えてくるのは、軍夫の給与をめぐる金銭トラブルであった。一連の騒擾からは、これまで日清戦争の軍夫を考察する際にあまり取り上げられてこなかった出稼ぎ労働者としての軍夫と軍からの請負を受注する請負業者の姿がうかがえる。一方で軍も、この騒擾の要因の一つであった、各師団でまちまちだった給与や雇用規則の統一に着手していた。

第3章は北清事変での日本および列国軍の軍夫雇用についての考察である。北清事変でも日本軍は日本人軍夫を雇用していたが、軍は列国軍との共同作戦に際して軍夫と列国軍とのトラブルを警戒していた。こうした風紀の乱れや服装への懸念もあってか、日本軍が雇用した日本人軍夫は軍の規模に対して非常に少ない数にとどまった。一方で列国軍は植民地や現地等で軍夫を調達したが、特に戦役序盤ではその供給源を日本に求めた。これに対し外務省は列国軍雇用の軍夫を移民保護法に基づく移民とし、「外国軍隊雇人夫認可標準」を作成して各国と移民会社との契約内容の管理を行った。日本人保護と、軍夫と列国軍とのトラブル防止が目的であったと考えられる。「認可標準」では2章で見た騒擾を防ぐためか軍夫の給与形態の明文化などがなされたが、雇用される「移民」の質は日清戦争の軍夫と変わっておらず、日本人軍夫が契約を更新されることはなかった。また列国軍は多数の軍夫を日本以外にも各植民地、清国、朝鮮で雇用し、北清の地で使役していた。軍夫はいわゆる近代軍にあっても必要不可欠なものだったのである。

第4章で取り上げたのは、日露戦争開戦に際して定められた「戦時軍役夫備役規則」の内容と日露戦争での日本人軍役夫使用の実態、そして陸軍へ民間から寄せられた「軍夫請負願」である。「備役規則」の内容はそれまでの陸軍による軍夫使用、特に日清戦争での使用経験をもとにしたものだった。ただしこの規則は必ずしも厳格に守られていたわけではなく、規則の規定を満たしていない業者であっても既に軍や師団などからの信頼を得た業

者に対しては軍役夫請負を発注することがあった。その一方で日露戦争では、軍に対して「軍夫請負願」を提出する者が相次いだ。各業者らは自らの請負受注のため、ある者は愛国心や戦後の海外への日本人進出などのため、またある者は貧民救済のために、「請負願」を提出したのであった。またこれらの事実は間接的に、日清戦争での軍夫雇用がどのように行われていたかを示すものと言える。

第5章と第6章では、補助輸卒隊の成立過程について考察を行った。4章までに見たように、軍夫は日清戦争の後も北清事変、日露戦争と使用されてきたが、その数は大幅に減っていた。軍夫による犯罪や風紀の乱れが頻発していたのも大きな問題点であった。また北清事変での各列国軍で見られたような軍夫や馬匹の現地雇用も、特に日清戦争の初期には有効とは言えなかった。しかし、日本や戦地となる朝鮮・清国の馬匹・道路等の状況では、軍夫に代わる存在がたとえ輜重体制・装備がヨーロッパ並に近代化できたとしても多数必要とされた。実際に北清事変では、輸送力が長けていても清国の悪路に堪えられなかった列国軍の馬車が多数破損したのである。また人馬物資の調達手段がグローバル化することで成り立っていた西欧の近代軍に対し、日本は日本国内と現地以外の調達手段を持っていなかった。そこで行われたのが補助輸卒隊の導入であり、そのために1898年から輜重輸卒第一補充兵が大幅に増員された。その2年後に北清事変が勃発したことで早々に実戦での任務の機会を与えられ、おおむね好評を得た補助輸卒隊は正式に戦時編制に組み込まれることになったのである。日露戦争で大々的に動員された彼らは徒歩車両を使った輸送任務や雑役に従事した。しかしその一方で、武装をせず、かつては軍夫が行っていた任務を行っていたこともあってか、「補助輸卒」は「無帯剣輸卒」「輸卒が兵隊ならば蝶々蜻蛉も鳥のうち…」などと囃したてられたのであった。ただしこの意識は「補助輸卒」にではなく、兵站という後方任務そのものに向けられたものだった可能性がある。

「軍夫」・「補助輸卒」は「兵站軽視」の産物か

以上で見てきたように、日清戦争から日露戦争期の日本陸軍は、兵站の末端部分を臨時雇用の日本人軍夫主体から兵士である「補助輸卒」に移行してきた。

日清戦争の軍夫はその備役・志願には主に3種のパターンがあったが、のちに軍が危惧した弊害の大半は軍夫が民間の下層労働者による出稼だったことに起因するものであり、当時の軍夫は彼らが多くを占めていたと見るべきだろう。また北清事変、日露戦争では、日本以外の軍での雇用や補助輸卒隊への移行などもあり、ナショナリズムによる応募者の採用や夫役的な徴集はさらに減少したものと考えられる。

だが、たとえ軍夫に様々な弊害が存在したとしても、この当時の日本国内外の事情から軍夫と同様の任務をこなす存在は多数必要だった。そこで陸軍は平時から補助輸卒隊編制の準備を行い、北清事変での実戦を経て日露戦争での大々的な動員につながったのである。

それでは、軍夫と「補助輸卒」は果たして兵站を軽視したがゆえの産物だったと言えるのだろうか。

答えは否である。まず軍夫は、日清戦争ごろの日本および朝鮮、清国の状況を考慮すれば必要であった。一連の輜重車試験と制式化および量産がもっと早くになされたとしても、特に朝鮮半島では制式車両を動かせる道路がない。戦地が軍夫を必要としていたのである。そして補助輸卒隊の誕生は、戦争が始まってから陸軍が場当たりの行っていたのではなく平

時から計画的に練られたものだった。軍夫も「補助輸卒」も当時の日本の様々な状況から何が可能かを実践的に追求した結果にすぎない。それぞれ問題点を抱えてはいたが、それらの問題点を理由に兵站を軽視したからだと言うことはできないのである。

ここでもう一つ、兵站の「近代化」という視点からも軍夫と補助輸卒隊を見てみたい。だがそもそも、兵站の「近代化」について現代の我々はどうのような視点で評価を下せばよいのだろうか。

最もわかりやすいのは、同時代の他国の装備との比較だ。しかし、これまでも見てきたようにこの手法は、ほぼ同じ環境の下で編成を行い、ほぼ同じ環境の下で使用する場合を前提として初めて成り立つものである。各輜重車試験の内容からわかるように、陸軍が輸送力の非常に高い輜重車両を所有していたとしても、日本には馬より大きな輸送力を持っている力の強い馬が少なく、運用することができない。たとえその点が解決できたとしても、道路整備が非常に未成熟な清国や日本では、北清事変でのドイツ軍のようにほとんどが破損してしまうだろう。

しかもこれらの要因は、軍が短期間で解決できる問題ではない。馬匹の問題、国内の道路問題をはじめ、軍はおろか政府全体の問題としても解決が容易ではないものがほとんどであり、また解決の道筋がついたとしても、施行し効果が表れるまでには非常に時間のかかるものでもあった。特に去勢法は法律制定から施行までに事実上 15 年もの歳月を要している。さらに戦地となった朝鮮や清国は外国であり、日本の意向で左右できるものではなかった。

その一方で、軍は常に戦争に対して備えなくてはならない。少なくとも近代国家の軍隊は、政治が最終的な決定を下した戦争に対して拒否することはできないだろう。また北清事変のような突発的な事態が起こることもある。こうした可能性に対し、軍は遠い将来だけでなく、現在の状況で戦争が勃発した際に可能な選択をとることも必要となるわけである。

「兵站の近代化」という点についても、クレフェルトが重要な視点を示唆している。クレフェルトによれば、軍隊にとって重要な問題の一つは兵士が担わなければならない仕事と兵士以外でも安全にこなせる仕事との線引きであった。兵站・輜重は古来より後者の部類に属し、時には奴隷や女性、子供すらも随伴した。それが兵卒の仕事になったのは、鉄道の利用などにより彼らが軍に随行できなくなった近代に入ってからだった。その後は後方の支援部隊の割合が膨れ上がっていったが、現代においてはこれらの業務が再び民間の業者に依託されるようになってきているという¹。

この指摘から考察すると、きっかけは軍のスピードや行動範囲の変化によるものであったが、兵站の近代化の一端とは兵站が兵士の担わなければならない任務になったこと、すなわち兵站の専門化にあるのではないかということだ。戦時でも数ヶ月の教育期間を必要とする日本の輜重輸卒は専門家の部類に入り、軍夫は兵士以外の部類になる。

この視点では、軍夫から「補助輸卒」への移行をどう解釈すべきか。単純な輸送能力については、補助輸卒隊は専門性を有していたとは言えない。日本は国内事情の関係もあって、そうした輸送任務に関する専門性を必要とする装備をまだ多数所有するには至らなかった。またもし所有しなかつ国内での運用が可能になったとしても、今度は戦地となる朝鮮や清国が、それを円滑に運用することを許さない環境だった。それゆえそうした専門

性をもった兵士を多く必要としていなかった側面がある。

それではどの点に専門性があったのかというと、規律や軍紀であろう。これを専門性と言えるかどうかは人によって意見が分かれるところであり、大江のように軍服を着せただけと評価する向きも多い。だが日清戦争や北清事変で多々見られた軍夫による現地のトラブルを抑制することは、兵站業務を円滑に進めるうえでも重要事項と思われる。日露戦争での刑事処分人数は『日露戦争統計集』の各表の集計数に大きな誤差があり正確な数字は不明だが、検察・軍中軍法会議・師管軍法会議において刑事罰を受けた数は 9,209 人または 12,143 人²。日清戦争（表 5-2）に比べるとはるかに多くなっており、うち 7,637 人または 10,337 人が軍人、その大半は兵卒である。ただ兵士の総数が大幅に膨れ上がり、駐屯時期も長くなっていることを考慮すると、比率自体は日清戦争と変わらず人数相応の数字と思われる。一方で軍属の傭人は 818 または 966 人。補助輸卒隊がそのまま軍夫に置き換えられたとすると、単純計算で兵卒の処罰者が 1,000 人強減するのに対し軍属のそれが 2～3,000 人は増えていた可能性がある。よって兵士や軍属などによる軍が予期していない不法行為を少しは抑える効果はあったのではないか。使用する物量の飛躍的な増大など兵站、輜重の重要性がますます高まることになる中でのこの変化は、結果的に兵站の近代化の一種となったととらえることもできると思われる。

もともと、他国との比較という視点に沿ってみても、軍夫や「補助輸卒」を非近代的で兵站軽視の産物であると見ることはできないだろう。北清事変でわかるように、軍夫は各近代軍においても特に海外では多数必要とされるものであった。いずれにせよ、軍夫と「補助輸卒」の存在をもって、当時の陸軍を「兵站軽視」と批判することは不可能と考える。

兵站を「軽視した」のは誰か

だが、「補助輸卒」を嘲る風潮は日本国内に広く存在していた。その最たるものが「輸卒が兵隊ならば蝶々蜻蛉も鳥のうち…」と輸卒を嘲したてる俗謡であろう。前章でも述べたように、この唄が日露戦争中から輸卒に対して浴びせられていたのは事実である。

そして、輸卒を「蝶々蜻蛉」などと揶揄する風潮は日露戦後もしっかりと残っていた。終戦から 4 年後の 1909 年には、「都会育の新輜重輸卒田舎へ散歩に行てイヤ己も矢張兵卒だと驚いたのは実は輜重輸卒が兵卒ならば電信柱に花が咲くといふ唄を気にして居たからだ」という「輜重輸卒は兵卒なり」と題した雑誌記事が掲載されている³。だがこの記事には「新輜重輸卒」と記されており、ここで出てきた輸卒は教育召集をされている最中と考えられる。このことから、「蝶々蜻蛉」が揶揄しているのは「補助輸卒」ではなく輜重輸卒全般ということになる。

従来は、補助輸卒隊が兵站を軽視した軍上層部によって生み出されたものと解釈することで、この俗謡も補助輸卒隊を嘲るために生まれたものであり、軍上層部の兵站軽視を示す象徴であると解釈していたように思われる。たしかに、この当時の軍上層部にも兵站を軽視する傾向がなかったわけではない。先行研究などでたびたび取り上げられる例としては陸軍大学校創設時の受験規定がある。陸軍大学校創設にあたって 1882 年に出された陸軍大学校条例第一条において、陸軍大学校の受験資格は歩・騎・砲・工兵の士官に限定されており、輜重兵は士官学校騎兵科を卒業した者以外にしか受験は認められておらず、しかも入学の際には騎兵科に戻ることが義務付けられていた⁴。その後 1884 年に騎兵科以外

で士官学校を卒業した輜重兵科士官でも受験が認められ⁵、さらに1887年の改正で輜重兵科をはじめ全ての兵科で受験することができるようになった⁶。ただし実際の入学者は他兵科に比べてかなり少なく、さらに卒業者にいたっては数年に1人出るかどうかだった。1887年の条例改正後にあたる第7期⁷から日露戦争直前の第16期卒業生の中で輜重兵科は296人中わずか3人、明治時代最後の卒業生になる第23期まででも559人中6人しかいない⁸。陸大を目指せる、あるいは推薦されるような将校が配属・転科されることが少なかったのだろう。

だが補助輸卒隊の誕生に関してはこうした兵站軽視によるものとは言えず、しかも塩谷五十四郎の回想によって俗謡が日清戦争以前からの輜重輸卒全体あるいは兵站到携わる兵そのものを嘲るために生まれた可能性が出てきている。

ここからは、塩谷の回想が正しいという前提に基づいて考察を行う。この唄で兵站を嘲っているのは誰なのだろうか。塩谷の回想には具体的にどこでこの唄を耳にしたかは記されていないが、戦争でということだから、他兵科の兵士の可能性は大いにある。そしてここでの兵士は、軍人ではなく日清戦争で召集された一般の兵士と考えられる。つまり、一般の兵士とは大衆に他ならないのである。

6章で見た雲外生の新聞記事には「人或は後方勤務に重きを置かざるものあるべきも由来戦闘部員の活動は一に後方勤務の成績如何に由る実に戦局の勝敗に關すべき最大要務なり其功遙に野戦軍に勝れるを思はば輸卒隊の如きは大に敬意を払ふべきの価あるにあらずや」⁹という記述がある。従軍記者が読者に対して兵站の重要性を啓蒙しようとしている節が見られるのである。『東京朝日』だから、この場合の読者層はやや知識人寄りになるか。

軍事知識のない人にとっては、兵士とは前線での実戦任務を行う者たちであって、後方の兵站到任務は臨時雇用の労働者である軍夫の仕事にすぎなかったのだろう。雲外生は従軍記者として補助輸卒隊の様子を見ることで、彼らの苦勞と兵站到の重要さを伝える必要があると考えたと思われる。雲外生がいつから軍に随行しているかは定かではないが、少なくとも日露開戦2ヶ月以内に兵站到の価値が一般的に非常に低く見積もられていると感じたのではないか。ともに従軍している兵士ですらそうなのだから、軍と関わったことがない者ならばなおさら理解できなかつただろう。

だが一方で、補助輸卒隊がこうした兵站到軽視の風潮に追い打ちをかけた可能性はある。まずは武装がない点である。一般大衆にとって、兵士の兵站到たる所以は銃や刀を装備していることという固定観念があつたのは想像に難くない。何と言っても、民間人と兵士の見た目の最大の違いは武装にあるのだ。先述の雑誌記事に出てくる「新輜重輸卒」が自らを兵卒と実感した経緯について詳しいことは書かれていないが、彼は現役兵のため刀などを装備していたことがその要因になつた可能性はある。

もう一つが、戦死者数である。日露戦争では多数の死傷者を出したが、死者数が圧倒的に多いのはやはり歩兵で、歩兵の兵卒（上等兵・一等卒・二等卒）だけでも53,828人。そのうち戦死者は36,544人、傷死者は8,679人だった。一方、動員数は非常に多かつた輜重輸卒の死者数は歩兵よりはるかに少なく8,447人。しかも戦死者は476人で、7,696人とそのほとんどを占めたのは病死者である。輜重兵の上等兵から二等卒を加えても死者数は286人増だ¹⁰。このことは表6-4の年度別現役・補充兵員数表からもうかがえる。1904年度の各数字に対して、1905年度は歩兵補充兵が80,000人弱増加しているが、輜重輸卒

補充兵は約 44,000 人減少しているのである。それだけ損耗が少なかった証だろう。このような損耗数の少なさが、他兵科の遺族からは嫉妬、その他の国民からは軽蔑といった感情を持たれたのではないだろうか。

また、大江志乃夫が繰り返し例として挙げている「日本兵苦力」にもほぼ同様のことが指摘できる。

「日本兵苦力」の出典は、1931 年の『陸軍叢話』に掲載された中島銑之助の回想である。中島によると、「補助輸卒」の服が日々の労働のために修理できないほど大破し、ほとんど裸体同然の格好と素足という「目も当てられぬ」¹¹様子を見た清国人たちが、彼らを「苦力兵」と呼んだとしている。30 年後の回想であるためか、補助輸卒隊の一隊が 300 人という細かい記憶違いも見られるのだが、苦力兵の語や補助輸卒隊の様子自体はある程度印象の強いものであり、記憶はたしかなものとも考えられる。ただし、清国人に揶揄されたのが本当にその風貌に対してだったのかは、やや疑問が残るのである。

日露戦争から 10 年後、ドイツとの青島戦には補助輸卒隊が「陸上輸卒隊」の名前で派遣された。このほかに日本軍は現地で苦力を雇用していたが、この苦力たちは日本の輸卒のことをやはり「日本苦力」と呼んでいたのである¹²。第十八師団の各報告によると、陸上輸卒の服はたしかに破損がひどく、冬服が調達されるまでは修理を要するほどだったという¹³。陸上輸卒隊への冬服の輸送は、冬襦袢袴下、編上靴および毛布の宇品到着期限が 9 月 20 日¹⁴、防寒襟、防寒襦袢袴下ほか防寒具一式は 10 月 20 日となっていた¹⁵。その一方で、先述の「日本苦力」について言及されているのは 9 月 28 日のことである。第十八師団上陸からは一ヶ月も経過していないこの時期に、軍服の破損がそこまでひどかったのだろうか。そもそも、現地苦力が日本の輸卒に対して、服が破損し始めてから呼び名を変えることがありうるだろうか。それよりは服装等に関係なく、自分たちと同じ力役労働をしている者たちを「苦力」と呼称した、というほうが自然に思われるのだ。

これらの要因によって、前線より比較的安全な後方で勤務する輜重兵科、特に輸卒を嘲る風潮が草の根から形成され、浸透していったのではないだろうか。結局、大衆にとって兵站とは、賃金を得るために応募するか「徴発的使役思想」¹⁶のもとに「戦場に連行」¹⁷された民間の「労役夫」¹⁸が担う任務にすぎず、物資の輸送や各種雑役などを兵士の仕事とは考えていなかった。「蝶々蜻蛉」の俗謡や「日本兵苦力」といった俗称は、このような意識から生み出されたものと考えられる。たとえ雑誌や新聞記事で功績や価値が紹介されても、軍の協力のもとに輜重輸卒入営の体験談が公刊¹⁹されても、輸卒をたたえた唱歌²⁰が作られても、その意識は変わることがなかった。兵站を「軽視」していたのは当時の軍上層部よりもむしろ一般の兵士や民衆のほうであったのだ。この当時の兵站は日本も世界も大きな変化への過渡期にあったのだから、軍事を学んでいない民間人がその重要性を理解できなかったのも仕方がないことと言える。だがそんな意識は後世に、敗戦までしっかり残り続けた。その中で育った者たちには軍人になった者や兵士として出征した者も少なくなかったはずである。皮肉な見方をすれば、大衆という下から生み出された「兵站軽視」の思想が、のちに軍や政府といった上からの「兵站軽視」を大きく後押しし、最終的にはその代償を彼らの子孫の生命で支払うことになったのである。

- 1 クレフェルト『「新時代」戦争論』p.105。
- 2 『日露戦争統計集 第15巻 第二十一編刑罰』p.35-301。
- 3 『東京パック 5(27)』(東京パック社、1909年09月)p.12。
- 4 「陸軍大学校条例ヲ定ム」JACAR:A15110078400、国立公文書館内閣公文類聚明治第6編・明治15年公文類聚・第六編・明治十五年・第十五巻・兵制二・陸海軍官制(国立公文書館)。『輜重兵史』は当時の輜重兵士官に騎兵出身者が多かったことを認めつつも、「工兵からのもの或は教導団から来た優秀なものも一部あつた」と述べ、この措置を「局者の狭量な差別思想の現れ」と批判している(『輜重兵史 上巻』p.109)。
- 5 「大学校条例改正達乙第56号」JACAR:C08071093100、明治17年 陸軍省達全書全2冊 従1月至6月(防衛省防衛研究所)。第二条。ただし入学の際に原科へ復帰せねばならない規定は変わっていない。
- 6 「陸軍大学校条例ヲ定ム」JACAR:A15111332500、国立公文書館内閣公文類聚明治第11編・明治20年公文類聚・第十一編・明治二十年・第十五巻・兵制門五・兵学一(国立公文書館)。なお1887年の改正にはメッケルの影響を指摘するむきもあるが、メッケルは第一条の兵科については「歩騎砲工及ヒ輜重兵科ヲ諸兵科ト改正スルコト」とのみ述べており、輜重兵を重んじたものか、憲兵科などの受験が一切認められていない兵科にも受験資格を与えようというものなのか、単なる文言の問題なのかは不明である(「陸軍大学校條例に付教師メッケル氏の意見」JACAR:C10072998100、明治18年より25年 條例改正其他要書(防衛省防衛研究所))。
- 7 1888年11月27日入学。第6期は1887年11月20日。条例改正は同年10月7日付。
- 8 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典 第2版』(東京大学出版会、2005年)pp.547-559。
- 9 「補助輸卒隊の労苦」。
- 10 『日露戦争統計集 第8巻』pp.321-326。
- 11 軍事研究会編『戦陣叢話 第4輯』p.298。
- 12 渋川玄耳『日露戦役従軍三年・日独戦役小敵大敵』(磯部甲陽堂ほか、1916年)p.664。原文では「輸卒」としか記されていないが、線路の架設を行っている様子が描かれている。
- 13 「第4号 独立第18師団(36)」JACAR:C08040199900、「大正3年戦役意見書 秘」(防衛省防衛研究所)内「第四陸上輸卒隊ノ所見」。
- 14 「第1次及第2次追送被服に関する件」JACAR:C03024301400、大正03年「歐受大日記 9月上」(防衛省防衛研究所)。
- 15 「第5次追送被服に関する件」JACAR:C03024371600、大正03年「歐受大日記 11月下」(防衛省防衛研究所)。
- 16 遠藤芳信『近代日本の戦争計画の成立—近代日本陸軍動員計画策定史研究—』p.848。
- 17 藤原彰『天皇制と軍隊』p.74。
- 18 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』p.553。
- 19 日露戦争から10年以上が経過した第一次大戦後には、毛利八十太郎『洋行帰りの輜重輸卒』(中野勝永、1918)が出版された。著者自身の体験談なのか小説なのかは不明だが、冒頭部分に参謀総長上原勇作からの来状が掲載されている。
- 20 たとえば日露戦争直後の1905年11月に出された安達音治編『高等小学唱歌 下巻』(安達音治、1905年)pp.15-18には「輜重輸卒」と題する唱歌が載っている。歌の成立時期は不明。

参考文献

単行本

- 『愛知県史』（愛知県、1940年）
- 『恵那市史 通史編 第3巻(1)下 近現代』（恵那市、1993年）
- 『広辞苑第七版』（岩波書店、2018年）
- 『小牧町史』（津田応助、1926年）
- 『瑞浪市史 近代編 交通・鉱工業』（瑞浪市教育委員会、2009年）
- 『中津川市史下巻 II』（中津川市、2006年）
- 『南足柄市史 7 通史編II 近代・現代』（南足柄市、1998年）
- 『南木曾町誌 通史編』（南木曾町誌編さん委員会、1982年）
- 『豊橋市史 第三巻』（豊橋市、1983年）
- 『豊田市史 三巻（近代）』（豊田市、1978年）
- Kieran Webb, “The Continued Importance of Geographic Distance and Boulding’s Loss of Strength Gradient”, *Comparative Strategy*, 26, 2007
- クレフェルト『新時代「戦争論」』江戸伸禎訳（原書房、2018年）
- マーチン・ファン・クレフェルト『補給戦—何が勝敗を決定するのか—』佐藤佐三郎訳（中央公論新社、2006年）
- 遠藤芳信『近代日本の戦争計画の成立—近代日本陸軍動員計画策定史研究—』（桜井書店、2015年）
- 奥武則『露探—日露戦争期のメディアと国民意識』（中央公論新社、2007年）
- 加藤陽子『徴兵制と近代日本 1868-1945』（吉川弘文館、1996）
- 河田宏『日清戦争は義戦にあらず—秩父困民党から軍夫へ』（彩流社、2016年）
- 宮地正人・佐藤能丸・櫻井良樹編『明治時代史大辞典 第一巻』（吉川弘文館、2011年）
- 佐谷眞木人『日清戦争—「国民」の誕生』（講談社、2009年）
- 斎藤聖二『北清事変と日本軍』（芙蓉書房出版、2006年）
- 山口正作『父の従軍記—日露戦争出征日誌—』（山口兄弟の会、1978年）
- 山本弘文編『近代交通成立史の研究』（法政大学出版局、1994年）
- 山本正樹『兵站史』（山本正樹、1990年）
- 清水喜和『日露戦役従軍記』（ハヶ岳ジャーナル社、2009年）
- 西村真次『血汗』（精華書院、1907年）
- 石瀧豊美『玄洋社発掘：もうひとつの自由民権 増補版』
- 大江志乃夫『日露戦争と日本軍隊』（立風書房、1987年）
- 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』（岩波書店、1976年）
- 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争 五〇〇通の軍事郵便から』（朝日新聞社、1988年）
- 大谷正『兵士と軍夫の日清戦争』（有志舎、2006年）、『日清戦争—近代日本初の対外戦争の実像』（中央公論新社、2014年）
- 大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史—「文明戦争」と民衆』（フォーラム A、1994年）
- 大濱徹也『明治の墓標』（秀英出版、1970年） p.266。
- 中嶋久子『ハワイ・さまよえる楽園』（東京書籍、1993年）
- 長南政義『新史料による日露戦争陸戦史～覆される「通説」』（並木書房、2015年）

長野浩典『西南戦争 民衆の記—大義と破壊』（弦書房、2018年）
藤原彰『天皇制と軍隊』（青木書店、1978年）
藤野裕子『都市と暴動の民衆史 東京・1905—1923年』（有志舎、2015年）
武市銀治郎『富国強馬』（講談社、1999年）
武田尚子『荷車と立ちん坊』（吉川弘文館、2017年）
武田尚子『近代東京の地政学—青山・渋谷・表参道の開発と軍用地』（吉川弘文館、2019年）
朴宗根『日清戦争と朝鮮』（青木書店、1982年）

論文

横山篤夫・西川寿勝編『兵士たちがみた日露戦争—従軍日記の新資料が語る坂の上の雲』
乾照夫「軍夫となった自由党壮士」地方史研究協議会編『地方史研究 第177号』（名著出版、1982年）
久留島浩「近世の軍役と百姓」『日本の社会史 第4巻 負担と贈与』岩波書店、1986年）
宮内彩希「日清戦争における朝鮮人人夫の動員」日本植民地研究会編『日本植民地研究 第22号』（日本植民地研究会、2010年6月）
原田敬一「日本国民の参戦熱」大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史—「文明戦争」と民衆』（フォーラムA、1994年）
原田敬一「軍夫の日清戦争」東アジア近代史学会編『日清戦争と東アジア世界の変容』（ゆまに書房、1997年）
山村健「日清戦争韓国の対日兵站協力」『戦史研究年報 第6号』（防衛研究所、2003年3月）。
山本弘文「明治前期の道路輸送と道路建設」神奈川県県民部県史編集室編『神奈川県史各論編2 産業・経済』（1983年）
小川原宏幸「日露戦争と朝鮮」趙景達編『近代日朝関係史』（有志舎、2012年）
小池謙一「年寄名跡の代々 109上 君ヶ濱代々の巻」『相撲 47巻11号（通算634号）』（ベースボール・マガジン社、1998年10月）
小林紀子「戊辰戦争時の軍夫役—その性格と位置づけ」『論集きんせい』第25号（近世史研究会、2003年）
須藤遼「日露戦争期軍役夫制度の設計と運用」三田史学会編『史学 第八六巻第四号』（三田史学会、2017年3月）。
船井和美「日清戦争における軍馬の一考察—『明治二十七八年戦役統計』を手掛かりに—」『文芸研究 第十号』（近畿大学大学院文芸学研究科、2013年）
大谷正『『文明戦争』とその矛盾』（石村修、小沼堅司、古川純編『いま戦争と平和を考える』国際書院、1993年）
大谷正『『文明戦争』と軍夫』大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史—「文明戦争」と民衆』（フォーラムA、1994年）
大谷正「イギリスにおける義和団出兵関係資料の調査」『専修大学法学研究所所報 No.23』（専修大学法学研究所、2001年）
大谷正「義和団出兵／日露戦争の地政学」小森陽一・成田龍一編『日露戦争スタディーズ』

(紀伊國屋書店、2004年)

池山弘「愛知県に於ける日清戦争従軍の軍役夫」四日市大学学会経済学部部会編『四日市大学論集 第18巻第1号』(四日市大学学会経済学部部会、2006年)

池山弘「愛知県中島郡下津村に於ける日清戦争軍役夫の募集」四日市大学学会経済学部部会編『四日市大学論集 第18巻第2号』(四日市大学学会経済学部部会、2006年)

中下秀夫「日清戦争における軍夫の記録—大阪真田山旧陸軍墓地から—」大阪民衆史研究会編『大阪民衆史研究 70号』(大阪民衆史研究会、2016年9月)

渡部邦昭「明治・大正期日本の軍事費—『昭和財政史IV』批判を中心に—」日本歴史学会編『日本歴史 6月号 第769号』(吉川弘文館、2012年6月)

能川泰治「日露戦争時代の都市社会—日比谷焼打事件再考—」『歴史評論 No.563』(校倉書房、1997年3月)

片山慶隆「義和団戦争と新聞報道—『二六新報』を中心に—」『歴史評論 No.811』(校倉書房、2017年11月)

保谷徹「近世近代移行期の軍隊と輜重」歴史学研究会編『歴史学研究 No.882』(青木書店、2011年)

北原糸子「都市東京と軍夫」大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史—「文明戦争」と民衆』(フォーラムA、1994年)

趙景達「日露戦争と朝鮮」安田浩・趙景達編『戦争の時代と社会』(青木書店、2005年)

参考資料

『衆議院議事速記録 第九回』(印刷局、1912年)

『戦地職業案内』(星岡書院、1904年)

『相撲 第一巻第一号』(日本大相撲協会、1936年5月)

『相撲 第二巻第十号』(日本大相撲協会、1937年12月)

『大相撲鑑識大系 第7巻』(国民体力協会、1941年)

『東京パック 5(27)』(東京パック社、1909年09月)

『日本紳士録 第4版』(交詢社、1897年)

『日本紳士録 第5版』(交詢社、1899年)

『日本紳士録 第6版』(交詢社、1900年)

『日本紳士録 第7版』(交詢社、1901年)

『日露戦争統計集 第五巻』(東洋書林、1995年)

『梅若実日記 第6巻』(八木書店、2003年)

『秘 明治三十三年清国事変戦史 巻四』(防衛研究所図書館所蔵)

『秘 明治三十三年清国事変戦史附録第一 動員編成及補充』(防衛研究所図書館所蔵)

『秘 明治三十三年清国事変戦史附録第二 兵站業務』(防衛研究所図書館所蔵)

『明治三十三年清国事変戦史 巻2』(参謀本部、1904年)

『明治三十三年清国事変戦史附録第四 経理業務』(防衛研究所図書館所蔵) p.143。

『明治二十七年 大阪府統計書』(大阪府、1895年)

『明治二十七八年戦役陸軍衛生紀事摘要』(大本営野戦衛生長官部、1900年)

『原田商事四十年史』(原田商事四十年史刊行会、1944年)

安達音治編『高等小学唱歌 下巻』(安達音治、1905年)
英公使パークス等「明治十年日本内国運輸ノ性質並費用ニ関スル英国領事報告書」峰源次郎訳(1877年、大隈文書)
横山源之助「漁村雑記」立花雄一編『横山源之助全集 第三巻』(法政大学出版局、2006年)
横山源之助「戦争と手工業者」『横山源之助全集 第三巻』
横山源之助「戦争と貧民部落」『横山源之助全集 第三巻』
横山源之助「戦争と労働者」立花雄一編『横山源之助全集 第三巻』(法政大学出版局、2006年)
岡野寅蔵『征露従軍日録』(豊島区郷土資料館所蔵)
加藤隆世『大相撲鑑識大系・4』(国民体力協会、1942年)
監軍部編『一馬曳二輪車試験行軍実施報告』(久田早苗、1893年)
軍事討究会編『戦陣叢話 第4輯』(軍事討究会、1931)
警視庁編『警視庁統計書 明治37年』(クレス出版、1997年)
参謀本部編『秘 明治三十三年 清国事变戦史 卷三』p.379。
参謀本部編『秘 明治三十三年 清国事变戦史 卷四』p.169。
参謀本部編『明治三十三年清国事变戦史 卷一』(川流堂、1904年)
参謀本部編『明治二十七八年日清戦史 第一巻』(東京印刷、1904年) p.14。
社会問題資料研究会編『所謂日比谷焼打事件の研究』(東洋文化社、1974年)
渋川玄耳『日露戦役従軍三年・日独戦役小敵大敵』(磯部甲陽堂ほか、1916年)
小野六蔵『従軍日記』(小野六蔵、1895年)
秦郁彦編『日本陸海軍総合事典 第2版』(東京大学出版会、2005年)
太田道太郎『軍夫紛擾顛末』(太田道太郎、1895年)
竹澤太一、福田頭四郎、中村政通『墨西哥探検実記』(博文館、1893年)。
竹澤太一『南米の宝庫伯刺西爾』(ジヤパン・タイムス社、1924年)。
中澤一太郎『日露戦役従軍略記』(中澤敬止、1996年)
長谷川一郎編『日露戦役小史・従軍日録一年十箇月』(広益社、1906年)
坪谷善四郎『北清観戦記』(文武堂、1901) p.16。
東京都編『都市資料集成 第1巻』(東京都、1998年)
東京百年史編集委員会編『東京百年史 第三巻』(東京都、1972年)
東恵仁『明治弁護士列伝：肖像入』(周弘社、1898年)
東山生「戦袍余塵」『日露戦争実記 第四二編』(1904年12月3日)
東洋経済新報社編『明治大正国勢総覧』
徳富猪一郎編『公爵桂太郎伝(乾巻)』(故桂公爵記念事業会、1917年) p.611。
馬周子「滞陣録」『日露戦争実記 第二六編』(博文館、1904年8月13日)
尾上新兵衛「戦時通信」『日露戦争実記 第四編』(博文館、1904年3月13日)
毛利八十太郎『洋行帰りの輻重輪卒』(中野勝永、1918)
野島丹蔵訳編『欧洲六大国軍制現況 卷一 独逸国之部』(参謀本部、1890年)
陸軍省編『日清戦争統計集 下巻一』(海路書院、2005年)
陸軍省編『日清戦争統計集 上巻一』(海路書院、2005年)

陸軍省編『日露戦争統計集 第八卷』（東洋書林、1995年）

陸軍省編『明治三十七八年戦役 陸軍政史第五卷』（湘南堂書店、1983年） pp.126-135。

輜重兵史刊行委員会編『輜重兵史 上』（輜重兵会、1979年）